

平成20年第2回

香美市議会定例会会議録

平成20年 6月11日 開 会
平成20年 6月24日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 0 年 6 月 1 1 日 水曜日

平成20年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月11日水曜日（会期第1日） 午前9時11分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦
副 市 長	石 川 晴 雄	商工観光課長	高 橋 千 恵
収 入 役	明 石 猛	建設都計課長	中 井 潤
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	下水道課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	法光院 晶 一	環 境 課 長	横 谷 勝 正
企画課兼土地開発公社事務局長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
財 政 課 長	後 藤 博 明	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	地籍調査課長	田 島 基 宏
収納管理課長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」(保険事業勘定)
- 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」

- 議案第 57 号 平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 58 号 平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 1 号」(事業勘定)
- 議案第 59 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 60 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61 号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 62 号 大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 63 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 64 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 65 号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 66 号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 67 号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第 68 号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 69 号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 70 号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 請願等第 1 号 香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について

議事日程

平成 20 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 20 年 6 月 11 日(水) 午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 7 号 専決処分事項の報告について

健康づくり推進課所有の携帯電話解約金の支払について

(2) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第8号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について

(3) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①香美市土地開発公社 平成19年度事業報告及び収支決算報告

②財団法人香美市開発公社 平成19年度事業報告及び収支決算報告

③財団法人奥物部開発公社

- ・平成19年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業特別会計決算報告

- ・平成20年度事業報告及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算

④財団法人アンパンマンミュージアム振興財団

- ・平成19年度事業報告及び決算報告

- ・平成20年度事業計画及び予算

⑤株式会社香北ふるさと公社

- ・平成19年度事業報告及び決算報告

- ・平成20年度事業計画及び予算

(4) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」

日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」

日程第6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」

日程第7 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」

日程第8 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」

日程第9 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」

日程第10 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」

- 日程第11 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 日程第12 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」
(保険事業勘定)
- 日程第13 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第56号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 日程第15 議案第57号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第16 議案第58号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第17 議案第59号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第60号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第61号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第62号 大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第63号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第64号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第65号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第66号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第67号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第68号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第69号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第70号 蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第29 請願等第1号 香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、大石綏子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時11分)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成20年第2回香美市議会定例会を開会をいたします。

これより日程に入りますが、その前に平成20年第2回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、国際社会に目を向けますと、原油高騰や食糧不足が世界的な規模で進行しつつあります。市民生活にも多大の影響が懸念をされてまいります。また、地球温暖化による異常気象も大きな課題となってまいりました。ミャンマーでのサイクロンや中国四川省での大地震では多くの方々が被災をされましたが、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

我が香美市も例年より約1週間早く梅雨入りをするなど、災害多発の季節に万全の対策が求められます。議員の皆様方にはご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。合併後3年目に入り、行政並びに議会には市民の大きな期待も寄せられております。本日の新聞のニュースでは、本県に経済産業省の農商工連携型地域中小企業支援ファンドが、10日以内定されたことが報じられております。総額25億円の運用益を活用するもので、県政、市政発展の、攻めの行政が求められてまいります。

さて、本議会には報告案件2件、承認案件10件、議案第56号から議案第70号までの15議案、並びに請願1件及び追加議案が予定をされております。議員各位におかれましては、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて19番、前田泰祐君、20番、大石綏子君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、6月2日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長(西村芳成君) おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成20年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月2日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び審査の予定表のとおり、本日から6月24日までの14日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由までといたします。

会期2日目、12日から、会期6日目、16日までは、休日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期7日目、17日から、会期9日目、19日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期第10日目、20日は議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会の付託となります。付託となります案件は常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたしておきます。なお、承認第2号及び議案第56号は、本会議散会后この場所で連合審査を行います。

会期11日目から13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日24日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件であります。今期の議会運営委員会に意見書案が6件提出されましたので、この件について協議をいたしました。提案者別の内訳は、市長から上程要請の意見書案が1件、議員からの提出の意見書案が5件でありましたが、そのうちの1件につきましては5月30日、午前中の提出期限が過ぎておりましたので議長にお返しをすることに決定をいたしました。他の意見書案につきましては書式が整っておりますので、全会一致で提案する意見書につきましては、様式を整えた後、最終日に追加案件で上程されるもので、合計5件の意見書が提案される予定であります。また、執行部から追加議案1件があるとお伺いいたしております。

次に、一般質問の通告は会期2日目、12日木曜日、午前10時までに提出をお願いいたします。また、一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに1件の請願書が提出されておりますので、この件について協議をいたしました。お手元に請願書の写しが回っておると思いますのでごらんをいただきたいと思います。香美市業者の育成と併せて工事の入札に係る最低制限価格の見直しを求める請願であります。これにつきましては、香美市建設業者有志一同代表者、黒岩工業株式会社代表取締役社長、野村俊博氏より、去る5月30日、午前中に議長あてに提出をされております。この点について協議の結果、産業建設常任委員会へ付託して、今期定例会の会期中に審査の上、会期中に結論を出すことにするよう努めていただくことに決定をいたしました。なお、会期中に結論が出ない場合につきましては、継続審査とすることもあるということも申し添えておきます。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件について報告いたします。

1点目は、本日本会議終了後、議員協議会を開催することになりましたのでご報告をいたしておきます。

2点目は、今年度の議会議員等の先進地視察研修について協議しました。本年度は、議会議員及び執行部の参加する視察研修は1泊2日の日程で、バスを利用した視察研修を実施することになりました。なお、この視察の件については各常任委員会で協議をしていただくことにしておりますので、今議会中に各常任委員会ではこの点をご協議をお願いいたしたいと思っております。

3点目は、財団法人奥物部開発公社、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団、株式会社香北ふるさと公社の事業報告及び決算報告とあわせて、新年度事業計画及び予算に関する質疑、応答のための議員協議会の開催の期日についてを協議しました。協議の結果、会期9日目の6月19日、一般質問の3日目の終了後にそれぞれの関係者に出席を願って、説明を受けた後に質疑、応答をすることに決定をいたしました。

4点目は、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟の平成20年度総会の開催について協議をいたしました。協議の結果、この件についても会期9日目の6月19日、一般質問の終了後に開催することに決定をいたしました。

その他、議会運営につきましては従来のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたしたいと思っております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月24日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月24日までの14日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をいたします。

平成20年第1回議会定例会において決定いたしました、過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書、米価の安定対策を求める意見書、最低保障年金制度の実現を求める意見書、米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書、以上4件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定による報告第7号の専決処分事項の報告とあわせて、地方自治法施行令第146条の規定による報告第8号の繰越明許費繰越計算書の報告について報告書のとおり報告がありました。

あわせまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成19年度事業報告及び決算報告、同じく財団法人香美市開発公社の事業報告並びに財団法人奥物部開発公社の平成19年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成20年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計の提出がありました。次に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成19年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成20年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、株式会社香北ふるさと公社の平成19年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成20年度事業計画及び予算の提出がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出されています。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに1件の請願書が提出されています。この件につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長報告にありましたように、議会運営委員会の決定のとおり所管の産業建設常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番、西山でございます。

3月定例会以降、4月16日及び5月14日に行財政改革推進特別委員会を開催しましたので、その審査及び協議の結果を報告します。

まず、4月16日の委員会では、住宅新築資金等の滞納整理の状況について審査いたしました。

滞納額は年々増加し、平成20年3月31日現在で元本が約4億3,700万円余り、利子を含めると総額5億5,000万円余りとなります。平成12年度に一般会計より3億円を繰り出し、その後も毎年2,000万円から3,000万円繰り出して赤字を埋めているが、平成19年度で初めて一般会計からの繰入金がなくなりました。平成20年度以降も公債費の減で繰り入れがほとんど必要なくなるという予定であるそうです。

「平成17年度から訴訟等を行い和解や抵当権実行等を続けてきた結果、平成17年度貸付金元利収入は約5,000万円でありましたが、平成18年度では7,200万円余りとなり、平成19年度も平成18年度を上回ることが確定するなど、取り組みの成果があらわれている。」との総括がありました。現在、訴訟等で継続中の案件の説明を受け、今後とも注視をしていくこととなりました。

続いて、市営住宅使用料滞納整理の状況と黒土住宅連帯保証人の取り扱い状況についてを審査いたしました。

訴訟中が2件、準備中が1件で、判決が出て強制執行したものが3件、保証人に催告

したものが2件とありました。これまでの成果として、「最終催告や強制執行を行うことにより、3カ月以上滞納すると建物を明け渡さなければならないとの意識づけができつつあり、平成18年度より保証人、連帯保証人、相続人に対して催告することにより一定の成果が得られた。生活保護者に対しましては、支払われている住宅費を平成18年度から強制徴収できるようになり、その後は滞納者が発生していません。」との説明、総括をし、今後とも議会と執行部ともに取り組んでいくことが重要であるとの方向づけをしました。

連帯保証人の取り扱いについては、「平成17年完成の黒土住宅A棟より滞納防止策で連帯保証人2名を取ることにになりました。説明会では（連帯保証人が）2名必要であるとの説明を行ってきましたが、大半の入居者が長年黒土住宅で生活をして連帯保証人を探してもなかなか2名見つからず、また移転がスムーズにいかないと次の建てかえがおくれるという理由のため、1名用意できれば移転を認め、継続して探してもらうよう要請している。平成19年完成の（黒土住宅）C棟では、平成20年に旧住宅解体工事に入るためA棟と同様の取り扱いで事務を進めた。結果、黒土住宅A棟では、連帯保証人1名が28世帯中18世帯、C棟では19世帯中7世帯となっている。引き続き探してもらっているがなかなか見つからない状況である。」このことに対して、「前任者の引き継ぎにも問題がありはしないか。」また、「最初にきちっとしてないのでこのようになった。」、「行革の委員会で滞納防止のために知恵を出し、連帯保証人2名をとるということを決めて努力をしても、執行部がきちりしなければ何をやっているかわからない。」等、多数の意見が出ました。今後ともこの問題を検討していくことになっております。

市営住宅退去時の敷金の取り扱いについての審査では、「敷金から充当できるのは未納家賃や入居者の故意、過失により滅失損があったときの損害賠償や不正改造による損害賠償などであり、通常損耗による修繕費については敷金から引くことはできない。香美市の条例では入居時に提出してもらう諸費、たたみの表替え、建具の修理は原則入居者個人負担と明記している。」等の説明を受けました。

また、「市営住宅使用料を還付しなければならない事件が発生した。」との報告を受け、ラ・メゾン桜と黒土2号団地A棟では「平成18年と平成19年度において使用料減免の特例の計算基準の間違ひがあり、過払いとなっている者が出ました。過払いとなっている者には還付し、そのうち滞納がある方には滞納に充当しました。」、という説明を受けました。

また、公営住宅の水道料の支払いについて、「公営住宅の使用料については公営住宅の設置者、すなわち香美市が水道事業者を支払って、その後財政課が個々の入居者より水道料を徴収することとなっており、財政課が入居者から徴収ができなければ一般会計から支出した水道料の穴埋めができない状況となっています。各滞納者に解消をお願いして順次進めていますが、公営住宅で水道料を滞納しても一般の市民と違い水道をとめ

られないのでは不公平である。」と、「条例を改正すべきである。」との意見もあり、検討することといたしました。

次に、5月14日の行財政改革推進特別委員会では、住宅新築資金では、「平成19年度住宅新築資金等貸付金の徴収率は11.5%で、約7,338万円であり、平成18年度より2.5%の増となっています。個別では、関連する3名の6債権が、競売により最終的には641万円余りの配当がありましたが残債が約3,930万円となっており多額のため、今回でこの物件もなくなり定期収入もない状態であるので、将来相続者が相続放棄されますと、この件は不納欠損処理をせざるを得ない状況になる可能性がある。」という説明を受けました。ただ、この件につきましては、最終的には県の補助対象にはなるそうです。ほかに「3名、6債権に対しても訴訟を準備中である。」との報告があり、「一部係争中である。」という報告を受けました。この移転しましたこの2件につきましては、今後とも注視をしていくことにしております。

次に、公営住宅の滞納については、「住宅使用料の滞納整理の方法として、連帯保証人に対して完納指導依頼書が出せるのは、入居者に最終催告書を出すときでないと出力できないプログラムになっています。今後の対応として、今すぐには入居者は督促状、催告書、最終催告書を出して、次に、すぐ明け渡し請求の内容証明を出し、連帯保証人には催告書を出す段階で完納指導依頼書を出し、最終催告書を出すときも完納指導依頼書を出して早い段階から指導してもらいたい。」ということでありましたが、意見としては、「連帯保証人に対しては、催告書を本人に出したときに完納指導依頼書を出し、それでも支払わないときは本人に最終催告書を出し、連帯保証人には連帯保証人に支払うよう催告書を出して回収を図り、その後法的措置、内容証明郵便を送る場合には、入居者だけでなく連帯保証人も内容証明郵便を送り、両方から債権の回収を図っていくように。」との意見が多数ありました。

公営住宅の水道料金の滞納については、「条例を改正し、水道料、下水道料を滞納した場合の給水停止ができるようにする。」とのことでありました。この件は今議会に、議案第63号として提案されております。

続いて、下水道事業の全体計画について説明を受けました。

「公共下水道事業は、現認可区域は平成21年度に終了するので、国から7年で事業が完了できる条件が出され、市としては支出可能予算として年間3億7,000万円の範囲で秦山公園1.7ヘクタール、北本町約5ヘクタール、伏原地区8ヘクタール、楠目地区4.25ヘクタール、談議所污水幹線、神母ノ木污水幹線及び神母ノ木2.2ヘクタール、計41.9ヘクタールの区域で検討することにしています。香北町の特定環境保全下水道は、平成21年度には面整備完了予定である。平成22年度から平成24年度までの期間、事業期間を延長して管渠延長工事約1億4,200万円、処理場3億5,200万円、計5億400万円の事業を予定している。また、土佐山田町逆川地区で農水省より事業認可されている逆川地区農業集落排水資源循環総合補助事業は、平成

19年度から平成23年度の5カ年で計画されており、本年度より管渠築造工事や処理場の買収にかかり平成24年度に供用開始する予定である。本事業では、受益者負担金の納入については、使用開始前の3カ年に事前納入で計画している。そして、3年以内での下水道の接続時には分担金の一部を奨励金として返還する方法をとることとしている。」ということで説明を受けました。「公共下水道事業には雨水排水計画も含まれていまして、現在中央排水区で幹線関係の整備を行っており、平成19年度現在の進捗率は事業費割合で約40%である。国府川の改修工事も済み、土生川の合流点付近の工事も本年度中に着工の予定であり、長年の懸案であった中央排水区の中央雨水幹線吐き出し口の工事も、この工事と同時施工が可能となりこの数年で大きな展開が期待できる。」との説明がありました。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

次に、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本でございます。

まちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告いたします。

4月10日（午前）9時より、出席委員10名、定足数に達しておりましたので開会、協議を進めました。協議事項は、大項目2、「産業の振興策について」、中項目3の「商業」、4の「工業」、5の「観光業」、6の「地場伝統産業」、7の「工科大学」についてであります。まず、担当課長から経過と現状について説明の後、質問、意見等、今後の見通し状況について対策等協議、審査しました。

1点目、まず商業の振興、商店街の活性化について。

「もうご承知のとおり土佐山田町、香北町、（物部町）大栃がシャッター通りと言われる姿になったことは、多少の差はあるけれども3地域同様の状態であります。これをどうするか。」「このままでは、1地域は特に近い将来商店としての明かりが消えてしまうのではないか。この大小差はあってもまちの商店街の明かりがなくなるということは、香美市の理念の1つである賑わいがなくなる。賑わいのないところに輝きも出てこないことになりはしないか。」ですが、「現時点で特効薬的な対策というのは出てこないのですが、やはりあきらめではなく商店主みずからが何とか方策を講じようという意識改革が必要ではないか。」そして、「商店主みずからが立ち上がる。そして商工会が、行政が、それぞれが課せられた役割を果たすことによって、できることからまず実行する。」こういうことではないかということでもあります。土佐山田町では、今年9月

に及びす昭和横丁を計画しているということでもあります。「一過性のイベントではあるが、商店街の活性化にはつながるのではないか。」、「テクノパークに入っている企業を主体に技術交流、意見交換会、商店街を含めた県内、県外の企業の参加も得て、広範に活動を展開する計画である。」

2点目、観光地の整備と観光客の誘致拡大戦略について。

「香美市で観光地と言え、大きく分けて3カ所である。1つ目は龍河洞、次にアンパンマンミュージアム、3つ目はべふ峡温泉である。整備については、民間施設は民間で必要に応じて行うこととするが、観光客の誘致とか拡大戦略というようなことについては新たな戦略を考え、アピールしていく。」ということである。「今後は、特に体験型を取り入れていくこと。これまでも塩の道とか奥物部を楽しむ会等の活躍によって進めてきたが、更に体験型を進めていくことを考えている。豪華客船のオプションルツア一に、子どもたちを含めて別府峡で川遊びをすとか、体験のメニューなども考えて提案している。」

3点目、中心地付近の宿泊施設の整備について。

「土佐山田町の中心地に限ってはホテルダイワがあり、新たな宿泊施設ということは考えていない。周辺には温泉施設等もあり、中心地に新たな宿泊施設をつくることは既存の宿泊施設が共倒れになる傾向となることが予想される。べふ峡温泉の宿泊客激減数で、経営が苦しく（なり）食い込んでしまうことが予想されるので宿泊施設の増設は考えていない。大栃付近に宿泊施設がない。ライダーズインがあるだけである。」

4点目、打ち刃物の生産の長期戦略と販路拡大について。

「現在、後継者の育成に取り組んでいるが、新規の後継者の希望者はいないのではないが、受け入れる側の親方がいない状況である。1人の後継者を育成するには、雇用保険、賃金一切の面倒を見なければならないということで、受け入れ側の状況が大変厳しい。」それ以外に「育成事業に平成19年度から取り組んでおり、現在2名の候補者に補助して、平成20年度も引き続き刃物製造者としての育成に取り組んでいる。」そのほかに、「ジャパンブランド育成事業というのがあって、3カ年計画で香美市として平成19年度、平成20年度で四国経済産業局の補助事業を受けて、土佐打ち刃物らしい新しい刃物の開発と海外を含めた販売ルートづくりなどの事業を行っている。」そのほか、「LLPという有限責任組合参加企業として、6社で今後新しいデザイン、パッケージなどをつくりかえるなど販売戦略を考え、現在進行中である。」

5点目、地産地消、食育の推進について。

「これは観光協会ともタイアップして、県外も含みいろいろなイベントで地場製品の販売を行っている。大阪の千里、高知新港、昭和横丁、ふるさと祭り、高知観光開き、香北いきいき合衆国、県外にもアピールしていくことを考えている。食品について、どんな地場製品があるかについても集約、紹介していく。」「今後の課題であるが、全部を集約したホームページもつくっていく。特に鹿肉の利用について、べふ峡温泉など

を中心に考えている。」それに関連して、「商工観光課、これから大きな事業に取り組んでいく考えで、香美市の地域雇用創造計画を労働局へ提出しており、現在各省庁で検討していただいている。これが採択されれば、本年度は地域資源をどのように雇用につなげることができるか。アドバイザー事業に今年着手して、これが採択されて雇用に見通しがつけることになれば、平成21年度、パッケージ事業というのに手を挙げたいと考えている。これは、最大3カ年で年2億円から6億円の事業となるが、現在は未定であるが、実施できるとなれば林業、農業、ゆずも含めた農業観光も考えられる。」

「今、香美市で重要な案件は人口増大、雇用対策が課題であると思う。そのため、1つの要素として都市計画の見直しも検討課題ではないか。地域雇用創造計画、観光ピーアール、消費者行政に力を入れていくこと。消費者行政に関することで、スーパーの跡地について検討の余地があるのではないか。消費者行政と商業、観光は大いに関連があると思うが、商業は人が集まるところで店舗を張るか（つくるか）、人の集まるところへ商品を持っていくか、注文を受けて送達するかである。それに、商品に消費者、いわゆる顧客を引きとめる手法としてスタンプラリーとかスクラッチくじという還元をすることなど活動はしているようであるが、第一には何と言っても売っているものがお客の目につく。消費者にとって魅力のある品質、数量がそろわないと、消費者はよそに行く。香美市の場合、香美市以外で買うという事例がある。このような状態への対応策としては、個々の経営判断で対応するしかないのではないか。」、「商工観光課として具体的な指導には入りにくい。実際にこのような傾向はある。」

以上がこれまでのあらましであるが、「今後あけぼの街道が全線開通して、JRの駅に北側から直結した場合どうなるかということである。土佐山田の現在の商店街、東西に長い街、南北への道路も少なく北側をどうするかという観点から、総合的に考えなければならないのではないか。道路の状況によってまちが変化していく。その機能が変わることによってまちが動いていく。そこをどう押さえてまちづくりをしていくか。南北それぞれ地区拠点整備をする計画を持っていたが、南側については駅南拠点整備という絵を描いていたが、最近は全く外して住宅用地として売られている。駅の北についても計画は一切無視、住宅地となり、区画整理もままならぬ状況のようで、かなり早い段階から計画をしっかりと出す。地域との意見調整をしっかりとしていかなければまちづくりは進まないというのが、現在の香美市の中心商店街を取り巻く周辺の状況である。今後の取り組む方向づけ、順序として、商工会だけの責任ではないが果たすべき役割は大きく、課題を分析、合意形成を図り、機能的に指導すべきではないか。土佐山田町の商店街については、行政側のすべき役割もあるのではないか。商店、商工会、行政の連携をとり、協議をしながら進めることによって将来性があるのではないか。商店街については、大小差はあるが香北町、物部町にもあり、物部町の場合、香北町、土佐山田町とも格段の差がある現状で、このままでは近い将来全く商店というのは立ち行かなくなるのではないかと危惧するが。」、また、「（物部町）大栃に商店が全くなくなれば、

利用者は少なくなってもいなくなりはしないので大変不便なことになる。現在でも遠距離、高齢者は交通面で不便を来しながらも利用しているが、将来的な展望策についてどうなるか。」「香北町のほうに新たな韓国料理関連の店が入っている。物部町はポイントサービス等で努力はしているが、高齢者に対しては移動スーパーとか現在も行われているようであるが、極力不便を来すことのないよう配慮は要するが、方向転換というのも大事な要素ではないか。高知県では、逆に新たな産業として利益も上げているということである。」

以上、執行部担当課長の説明の概要であり、この説明に対して各委員から質問、答弁、意見の交換、提案等を経て会議を終了、閉会しました。以上のあらましであります、4月10日のまちづくり推進特別委員会の会議の報告を終わります。

続いて、5月9日のまちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告いたします。

午前9時、出席委員が10名、定足数に達していましたので開会、協議を進めました。協議事項については、大項目3、「福祉の充実策について」。まず、執行部担当課長から説明の後、委員会から質問、意見等を受けて会議を進行しました。

執行部からは、山崎幼保支援課長に出席をいただき、子育て支援策と施設整備について説明をしていただき、片岡健康づくり推進課長からは子育て支援策について配布した資料に基づき説明を受けた後、それぞれ委員からの質問、意見等に応答があり、続いて小松福祉事務所長、岡本保険課長から担当する行政事務状況について説明を受けた後、各委員から質問、意見等の概要について。

子育て支援策の充実について、「乳幼児医療費は出生から小学校に入る前まで、乳幼児に対しては全額補助で個人負担はない。ひとり親などの家庭への医療についても、子どもと保護者の医療費個人負担分が全額補助の対象となっている。2件とも2分の1が県補助である。」

介護保険施設の整備について、「現在第3期介護保険事業計画に基づいて、小規模多機能型居宅介護1カ所と地域密着型特別養護老人ホームの新たな施設整備が、平成19年度末、3月に事業所の実施した建築の入札で不落となり中止となった。今後は平成20年度に策定する第4期介護保険事業計画において関係機関等と検討、協議することになる。」

その他、新たな施設整備について、「介護保険事業に基づいて新たな施設整備が行われている。需要の高い必要な施設は整理をしていかなければならないが、保険料に直接影響することから、できるだけ施設整備は抑制していく考えである。」

在宅介護の充実策について、「要介護4または5の認定を受けた在宅の高齢者、市民税非課税世帯を介護している家族に対して、1人年額6万円を限度に支給している。」

居宅介護住宅改修について、「支給の対象となる住宅改修については、1件当たり最高100万円で、県が3分の1、市が3分の1で自己負担が3分の1となる。」

訪問介護利用負担減額特別採択事業について、「軽減率は平成20年6月30日まで100分の4、平成20年4月1日以降はなくなる。」

施設入所者の負担の軽減策について、「介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減する場合に補助するもので、利用者は低所得者で、特に生計が困難である者について該当」ということでもあります。

委員の質問に対して、保育関係。「待機児童については土佐山田町地区においてふえている。年度途中で生まれてくる子どもとか、転入してくる児童について予測しにくいという状況がある。待機児童を解消していくには保育所の改編で効率を図ることと、各園でゼロ歳児の受け入れができるような組織体制づくりが必要。現在検討中である。」、「現在待機組はどうか?」、「4月、5月の実態はひまわり保育園は定員いっぱい、山田保育園には若干の枠があったが、年度が進み生まれてくるので、その分が待機組となるので、そういう方々は民間の託児所をお願いするということである。」、「香美市においてこんにちは赤ちゃん運動というのはいつからか。」、「現在は保健師のみが回っているが、物部町のほうで母子推進委員という組織があって、ボランティアで回ってくれているようで、市の方でお願いしているということではなく自主的に回ってくれているということでもあります。民生・児童委員の女性部の方が育成をしようとしつつあるようですが、それにはある一定の個人情報のこととかいろいろな技術的助言が必要であり、それが終わった段階でお願いしようということになっている。現在実施しているのは保健師のみであります。」、「民生・児童委員は人数的に少ないのではないか。国の政策としても推進せよということであったと思うが、実際に動いている民生・児童委員の数は何人か。」、「正確に把握はしていないが、3名か5名ではないか。まだ実働に至っていないので、残念ながら赤ちゃんが180名前後しか生まれていないので、今のところ保健師が手分けをし、全員訪問するという事は目指しているが、そういう部分では手は足りている。民間の方をお願いするという課題については発展途上ということである。」、「子育て支援はどのようなものか。」について、「1つは土佐山田町地区で初めての子育て支援センターを設置すると。その中には子育てに関する相談窓口を設置するとか、交流ができるつどいの広場を設けるとか、一時保育を実施する。子育て支援に関する情報の提供であるとか、育児サークルの連携、これは市内に幾つかの育児サークルがあり、こうした交流をする。まだすぐにはできないが、病後時保育も視野に入れて検討していく。」ということ。「これは医師との連携も必要となるので、開園と同時に実施は難しいのではないか。ゼロ歳児保育、食育推進、11時間保育、いろいろ検討している。」また、「育児ボランティアの育成、子育て支援センターの大きな柱の1つであり、現在香美地区に子育て支援センター美良布という、これは先行して1つ設置している。」、「次に建てるB保育園、土曜日の1日保育、現在はひまわり保育園のみであるが、12時間保育、最長の保育を考えている。園庭開放、食育の推進を予定した子育て支援策。」、「保育料が高くなったという声もあるが。」、「合併前、旧3町村

はそれぞれ地域の事情に応じて異なる料金であったが、公平を原則ということで3年を目途に見直しをするということになっているが、これは料金が同様というだけで公平性がないかというところには議論もあるかと思うが、家庭の経済事情によっては減免の措置があるとか、2子目は半額になるとかいった補助もある。」また、「園児の健康づくりで歯磨きは基本的なことで重要。昨年までは数回であったが、今年は報償費が足りないのではないか。」との報告もある。

「思春期の保健事業で性の学習、性教育というのは重要であり、一時学校教育で実施していた。正しい性の知識、性感染症、エイズ、望まない出産が虐待を生むという現実もあり、中学2年、3年生は大栃高等学校で高知大学医学部から来ていただき性の学習について実施もしていたが、大栃高校の閉鎖となるので今後の見通しは確立されていない。虐待の問題であります、窓口は福祉事務所であるが、保育所、健康づくり、一歩入れば庁内連携を取り対応する体制ができている。」

「子育て支援策で、保育、小学卒まで医療費の助成について、旧香北町がやっていたものを3年間は継続ということをやってきたが、検討するという事になっていたので廃止の方向でということ。だが、これは市の負担が増大するという見通しからであったが、少子化となった現状で検討の余地はあるのではないか。だが、拡大するという事は考えられん。現時点まで試算はしてない。」、「この問題については、これまでもしばしば現状と将来について正してきたが、サービスを落としたりいかに言うてきたが、現実には落ちてきたのではないか。子育て、福祉と教育。特に義務教育、最も重要な施策であるがどのような方向であるのか。」、「全体の施策は落としたりいかに、乳児医療については6歳まで拡大したばかりですぐに上げるということは考えていない。」であろうが、この件は今後も議論のある問題で、課題であります。

「合併時に廃止になった患者移送バスの復活が望まれている。料金を払うことにより、一般利用もできる利便性、合理性からして再検討すべきでは。」、「高齢者の福祉計画につき、今年が見直し計画の策定期間となるので福祉タクシーについて計画の中に盛り込まれているので検討していく。」

「虐待死とか化学物質による死亡事件があるが、これまで香美市に発生はないが、今後もないとの保障はできない。未然に防ぐということで家庭児童相談員を2名配置ということであるが。」、「要保護児童対策地域協議会を設置して情報は一手に福祉事務所のほうに収集。相談員が集合、安全確認、緊急性を要するかいなか見きわめながら児童相談所へ通報、一緒に取り組んでいく体制は整えている。緊急を要しない場合、保育所その他方々からの情報収集、民生・児童委員、保育、小学校関係、児童相談所関係のメンバーが集合して対策案を協議することになっている。その後、実務者会議を3カ月に1回ぐらいやることということ。」、「日本の制度というものが余りにも生ぬるい。だから取り返しのつかない事件となった例もある。普通の人は介入できない。」、「香美市の場合、警察とも連携しているし、メンバーにも入っている。緊急の場合、簡単に通

報、連絡がとれることになっている。」人口の定住を最大のテーマとする香美市まちづくり、万が一にもこのような事件の発生は絶対にあってはならないことである。

福祉対策について、「福祉の係と生活保護の係、連携を図り、保護まですぐいこうという感じもあるが、まだ自助努力で就労意欲を出せば少しでも稼いで、片一方では障害者とか高齢者のサービスも受けながらというケースもあるのではないか。その場合、安易に情報の提供もせずに、いきませんということで終わっていることがあるのではないか。」、「情報提供の分で若干くらしのガイドブックの中に紹介してあるが、具体的には書かれていない。以前、旧土佐山田町の「福祉の手引き」に細かく書かれていたようである。」、「障害者の通院について、症状により対応できる病院が香美市内にない場合、市外の病院に通院するとその交通費の助成がないと聞いたが。事務的な分と費用的な分が障害になって受けられない。香美市内で固定しているから、法ではそんなことではなくて、内規的に香美市内を基本とするというのが福祉事務所の決まりなのか。」、「香美市と南国市で可能。それは内規で、通常南国市と香美市の管内で治療はできる見込みである。」

「在宅介護の充実策で生活管理指導員の派遣事業というのは、本来福祉事務所で行っていたヘルパー的な事業で、介護保険の方へ移る前段というのが対象になる。利用者回数では、土佐山田町6人、香北町ゼロ、物部町2人、委託は社協とテラムラ、介護保険の対象になる。」、「要介護の状態へ進行するのを予防するという意味、配食サービスについて、合併前も現在も各町ばらばらのようである。これは高齢化が急速に進む状況の中で在宅介護の方向となれば、配食サービスは積極策を検討すべきできないか。」、「物部町のふれあいプラザの1階に機能訓練室があるが、現在は閉鎖、放置の状態である。施設利用の声もあるが検討してはどうか。」この件は、今後執行部においても検討するという事。

以上が5月9日、まちづくり推進特別委員会の会議のあらましの経過と結果であります。

4月10日、5月9日のまちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

この次の委員会の協議事項であります。大項目4で「基盤整備」であります。中項目1、「主要道の整備」、2で「生活道の整備」であります。小項目1で「あけぼの街道の整備」、2で「国道、県道の改良」、3で「都市計画道の整備」、4で「生活道の完全整備（安全施設）」が議題であります。この項目の審査、協議を終わりましたら現在の香美市行政状況の大部分は見えてくるとお思いますので、今後の市政の課題、積極的に取り組むべきこと、改善策を要するものなど取りまとめをして提言したいと考えております。

以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は

ありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 1点お聞きしたいと思います。説明の中にあつたパッケージ事業ですが、これは雇用促進とか地産地消、そういう面で非常に自分も興味を持っている事業で、委員会として執行部の説明を受けただけで、資料の提出とか、それを執行部、議員協議会ともに共用して進めるという、そういう話はなかったのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） はい、坂本です。お答えします。

そこまでの詳しい質問もなく、答弁もなかったと思います。それで、一応全体の協議の項目、あと1回で終わる予定ですので、それが終わりましたから改めてその十分に理解がされてない、あるいは問題点等、それはまた担当の課長、幹部にもおいでいただき詳しく聞きまして、今後のそれに関する政策的なものもつくっていくようにしてはどうかというように考えております。あくまで委員の皆さんの全員の意見も聞きながら進めていくことにしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続きまして、日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」から、日程第28、議案第70号、蕨生野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまで、以上25件を一括議題とします。

行政の報告並びに承認第2号から議案第70号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。本日、ここに平成20年第2回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用な中をご出席いただきましてありがとうございます。

まず、諸般の報告に先立ちまして、先のミャンマーでのサイクロンと中国四川省で発生しました大地震は、どちらも多くの死者と、国土に甚大な被害を及ぼしました。また、先日は（東京都）秋葉原で無差別殺傷事件が発生し、7名の貴い命が奪われました。お亡くなりになりました方に対し、また被害にあわれました方々に対しまして心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

さて、香美市発足後3年目を迎えておりますが、この間、人権行政につきましては旧土佐山田町の取り組みを継承し、人権同和問題解決に向けあらゆる機会をとらえ取り組んできたところでございますが、このたび、公共施設におきまして差別落書き事象が発生をいたしました。このことはまことに遺憾であり、真摯に解決に向けて取り組んでお

られる方々に対しましてことに申しわけなく、市長として深く反省をいたしておるところでございます。今回の差別落書き事象を踏まえましても、今後も人権、同和問題の解決は行政の基本的な責務として、より一層学習、啓発活動に努めてまいらなければならないとの思いを新たにいたしております。重ねておわびを申し上げ、皆様方の今後とものご指導をよろしくお願いをいたします。

さて、今政治も経済も全く先行きが不透明、不確実な状態が続いています。国の経済状況につきましては、政府は景気動向速報値において、これまでの弱含み状況からさらに悪化した可能性を含む局面変化に下方修正するなど、2002年から続いてきた景気の拡大基調は終息し、後退の局面に入ると言われているようになりました。そして、政治においては、相変わらず国会審議は混乱を来しており、道路特定財源の問題や後期高齢者医療制度の取り扱いについての議論が続いています。また、5月25日に地方分権改革推進委員会より、生活者の視点に立つ地方政府の確立と地方が主役の国づくりに向けた359の分権改革案が発表され、その事務事業の大半を基礎自治体である市に移管とする第一次勧告が示されました。三位一体の改革などに続く第二期分権改革がスタートしますが、国から地方、都道府県から市町村への権限委譲に当たっては、税源移譲と地方交付税の充実など適切かつ確実な財源の保障が必要であります。このように、まさしく地方自治を取り巻く環境は厳しさとともに大きな転換期を迎えていると思えます。今議会を通じましても議員の皆様方のご指導を願うものであります。

続きまして、諸般の報告と提案理由の説明を申し上げますが、お手元に冊子をお配りをさせていただいておりますので、若干時間を要しますがごらんをいただきたいというふうに思います。

総務課関係からは、新庁舎建設につきましては、4月以降職員チームと議会庁舎建設特別委員会と協議しまして、内容を詰めていただいております。免震構造の鉄筋コンクリート5階建ての庁舎となりますので、今後ともご検討をお願いをしたいと思います。

また、IT設計につきましては、設計・施工一括発注方式を採用することとしました。委託業者は指名型プロポーザル方式によりまして現在選考中でございます。決定は来月、7月末になるというふうな見込みになっております。これまでの公共工事では設計と施工を分離して発注しておりましたが、しかし、今回の新庁舎建設に伴うIT基盤の整備につきましては、移行時に問題が発生しないように新庁舎の設計と並行してIT設計に着手しなければなりません。施工自体は庁舎の建設工事がある程度完成しないと着手できないことから、設計が完了してから施工までに一定期間を要するため、設計に用いた機器等は施工時点では新たなものに更新されている可能性がございます。また、庁舎の建築状況等によりましては設計を見直さなければならないという可能性があることから、設計の品質を担保するためにも設計・施工一括発注方式を採用いたしました。

次に、公有財産の購入でございます。先般、公用車駐車場北側のフジヤでございますが、国道195号線に面した土地で413平米でございます。が売りに出ていることを知

りまして、将来の市役所利用の利便性、発展性を考慮し、国道195号線からの直接進入路及び駐車場用地として、現状のまま建物を含め購入することとしました。所要経費4,551万4,000円を今補正予算に計上させていただいております。用地の購入は現状での引き渡しで購入するため、建物は当面、選挙管理委員会や電算室の仮事務所として使用したいと思っております。鉄骨2階建ての建物は昭和57年の建築で、現在の建築基準を満たしております。延べ床面積は1階、2階合計で574平米あり、新庁舎完成後は有効に利用することを計画をいたしております。なお、今回の用地購入により、想定しておりました仮事務所借り上げ料は不要となります。

企画課からでございます。姉妹都市関係の解消でございますが、平成19年6月21日付で姉妹都市、福井県坂井市より香美市との姉妹都市交流の解消を申し込む内容の文書が届きました。これにつき、4月に開催されました姉妹都市交流の窓口であります香美市姉妹都市友好都市交流推進協議会の議会に議案としてお諮りしましたところ、姉妹都市の解消を承諾するというふうな決定がなされました。この経過をもちまして、(福井県)坂井市の平成20年4月30日付で姉妹都市交流の解消についての承諾の文書を送致をいたしました。

次に、第17回YOSAKOIソーラン祭りですが、今年も6月6日から、6月9日までの間、日程で議員さんもご参加をいただきました。多くの方々が訪問をし、姉妹都市であります(北海道積丹郡)積丹町との交流を進めてまいりました。

物部川ウオーキング08の開催ですが、5月11日に高知工科大学と物部川流域ふるさと交流推進協議会の共催によりまして、物部川の現状を知ってもらおうということで物部川ウオーキング08が開催をされまして、約270人が参加をいたしました。香美市香北町、健康センターセレネから香南市吉川町の天然色劇場まで約22キロのコースでウオーキングを開催し、途中では鹿の食害のパネル展等の展示も行い、また鹿肉も振る舞われました。

広報の発行回数でございますが、今まで広報香美とお知らせ広報として月2回発行しておりましたが、自治会長から月1回にという要望があったことから全自治会長へのアンケート調査を踏まえまして、地域審議会に諮りました。その結果、平成20年度から月1回の発行となっております。なお、緊急を要する場合につきましては、随時情報発信をしていくことといたしております。

広告入りの封筒の活用ですが、平成20年1月より行政経費削減の一環として有料広告の掲載事業を開始をいたしております。業務に使用する封筒につきましても、広告が記載された封筒を寄附採納することといたしております。

行政連絡会でございますが、平成20年4月26日に香美市立保健福祉センター香北におきまして平成20年度の行政連絡会を開催をいたしました。当日98名の自治会長さんにご出席をいただきまして、市長、議長から市政また議会の報告の後に各課から説明をし、質疑、応答を行いました。そして、今回特別プログラムとしまして尾崎正直高

知事知事を招きまして、「高知県政について」という講演をいただきました。こうしたプログラムが入ったこともありまして、特に今年は質疑、応答の時間が十分確保できませんでした。よって、来年度につきましては、全体としての運営のあり方等についての検討をしなければならないというふうに考えております。

集会所の整備につきましては、三谷地区集会所整備につきまして昨年度基本設計を行っておりますので、本年度は施設整備を実現をするため、高知県から元気の出る市町村総合補助金合併枠で支援を受けるべく、現在更新指定手続きを行っております。今後、旧谷相小学校校舎の解体撤去、実施設計、本体工事と進めまして、平成21年2月中の完成を目指しております。多くの要望が出ておりますので、要望を反映するような形になっております。また、地域の拠点地として末永く活用されるような施設を目指してまいりますというふうに思います。また、完成後は指定管理の導入を視野に入れております。

寄附金税制の拡充に対する取り組みであります。これはいわゆるふるさと納税制度でございますが、個人住民税の寄附金控除の拡充、ふるさと納税制度でございます。を盛り込んだ改正地方税法がスタートいたしました。当初、「ふるさと」とは小・中学校の義務教育期間を過ごした自治体というふうな一定の定義のもとに検討されてきましたが、最終的にはそういった定義は除外され単純に自治体に対する寄附金について個人住民税所得割からの税額控除が拡充されるものとなっております。本市としましては、この制度に基づき寄附金の活用の方法、寄附者の立場から見た場合の寄附金のあり方について総合的に検討し、具体的取り扱いをホームページでしていくことになっております。また、ホームページにつきまして立ち上げをいたしました。今後はさまざまな方法で情報を提供していきたいというふうに考えております。なお、関係条例につきましては、9月議会で提案をしたいと考えております。

住民課からは、窓口における本人確認でございますが、戸籍法及び住民基本台帳法の改正によりまして、5月1日から戸籍、住民票などの交付請求の際に窓口に来られた方の本人確認を行っております。住民課、香北支所、物部支所、繁藤出張所等の窓口で、運転免許証あるいはパスポート、住民基本台帳カード、保険証などの本人確認書類の提示をお願いをいたしております。また、確認書類をお持ちでない方につきましては、聴聞等によりまして確認を行っております。

福祉事務所から、香美市要保護児童対策地域協議会の設立代表者会をプラザ八王子で平成20年4月22日に行いました。平成20年度から福祉事務所を要保護児童対策の調整機関として関係機関と連絡、連携を図りながら要保護児童やその家庭に対する情報や考え方を共有し、要保護児童の早期発見と適切な保護や支援を行ってまいります。

生活保護の現状と今後でございますが、平成20年4月1日現在の被保護世帯数は304世帯、被保護人員は376人で、前年とほとんど変わっていません。平成19年度の保護申請件数は73件で、こちらも前年とほとんど変わっておりません。また、指導

監査指摘事項に対する平成20年度の最重要課題として、査察指導におけるケース審査及び助言指導機能の教科に努めてまいりたいと思っております。

農政課から地域集落営農支援事業であります。昨年度まで実施してきました中山間農業活性化事業が地域集落営農支援事業として継続されることが確定されまして、農業生産の共同活動や集落営農への取り組みに対する事業として、今議会へ提案をさせていただいております。

商工観光課からは、観光関係におきまして9月23日に香美市の観光協会総会が行われまして、いろいろな平成20年度の計画案が可決をされました。そして、高知県産業振興計画地域アクションプラン策定委員会への参画など、そうしたものへも積極的に取り組むことが確認をされております。

また、香美市の夏の3大祭であります川上様の夏祭り、土佐山田まつり、奥物部湖水祭りにもそれぞれの実行委員会を組織しまして実施をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

建設都計課から道路関係でございます。時限立法の期限切れとなっております揮発油税など通称ガソリン税の暫定税率の継続に関する法案は、4月末に賛成多数で可決をされました。続いて5月13日に道路整備費財源特例法改正案が衆議院で再可決をされ、本年度に予定をいたしております道路関係予算執行に目途が立ちました。今後は、県の内示に従いまして交付申請を行い、交付決定の日をもって実施することとなります。早期に着工できるように準備を進めております。道路特定財源に直接関係しない辺地事業の有谷線、後入線は発注をいたしました。また、道路整備財源特例法改正案再可決の経過の中で、来年度以降の一般財源化が閣議決定をされましたが、香美市としましては必要な道路整備の予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

下水道課から公共下水道事業でございますが、平成19年度の汚水事業は北組西地区、楠目地区の2地区で1.8ヘクタールの面整備が完成をし、本年4月1日に供用開始を行いました。現在までの供用開始済み面積は合計で約202ヘクタールでございます。今後、平成20年から21年度の2カ年間で楠目地区約4ヘクタールの面整備を行い、現認可区域206ヘクタールすべてを現認可期間内に完成、供用開始させる予定でございます。今後市街化調整区域に向け認可拡大等も検討していかねばならないというふうにも考えるわけであります。

また、雨水事業は平成19年度鏡野中学校南の交差点から西向けに新設をされております都市計画道路高知山田線に中央雨水幹線管渠150メートルを埋設しました。今後、県道路事業と並行してJR土讃線の下越し区間への雨水幹線管渠設置や、また県河川事業であります土生川の改修事業箇所雨水幹線の吐き出し口工事を計画をしております。平成21年度末には中央雨水幹線の整備が完了する予定でございます。これらの事業と並行して市街化区域における雨水排水事業の総合的な検証を行っていきたいと考えております。

特定環境保全公共下水道事業であります。平成20年4月1日における供用開始済み面積は約96ヘクタールとなっております。本年度も（香北町）小川地区で面整備を行う予定でございます。平成21年度末には認可区域99.4ヘクタールすべて面整備を完了させる予定で事業を進めております。

逆川地区農業集落排水事業であります。平成20年度より管渠付帯工事に着手する予定であります。事業は5カ年計画で平成19年度より始めておりまして、平成23年度末の完成に向けて進めております。

浄化槽設置整備事業につきましては、59基の補助を予定しておりましたが、最終的には53基となっております。下水道整備区域外の地域における公共水域の水質環境の向上を目指し、より一層の事業展開を図っていきたくと考えております。

環境課からは、平成19年度ごみ分別収集実績でございます。可燃ごみとして焼却されたものは6,335トン。資源として収集されたものは金属類を初め、もろもろ含めまして合計で1,833トン。総収量数が8,674トンとなっております。前年度と比較しますと、可燃ごみで40トン、資源として収集されたもので120トン、粗大ごみで68トンの減少となっております。また、その他の不燃物で10トンの減少となっております。全体で238トンの減少となりました。今後も減量化に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いをしたいと思います。

次に環境モデル都市応募につきましてでございます。環境モデル都市応募につきましては、国におきまして世界の先例となる低炭素社会への転換を進め、国際社会を先導していくという今国会における福田内閣総理大臣の施政方針演説を受けまして、自治体と連携し温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて、積極的な取り組みにチャレンジする都市を10カ所選り環境モデル都市をつくることとなっております。今回、物部川流域での農林業活性化を通じた持続可能な清流復活プランを目標に、香美市、香南市、南国市の3市で協同で立候補いたしました。環境モデル都市構想では、物部川上流の森林資源を活用した木質バイオマスや太陽光発電などの導入による温室効果ガスの削減を図るため、環境先進企業の社会貢献活動などを通じまして、流域内産業が共生し、流域資源を好循環させる仕組みを構築することによって、3市協同で連携した環境モデル都市を目指し、2005年物部川流域カーボンニュートラル化を目指すものでございます。

次に、健康づくり推進課から検査用採血器具の不適切な使用についてでございます。最近になりまして、全国的でございますが検査用採血器具の不適切な使用が発覚しているところであります。本市におきまして、平成12年度から平成17年度までの糖尿病教室におきまして、対象となる採血器具の不適切な使用がありましたことをご報告を申し上げます。器具の不適切な使用内容は、針は交換をしておりましたが、複数人への使い回しが禁止されている微量採決穿刺器具を数人に使い回しをしていたことでもあります。あってはならない大変遺憾な行為でありました。対象者が特定をされておりますので、既に健康づくり推進課員が家庭訪問し、対象者に対しお詫びとご説明を申し上げており、

ご迷惑をかけることとなりますが再度医療機関で肝炎検査を受けていただくようお願いにあたっていただいております。肝炎検査対象者は、香北町において19人、物部町で3人、合計22人です。検査結果に基づきまして、適切な治療や経過観察を行ってまいります。担当課には、今回のことを十分検証し、反省と再発防止に努めるよう指導したところでございます。なお、中央東福祉保健所長の助言によりまして、「B、C型肝炎ウイルスなどにつきまして、今回のような使用程度では感染する確率は低いですが、否定はできない。」とのお話もお受けをしております。今朝の健康づくり推進課長からの報告によりまして、昨日22名全員に家庭訪問を行いました。そして、うち7人は不在でございまして、15人にはすぐ説明を申し上げました。そのご説明を申し上げました15人のうち5人の方は既に検査をされておまして、異常なしということのようでございます。また、残り10人につきましては健診の依頼をいたしました。本日、7人の不在の方につきましては、順次訪問をするように手はずを整えております。改めまして、対象者の方々に大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くおわびをいたしたいと思っております。

地籍調査課からは、事業報告としまして、本年度は土佐山田町中後入、香北町川ノ内の一部、物部町の大栃と山崎の各一部合わせまして、5.72平方キロを一筆地ごとに調査し、測量するように進めております。また、昨年度調査測量を行いました有谷ほか合わせまして5.68平方キロの地籍図と地籍簿を作成する計画であります。

林政課から林業振興で平成19年度は切り捨て間伐525ヘクタール、搬出間伐162ヘクタール、作業道開設3万3,466メートルの事業を実施いたしました。4月1日から5月31日までの間に、市民の皆さん方にまた緑の募金の協力もお願いをいたしております。また、その緑の募金の事業を活用した不伐の森で、大宮小学校5年生によりまして間伐体験を6月18日に行う予定でございます。また、協働の森づくりでは、香北町東山市有林を協定森林としまして、株式会社ルネサステクノロジと協定を締結し間伐などを行いましたが、本年度は高知工科大学後援会と協定に向けた準備を進めております。

有害鳥獣被害対策でございますが、平成19年度の被害獣の捕獲数はニホンジカ705頭、猪で70頭、猿で28頭でございます。ニホンジカにつきましては、平成18年度に比べますと約200頭の増加となっております。また、本年度も予察捕獲を4月1日から10月31日まで、また来年3月16日から3月31日まで行うことになっております。

食肉加工につきましては、奥物部開発公社が事業主体となりまして、市単、県単事業を活用しましてべふ峡温泉に設置する計画を行っております。また、阿佐地域の鳥獣害防止広域対策協議会では、本年度もネット牧柵の設置を中心に狩猟免許取得に係る事前講習、あるいは食肉加工に関する研究等を行い、国に要望いたしております。

森林土木につきましては、繰り越し事業の林道押谷線開設工事は9月末に完了の予定

で、現在発注を進めております。また、林道岡ノ内別府線の災害復旧工事につきましては、7月末完了予定となっております。林道中尾線開設工事は発注が完了しまして、年内の完成する見込みであります。ほかの事業につきましても随時発注してまいりたいと思います。

学校教育課からは、現在の市立小学校は9校でございます。児童数は1,308人、市立中学校は4校で生徒数は589人でございます。児童・生徒数はトータルで1,897人となっております。平成19年度の児童・生徒数と比べますと2人の減少となっております。また、4月23日は教職員総会が開催されまして、平成20年度につきましても順調なスタートを切りました。

昨年に引き続きまして、全国学力学習状況調査を、調べを4月22日に実施しました。各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、今後の児童・生徒への教育指導や学習状況の改善などに役立てていきます。

また、6月2日から学校訪問が始まっておりまして、7月30日まで行います。

幼保支援課からは、平成20年度に建設予定の保育園は、名称を公募によりまして3月末に「なかよし保育園」と決定をいたしました。名称募集には県内から220通の応募がございました。その中から保育園建設委員会で選考しました。なかよし保育園は、現在建築確認の申請手続き中でありまして、許可がおり次第建設工事の入札を行う予定で、平成21年4月開園に向け年度内の完成を目指します。また、新たに建設するもう1つのB保育園につきましては、建設用地の選定に取り組んでおります。

生涯学習課からは、第3回香美市体力づくり少年剣道大会が、物部町大栃高校体育館で行われました。

今後の予定につきましては、7月12日に奥物部ふれあいプラザにおきまして、第3回生涯学習大会を予定をしております。また、18日には保健福祉センター香北におきまして、人権コンサートの開催を予定をいたしております。

消防課からは、一覧表を載せております。火災件数、救急出動件数、救助出動件数を載せておりますのでまた見ていただいておりますが、4月には土佐山田町杉田で建物火災がございまして、1名の方がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りをいたす次第でございます。

4月13日には、土佐山田の消防団が春季の演習を行いました。また、4月20日には物部消防団が演習を行っております。

7月24日は、第37回消防救助技術四国地区指導会が、香川県消防学校において開催をされる予定となっております。

以上で諸般の報告を終わります。今期定例会に提出いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第7号から報告第8号までは専決処分事項の報告であります。報告第7号は健康づくり推進課所有の携帯電話解約金の支払いについて、報告第8号は繰越明許費

繰越計算書の報告について、以上2件を専決処分しましたのでご報告を申し上げます。

承認第2号から承認第11号までは専決処分事項の承認を求めることについてであります。承認第2号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」は、歳入歳出予算の総額に5,803万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ149億7,800万8,000円としました。地方譲与税、特別交付税の国金や利子割交付金、地方消費税交付金などの各種交付金、市債の額が確定したため、平成20年3月31日付で専決をしました。

歳入の款ごとの概要は次のとおりであります。

市税は、固定資産税が5,200万円。地方交付税は、特別交付税が6,705万4,000円。寄附金は、教育費寄附金が2,285万円。繰入金は、特別会計繰入金が1,832万5,000円の追加となりました。使用料及び手数料は、商工使用料が1,081万円、衛生手数料が1,724万円。財産収入は、土地売却収入が4,602万2,000円。国庫支出金及び県支出金、市債は、事業の縮小などにより、総額4,958万7,000円の減額となりました。

一方、歳出の概要は以下のとおりであります。

民生費は、社会福祉で老人保健特別会計繰出金が7,248万7,000円の追加、更生医療給付事業2,578万円、老人保護費措置費委託料が1,800万円、介護保険特別会計繰出金2,305万5,000円、国民健康保険特別会計繰出金2,616万7,000円の減額となりました。諸支出金は、基金費で財政調整基金積立金1億1,746万9,000円の追加、施設整備基金2,285万円の追加で、総額1億4,031万9,000円の追加となりました。

承認第3号から承認第15号までは、各特別会計の補正予算の承認であります。承認第11号は、香美市税条例の一部改正する条例の制定であります。

次に、議案第56号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」は、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,373万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を153億8,673万8,000円としました。

歳入面では、放課後児童対策事業費補助金の追加、中山間地域集落営農等支援等支援事業費補助金の追加、財政調整基金繰入金の追加、保育園建設事業債及び公営住宅建設事業債の追加などが主なものです。

歳出では、IT設計・施工業務委託料の追加、電算室仮移転に伴う公有財産購入費の追加、保育園用地造成工事の追加、小型焼却炉解体処分費の追加などが主なものです。

議案第57号から議案第58号までは、各特別会計などの平成20年度補正予算であります。

議案第59号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第60号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第61号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 2 号は、大柝高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について。

議案第 6 3 号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 4 号は、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 5 号は、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第 6 6 号から議案第 7 0 号までは、指定管理者の指定であります。議案第 6 6 号は猪野々集会所、議案第 6 7 号は太郎丸公会堂、議案第 6 8 号は永野コミュニティセンター、議案第 6 9 号は本町コミュニティセンター、議案第 7 0 号は葦生野コミュニティセンターであります。

以上、平成 2 0 年度香美市一般会計補正予算「第 1 号」など報告 2 件、承認 1 0 件、議案 1 5 件の提案説明を終わります。なお、詳細につきましてはそれぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時 1 0 分間休憩をいたします。

（午前 1 0 時 4 7 分　休憩）

（午前 1 0 時 5 7 分　再開）

○議長（中澤愛水君）　休憩前に引き続き会議を行います。

これから、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定による報告第 7 号の専決処分事項の報告及び地方自治法施行令第 1 4 6 条の規定による報告第 8 号の繰越明許費繰越計算書の報告とあわせて、香美市土地開発公社の平成 1 9 年度事業報告及び決算報告、同じく財団法人香美市開発公社の事業報告及び収入支出決算報告について質疑を受けたいと思います。

なお、平成 1 8 年 1 月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成 1 9 年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設事業等特別会計決算報告、同じく同公社の平成 2 0 年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設事業特別会計予算について。同じく、同年 3 月から制度を適用している財団法人アンパンミュージアム振興財団の平成 1 9 年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成 2 0 年度事業計画及び予算について。同じく、同年 8 月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成 1 9 年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成 2 0 年度事業計画及び予算について。以上の 3 機関の報告等については、別途に議員協議会において質疑、応答の機会を持つことにいたします。

それでは、市長の専決処分事項の報告及び繰越明許費繰越計算書の報告について、香美市土地開発公社並びに財団法人香美市開発公社の事業報告及び収支決算報告について

質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

報告のこの第7号ですけれども、これは全体の流れとか、こういう結果になったことのあらましをご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） お答えします。健康づくり推進課長の片岡です。

健診等がありますので、従前より携帯電話がうちの課の所有となっておりました。職員の携帯電話個人所有によりまして、課で所有してある携帯電話の使用頻度が大変少なくなつて、ほとんど使われていない状況が発生しましたので解約ということで。1カ月の使用料が3,000円少しですので、解約金を払ってもいいのではないかとということで解約しました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

土地開発公社と財団法人のほう、両方関連するんですけど、以前聞いたかもしれませんがこの資金の借入れですが、以前が信金中央金庫で、低利で0.37と0.5ぐらいやったと思いますけど。それ土佐香美のほうで1.15ということで倍以上、3倍ぐらいになってるわけですけど。これはどういう背景、どういう流れでこのようになったのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

借入金につきましては、それぞれ金融機関に対して見積もりをお願いをしまして、その見積もりの低いところでお借りをするという事になっております。ただ、このごろといいますか最近の傾向としまして、金融機関のほうから見積もりそのものもいただけないというような状況もあるところですけども。そのことについてはこちらから一定見積もりの提出をお願いしておりますが、なかなかお答えいただけないところもあります。今のご質問のところには、端的にお答えをいたしますと一応見積もりを徴しております。その見積もりの金利の低いところで借りるということで、毎年そういった作業をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

土佐香美農協さんのほうが1.15で低かった（高かった）という結果ですが、その

以前お付き合いのあった0.35、0.5%の借入額やったと思いますけれども、そのところは実際のところどうであったのか。新たに借入れを起こすときに。確かに金利等は上がってますけど急激に1.15まで、逆に言うたらなったのかなというふうに推察もされるわけでして。そこら辺のところはちょっと見えないわけですけど、もう少しわかりやすい答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えをしました中で申しましたとおり、これまでのお付き合いがあったところについては、それぞれ見積もり依頼をかけておりますけれどもこのごろの傾向として見積もりそのものもお出しただけないということがありまして、今ご指摘のあった金融機関につきましても見積もりを提出をしていただけなかったという経過がございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は6月17日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

（午前11時07分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 0 年 6 月 1 7 日 火曜日

平成20年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成20年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月17日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

13番 竹平豊久

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	業務管理課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成20年6月17日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡守春君
- ② 10番 山崎晃子君
- ③ 1番 山岡義一君
- ④ 5番 織田秀幸君
- ⑤ 15番 依光美代子君
- ⑥ 21番 西山武君
- ⑦ 9番 門脇二三夫君
- ⑧ 20番 大石綏子君
- ⑨ 14番 島岡信彦君
- ⑩ 7番 千頭洋一君
- ⑪ 6番 比与森光俊君
- ⑫ 12番 久保信彦君
- ⑬ 3番 山崎龍太郎君
- ⑭ 16番 黒岩徹君
- ⑮ 4番 大岸眞弓君

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、大石綾子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、去る14日、午前8時43分ごろ発生をしました岩手・宮城内陸地震で死者10名、不明12人と大きな被害をもたらしました。亡くなられました方々並びに被災されました方々に、衷心より哀悼の言葉とお見舞いを申し上げておきます。

議事日程に入る前に報告をいたします。13番、竹平豊久君は家族通院介助のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） おはようございます。11番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、通告書の1番目の自給率の問題でございますけれども、その⑤は「就労者」ということになっておりますけど、就農者の「農」のほうに変えていただきたいと思いません。よろしくお願ひします。

私は3月議会におきまして、原油高騰による農家への影響について対応を伺ったものですが、その後も原油高騰は収まらずますます高騰を続け、あらゆる産業に大きな打撃を与えています。世界の情勢を見ますと、原油高騰と合わせて食料不足、食料高騰が深刻な事態になっています。毎日のニュースでも取り上げられていることでもあります。日本もその例外ではありません。3月以来多くの途上国で食料が足りない、食べていけないと暴動が起こっています。エジプト、カメルーン、コートジボアール、セネガル、エチオピア、マダガスカル、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、ハイチなどの国々で暴動や騒乱が起き、死者まで出るありさまであります。世界食糧計画(WFP)は、30カ国が食糧危機となり、うち23カ国が深刻な情勢と警告を発しています。この3年間で小麦の国際市場価格は3.3倍、大豆は2.5倍、トウモロコシは2.5倍に高騰し、米はわずか3カ月で2倍になりました。世界の穀物在庫率は14.7%まで下落して、この40年間で最低となり、危険水域と言われる水準にまで落ち込みました。この原因として次の3点が共通して指摘されています。

まず第1は、新興国、途上国の経済発展による食料需要の拡大。第2は、世界的なバイオ燃料のための穀物の需要増大にあります。第3としては、地球規模の気候変動の影響です。例えばオーストラリアを大干ばつが襲い、穀物生産は大打撃を受けました。これらの原因はみんな一時的なものではなく、構造的な原因であります。加えて、投機マネーの問題など国際社会の共同した努力で解決を図るべき問題もありますが、新興国、

途上国の需要増大のように当然の避けがたい原因も含まれているわけであります。このような情勢の中、ベトナムやインドなど米輸出国が相次いで輸出規制に踏み切っています。食べ物が不足したら、どの国でも自国民の胃袋を最優先に考えるのが当たり前の判断です。農水省も世界は穀物の争奪戦のような状態になっていると認めています。5月末の神奈川県でのアフリカ会議、6月3日からのイタリアでの食糧サミット、7月のG8洞爺湖サミットなどで食糧問題が討議される予定ではありますが、食料不足、食料高騰の現在の情勢についてどのような認識をお持ちか、まずお伺いを申し上げます。

2番目として、日本の農業と農村の衰退は目を覆うばかりであります。その原因と結果についての見解をまずお伺いをしたいと思います。

政府は、'05年に作成した食料・農業・農村基本計画で2015年度までに自給率を45%に引き上げる目標を設定しましたが、実際には自給率は下がり続けています。現状と合わせ目標達成は可能との判断かどうかお伺いをします。

日本の食料自給率39%、穀物自給率27%という水準に安住し、成り行き任せの農政を続けたらどうなるか。恐るべき事態が起きるのではないか。自給率が向上しない原因はどこにあるとの認識かお伺いをします。

中山間地ばかりでなく平場でも農業経営が成り立たなくなっている。持続可能な農業経営に農業者は何を求めているのか、どういう施策が必要と思われるのかお伺いをします。

日本の農業を実際に担っているのは、専業や複合経営、兼業など大小の違いはあってもさまざまな形態の家族経営であります。今後の農業の担い手も家族経営が主役であり、担い手対策の中心で多様な家族経営を維持することが柱になると思われませんが、農業に携わる人の45%が70歳以上という、高齢化が進行しています。本市における農業の担い手、新規就農者への支援はどのように考えているのかお尋ねを申し上げます。

最近の中国製ぎょうざ中毒事件を初め、食品の産地、品質の偽装、添加物の表示違反、賞味期限の改ざん等、食の安全、安心を大きく揺るがす事態が発生しました。輸入食品からの残留農薬の検出、消費者には見えないままでの遺伝子組み換え食品の横行など、食の安全をめぐる問題が山積しています。これら問題は、根本的には日本の食料自給率を抜本的に高めることによって解決を図るべきだと思います。食の安全、地球に優しい環境を守るためにも、地産地消に対する行政の果たすべき役割は大きいと思いますが、その対応策についてお尋ねをします。

次に、火災警報器についてお尋ねを申し上げます。

消防法の改正により新築住宅については、平成18年6月1日以降に建築された建物については住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。既存の住宅については、香美市の場合条例により平成23年6月1日までに設置が義務づけられています。設置義務の背景にあるのは住宅火災による死亡者の増加と、死亡者の多くが逃げおくれと就寝時間帯に多く発生すること。合わせて高齢化の進展により死亡者数が増加するおそれ

があるとの見方であります。住宅火災による死亡者数の推移は、平成18年度の統計によりますと平成13年には65歳以下の死亡者数は923名から、平成15年には1,000名を突破して、平成17年、平成18年度には約1,200名と急増しています。一方、65歳以上の方についても、平成13年度に511名であったものが、平成17年、平成18年度では約700名まで増加をしているのが現状であります。住宅用火災警報器の設置による効果についても、平成18年度の統計によりますと、住宅火災100件につき警報器の設置のない場合の死亡者数は7.7人であるのに、設置していた場合は2.4人と3分の1に減少しており、設置の効果ははっきりとあらわれております。設置することによって、火災を24時間警報器が見張ってくれます。火災の発生したことを素早く察知することができればいち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなります。アメリカやイギリスでも住宅用火災警報器の設置が義務づけられた結果、住宅火災による死亡者数は半減するなど効果を上げているようであります。本市での警報器の設置が速やかに進展することを願うものであります。

香美市の発行している広報香美によりますと、香美市の世帯数は5月1日現在で1万2,705世帯となっていますが、現在持ち家、賃貸を含め設置すべき対象戸数は行政として把握されているのか、まずお尋ねをします。

自助のためにも設置の必要な点は理解しますが、市民に対して設置を促す周知の徹底、法の改正を知らない現状にどう答えていくのか。また、悪質な訪問販売への啓発はいかにするのかお尋ねをするものです。

各家庭の警報器の設置普及には、自主防災組織と各地区の自治会長の果たす役割が大であると思います。行政としての働きかけを具体的にお答えお願いをします。

在宅介護の充実策の中の要援護高齢者等日常生活用具給付等事業の中に火災警報器の設置が定められています。香美市での設置対象者数と設置の現状はどうなっているのかをお尋ねするものです。

本年4月26日に行われました旧香北町での行政連絡会の中でも発言がありましたとおり、警報器の安価な購入については市民の強い要望があります。行政として安い値段で安心して購入できるシステムづくりが必要ではないかと思いますが、どのように対応するのかお伺いするものです。全国の自治体の中には、設置したいけれど財政的に困難な方に支援策を打ち出している市町村もあるわけですが、本市での支援の方向性はあるのかどうか、まずお伺いをするものです。

3点目でございますが、胃ろう患者等への支援について質問をします。

皆さんは、胃ろうという言葉をお聞きになった方もおられると思います。胃ろうの手術は世界で初めて行われてから25年の歴史があり、海外では広く普及しているものです。脳卒中や神経難病の患者さんの中には、自分の口からものを食べられない人、食べたものが肺の中にすぐ入ってしまい肺炎を繰り返す人がいます。そのような患者さんに対して行われている栄養法の1つが胃ろうであります。おなかから胃に穴を開けそこ

から栄養剤を入れる方法で、最近普及しつつある経腸栄養法です。今までのやり方は太い静脈から点滴をする方法と、鼻からチューブを胃や十二指腸に入れて、そこから栄養剤を注入する方法がとられていました。静脈からの点滴は、首や鎖骨の下の太い静脈から細い管を心臓近くまで挿入し、高カロリーの点滴が可能となりました。胃腸の病気のため消化吸収ができない患者さんにとっては命綱であります。しかし、この方法は感染症や血栓症などの合併症の危険があり、家族の方々が点滴の管の操作を行うことはできないなどの欠陥があります。一方、鼻からチューブを入れて行う栄養法は、自分の胃や腸などの消化管に特に問題のない人にとっては最高の方法です。静脈からの点滴と違って家族の方々でもできるので、在宅療養を望まれる方にはよい方法でしょう。しかし、鼻にチューブが入っているという違和感や自分でチューブを引き抜くなどのトラブル、またチューブを伝わって口の中のだ液が気管の中に入り込み肺炎になりやすいなどの欠陥があります。胃ろうについて説明しますと、腹壁と胃を密着させてそこに穴を開け、その穴にチューブを入れます。そのチューブを通じて栄養剤を直接胃の中に入れます。この手術は胃カメラを使って行います。胃ろう増設は通常の胃カメラを行う内視鏡式で行い、所要時間は30分程度の小手術であります。食べ物を飲み込む体の一部の機能は衰えているが、その下の消化管が正常な人はその胃腸を使うべきであるし、胃腸を使うほうが免疫機能も高まるというのが一般的な理解になって広く普及されつつあります。この手術ができる病院は香美市にはありません。高知市内でも数少ないとのことであり、また、手術後半年に一度はチューブの交換が必要であります。香美市には交換のできる病院はなく、特別仕様のタクシー、寝台車のついでるタクシーを利用して、嫌でも高知市に通院せざるを得ないわけであり、特別仕様のタクシー等により多額の交通費を要します。そのため、本市にあります公用車福祉サービスのタクシー料金の一部負担を市外への通院にも適用していただけないものかということでお尋ねをします。

これで第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡守春議員の農業再生についてお答えをさせていただきます。

1点目の食糧危機の認識でございます。

穀物の在庫率につきましては、指摘のとおり国連食糧農業機関による安全在庫水準が2006年より連続で下回っております。農林水産省の国際食料問題研究会により1970年代の食糧危機と同水準との報告書が示され、農水省では食料の自給率向上や安定確保の取り組みを強化するとしております。ご質問のとおり、原因の中でも穀物消費の拡大にはバイオ燃料生産の加速や原油高も追い風となり、さらに経済成長が著しい中国やインドでの食料、特に肉とか卵の需要が伸び食料用穀物の消費がふえたことなどが食糧危機の深刻な情勢と認識をしております。

2点目の農業、農村を衰退させた農政についての見解とのご質問ですが、農政、国策

で進められてきました農業政策は世界情勢や社会情勢による経済的影響が直接かわり、農業という産業を守る政策が長期の視点で合致しない政策もあったように思います。結果、生産力の脆弱化や食料供給の不足を招いていると考えています。

(食料) 自給率45%に引き上げるという目標は達成(可能)かというご質問ですが、基本法による目標値は生産面、消費面からも重点的に取り組む事項を明確にし、問題解決に向け行動を起こすとしています。地域の食育の取り組みを積極的に推進し、市民一人一人が身近な問題として考えるよう啓発や情報を発信し、自給率の向上に向け関係者一体となった取り組みを行うことで実現可能なカロリーベースを目指すとしております。達成可能かということについては、努力行動のもと達成可能と考えております。

3点目の(食料自給率が)向上しない原因としましては、2点目のお答えと関連しますが、自給率については食料・農村・基本計画の中、各関係者が役割に取り組み行動を励行することが定められています。主食は米中心からグローバル化が進み、世界的にも日本が飽食の今、すぐに水準が下がるとは思いませんが、自給率の向上に向け幾つかの重点課題を挙げ進められており、効果のある取り組みまた実効性が重要であり、国民総意の理解が必要と考えています。

4点目の農業経営の持続可能な施策のご質問ですが、どのような施策が必要かとの質問につきましては、国民が農業支援を理解し産業として確立された農業、特に生産者の所得向上が一番の施策ではと考えます。香美市においても農業振興施策の中、農業基盤整備から営農推進まですべて関連する事業と考えています。

5点目の本市における農業の担い手、新規就農者への支援策はということですが、香美市において農林業は基幹産業であると位置づける中で、香美市の担い手対策や新規就農支援は関係機関のもと担い手育成総合支援協議会として、担い手が取り組む経営改善を支援し、育成し、望ましい農業構造の確立に資するよう進めています。生産者などの各部会や農家の実情から要望された内容も、その場で共有、連携し、支援策を協議しています。新規就農研修支援事業については、地域の農業の維持、発展のため農家での研修を支援するため新規事業として提案しています。

6点目の地産地消についての対応策でございますが、地産地消については行政として地域の条件や特色に応じて地域の農業生産や食料自給率や地産地消の取り組みを推進し、市民に身近な問題として情報を提供し、需要に応じた農業生産の拡大を図る役割です。望ましい食料消費の姿が適切な取り組みにより生まれることが課題と考えます。農業や食文化などの認識を深める機会の提供、直販所の連携支援、学校給食での食材供給など着実に定着しつつあります。今後も関係機関と連携し、医療、福祉、一般家庭まで広く浸透させていくことが今後の課題と考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長(中澤愛水君) 消防長、竹村 清君。

○消防長(竹村 清君) 11番、片岡議員の火災警報器の設置についてご質問いた

だきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の持ち家、賃貸を含め設置すべき対象戸数は知っているかのご質問でございますが、設置の確認がなかなか困難でございます。これはやはり自己責任において設置をお願いしているところでございますので、対象戸数につきましては把握はしておりません。確かに数字的には1万2,900ではないかというふうには考えております。ご質問と若干重複するかもしれませんが、この住宅用火災警報器の設置義務が義務づけられましたのは、議員の言われますとおり平成16年2月の消防法の一部改正を受けまして平成18年に香美市火災予防条例の一部を改正を行い、新築住宅は同年6月1日から、既存住宅は5年後の平成23年5月31日までに設置していただくようにいたしました。条例改正時にも申し上げましたが、建物火災による死者の約9割が住宅火災によるもので、その約62%はやはり逃げおくれというものでございます。その逃げおくれの多い時間帯はやはり、当然就寝中の22時から翌朝の6時まで。この間の死者が約45%と大方、半分を占めております。その逃げおくれによる死者の発生を防ぐには火災の発生をいち早くキャッチして避難することであるということから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられたところでございます。住宅火災によります死者発生の防止が法改正の目的でございますので、あくまでも自己責任分野でございます。義務づけのレベルも必要最小限ということで罰則規定もございません。が、やはり火災から自分自身の身を守るためにも早期に設置をしていただきますよう推進をしているところでございます。

2点目の住民への周知徹底と便乗した悪徳商法の防止策ということでございますが、市民の皆さん方への広報及び啓発推進につきましては、平成18年10月と平成19年4月、そして今年3月号で、それぞれ広報香美で詳しくお知らせをしました。その中で悪質業者への注意や不適正な訪問販売などへの注意を喚起する記事も入れております。また、平成19年と平成20年の行政連絡会におきましては、資料をもちまして全自治会長にご説明をし周知を図りました。また、ホームページのくらしの情報の消防防災でも広報啓発を行っております。

3点目の自主防災組織及び各自治会長との連携というご質問でございますが、自主防災組織及び自治会長とは特に連携をしているということではございませんが、自主防災の訓練のとき、また各団体の講習等がございましたら、その時点で住宅用火災警報器の現物をもってお伺いし説明をし、積極的に設置していただくようお願いをしています。また悪質業者への注意や不適正な訪問販売への注意も呼びかけております。

5点目になりますが、5点目の火災警報器の安価な購入及び設置に対し行政がどこまでかわれるかというご質問でございますが、大量に購入するとすれば多少は安く購入が望めるかもしれませんが、複数のメーカーから、音声で知らせるものとかブザーとか多数の製品が出ております。市内のホームセンターや電器店等数多くの店でも取り扱いをいただいておりますことから、それぞれの性能やデザインまた価格など、そしてまた

買う側の目的や好みということもありますので、製品を絞り込むことはとても困難であるというふうに考えられます。また、市内各店において価格や設置しましても、サービス面も含めて自由競争での商売をされているというふうに思いますので、それに行政が加わることは適当ではないというふうに考えております。ただ、購入に関する問い合わせ等につきましては、消防のほうで対応しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

6点目の設置が困難な方への支援策が必要ではとのご質問でございますが、先に申し上げましたとおりこの住宅用火災警報器につきましては自己責任分野でございます、罰則はありません。しかし、火災から自分自身の身を守るために設置するものでございますので、1個が5,000円程度の価格になりますが、計画的に設置をしていただきますようお願いをしておりますので、現在のところ補助等の支援策は考えておりません。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の高齢者福祉で要支援への火災警報器の設置と胃ろう患者等への支援についてお答えします。

まず初めに高齢者福祉で、要支援への火災警報器の設置の本市の対象者と現状についてですが、香美市要援護高齢者等日常生活用具給付等事業の中で要援護高齢者に火災警報器を給付する事業があります。本市の対象者ですが、正確な人数はつかんでおりませんが500人ぐらいになると思います。また、現状ですが平成18年度、平成19年度に給付した方はございません。

次に、胃ろう患者等への支援についてですが、胃ろう患者を受診したとき支払った料金の一部を助成する事業として、香美市通院タクシー料金助成事業があります。ただし、この事業は香美市内の医療機関を受診したときしか対象になりませんので、ご指摘のとおり香美市外の医療機関を受診した場合は助成の対象となりません。この事業は、合併前の協議の中で遠くから医療機関に通わなければならない方の通院にかかる費用を軽減しようということで、利用できる区域は香美市内限定ということで始めたものです。高知市内の病院でしか治療を受けられない患者等への適用について検討すべきではということですが、今年度は高齢者福祉計画、介護保険事業計画の見直しの時期でありまして、平成21年度から平成23年度までの3年間の事業計画を策定しますので、その計画づくりの中で検討していきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） どうもありがとうございました。11番、片岡です。2回目の質問をします。

私は、この農業問題でこの6点質問をしてるけど、現状については、世界のこの高騰

とか不足等の問題については、僕は意見の一致も、当然このことを否定する人はおらんと思います。認識は一緒やと思います。しかし、僕は、この問題なのは衰退していった、こういうやっぱり日本になってきたという原因と結果に対しては、僕は行政のそういう農政の人また初め市長さんも含めてやっぱり見るところは見ちよかないかんのやないかというように思います。これ自然にあったことと違うということで、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

日本の農業と農村を衰退させた主な原因は何かということでは、1966年に日本の農業基本法がこれつくられてるんです、日本は。そういう中で、どういう方向で世界から日本に圧力がかかってきたかといえば、アメリカを中心として余剰の農産物、アメリカで余ってるものは日本ではつくらないでくださいということを日本が受け入れたわけなんです。これからもお米の輸入が1995年に始まって、日本では穀物について米と麦とトウモロコシをつくらないでくださいと、アメリカにあるからということでもう輸入がどんどん始まっていく。アメリカの肉の輸入が始まってくる。それから、牛と鶏の飼料が全面的にもうここやオーストラリアから入ってくるということで、物すごく日本に対して、外国の品物によって日本の農業を支えていこうとしたということに大きな問題点があるのではないかと思います。1969年、これはWTO協定に日本も入りまして、WTOの基本的な姿勢は何かといえば、これは輸出国の利益を基本においているということで、日本の農業、それと農業の奨励方針は一切とらないと。こうしたものをつくってという励ましのことは一切していかないということを基本にしていく。続きまして日本でとられた施策としては、食管法が廃止された。ここでもう日本の農業はずたずたになってしまったんです。なぜかと言えば価格保障がもう全然なくなった。お米に対しては二重価格制がしかれておりましたけれども、これが撤廃されたことによって日本の農業はもう壊滅的な打撃をこうむってきた。あわせて日本は高度経済成長政策ということで、山村の若者をすべて都会に集団就職という形で引っ張っていった。百姓よりはましな賃金をいただいて町で暮らすということで、過疎と過密を生み出してきた。ここに大きく山村の疲弊の原因をつくり出してきた原因がある。

それともう1つは、山村で言えば林業の衰退。これは1974年に木材の輸入化をやられたきたと。木をどんどんどんどん植えようという政策をして、植えたけれども山村には人がおらなくなり、また、木材はもうべらぼうな安いことで外国材が自由に入ってくるということで大きな打撃を受ける。それから、アメリカのかんきつが自由に入ってくるというようなことで、もう農業をやっても食っていけないという原因が、つくり出されたことの原因だけ僕ははっきりしちよかないかんと思う。1965年には、日本でも自給率は73%ありました。穀物自給率は62%あったものが、食料輸入の自由化路線のもと国内生産をますます縮小して、アメリカや財界、大企業の言いなりに国民の食料を際限なく海外に依存する政策をとり続けた結果ではないか。この点を僕は認識を一致しておく必要があるのではないかと思います。我が国の農業を厄介者扱いする方針に

よって食料自給率は世界の先進国に類のない水準にまで低落し、農業総産出額は1996年の10兆3,000億円から2006年には8兆3,000億円と、わずか10年間で20%の減少であり、1995年からは100%自給可能な米まで農家には減産を押しつける一方、輸入するという施策こそが農業の衰退の原因ではないかと思いますが、この点についてもう一度ご答弁をお願いします。

(食料) 自給率が向上しない原因はどこにあるか。ここがうんと僕は質問の中で、大変大事やと思います。3月に行われた秋田県での日本の農業の再生を考えるシンポジウムで、会場からお百姓さんの発言で「自給率が向上しては困るといふ人たちが日本にはいるのではないか。」という質問がありました。世界の中でも日本の自給率が上がったから困る国があるのではないか。このことに対して、日本共産党の志位委員長は次のようにズバリ答えております。「それは財界とアメリカだと指摘しておきます。日本の財界は、不安定雇用、過労死を生み出す長時間労働などひどいやり方でコスト削減を究極まで進めて、海外に大量の輸出を行い空前のもうけを上げています。自分たちが輸出で大もうけを自由にするためには、それと引きかえに日本の農業を人身御供のように差し出す必要がある。そこで食料の輸入自由化をやれとなるわけです。農産物は外国から安く買えばいいじゃないかということになります。しかし、食料不足を前にして、世界はこういう考えでは立ち行かなくなっています。自分の目先の利益のためにかげのない農業をつぶしてもよいというのが財界の姿勢であります。一方、アメリカには巨大なアグリビジネス、農業大企業と言われる勢力があります。この勢力にとっては、日本の自給率を高めることは自分のもうけ口を失うことになります。巨大な軍事力と穀物、食料を支配することで世界に覇権を及ぼそうという思惑がアメリカの支配層にあります。これが日本への強烈な輸入強要圧力になっている。農業問題は、根本的にはここに行き着きます。」と指摘しています。この解決をなくして、自給率を上げていくということは並大抵のことではないか。このことを踏まえて見解を求めます。

今、農政課長さんのほうから持続可能な農業経営のためにどのような施策が必要かというところでは、ズバリ言葉で私は聞きましたけれども、やはり所得の補償が必要やということは言われました。全く同感であります。農業経営を安定して、持続的にするためには農産物に対する価格保証とそれに伴う所得の補償ではないでしょうか。これはまさに農民の古来からの要望ではないでしょうか。自分たちがつくったものに対して、幾らになるのか。どれほどの値段がついて売れるのかもわからない。余計できたら安くなる。こういうような状態で今までお百姓さんはやってきてましたけど、ただ、世界の流れとしては、やはりフランス、イギリス、アメリカなんかは50%ほどの生産補償を償ってると、自国の農民に対して。そういうことから言っても、やはり世界の流れはやっぱり国内保護を中心に置いていると。農民はそういうことで守ってあげなかったら立ち行かないと。特に日本のような小規模であり山間へき地を持っている中での百姓さんにとっては、やはりつくったものの一定値段が安かったら足らん分を補うという、や

はり設定がなされなければならないと思うんです。米を例にとれば、2006年産米の生産者米価は、全国平均で60キロ1万4,826円であるのに対し、農水省の発表では、60キロのお米をつくるのに生産費は1万6,824円かかるということを農水省は発表しちゅうです。どうですか、つくればつくるほどこれは赤字ということが帳面上は成り立つわけなんです。これでも2,000円はつくるほうにお金が余計要ってると。売ったほうが安いということになるわけなんです。これではやっぱり農家を継続してやっていくことは難しいのではないかと。こういうお米の値段の中では、農家の労働報酬は時給で256円にしかならない。大きな問題になったわけでありまして、2007年についてはどうか。ますますお米は下がってるんです。私の隣の方が車を持ってないので、お米を買いたい人がおるといことでお米を30キロほど、軽トラを借りてお店に持っていったら、6,000円で買うちゃおというて言われて持っていったところが、くれたお金は5,000円で計算された。持って帰るわけにはいかん、重たいし車も借りてるので。それで、しやし泣き泣き5,000円で30キロ渡したというて、帰ってきて私に嘆いておりましたけれども。そういうふうにお米の値段というのはむちゃくちゃ下がってくるし、まだまだ下がる可能性が今の農政の中ではあるということなんです。そういうような実情、お米がどんどん下がっていると。生産量を上回る価格の保障なくして安定した持続はあり得ないのでないか。他の農産物についても同様のことが言えると思います。今、香美市内、全国の自治体の中でも担い手育成とかいうようなことで品目横断の関係でも転作を奨励しておりますけれども、転作をして何ぼ大豆をつくりゆう、ほかのものをつくっても、それに対する値段の保障一切ないんです。大豆をつかったという農家の話を聞きますと、1キログラムが40円であったと。これでは結局転作しても、手間はかかるけれども何ら暮らしに役立たないというような実情もあるわけなんです。この点について私は答弁を求めるものではありません。やはり農政課長さんが言うように、所得補償が望まれるという答弁をいただいております。私も同感であります。

もう1つ農政課長さんにお尋ねをしますけれども、ここにちっちゃな記事で2008年4月21日に出ておりますけれども、「食料安全保障課、農水省内に新設」ということで、「自給率向上へ朗報」ということで、農水省内に4月から食料安全保障課が新設されて活動を始めています。若手職員20人で構成、国際食料需要の分析、食料不足時の対応、自給率向上に向けた広報、総務班に分かれるということ、いろいろ活動していきゆう中で、ここに末松という課長さんがおりますが、末松安全保障課長さんの発言は、「以前は国際的穀物余剰があったが、今は金さえ払えば必ず必要な食料が手に入るという時代ではなくなっている。」ということ、政府自身がこの大変な状態であるということ、自給率向上ということ、を言ってる。しかし、なかなかその（食料自給率）45%まで進まんということですけど、この45%の政府設計に対して香美市にはどういふふうな働きかけがあつてるのか。どういふふうな指導があつておるのか。具体的に

あればお答えをお願いします。

火災報知機でございますけれども、えらい淡々とした答弁でございます私も非常にあっけにとられておりますけど。ほしたらお尋ねしますけど、このままいって、そういう取り組みそのものを広報で宣伝すると。いろいろ啓発はしていきますよということだけで果たして設置が進んでいくものかどうか、私は非常に不安に思うんです。なぜかというと、これ同じ年度で地デジが入ってくるんですよ。一般の家庭で火災報知機が大事かいうたら、そら命にとっては大事です。しかし、テレビが見れるか見えないかも暮らしの中では大変なんです。町の電気屋さんに聞きましたら、チューナーを取りつけるには2万円から5万円すると。「できるだけ片岡さん、5万円のを取りつけたもらいたい。」と私に言いますが、「それは古いテレビがいかなかったらそのチューナーはどうなるぜよ。」と言うたら、「それはもうぼつになります。」と言いますが。「いろいろ今は、まあ言うたら技術的に組み込まれてるものが違うので、できたら高いのが有効な見方ができる。」ということをおっしゃっていただきましたけれども、同じそら年度の中で2つのことが進んでいくという中で、財政的な負担は物すごく家庭的には多いんです。そういう中で、僕は行政はそんなこと、仲介のことはできないみたいになんと逃げたいけど、そら逃げると、安価な購入については。私は思うけど、香美市の全体にこういうことを取り上げられる業者さんに集まってもらって、1つには香美市の名前を使えばこういうような安価なことで、不法な勧誘のことも防止できるというシステムを使って、自分の好きな店へ行って買うことも設置することもできるけど。そら香美市ということ言えば、何らかの対応の購入というような方法は僕は考えられるんじゃないかというように思いますけれども、いかがなものかお尋ねをしたいと思います。これが一番、安く取りつけてもらいたいというのが最大の希望なんです。ここの点をどうすればやっぱりそういうことが普及するかということに着眼点を置かなければならないと思うわけなんです。これは隣の人がつけてない。うちだけつけちゃって、隣から火が出りゃ類焼も出てくるといいうろんな形も考えられる。できるだけやっぱり徹底的にということに、全戸にということが希望であることから言えば、最大のやっぱり行政は対応をする必要があるのではないかと。その点についての答弁をお願いします。

その胃ろうの問題でございますけれども、私もこの「胃ろう」という言葉は本当は知らなかったんです。私の嫁さんが看護師をしょった関係で「そんなこともあるんかよ。」と言うたら「ある。」ということをおっしゃっていただくんですけども。この方は93歳の人なんです。私がこの質問をしてる人はね。痴呆症の母親をストレッチャー等に乗せて、玄関を出ていくこの移動の大変さ。車の手配は、1週間前に予約をしなければこの車は来てくれないということ。それから、介護している方自身が大変肉体的に健康な人ではないので、肉体的にも精神的にも（病院に）連れていく日はくたくたになるということ。それから、今後の方向としては療養病床の削減が叫ばれて、家庭でのまた自宅での療養がますますふえる中で、「この香美市民として法のもとの平等な待遇を受ける

権利はあるのと違うか。」ということをこの人は言うんです。合併前に云々とか取り決めとかいうことじゃなくて、やはり金額をどっさりちょうだいということの一つもこの人は言いません。しかし、「香美市でやられてるサービスを、私は高知市へ行っても香美市なりのサービスを受ける権利は私にも認めてもらえないだろうか。」ということを使うわけなんです。僕はそのことについてはそれほど時間を置いて論議せないかん問題ではない。やはり福祉というものはやっぱり心やから、できるだけそのことにあらゆる努力をして引き上げていくと、救済をしていくということにウエートを置かなかつたら、除外するという方向は絶対にこれは認めるわけにいかないので、それがもっと早くというか、色よい返事ができるようなことはできないものかをお尋ねして2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをしますが、総理大臣や農林水産大臣並みのお答えにはならないと思います。特に農業問題につきましては大変難しい問題も含んでおりますし、そうした中で私なりに答弁をさせていただきたいと思っております。

片岡議員には常日ごろから農業問題を取り上げていただいて、ご質問をしていただいております。先日も、5月31日ですか、高知の農業再生を考えるということで南国市のほうでシンポジウムもとり行われました。これは共産党さんの1つの主催として行われたということでご案内もいただきましたし、出席もしたかったと思いましたが、どうもつかえがございまして残念ながら出席はできませんでした。高知県から350名ぐらいの方々が参加をして、熱心に高知の農業再生を考えるということで行われたという報告書もいただいたわけでありまして、そうした中でも特に自給率、先ほど片岡議員さんからご質問がございました。自給率あるいは農業の衰退の原因、そうしたことについても議論があったというふうにもお聞きいたしております。特に、農業衰退の要因といましようか、今日大変大きな問題にもなってきております。しかしながら、先ほど片岡議員さんも述べましたさまざまな理由もあろうかと思っております。振り返ってみましても、やはり戦後本当に日本が荒廃をしてきた中で、日本の再構築をしていく中で国策として工業立国を目指し、そして、そうした政策をとられてきたということが今の日本の繁栄にもつながっておるということも理解をしなければならぬというふうに思っております。そうした中で、特に都会での労働者が農村部から出て行って、そして、振り返れば今言いましたように今日の日本をつくってきたのは労働者である。特に農村部から出て行った就労者の方々によって構築をされたと言っても過言でないわけでありまして、そうした中で、今日の農林業の衰退、特に中山間地域における農業の衰退というものが大変大きな課題になり問題になってきております。また、ここにきまして、特に食料に対する世界的な危機、そうしたものも叫ばれてきました。特に自給率が、我が国におきましては39%という形の中で、40年前は80%あったものがこのように衰退、減少をしてきたということも大きな課題になってきております。そうした中で、自給率の上がない理

由といひましようか、そうしたものにつきましては特に、やはりこれから45%に、あるいは50%にと上げる中では、先ほど言いましたように余りにも農村地域、特に大部分を占める中山間地域が疲弊をし、そして農地も本当に荒廃をしてきた中で、なかなか自給率を上げるといふこと自体も至難のわざになってきているのが現実ではないだろうかといふふうに思います。

しかし、そうした中にあってもやはり国の胃袋を満たす、国民の胃袋を満たす、少なくとも半分、40%を目指すぐらいのやっぱり自給率が欲しい。やはり国際的な関係の中で見てもそれぐらいの自給率の復興が欲しいのではないかといふふうな思ひは、同じくいたしておるわけであります。そうした中で、間接的にやはり問われてくるのは地産地消を望む、そうしたこによつて自給率を上げていくといふことも大変大事であると思ひます。特に、今地産地消が言われておりますが、やはりなぜ今地産地消なのかといひますと、やはり食の安全安心の確保をするためにも必要であります。また、食生活の見直しの必要性の中からも、地産地消が言われております。また、同時に日本、またこの香美市もそうでありますが、食の文化といふものがあるわけです。それぞれの食文化があるわけでありますので、そうしたものを継承していくためにも地産地消といふものは必要であります。また、そうすることによつて食料の自給率は向上していきますし、農村の、また農林水産業のいわゆる地域の発展、持続的な発展が望んでこられるといふふうに思つております。また同時に、そして今大きな課題であります、そうすることによつて自然環境の保全もなされてくるといふふうに理解をいたしております。私はそうしたトータル的なさまざまな要素を解決してこそ今の農業の問題が解決、解消に向かつていくではないかといふことで、やはり国策においてそうしたことにも力を入れていってほしいといふふうに願つておるものでございます。

ちょっと例に挙げますが、6月15日の喫水線といふ高知新聞のコラムに高知新聞の編集委員の依光さんが、ウサギ村とライオン村といふ童話といひましようか寓話のたとえで書いておりました。ちょっと読ませていただきますが、「ウサギ村は木の細工品や紙をつくつていました。それらをライオン村といふ少し離れた大きな村で売り、得たお金で食料を買つて生活をしてきたのです。自分たちの村でつくる食料は4割弱、残りはライオン村で調達をしておりました。」といふふうな、これは想像すればどういふ関係であるのかといふことはわかるわけですが。そうした状況の中で今、今日食料が不足をしてきたといふことの中で、ここでやはりウサギ村としてどうするすのか。今までウサギ村の住民は高齢化をし、そして荒廃をしてきた農地をやはり再び耕し、そして食料の自給率を上げて、村の食料は我が村で考えていく考えに戻すのか。それともライオン村に頼つて、ライオン村から買うてやっっていくのか。そういう2つの道が今きておるといふふうに思ひます。そうしたことをやはり真剣に、我々は日本の国の住民として考えなければならぬのではないかなといふことを一市長としての考えで、大変お恥ずかしいことですがそうした考えを持つております。

火災報知機につきましては、先ほど消防長のほうから述べましたが、ちょうど片岡議員さんからもお話がございましたように地デジの問題と重複をしております。特に地デジの問題につきましても大変これは大きな問題でございます、今調査をしておりますが香美市の中でも2011年、もう3年後ですがテレビの映らない地域も出てくるというふうなことも考えられます。そうしたことで、このことにつきましては国策で進めておりますので、これは十分、国の対応によって地デジの方はカバーすべきではないかということをして市長会の中でも申し上げておるわけでありましたが。この火災報知機の設置につきましても、これは一個々の家庭の中で大変重要な、これもまた問題であろうというふうに思います。先ほど述べましたように行政としてなかなか立ち入れない部分、あるいはまた行政の財政的な課題の部分、たくさんの課題を先ほど申しましたように抱えておりますので、それを十分に住民の皆さん方に。全部が全部なかなか満足していただけるような対応ができていけるのかということにも、大変難しい問題を含んでおります。なお、そのことにつきましては今後も研究をし、また検討もしていかなければならないというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の2回目の質問にお答えいたします。

この（胃ろう）治療につきましてははすぐに対応できないかというか、色よい返事をもらえないかということだったと思いますけれども、このタクシー料金助成事業につきましては、第3次高齢者福祉計画の中でも香美市内とかいうふうなうたっております。また、今年度につきましては財政的なこともあります。既にもう予算もついて動いております。このタクシー料金の助成事業につきましては、例えば繁藤地区の方なんかですと香美市内へ通うより南国市とか高知市のほうへ通うのが便利だとか、また土佐山田町内の方でもタクシー料金が1,000円に満たない人なんかですと、「これは対象にならない。」とかいう意見も出ております。そういったいろいろな意見があります。ただ、財政的なこともありますので、その辺も当然考えながら今年度作成します計画づくりの中で、皆さんの意見とかをお聞きしながら検討はしていかなければいけないと思います。今年度につきましては、もうすぐに対応は難しいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問を行います。片岡です。

福祉事務所長さんの最初の答弁で、私2回目の聞くのをちょっと忘れたんですけれども、「火災報知機の設置が定められている高齢者の対象者は500人ほどではないか。」というようにお答えをいただいて、その設置の現状はということについては、何か平成18年、平成19年度。その後の返事はちょっとわからなかったんですけど、これは言うたら全員の設置という見通しを持ってやっているのかどうか。そら当然見通し

を持ってやらにゃいかんことですが、ここのあたりのその現状と遂行状態はどんなかという見通しをもう一度、3回目としてお尋ねをします。

それから、この胃ろうの問題についても、今、福祉事務所長さんのほうでお話をいただいて、「予算化もしてないので今年度は無理や。」と、「来年度は考えてみるわ。」という返事ですけど、僕は繁藤の問題とかいろんな問題がそらあると思うんですよ。しかし、この人の場合は土佐山田町では一切（病院に）かかれないという条件なんです、香美市ではね。やってくれるお医者さんを保障してくださいと言いたいわ、はっきり言うたら、それやったらね。けどそういうわけにはいかんから、今の現状のままの条件をこの人にもやっぱり当てはめてあげるのが大事やないですかということ言ってるんです。なかなかそら、福祉事務所長さんだけの返事では難しいかもしれんけど、僕はこら絶対に保障していくという姿勢が行政の中に貫かれていかなければならないと思います。なぜなら、この人が駄々をこねて高知市へしか行かんのやということ言いゆうと違うんです。高知市へ行かなければこの人は治療できない、命の支えがないということの裏づけとしてそういうことの保障はお願いできないかよということ言いゆんやから、そこはしっかり腹に決めて対応をお願いしたいというように思います。

それから、地産地消の問題でございますけれども、ここにちょっとした新聞の記事があるんです。地産地消の問題でございますけれども、「後免野田小学校の食料教育紹介」ということで、これは東京でシンポジウムを開いてるんです。そこへわざわざ南国市の後免野田小学校の大石美佐子先生という方がお伺いをして、食の教育の取り組みということで発言をなされてるんですけど。この中で「大石先生が児童らが野菜づくりを通じて感謝の気持ちや生命の大切さを学んだことを紹介」と。「座学ではなく実体験だからこそそうした心情が自然と芽生えていったとした。また、家庭や地域を巻き込む意義も強調し、子どもが成長するだけでなく、地元の人々にとっても大きな励みになった」と述べておるわけでございますけれども、香美市で地産地消をやる1つのモデルというか、市民にアピールできるのは、僕は学校給食じゃと思うんです。学校給食の現状はどうなっているのかということ、その地産地消の達成率、割合はどうなっているのかということと、なぜこの南国市の学校給食はこれほど全国的に話題になるかということについての総括がなされているのであれば、ひとつお尋ねをするものであります。

それから、答弁は難しいかもしれんけど、認識として最後には答弁を求めますけど、簡単な。日本の農業についてちょっとみんなしてしっかり押さえておかなければならない問題が発表されています。日本の農業にはすばらしい力がある。日本の農業について財界などから競争力がないだの何だのと、一生懸命に頑張っている農業者の皆さんの努力を足げにするような発言がよくありますと。しかし、日本の農業にはすばらしい能力があります。まず1つには、農地1ヘクタールで何人の人を養えるか。オーストラリアは0.1人、アメリカは0.8人、イギリスは2.6人、フランスは2.9人、ドイツは4.5人です。我が日本は10.5人なのです。日本では水田という最も高い生産力をも

つ農地が中心となっているからです。そして、日本の農業、農業者が優秀だからであります。そして、日本の農業は競争力がないなどと否定するのは根本的な間違いです。これだけのすばらしい能力のある農業を崩してきたことは、それだけの責任があるということをおっしゃっています。

それから、3月議会で食料主権についてお話しさせてもらったんですけど、食料主権についてもやはり行政と議員、市民の認識の統一はしておかなければならないと思います。食料主権を保障することということで、食料主権とは一体どういうことかと言うたら、各国が輸出のためでなく自国民のための食料生産を最優先にし、実効ある輸入規制や価格保障などの食料・農業政策を自主的に決める権利のことだということによって発表されております。このことは非常に、全世界的に食料主権ということはおたわれております。これは国連の決議です。日本の政府もこれに賛成の署名をしてるんです。2004年の国連人権委員会ではこういう決議が採択されています。「各国政府に対し、人権規約に従って食料に対する権利を尊重し、保護し、履行するよう勧告する。食料に対する権利に重大な否定的影響を及ぼし得る世界貿易システム」、これはWTOのことです。「世界貿易システムのアンバランスと不公平に対して緊急の対処が必要である。いまや食料主権のビジョンが規定しているように、食料安全保障と食料に対する権利に優先順位を置くような農業と貿易のための新たな対抗モデルを検討すべきである」と。この条約に反対したのはどこか、アメリカです。棄権したのはオーストラリアです。なぜかいうたら、これは皆輸出国でしょう、農産物の。これの手足を縛る法律については反対すると、棄権をするということなんです。だから、いかにWTOの協定が輸入国の、各国の、全世界の、自国の農業政策を衰退させてきたかということの1つの証明であって、WTOにかわる新しい枠組みを世界でつくらなきゃいかんという勧告でもあるわけなんです。そのことについての見解を求めて私の質問を全部終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 片岡議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

片岡議員さんの、やはり自分の勉強された中でのご意見といいたいまいしょうか、ご質問の内容になるわけでありまして。同調できる部分もございまして、しかしながら、やはり今日の日本の状態を考えたときに、そうした政策、農業が衰退をしたということになってきておりますけれども、主とした政策も日本の再構築をするためには必要ではなかったかという部分もあるわけでありまして。功罪いろいろあるというふうに認識をいたしております。そうした中で、そうした経緯を踏んで今日の問題があるわけでありまして、やはり反省すべき点は国家にもきちっと反省もしていただいて、そして国のやはり胃袋を満たす、国民の胃袋を満たす食料については、きちんと対応できる姿勢を持ってもらいたいというのは同じ思いであろうというふうに思います。

また、学校給食の総括につきましては、今ここでできる範囲内ではないと思いますが、できる範囲内の中で地産地消に向けて学校給食のほうも取り組んでおるということは、

ここでご答弁もさせていただきたいというふうに思います。

また、胃ろうのことにつきましては、私も勉強不足でございますので、先ほど福祉事務所長のほうから述べましたが、今後の検討課題であるということ置いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員の3回目の質問にお答えいたします。

火災警報器の件ですけど、平成18年度、平成19年度の利用者はありません。日常生活用具の給付事業の中に火災警報器のこれがありますけど、あくまでも本人からの申請によりますので、申請がなかったということです。ただ、この事業ですけど、日常生活を営むのに支障があって家で生活しなければいけない方が対象ですので、火災があったときなんか手助けが必要っていう部分がありまして、警報器を中だけではなくて外にも知らせるという意味でそれをつけなければいけないという事業ながです、通常の警報器のほかに。そういう部分がありまして、ただ、その外づけでつける場合それに要する配線の工事とかは自己負担になってるがです。そのことについて問い合わせとかあったりもしてたようですけど、やっぱり外につけないかんとかっていう部分を聞いてやめたという人もあったようです。本人の、利用者の負担につきましては、課税とか非課税とかによって額が変わってきます。非課税の方は無料ですけど、工事費は負担になります。ほんで、そういったところで利用者がいなかったんじゃないだろうかと思います。

それと、通院タクシーの件です。現在の施策の中ではほかに制度としてはないんで、この通院タクシーの料金助成事業しか対応できるものはないと思います。ただ、これにつきましても要綱の中なんかで対象者は定めております。ほかの病気なんかでも高知市内でないと治療を受けられない方なんかもあるんじゃないかと思います。そういったこともありますんで、この事業につきましてはもういろんな意見もありますので、全体的に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度については、これまでの議会でも何度か質問してまいりましたが、残念ながら多くの問題点を残したまま4月1日のスタートとなりました。この制度は、75歳になった途端に後期高齢者と呼ばれ、外来受診から入院、終末期に至るまで年齢

で医療内容の差別化を図るなど、高齢者に厳しい制度になっています。世界を見ても、ヨーロッパなど国民全員が加入する医療保険がある国には例がありません。イギリスやスウェーデンは、すべての国民が1つの医療保険に入っています。ドイツやフランスは労働者と農民の保険制度に分かれています。年齢の区別はありません。国民全員をカバーする公的医療保険がないアメリカにも、障害者と65歳以上の高齢者を対象としたメディケアという公的な医療保険制度があります。この制度は強制的に加入する病院保険の部分と、任意で選択的に加入する附属保険の部分に分かれています。強制部分については、高齢者が保険料を負担することはありません。入院時の一部負担はありますが、年間支払い額の上限が設定されています。高齢者だけを1つの医療保険に押し込め、医療でも差別化を図り、死ぬまで保険料を払わせる制度は世界でも例がない日本だけの異常な制度です。多くの高齢者の怒りの声を受けて、政府はようやく制度の見直しを検討するなど慌しい動きを見せ始めました。5月21日の高知新聞によりますと、「自民、公明の両党が制度の見直しを検討する会合を開き、低所得の年金生活者の負担軽減措置を拡大し、均等割の減額割合を最大7割から最大9割に改める方向で検討している。」とのことでした。また、均等割の軽減は世帯単位の所得で決まるため、妻の年収が少なくても夫の年収が多いと夫婦とも軽減対象にならないケースがあり、「この判定基準の見直しも検討する。」となっていました。さらに「年金からの保険料天引きの見直しや、人間ドック費用の補助、サラリーマンの子どもの扶養家族だった人の負担軽減措置の延長、65歳から74歳の障害者の強制加入の見直しなどについても検討を進める。」ということでした。その後、幾つか部分的な見直しを政府は発表しましたが、制度そのものの問題点については何ら論議されないままです。4月1日のスタート時点から一部の制度内容について先送りされるなどしていたため、詳細が明らかでなく制度そのものがわかりにくいものになっていましたが、今回部分的な見直しなどがあったことから、利用者にはさらにわかりにくく複雑な制度になったと思います。この制度そのものに大きな問題点があるのですから、大もとを論議することなく小手先で部分修正すること自体に無理があるのではないのでしょうか。

一方で、香美市ではこのことをどうとらえているのでしょうか。年齢によって医療を差別することは、法もとの平等を規定した憲法第14条に反するものであり、わずかな年金収入しかない人から天引きという方法で保険料を取り立てることは、生存権を保障した憲法第25条に反するものと考えますが、このことを3月議会で質問したときに、保険課長は「生存権や社会保障の否定ではない。」と答えられました。また、「収入がゼロ円の方の場合は、特別な事情に当たるのではないか。」との同僚議員の質問に対しても、「特別な事情には当たらない。」との趣旨の答弁をされました。私はこのとき、役所は市民を守ることよりも、たとえそれが市民を苦しめる悪法であったとしても、国が決めたことと推し進めるという姿勢を感じてしまい、市民に優しく親切な行政と感じることはできませんでした。そこで質問に移ります。

初めに後期高齢者医療制度の基本的な部分についてお伺いいたします。同制度の対象者についてですが、香美市の場合75歳以上の方と、65歳から74歳までの障害がある方で制度の対象者となった方は何名なのかお聞かせください。また、土佐山田町、香北町、物部町で行われた説明会で、それぞれの会場での参加者は何名であったかお聞かせください。

次に、4月15日に特別徴収で年金から（保険料が）天引きされた後、制度に対する苦情などの電話があったように伺っておりますが、どのような苦情があったのか。また寄せられた件数をお聞かせください。

次に、先ほど申しあげました市民に優しく親切な行政についてですが、制度がスタートした4月1日以降にも高齢者に優しくない、不親切だと感じてしまうことがありました。それは保険料納入通知書の内容についてです。皆さんのお手元に参考資料として配付させていただいておりますが、この納入通知書ですけれども、これは香美市内の方に届いた通知書のコピーです。念のために申し添えておきますが、住所氏名を伏せた上で一般質問の参考資料とさせていただくことのご了解はいただいております。この通知書の中で、中ごろから下の左側に「A」と記入してある欄に「年金受給額」とありますけれども、この「年金受給額」から公的年金控除120万円と、住民税基礎控除33万円の合計153万円を引いた額が、その上段左側の「B」となっている、「B」に記入してある賦課のもととなる所得金額になるはずですが、ごらんになっていただければおわかりのとおり、その計算でしますと金額が合っておりません。このことについて、この方の息子さんは保険課窓口を訪れ説明を求めたそうです。対応した担当者は電話連絡等で問い合わせをするなどの調査をした後、「この計算のもとになっているのは平成18年度の所得金額でした。改めて平成19年度の所得で再計算して、確定した保険料を10月ごろに通知します。」という内容の返事だったそうです。そして、「保険料の差額は来年2月の引き落としの時点で調整することになるかと思えます。」との返事もあったそうです。この息子さんは後期高齢者医療制度について若干の知識があり、賦課のもととなる所得金額の算出根拠を事前に知っていたため早々とこのことに気づいて指摘されたものですが、ほとんどの対象者はこのことに気づいていない方が多いのではないのでしょうか。差額の保険料は来年2月に調整されるのであれば、支払い金額そのものに問題は残らないでしょうが、市役所からの公的な文書としては大きな問題があると思います。まず、この通知書の年金受給額の欄には平成19年度の年金受給額がきちんと明記されているにもかかわらず実際の計算は平成18年度の所得で行われている点ですが、この通知書にはこのことの説明がどこにも記載されていません。事前に配付されたこの後期高齢者医療保険のしおりという、この中には「平成19年中の所得額から算出」と書かれており、平成18年度の所得から計算するとはどこにも書かれていません。ここでまず1点目の問題です。

2点目の問題は、この通知書には賦課のもととなる所得金額の算出根拠が示されてい

ないことです。このことについては、事前に配付された後期高齢者医療保険料のしおりでは説明されていますが、この通知書には記載がありません。この通知書には作成責任者の名前として、この通知書というはこの納付通知書ですけれども、作成責任者の名前として上段に（高知県後期高齢者医療）広域連合長、下段に香美市長の名前があるところを見ると、両方の文章を合体させて作成した文書ではないかと推測しますが、この上段の計算式の部分に公的年金控除額及び住民税基礎控除額を表示し、また平成18年度の所得金額から算出していることの注意書きが必要だったのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上のお年寄りと65歳以上の障害者のある方々です。この方々に通知する文書ですから、もう少しわかりやすく丁寧な説明をするべきではなかったのでしょうか。このことについて答弁をお願いいたします。

また、この方の息子さんは当日対応した担当者に「この通知書では不親切だから問題点を改めて再通知してはどうか。」と尋ねたそうですが、「今からの再通知は事務処理上難しい。」との返事があったそうです。そこで、「では広報に掲載してお知らせしたらどうか。」と提案したそうです。担当者からは、「広報掲載の件は検討してみます。」という返事をいただいたようですが、これまでの広報には掲載されたようにはありません。このことについても検討の結果、どのようになったのか説明をお願いいたします。

そして、もう1点は2月の時点で保険料を調整することについてですが、平成18年度と平成19年度で収入に差が生じ、保険料を多く徴収し過ぎていた場合のことについてお伺いいたします。こういうことはあってはいけないことですが、念のためにお聞きしておきます。来年2月までに対象者にもしものことがあった場合は、どのような手続きを経て返還されるのか、その手順と還付先を教えてください。また、その方がひとり暮らしでご家族がいない場合には、どのような対応をされるのかという点もあわせてお聞かせください。

次に、物部町地区の特別養護老人ホーム建設計画についてお伺いいたします。

このほど、物部町大柵に建設予定でありました小規模特別養護老人ホームの施設整備計画が、諸般の事情により中止となってしまいました。物部町地区はご存じのように広大な面積を有し、そのほとんどが山間地という厳しい条件下にあります。また、少子高齢化が深刻であり、人口の半分が高齢者という状況で、集落によっては若い人が1人もおらず全員が高齢者という、いわゆる限界集落も数多く存在しています。このような状況の中でも、そこに暮らしている方々は自分の体が動くうちは何とか住みなれた自宅で生活したいと畑仕事などに精を出し、懸命に生活をされています。この方々が抱えている不安は、私たちにははかり知れない大きなものとなっています。それは、今は何とか頑張っているが、もし体が不自由になったらどうなるのだろうかという不安です。体が不自由になり介護が必要な状態となって、自宅で生活ができなくなった場合はどこかの施設などへ入ることになるかと思いますが、物部町にはそのような施設はありません。

ん。このことから、せめて物部町に介護施設があったらと住民は長い間待ち続けていたところ。山間地が衰退していく一方の状況の中で施設建設という一筋の光が見え、長年の夢がようやく実現すると住民の間には大きな喜びがわき、期待に胸を膨らませていました。その期待が大きかっただけに、今回の建設中止という結果は非常に残念で住民の心中を察し心を痛めています。さまざまな要件が重なり、建設のおくれがこのような結果を招いてしまったわけですが、住民の中には「合併して物部町は一気に寂れてしまった。今度は施設も中止か。いよいよ見捨てられたのう。」と嘆きの言葉や、「新しい受け入れ先を探すとは言うが当てにはできん。役所や議会の偉い手はこんまい施設のことより、何十億円もする庁舎を建てることしか頭がないんじゃないだろう。何を言うても無益よ。」と、嘆きを通り越してあきらめ感からの怒りの言葉さえ聞かされました。そこでお伺いいたします。

過日、市長名で地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備計画の中止についての文書が各家庭に配付されてきました。その中で「今後については、平成20年度に策定する平成21年度から平成23年度の第4期介護保険事業計画において関係機関等のご意見をお伺いし、検討、協議することとなります。」とありました。今後の建設計画についてお聞かせください。

もう1点は、「事業所と市のコミュニケーションがうまく図れていないのでは。」などの意見も聞かれます。市が必要と認めた建設される施設であり、市民が利用する介護保健施設ですから、事業所が勝手に建設したらいいというものでもありません。市や市民、事業所などそれぞれの立場や条件のもとで正しい情報を共有していくことが大切ではないかと思えます。今後、同様の事業を進めるに当たっては、今回の教訓をもとに再びこのような結果にならないように望むものですが、市としてどのように取り組んでいられるのかをお聞かせください。

次に、民生・児童委員に関してお伺いいたします。

住民の方から「民生・児童委員のなり手がなく困っている。今は何とかやってくれる人がいるが、この次はどうなるかわからない。民生・児童委員さんがいなくなると様子を見にきてくれる人がいなくなるので不安だ。」などの声を耳にします。5月10日付の高知新聞に「民生・児童委員5,000人欠員」の見出しで気になる記事が掲載されていました。その内容は、「地域福祉の世話役として援助が必要な住民と行政をつなぐ民生・児童委員が不足し、2007年度は定員約23万人に対し、昨年12月時点で約5,000人の欠員が出ていることがわかった。欠員は2004年度末に比べ1.6倍の急増、ひとり暮らしのお年寄りがふえたり近所づきあいが薄れたりするなど、民生・児童委員の業務が難しくなり敬遠する人がふえたためと見られる。全国民生委員児童委員連合会の昨年3月までに実施した調査で、なり手がいない、若いメンバーが少ないなど世代交代が進まないことを指摘する声が多かった。かつては生活保護世帯や母子家庭などへの助言が中心だったが、2000年の民生委員法改正を境に児童虐待や引きこもり、

家庭内暴力、高齢者の見守りなど取り扱う内容が広がり多忙になった。一方、個人情報 を理由に自治体から必要な情報が提供されず、活動しにくくなった面もある。」という ものでした。民生・児童委員は児童委員も兼ねる非常勤の特別職の地方公務員に該当す るとされており、自治会などが推選した人に厚生労働大臣及び知事が委嘱するもので、 任期は3年となっています。香美市では昨年改選があり、12月から128人の方がひ とり暮らしの高齢者等への声かけ、安否確認や相談、制度やサービスについての情報提 供、関係機関への連絡など、地域福祉の身近な世話役として活動されています。そこで お伺いいたします。

全国的にもこのような状況であり、香美市の場合も高齢化等の理由から民生・児童委 員のなり手が少ないのではと推定するものですが、現在の状況と対応策とをお聞かせい ただきたいと思います。また、今後の見通しと対策についてもあわせてお聞かせくだ さい。

また、なり手が少ない原因の1つには民生・児童委員の報酬額にもあるのではないで しょうか。民生・児童委員はその精神はボランティアに基づくものとされていることか ら、報酬もわずかな額となっています。しかし、民生・児童委員の業務は多岐にわたり、 業務が難しくなっていますので、民生・児童委員の業務をこなすことは自身の生活に圧 迫を加える結果になっているという話も聞いています。このようなことも詳細に調査さ れ、民生・児童委員の方々が存分に活動できるようにするために行政として一定の支援 策も検討する必要があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

最後に、硫化水素による自殺についてお伺いいたします。

家庭用洗剤などから硫化水素を発生させての自殺や事件が続き、深刻な巻き添え被害 も相次いでいます。硫化水素は卵の腐ったようなにおいを持つ無色透明の気体で、空気 より重く、高濃度で吸い込むと呼吸障害を起こして死亡する危険なガスと聞いています。 専門家は、においを感じたら絶対に近づかず風上に避難することが大事だと指摘してい ます。硫化水素は火山ガスや汚泥などにも含まれ、過去には登山客や下水処理の作業員 の方々が死亡する事故も起きています。警察等の発表によりますと、一連の自殺はガス の発生のさせ方や張り紙をするなどその手法が似通っており、昨年来インターネット上 に流れ最近になって急激に広がった情報が影響していると思われるとしています。ガス の発生に使われる家庭用洗剤などは、届け出が必要な毒劇物ではなくだれでも購入でき ることから、厚生労働省は4月25日、関係団体に販売の際に不審な点があれば身元や 使用目的を確認するよう求める通知を出しました。

一方、巻き添え被害はさらに深刻です。3月に発生した（兵庫県）神戸市の事件では、 息子さんを助けようとした父親が死亡し、母親や兄弟も被害を受けました。また、4月 に起きた大阪市の事件では、母親が意識不明の重体になり、祖父母らが治療を受けまし た。香南市で起きた事件では、付近の住民約71人が病院で治療を受け、14人が入院 しました。また、ガスが付近に広がったため、150人が避難所で不安な一夜を過ごし

たとのことでした。このほかにも乳幼児が巻き添えでガスを吸い病院で治療を受けた事例もあり、後遺症を心配する声が上がっています。巻き添え被害の広がり、警察庁は硫化水素の発生が疑われる場合、住民避難などの二次災害防止策をとるよう全国の警察本部に指示しました。また、硫化水素についての情報をネット接続業者やサイト管理者に削除を求める有害情報として取り扱うことを決めています。大阪大学医学部の的場教授は、「拡散するガスは周辺にいる人も巻き添えにする危険が高い。硫化水素は毒性が強いので家族や近くにいる人までガスを吸ってしまい、最悪動けなくなって死亡することにもなる。発生するガスの量や広がりも予測がつかないまま（自殺が）実行されるので、周囲に迷惑をかけるおそれが高い。」と警告しています。以上のことをもとに質問いたします。

硫化水素を利用した自殺等の場合、そのガスが持つ特性や毒性などから近隣の住民や救出に当たる方々への巻き添え被害は深刻な問題です。香美市において不幸にもこのようなことが発生した場合の、消防や関係機関との連携及び対応策は徹底されているのでしょうか。また、適切な初期対応が二次被害や参事を防ぐことにつながりますが、日ごろからの訓練などはどのように行われているのかお聞かせ願います。

また、硫化水素に限らずあらゆる猛毒ガスや毒物、劇薬に関する事件、事故についての学習会や訓練などはどのような体制を取っているかという点と、それに対応できるような化学防護服などの装備も配備されているのかをお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療制度についてお答えします。

対象者数ですが、平成20年6月12日現在で75歳以上の方は5,413名で、65歳から74歳で障害がある方については185名です。合計で5,598名です。

説明会の出席者とはということですが、土佐山田町で20名、香北町で8名、物部町で4名でした。

特別徴収後、制度に対する苦情等の内容と件数をということですが、件数については集計をしておりませんのでお答えができません。制度についての相談内容は、主に制度がわかりにくいということへの説明（相談）が当初は多くありました。それから、保険料納入通知書発送後にご指摘のとおり通知書の説明不足もあり、保険料の算定根拠、年金からどれくらい引かれるのかなどの相談が多くありました。また、何人かの方々から

高齢者を邪魔者扱いしている制度であるということなどの、制度に対する不満もありました。

次に、保険料納入通知書の内容についてですが、何年度の所得によるものとの説明がなかったのは、確かにご指摘のとおり不十分であったと思います。また、公的年金控除額や基礎控除額の記載もなく説明不足であったと思います。

広報への掲載の検討についてですが、ご指摘の内容について広報掲載を検討してきましたが、いまだに掲載できておりません。申しわけなく思っております。今後の通知において指摘事項の改善及び文書等の同封により、個人個人に通知することで周知啓発に努めていきたいと思っております。

次に、保険料を多く徴収し過ぎた場合についてですが、多く徴収し過ぎた場合については還付させていただくこととなります。現在、介護保険料の徴収を行っておりますが、その介護保険料と同じ処理になると考えております。万が一のということは死亡というようにとらえていただいて、死亡によって保険料を還付しなければならなくなった場合については、一般的には住民課へ死亡届を出された家族の方へ還付の通知を送付し、納め過ぎの保険料を還付する手続きを行います。

次に、特別養護老人ホームの件についてお答えします。

物部町における施設整備は必要と考えており、第4期介護保険事業計画の策定時点で検討、協議する必要があると考えております。策定は、今年度中に策定しなければなりませんから、検討、協議も今年度中ということになります。策定委員会で検討協議していただきますが、7月上旬に第1回目の策定委員会が開催される予定で、来年2月までに5回くらいの策定委員会を予定しています。現在は白紙の状態になっていますし合併以前の3年前と比べて社会環境も変化してきておりますので、施設の内容についても地域密着型にするのか特別養護老人ホームにするのか、定員をどうするのかなど検討する必要があると考えています。

そして、今後市としてどのように取り組んでいくかということですが、地域密着型の施設は平成18年度からの新しいもので市町村管理ということもあり、当初は県からの指導もなく事例もないまま事業を進めてきたため、事業所も行政も当初手探り状態であったことはあります。しかし、私は事業所と連携を密にし、数十回以上、事あるごとにひざをつき合わせて協議してきました。コミュニケーションが図れていなかったということはなかったと考えております。しかし、結果的には事業中止となりましたので、コミュニケーションが図れていなかったと言われても仕方のないことだと思っております。今後は、今回の教訓のもとに同じ轍を踏まないように、市として事業所の設定後は事業者には指導の強化を図るとともに、事業所とはこれまで以上の細部にわたる協議をしながら、施設整備が確実にできるよう取り組んでいかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の民生・児童委員についてお答えします。

まず初めに民生・児童委員のなり手がいない状況、対応策、今後の見通しについてですが、昨年民生・児童委員の改選がありまして、香北町と物部町では、任期満了年の5月に全自治会長にその旨の地区推薦書の提出をお願いしています。土佐山田町については、社会福祉協議会に退任される民生・児童委員を確認し退任される地区の自治会長に依頼をしていますが、民生・児童委員が後任者を構えている場合もあります。民生・児童委員の職務範囲の広がり、地域住民の高齢化や地域のつながりの希薄などもありまして、なり手が不足している状況は出てきていると思います。自治会長などにいろいろとお世話になりまして、民生・児童委員を推選できました。物部町地区では山間部に高齢者が点在している地区がありまして、自治会長もできない地区もあるようでして、その地区では民生・児童委員に後任を事前に探してもらったり、職員から個人的にお願いをして対応しています。今後の見通しですが、地域の高齢化や地域社会の変化により民生・児童委員のなり手はさらに不足してくると思われる反面、虐待や暴力問題を初め、孤独、孤立、引きこもりなどの問題を抱えている人々の発見とか、それらの人々に対する相談や支援など、新たな問題への対応など民生・児童委員の職務への期待はますます高まってくると思われれます。対応策等につきましては、民生・児童委員の活動は自治会からの理解、協力がなくては成り立ちませんので、やはり地域の実情を把握している自治会長に推薦を依頼することを基本に考えています。改選時期については民生・児童委員はわかっておりますので事前に話し合いをしておくことも必要ですし、支所や社協事務局と連携をとりながら進めていくことも必要です。また、民生・児童委員活動は地域を基盤として展開されますので、自治会との連携を考えますと、民生・児童委員の担当地区は自治会の区域に合わせた区割りを考えていく必要もあると思います。ただ、土佐山田町では、民生・児童委員が住んでいる自治会以外の担当地区に福祉委員を置きまして、民生・児童委員を補助していく制度もありますので、関係者の意見を聞きながらいろいろと研究をしていかなければならないと考えております。

次に、民生・児童委員が存分に活動できるよう行政として一定の支援策が必要でないかということについてですが、民生・児童委員は常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自主的、主体的な活動を行います。山崎議員のご指摘のとおり民生・児童委員の業務は大変多岐にわたってきておりますし、活動に要する時間も長くなってきております。民生・児童委員に給料は支給されませんが、活動費が民生児童委員協議会から出ております。この民生児童委員協議会へ1人当たり5万2,560円の補助金を県と市からそれぞれ出しております。民生・児童委員の職務に関して指揮監督などは都道府県知事が行いますが、市としても当然地域福祉の推進に当たり民生・児童委員と協力して取り組んでいかなければなりませんので、支援策は必要になってきます。社会福祉協議会と協力して民生・児童委員への研修をより一層充実させるとともに、民生・児童委員と行政や社協との意見交換を図り、活動上の悩みや負担感の解消を図っていくこと

も必要と考えます。また、新任や経験の浅い民生・児童委員の相談や、対応が難しい相談事例への対応など連携、共同して取り組んでいく必要があります。また、民生・児童委員の活動についても広報などを通じて広く住民に知らせていくことも大事だと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 10番、山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問にもありましたように隣の香南市で事故がありまして、それから約2カ月を迎えようとしておりまして、少し鎮静化しつつある状況の中でございまして、そして今後また社会への影響も懸念されるのではないかとというふうに心配しておりますので、なるべく簡潔にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

有毒ガスによります自損の場合、当然事件と事故の可能性が非常に高いことから、警察機関、県警、機動隊等と連携して対応することとなります。そのほか、県の関係部署や近隣消防本部とも連携して対応しなければなりません。我々市民を守るという使命がございまして、関係機関と連携をとりあらゆる活動を行うこととなります。基本的な対応マニュアルと行動計画をもとに、ケース・バイ・ケースによりまして臨機応変な対応をしていくこととなろうかと思えます。また、訓練内容につきましては、余り詳しく申し上げることは難しいですが机上訓練と実地訓練そして想定訓練を繰り返し行って、市民の安全を守るため迅速な対応ができるよう行っております。

2点目のご質問についてでございますが、学習や訓練等につきましては、先ほど申し上げましたが国や関係機関から基本的な対応マニュアルを参考に机上訓練において学習し、そして基本的な実地訓練を行い、課題や問題点等を出しながら想定訓練を行い、これを繰り返し行いますことで本番と同様の的確な判断のもとで迅速な指示を出すタイミング等も検証しております。また、先ほど申し抜かりましたが、防災対策課そして保健婦や看護師等専門職の職員の方も災害等に関する研修には積極的に参加し、技術向上に努めておりますので、連携した対応ができるものというふうに考えております。

それと、化学防護服の装備でございますが、化学防護服というのは配備しておりませんが硫化水素や一酸化炭素などの検知ができます、4種類できますがガス検知器、それから、C災害と言われるいわゆる化学災害、化学物質による災害でございますが、それに対応ができる簡易防護服、そのほかの関連備品は配備しております。ちなみに、化学防護服というのはテレビなんかで時々見ますが、活動するのに4名ぐらいで活動しておりますが、それを準備しますと2,600万円程度かかるようでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてですが、先ほどの答弁ではこの制度の対象者は

5,598名であるのに対し、住民説明会には3町の合計で32名であったとのことでした。この参加者数について執行部はどのようにとらえておられるのでしょうか。私も物部町の説明会に参加させていただき、その数の少なさに驚きました。私は参加者が少ない理由として、対象者の関心がないわけではなく執行部の取り組み方そのものに問題があるのではないかと感じました。よく考えていただくとわかることですが、この制度の対象者は75歳以上のお年寄りと65歳以上の身体に障害がある方々です。説明会に参加して詳しい説明を聞きたくても参加できない状態の人が多いのではないでしょうか。公共交通機関が運行していない地域に住んでいる方々や、足や腰に問題を抱え遠出ができない方々も多くおられるのではないのでしょうか。このような方々に対して行う説明会としては、日程的にも場所的にも配慮を欠き不親切な取り組みであったのではないかと感じています。実際に私も4月1日の制度導入後に各地を訪問して対話してまいりましたが、「市から届いた書類を見てもさっぱり意味がわからない。」という声や、「説明会に行きたかったが、少ない年金を使ってタクシーで説明会に行くわけにもいかないから。」との声もありました。私に対話してきた方々の場合では後期高齢者医療制度の導入で負担がふえる方が多かったのですが、月3万円、4万円という少ない年金で生活されているお年寄りにとって、これはもう死活問題なのです。このような大切なことの説明会を行う場合は、もっと丁寧にきめ細かい対応をするべきではないのでしょうか。町村合併のときは各地域の公会堂などに出向き説明会を開催した経過があります。今回の制度では特に高齢の方々と障害のある方々が対象になったわけですから、そのようなきめ細やかで親切な手だてが必要だったのではないのでしょうか。そうできなかった理由、またそうしなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、この保険料納入通知書ですけれども、見ていただいたらわかりますようにとても文字が小さくて読みづらい文章であると思います。先ほども言いましたけれども、この医療制度の対象者は75歳以上の方、65歳以上でも障害のある方なんです。この年齢になりますと大抵の方が視力も落ちてまいりますし、視力障害の方も少なくありません。無理やり1枚に詰め込むのではなく、枚数はふえても文字を大きくするなどの配慮があってもよかったのではないのでしょうか。この10月には確定した保険料を再通知するわけですが、早速この時点から改善するべきだと考えますけれども見解をお聞かせください。

保険料を調整して還付する場合ですけれども、ご家族の方のご説明はありましたけれども、ひとり暮らしの場合とかそういう場合にはどうなるのかっていう、だれもいらっしやらない場合にはどうなるのかということがちょっと抜かってたと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

それから、物部町地区の特別養護老人ホーム建設計画についてですけれども、これは今回、「社会環境の変化でどういった施設になるのかまた検討が必要」というご答弁だったんですけれども、国の補助金を今回のことで辞退したわけなんですけれども、また

その国の補助金を使ってといった場合に一度辞退した、そういった補助金が再び利用できるのだろうかという点と、それから、施設の内容はこれから検討ということでしたが、今の状況で言ったら、その国の補助金を得るには原則全室個室でプライバシーを保護するユニット型施設というのが条件になっていたかと思うんですけども、そうすると個室の居住費が介護保険の対象外となるため利用料が高額になり、過疎地域や低所得者層にとって利用料の負担が大きくなると思います。このような状況ですので、地域の実情に合った住民のための施設が求められると思うんですけども、この点についてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

それから、民生・児童委員についてですけども、近年高齢者でひとり暮らしの方が不慮の事故や急変により死亡されたケースも耳にすることがふえました。また、ひとり暮らしのため発見がおくれ、何日もたってから不幸な状態で発見されるケースもふえています。このような事態を未然に防ぐためにも、民生・児童委員など地域に密着して活動される方々の力が大変重要になってきます。厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が日本の世帯数の将来推計で明らかにした内容によりますと、「今後は高齢者のひとり暮らし世帯の割合が2030年には世帯全体の37.4%を占め、夫婦と子の核家族世帯を上回って最多となる」と推定しています。このような将来の状況を考えますと、民生・児童委員の役割はますます重要となり、業務はさらに難しくハードなものになると思います。そのような状況を見据えて民生・児童委員活動をさらに充実したものにし、そしてその活動を次世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、民生・児童委員を支えるための支援策と合わせて重要なのが人材育成ではないかと思います。この点について、先ほど研修等はされていくということでしたけれども、現在はこういった研修をされているのかについて。また今後の具体的な研修なんかがわかれば教えていただきたいと思います。

それから、硫化水素の事件ですけども、私は昨日香南市議会の傍聴に行っていました。この事件のことが大きく取り上げられていました。事件発生後、関係機関への連絡のおくれや連携の乱れなどさまざまな要因から危機管理に大きな課題を残したとのことで、現在危機管理マニュアルの作成や指揮系統の確立、職員の訓練などについて、7月を目途に取り組みを進めているとのことでした。また、「県や南国市、香美市との連携及び医療機関との連携などを重要視し、検討を深めている。」とも話しておられました。そのような話の中で、小さなことではありますが少し気になることを2つほど聞きました。1つは、公共施設のかぎの保管場所がわからず、当日大変に困ったということでした。もう1つは、避難を促すための放送が聞き取れなかった家庭が多かったということです。このことについて香南市では、今後早急に見直しを行い、保管者及び保管場所の統一、あるいはカード式キーの導入なども検討したいとのことでした。あわせて「防災物資の充実と保管場所についても検討し、今回のような事件がどの地域で発生しても早期対応ができるようにしたい。」とも説明されておられました。また、消防車か

らの放送についても見直しを行い、隊員を増員し個別対応するなどの方法も検討することでした。香美市としても、県、南国市、香南市との連携を強化し、そしてシンプルで有効な危機管理マニュアルの作成、そしてそのマニュアルに沿った形の各部署職員の行動訓練などを早急に進めることが重要ですし、あわせて公共施設のかぎのこのように、小さなことではあっても混乱が起きそうな問題は極力事前に解決しておくという姿勢が重要ではないでしょうか。香南市の状況もよく聞いた上で検討され、取り組みを進めていただきたいと思います。このことについても答弁をお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてですが、説明会の件ですけれども、出席者大変少なかったように思っております。ご指摘のとおり対象者は高齢者であり、また障害があったり寝たきりであったりする方が対象ですので、なかなか出てくることができないということが大体の原因ではなかろうかというように考えております。制度の具体的内容とか保険料の設定についての決定が非常に遅かったために、制度の周知について説明をするわけですのでできるだけ具体的な説明会ができるようにということで遅くなりましたし、4月からの準備に時間を取られたということもありまして、説明会を多く取ると、各地域へ出て行ってということにはならなかったということです。きめ細かい説明が必要やというご指摘ではありますが、確かにそのとおりだと思います。昨年の末から昨年度の末にかけて各種の集まりとかなどへ出席をさせていただきまして、概略の説明はさせていただきました。そして3月以降の、市の説明会以後で要望のある地域には出て行って説明を、数カ所ですがさせていただいております。地域の方々に集まっていたいた説明会では、大体2～30人の方に地区の公民館などへ集まって聞いていただけまして、具体的な説明ができたのではないかとというように考えております。

それから、通知書についてですが、通知書については反論の余地はありません。ご指摘のとおり2枚を1枚にしたものでして、簡潔にしたつもりでしたけれども逆にわかりにくくなったというご指摘のとおりでして、今後はお年寄りなどが対象ですので、できるだけわかりやすい文章、大きな文字を心がけていきたいと思いますが、通知書については文字の大きさが電算処理の関係でなかなか大きくすることができませんので、添付文書としてつける文書にはお年寄りが読みやすいような大きな字にというように考えております。また10月ではなくて7月に普通徴収の方の文書が出ます。それから特別徴収についての方々についても7月に同じように通知の文書を発送する予定です。

それから、保険料を多く徴収し過ぎた場合のひとり暮らしの方についてですけれども、ひとり暮らしの方についても死亡届が出された家族、市外に住所を置いている方、あるいは県外に住所を置いている方が届をしてくれましますのでその方への通知ということになります。全くだれもいない場合、これは返還ができませんので返還は実施しない

ということになります。

それから、特別養護老人ホーム等の施設整備の件についてですが、第3期の（介護保険事業）計画では地域密着型の特別養護老人ホームということで、国の交付金を利用してということで縛りがかなりありましたので柔軟な対応ができなかったというところがありますので、今後ご質問にもありましたように地域の実情に合ったものにしたいと。何ぼ立派なものができるも入ってくれる人がいなければ意味がありませんので、入っていただける施設を優先して考えていきたいと思っております。補助金などを返還するときに、四国支局でお尋ねしたときに「同じ今回のように交付金を申請したらもらえるろうか。」と言ったときに、「地域密着型の特別養護老人ホーム、同じ申請では無理やろう。」と。「判断は本課がするけれども、同じ申請では許可がおりないだろう。」というように言われております。「別の違った形で申請をすれば考慮されることもある。」というようには聞いております。これは本課が判断するという前提のお話でした。ということで、今年度中に協議、検討するわけですが、まだ白紙の、いうたら（その）状態になっておりますので、この1年かけて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

民生・児童委員の人材育成について、具体的な研修はということについてお答えします。

基本的には民生・児童委員さんへの指導訓練とか、それに関して計画を樹立して実施していくということは都道府県知事の役割としてうたわれておりますけど、そういった部分で研修は行われていると思っておりますけど、私の知るところでは社会福祉協議会なんかと協力しまして、香美市の民生委員連合会協議会、3つの民生・児童委員の協議会が集まる総会の場で研修を行っております。今年度につきましては、ひとり暮らし高齢者への見守り活動について、これからの取り組みについて研修を行いました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎晃子議員の硫化水素ガス事故の件で2回目のご質問にお答えいたします。

危機管理マニュアル、これをつくるべきではないかというご質問でございますが、毒ガスやまた毒物それから爆発などいろんな災害が起こり得る可能性があると思っております。どこで何が起こるかかわからないということもありますので、いろいろと想定をしなければなりません。このほどやっと香美市にも地域防災計画ができました。地域防災計画の中にはこの毒ガス等の記載もございます。しかし、不十分であると思っております。これに対処するためにマニュアルは必要でないかと思っております。議員が言われましたようにそのかぎの保管等も含めて、そのマニュアルを実際に毒ガス災害を経験した香南市にならい、

香美市として対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

物部町地区の特別養護老人ホームになるのか、ちょっと施設の建設計画のことですけれども、今年度の策定委員会の中で徐々に検討されていくということですが、住民への情報提供というところでなかなか物部町の住民の皆さん、知らなかったという方なんか大変多くおいでたわけですが、そういった住民への情報提供とか、あるいは住民の方がどういったことを要望されているのか、その施設に対する要望とか。どうしても物部町地区、ほかにいろんな業者の方が入ってきて介護保険のサービスを展開してるということではありませぬので、そういったところで住民の声を十分に反映をしていただきたいということです。また、物部町の地域性を考えた際に、香美市民として同じ介護保険料を納めながら必要なサービスが受けられないということはあることですが、物部町のほうではこういった不安をすごく抱えて生活をされていってますので、なおこういった声を聞いていただいて、どういうふうに住民の声をその策定委員会あるいはその施設の計画に入れていくのかという点について、どのように考えておいでるかお聞きしたいと思います。

それと、硫化水素（自殺）のことですが、地域防災計画がこのほど出されて私も見てみたんですが、ちょっと具体的に、どういった対応をするのかというようなことがなくてこれどうなっていくのかなと思ったんですが、これはまた後々具体的な対応とかということが検討なされた場合にはこういったもの、地域防災計画の中に入れていって、またあれをこう取りかえていく（加除する）というか詳しいものがどんどん入ってくるような形になるのでしょうか。

その点をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目の介護施設整備についてお答えをさせていただきます。

施設整備については、第4期の介護保険事業計画の策定の時点で検討するというお答えをさせていただきました。今年度中に検討をするわけですが、まず地域包括支援センター等いろんな部署でアンケート調査を毎年やっているわけですが、それに加えてこの策定についても住民調査、認定を受けられている方それから一般の方それぞれ調査をさせていただいて、声を拾いたいというようには考えております。また、策定委員さんの中に地区のそれぞれの代表も入っていただいて、意見を聞きながら策定したいというように考えておりますので、地域の方々の声は反映されるというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

毒ガス等のマニュアルにつきましては香美市の地域防災計画の中へ入れるかどうかということでございますが、今のところ別冊にするか防災計画の中ですべてうたうか、ちょっと今、自分では判断できませんですがこれは検討して、それなりのマニュアルをつくりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡義一でございます。私は人権問題と教育行政について一般質問を行います。答弁をどうかよろしくお願い申し上げます。

人権問題でございますが、去る5月26日月曜日に、本市の中央公民館1階男子トイレに差別落書きがありました。このことについて次のとおりお聞きをします。

1つ目に、その内容について詳しくお願い申し上げます。

2つ目に、このことについて担当課長はどのように考えるのか。

3つ目に、この落書きをどのように認識しているのか。

4つ目に、対策はどのように考えているのか。

5つ目に、門脇市長はどのように考えていますか。

今議会の開催日に、諸般の報告の中で市長は陳謝をいたしました。本当にありがとうございました。が、再度お尋ねを申し上げます。諸般の報告書の中にこの差別落書きについて記載がなく、私は諸般の報告書は市政の重要事項の記載であると理解をしております。5月26日の出来事であるのに、どうして記載がなかったのかという思いがしております。担当部署からの報告がなかったのでしょうか。このことについてもお尋ねを申し上げます。

この差別落書きが社会教育の本丸である本市の中央公民館において書かれたものでありますが、輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりの香美市行政への嫌がらせであり、実に悲しむべき、心の痛む行為であると思うが、門脇市長はどのように考えるか、門脇市長の所見をお伺い申し上げます。

次に、教育行政でございますが、まず明石教育長さん、就任おめでとうでございます。教育長さんは本市の大栃小学校、山田小学校、香美教育事務所長、高岡教育事務所長と、学校現場と教育行政を歴任され、高知県の教育会の指導的役割を果たしてきました。このたびの教育長就任を香美市の市民は大変期待をし、喜んでいるところであります。

そこでお尋ねをしますが、今日の教育現場においては児童・生徒の学力向上、とりわけ基礎学力の定着の問題、いじめの問題、不登校の問題等数多くの課題が考えられます。香美市の教育の重要課題は何であるか。その実現のために教育界のかじとりをどのようにしていくのか、お聞きをします。大変に質問が抽象的ではありますが、教育長さんの香

美市の教育に対する姿勢をお聞きをしたいというように思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡議員の人権問題について、差別落書きのご質問についてお答えいたします。

1点目の内容でございます。5月26日月曜日、午後2時45分、香美市立中央公民館1階男子トイレの北側の端の大使用の正面の壁に張っている用紙に差別落書きをしているのを中央公民館の職員が発見いたしました。内容は、「トイレがいつもきれいなのは皆さんのおかげです。」「皆さん」の文字のところに鉛筆で2本線を引きまして、下に差別落書きをしているものです。

2点目のどのように考えるにつきましては、本市におきましては同和問題を初めさまざまな人権問題を解決していくための取り組みを実施してきました。一定の成果は上げられたものの、人権問題はまだまだ多くの課題を抱えております。今回の差別事象のように依然として根強く存在しております。このことは、市としての取り組みの弱さ、啓発の不十分さなど深く反省するところであります。平成19年度人権施策を検証しながら、市の責務として人権尊重の精神に基づいた人権教育、人権啓発を実施し、人権尊重のまちづくりをより推進していく考えであります。

3点目の分析につきましては、いろいろ協議した結果、公民館には不特定多数の出入りがあることから、主要団体へ本件の知らせを知らし啓発するのは適切ではなく、広報等で市民に知らせ啓発を推進することといたしました。

4点目の対策につきましては、人権意識の向上としまして、人権問題の解決に向けて市の職員の人権研修をより積極的に実施していく。広報やさまざまな場を通じて市民に人権啓発、市の姿勢及び県等の事業の広報活動の強化をいたします。市役所へ啓発看板を早急に設置をいたします。市の施設に桃太郎旗をかけます。市の施設の管理者等の施設内のパトロールを実施いたします。そして、人権教育及び人権啓発の推進に関する香美市行動計画、これは仮称でありますけれども、平成20年度に策定をいたします。学校関係では、市立小・中学校における人権教育をより推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人権問題について、市長はどのように今回の事象について考えておるかというふうなご質問であったわけでありまして。ただいま、ふれあい交流センター所長がお答えをいたしましたとおりにまことに遺憾なことでありますが、差別落書き事象が発生をいたしました。多くの市民の方々が出入りする中央公民館での今回の差別落書き事象はまことに許しがたき行為であり、差別解消に向け真摯に取り組んでいる者への挑戦ととらえ、強い憤り

を感じています。また同時に、今日までの行政の取り組みについての反省も必要であるというふうに思っております。今回の事象を見るにつけても、今なお差別意識が存在をしていることを認識しなければならないということは、まことに残念で悲しい思いであります。開会日の諸般の報告で述べましたとおり、今後も人権、同和の解決は行政の基本的責務として取り組んでいかなければならない、再認識をいたしておるところでございます。人権尊重のまちづくりを目指し、これからもより一層学習また啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

なお、諸般の報告の中で、関係課の中での報告がなぜなされなかったかということですが、私自身考えますところによりますと、やはり私の冒頭のごあいさつは、また同時に私の報告の中でこのことについての報告をさせていただき、私みずからが陳謝をさせていただくと同時に今後の決意を述べるのが大事である、大切であるという思いの中で、今回こういう形を取らせていただきました。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 山岡議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

香美市の教育の重要課題としてどういう認識をしているのかというご質問ですが、まず第1に小中学生の学力の定着、向上。そして、第2にいじめや不登校、あるいは虐待等への適切な対応。第3に豊かな心とたくましい体を育成するための道德教育や特別活動や総合的な学習の時間、あるいは体育、音楽等の時間にその内容を充実していくこと等が挙げられると考えています。

まず、第1番目に申し上げました児童・生徒の学力の定着向上であります。教職員が一人一人、そして1時間1時間の授業の中で、子どもたちに興味や関心や意欲を持って臨めるような工夫、あるいは仕掛け、そういったことをしていけるように。そしてよくわかり活用のできる授業にしていくための準備や展開、そういったことを考えていく必要があるというふうに思います。また、1時間1時間の授業の中だけでは十分にわかり切らなかった子どもたちに対する加力や補習、これも適切に実施をしていく必要があります。また、家庭の協力を得ながら適切な質と量の宿題、あるいは自学自習の習慣をつけていけるように取り組んでいきたいと考えています。また、宿題等につきまして出しっ放し、そんなことはないと思いますけれども、やはりやってきた宿題に対してきちんと教職員が評価をしていく。単に丸をつけるだけでなく、最後までできてなくてもよく頑張ったことは認めていくとか、間違っていることをやっぱりきちんと評価をしていく。またその宿題を、次の授業への関連づけを図りながら子どもたちの意欲を評価をしていく、そういったことが必要ではないかというふうに考えています。このことにつきましては、4月23日の教職員総会の中で全小・中学校の教職員の先生方をお願いをさせていただきました。また、校長会や教頭会の中でもそういった先生方の努力を認めていけるように、こんな頑張りがあるというふうなことをやっぱり校長、教

頭として評価をしてほしいと。また、「全体の場の中で認めていくべき内容については、教育委員会のほうにも連絡をしてもらいたい。」というふうなお願いもさせていただきました。そうして、1時間1時間の授業と子どもたちの学力の向上を目指して取り組んでいきたいと考えております。

また、いじめ、不登校、あるいは虐待等への適切な対応につきましては、単に担任の問題というふうなことにするのではなくて学校全体の課題として、学校全体で子どもたち一人一人をしっかりと見つめ、見守り、そして支援や相談ができる体制づくりをしていきたいと考えています。もちろん、今もそれぞれの小・中学校の中で不登校の子どもたちの実態、あるいは虐待の心配のある家庭の実態等もあります。しかしながら、それぞれの学校の懸命な取り組み、また関連機関との連携等によりまして、全体としては不登校の数も減少しつつあります。また、虐待等が心配な家庭については、さまざまな関連機関の協力をいただきながら見守る体制もとってきています。ただ、これで十分ということはありませんので、さらにしっかりと見守っていけるような体制づくりを進めていきたいと考えています。

(サイレンにより中断)

○教育長（明石俊彦君） また、それらをすべてひっくるめた教育の土台として、やはり子どもたちの豊かな心やたくましい体を育てていく取り組みを抜きにすることはできません。そういった地道な毎日の取り組みを大切にしていきたいと考えています。そして、香美市の小・中学校におきましては、それぞれの小・中学校のすばらしい、特色のある取り組みがあります。それを大切にしながら、単に上からこうせよあせよというふうな形の取り組みではなくて、それぞれの学校のそういった特色ある取り組みを生かせるように。そして、子どもたちも教職員も自信を持って香美市の教育全体のことを考えていけるよう取り組みをしていきたいというふうに考えています。十分ではありませんけれども、一つ一つを丁寧に粘り強く取り組みを進めていきたいと考えています。

以上、ご質問にお答えさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 暫時、昼食のため1時まで休憩をいたします。

(午後12時02分 休憩)

(午後12時59分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番。2回目の質問を行います。

丁寧な答弁をありがとうございました。それで、ふれあい交流センター所長さんにお聞きをしますが、この内容につきまして、落書きの紙をですね議員さん方に、いわゆる人権のまちづくりの発展のために協力する意味で、この鉛筆で構いませんから、どうぞ見せちゃってください。それから、対策として当日中央公民館に不特定多数の方が出入

りをするから町（市）は調査ができないというようなことを言われたと思いますが、当日に使用した団体はそんなによけないと思います、時間的に。この団体にこういうことを話しをしてですね、協力を求める意味で話をする必要はありませんかということです。

2つ目に、去年外国人に対する差別事象がありました。このことにつきましては、当時の山田署からですね、生涯学習課のほうへ話があり、話を聞いておりますが、こういうふうに警察官の協力を求める訴えをしていく必要がありますということですので。だから、市民に対して差別落書きをどのように知らせるかということでございますが、例えば、本市には人権広報あけぼのがございます。これに具体的に載せて、人権、同和問題の差別の解消へ向けての取り組みが必要ではないかというふうに思います。

それから、取り組みの一環として市役所へ啓発看板を早急に設置をするということと、人権の啓発桃太郎旗を掲げるということがございますが、これはいつごろ掲げるのか。また、市の施設の管理者等による施設のパトロールを実施をするということがございますが、これもいつから行うのか。

それから、門脇市長さんからこの差別落書き事件は香美市に対しての挑戦であるということをお聞きしました。まさにそのとおりであると思いますが、このために人権、同和問題に対しての取り組みを市長みずから積極的に進めてほしいと思います。これは、答弁は要りません。

それから、教育長さんのほうからきめ細かな取り組みにつきましてお話がございました。小学生の学力の向上、とりわけ基礎的な学力定着の問題、いじめ、虐待の問題等、豊かな心を目指す道徳教育等の内容の充実について教職員ともども一生懸命に頑張るということでもございました。この教育課題の克服のためにももちろん、教育関係者はもちろん保護者、地域社会全体が協力し合っていく必要があると思いますけれども、旧香美郡の、香美市の教育界のリーダーとしての一層のご指導をよろしくお願い申し上げます。これはもう答弁は要りません。

以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 2度目のご質問にお答えいたします。

差別落書きの、山岡議員さん、実物を見せろということですか。

○1番（山岡義一君） ええ、もちろん。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 絵を？

○1番（山岡義一君） 落書きを。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） はい。ちょっと縮小になっておりますけれども、これがトイレへ。今回議会におきましてこの差別落書きを公表するというようなことを控えようかと思っております。言いにくいですが、トイレの正面に絵がありまして、それへ平仮名で書いちゃうんです。これへ二重書きの差別落書きであったと。真正面へしておりました。

それと、使用団体に知らせるといふようなことも、かなり時間をとりまして協議いたしました。その中で、5月24日土曜日の（午後）4時半に清掃の者が落書きはないといふようなことから、26日の午後2時45分、それまでの間に使用しちゅう団体は調査を、どこがしちゅうかですけんどもしました。その中で、協議した中でかなりの時間といふか、それからあそこは不特定多数という言葉をごっちり言いよりも人間が入ってくるといふようなことでありまして、使用団体に、こういうことがあったので今後啓発の意味でなくしていこうということも協議されましたけれども、今回は結論的に言いますと市民全体へこういうことが起きようといふようなことで、皆でなくしていかな、人権問題ですので。広報とはいひ切れませんが広報とかそういう、先ほど山岡議員が言いましたように（人権広報）あけぼのといふことも、今後は早急に協議しまして知らしていくといふふうなことです。それから、定期的に人権に関する記事を書いて、市民に対しまして皆で考えていこうといふようなことの啓発も大事だといふようなことを考えております。

それから、警察に通報はしておりませんが、紙でしたので壊したりそういうこともないといふようなことで今回香美市警察署へは連絡しておりませんが、今後どのようなことがありましても、あつたらいきませんが、もしこういうことがあれば警察にも連絡して解決に向けていかなければと考えております。

それから、市民に知らずといふことは先ほど言いましたことで、私たち含めまして啓発して人権（問題）の解決に向けてやらなければと思っております。

それから、啓発の看板ですけれども、見積もり等を済ませまして看板屋さんにも早急にするという手続きの手前までいっておりますので、余り時間がかからないうちにこの玄関、上、旧土佐山田町時代に啓発の看板を立てたところへ、同じ場所へ立てる計画をしております。それから、桃太郎旗にしましても同時進行で作りまして、市の施設へ掲げるといふようなことをやります。それから、国連（世界人権宣言）の今年が60周年でありますので、標語につきましても、昨年度に子どもさんから人権作文とか標語を募集しておりましてそれも考え、それから教育委員会のほうへ協議しまして、やっぱり今年60周年の標語を、案してですけれども看板へやっついこうといふようなことになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） ふれあい交流センター所長のほうから、今後こんなことが仮に起きた場合は警察、行政にも連絡をして指導を仰ぐということをお願いしております。了解をしますが、これで私の一般質問を終わりますが、どうか市長からいただきました今後の取り組み等につきまして、よろしく申し上げます。同和問題初めさまざまな人権問題に取り組んでいるものの今回の差別（公共施設での差別）事象のように依然として根強く存在しており、（市民に）差別事象を知らせて、その解消に向けた教育及び啓発

を工夫し積極的に推進をするということでございますので、このことに積極的に取り組んでほしいというように思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。通告に従いまして何点かお伺いをさせていただきます。

6月の定例会は、教育長を初め執行部の皆さんも新たな体制でのスタートとなりました。今後とも皆さんのご指導を仰ぎながら、私微力ではございますが市政の活性化に向け頑張る決意でございますので、今後ともどうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

初めに教育問題を取り上げますが、定例会初日、冒頭でのあいさつ。ここで、教育長は長年教育現場に携わり、本市の各学校その伝統文化など熟知されていると、このように推察をいたしました。合併後3年目に突入しました本市にあっても、少子高齢化の進展に見られる人口減少傾向には歯どめがきかない状態となっております。そこで、大事なポイントとしてすぐれた人材の排出こそが将来に向け重要課題になるのではないかと。そういった意味からも教育の重要性が問われなければならない、そのように思います。子どもたちの特性を生かしながら、夢と希望あふれる児童・生徒をはぐくんでいただきたい、そのように思いますが、本市の教育行政をつかさどる責任者としてどのような学校づくりを目指しておられるのか、考えを伺います。山岡議員の答弁とダブることもあるかと思いますが、どうぞひとつ、またわかりやすく答弁のほどお願いをいたします。

次に、一昨年12月定例会で私も教育問題を取り上げ、そのときに質問した内容は、小学校の外国語の必須化や教職員の多忙感が強く、教育本分への取り組みが十分ではないのではないか。そのような状況を取り上げ改善を図るよう訴えたことがあります。現在、教育基本法の改正で新学習指導要領が告示になり、学校教育が一大転換を迎えつつあるのではないかと思います。これは、全面実施は小学校で平成23年度から、中学校では平成24年度からで、実施可能なものについては来年度から実施することとありますが、小学校5～6年生の外国語活動や中学校保健体育の武道必須化への対応等で、教職員自身の研さんや子どもたちと向き合う時間、これがますます減少していく懸念があるように思われますが、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

3点目は、全国学テについてお伺いをいたします。

昨年に引き続き今年も全国学力・学習状況調査が4月22日、一斉に行われました。これは43年ぶりに復活した昨年に続く実施で、約232万人が参加をいたしました。文科省は5月から採点を始め、9月を目途に結果を公表する方針である。皆さんも承知のとおり全国の小学6年と中学3年の全員を対象にしたテストでありまして、国語と算数、数学の2教科であります。昨年本市にあつては、小・中合わせて387名が参加をいたしました。結果は、小学生は国語、算数ともに全国平均並みでありましたが、中学

生は基礎的な知識を問う国語Aは全国平均並みで、知識の活用力を問う国語Bは全国平均より少し低いが県平均より上であったと、そのように伺っております。しかし、数学はA、Bともに厳しい結果であり、高知県の中学生は全国46位でありました。46位と聞けば47位はどの県になるんであらうと、そういったことが気になります。あえてこの場で取り上げるのは必要ないでしょう。こうした中、本県の結果を通し、ある大学教授は「学テではかれる力は1面でしかないが、高知の中学生は全国平均から離れ過ぎ、改善すべきだ。」と。さらに「子どもがよりよく育つことへの責任は分担される。」と、このような指摘がありました。「学校だけで負えるものではない、子ども本人、保護者、地域住民で4分の1ずつ均等に責任を負う。すなわち改善には4者の協力が不可欠である。」と。この記事を見て私もドキッとした記憶があります。なぜならば、当初はテストの結果だけをうのみにし、中学の先生はさぞかし大変だろうなど。そう思うと同時に、十分な授業が行われているのか疑念を抱いたような次第であります。この学テには多額の予算が充てられ、調査結果は夏休みが終わった9月に公表されます。残り少ない児童・生徒への改善にはもっと早く結果を出す必要性など、こうした問題点も多々あるのではないかと思います。全国レベルでの学力結果や学習環境に関するデータをどのように教育の改善と学力の向上につなげていくのか、この点もお伺いをいたします。

次に、学校耐震化を質問する前に、中国四川省及び岩手・宮城内陸地震での被災者、被災されました皆様のご冥福とお見舞いを申し上げまして質問に入らせていただきます。

中国四川省で5月12日に発生したマグニチュード8の地震は、被災者4,500万人、死者は最終的には10万人にのぼりかねない大地震となりました。地震後、現地の必死の救出作業や、被災者の悲劇が連日報じられ、それまでのチベット問題や食の安全に対する批判はマスコミから消えてしまった感があります。中国はこの地震で各国に先駆けて真っ先に日本の救援隊を受け入れいたしました。東京都内で講演した中国の崔天凱駐日大使は、「日本は地理的に近く防災対策で豊富な技術、経験を持っている。日本の支援に感動しており、心から感謝している。人命救助、負傷者治療、被災地域の再生などの協力をお願いしたい。」と、このように日本を称賛し、日本の防災対策に学ぶ姿勢を強調されておりました。このたびの大地震で校舎の倒壊被害が相次ぎ、多くの児童・生徒が生き埋めになりました。この報道を目の当たりにして、多くの方々が失意と無念さを覚えたに違いない、そのように思います。公立学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、地域にとっては非常災害時の避難場所としての役割を果たすことから、学校の安全確保は極めて重要であります。こうしたことから、政府も公立小・中学校の校舎耐震工事に対する国の補助率を上げることが正式に確定しております。まさに天災は忘れたころにやってくる、このように言われています。近い将来起こるとされる南海地震への対応は最優先課題の1つとなるのではないかと、このよう

に思います。

以上のことからお伺いをしますが、子どもたちの安全、安心を確保するためにも学校の耐震化スピードを図る、早める必要性があると思います。市長の見解をお伺いをいたします。本市としての自主防災組織の組織率向上は図られているのかどうか、現在の状況をお伺いをいたします。

最後、4点目であります。

昨年12月議会において市民グラウンドの件を取り上げ、「平成21年度内に供用開始する高知山田線の利用者や地域住民の利便性を考慮し、西側一角に休憩の場となる設備を設けては。」と質問をいたしました。まさに一刀両断でこの件は却下されましたが、市民グラウンドとしてのスペースも考慮しての却下であったと思います。グラウンドとして充実を図るのであれば現在の設備に対する改善をお願いするものであります。この市民グラウンドは中学生を中心に使用され、さらには一般にも開放されています。ご存じのように夜間照明設備もありますし、遅くまで競技でにぎわっています。また、休日ともなれば、試合等で朝早くから父兄を交え多くの人々が集まっています。中学生以外は使用料も取っているとのことであるが、他市から来る人や女性も利用する公共の施設であります。先日、利用者から相談を受けトイレをのぞくと、余りにもお粗末な状態であります。旧式のくみ取り式トイレで、便器の中にはビンや缶類を初め弁当がらなどごみ箱のようになっている便器もありました。特に夏場は臭くて利用者は不快な思いをしているという。こうした面から言っても、衛生面からも早急に改善すべきではないのか、そのように思っています。また、中学生に「グラウンド使用中トイレに行きたくなったら、このトイレを使用しているのか。」そのように尋ねたところ、「このトイレは汚いので学校のトイレを使用している。」とのことでありました。公共の施設でいづれが使用するかわからないし、このようなトイレは今どき県下どこにもないのではないかと、そのように思いますが、1つとして旧式のこのくみ取り式トイレの水洗化、それに向けての執行部の考えをお聞かせください。そしてまた、このグラウンド内には入口周辺初めとして不要物みたいなんがあります。倉庫のからみたいなんがこけてますが、そういったもんをまた撤去もしていただき、余り使われてないテニスコートや卓球室も一般に開放できないか、その点をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。織田議員さんの教育、全国学テについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、どのような学校づくりをとということでのご質問ですが、香美市の教育の基本的な方針としましては、児童・生徒一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性をはぐくむことを基本として、基礎学力の定着と学力の向上、そしてみずから考え、判断し、行動する力の育成を図り、知、徳、体の調和のとれた心豊かな人間性と社会の変化に対

応し得る能力の育成を目指して、地域と一体となった教育活動を展開をしていく。そして、香美市が平成18年度から高知県でただ一地域、先行して取り組みを続けてきました学校評価の取り組みをさらに推進し、その評価結果に沿いながら学校教育活動全般について充実を図っていきたいと考えています。平成18年、平成19年度に県下に先駆けて取り組みを始めました義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業への取り組みの中で、たくさんの成果があったと考えています。学校での取り組みの自己点検、自己評価に基づきまして外部の方々に評価をしていただき、それらの取り組みの中でたくさんの方々に学校の悩みや実情を知っていただき、学校の課題と一緒に取組んでいこうとする動きが見られるようになりました。このことは本当に大きなことであると考えていますし、さらにそれを本年度からも充実させていきたいと考えています。また、本年度からは全国すべての小・中学校でこの学校評価の取り組みが始められていくことになりました。香美市はそういった意味で先進的な役割を今後果たしていかなければいけないということも考えているところであります。

また、2点目のご質問の新学習指導要領のもとで小学生の外国語活動であるとか、あるいは中学校の保健体育の時間の武道の必修化等と関連して、教職員が児童・生徒と向き合う時間が少なくなるのではないかというご心配をされているところです。このことにつきましては、まず小学校段階における外国語活動につきましては、英語の音声や基本的な表現になれ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することをねらいとして、小学校高学年で総合的な学習の時間とは別に1コマ程度実施する方向であります。決して中学校の英語の前倒しというふうなことではなくて、小学校における基本的な部分での理解や、またコミュニケーション能力を育成するという方向での取り組みであります。また、中学校における武道の必修化につきましては、多くの領域の学習を十分に体験させた上で、それらをもとにみずからさらに探求したい運動を選択できるようにということで、中学校の1～2年でこれまで選択必修であった武道とダンスも含めてすべての領域を必修とし、中学3年生から領域選択を開始するという方向であります。したがって、これらの時間というのは若干ふえている部分がありますが、それ以上に国語、あるいは数学また理科の時間の増加があるわけです。そのねらいとしては、まず基礎的、基本的事項をしっかり身につけるということと、今回の学テの中でも明らかになってきましたように知識、技能を活用する力ということに大きな課題があるということがありまして、その時間を確保するために授業時数の増を図っていこうとしているわけです。そのことは、むしろ子どもたちに向き合う時間、子どもたちと一緒にしっかり基礎的、基本的な事項を身につける時間として、あるいは課題である活用する力を育成するための時間として考えているというふうに私は理解をしているところです。しかし、それだけではなくて、さらに子どもたちと向き合う時間を保証するために、1つは教職員定数の改善、あるいは外部の人材の活用そして地域全体で学校を支援する体制を整備していこうとし

ているところであります。

3点目の学力テストの結果を教育改善、あるいは学力向上にどうつなげようとしているのかというお尋ねでございますが、児童・生徒にしっかり基礎的、基本的な学力をつけていくことは、これは学校の基本的な使命であると考えています。しかしながら、この全国学力テストであったり、あるいは学習状況調査の数字のみにとらわれて一喜一憂するのではなく、結果をしっかりと分析しながらそれぞれの学校でそれぞれの学校の課題を把握して、そして学力向上への取り組みをまずそれぞれの学校で進めていく。そして、香美市としてそれらの学校での課題を集約して、その上で仮称でございますけれども学力向上対策検討委員会を組織して、香美市を挙げてこの学力向上に取り組んでいきたいと考えています。また、県教委の学力向上のプロジェクトチームというのができています。そのプロジェクトチームの協力、支援をもらいながら取り組みを進めていくということに対して、香美市内の中学校からぜひやりたいという希望も出ていまして、先日第1回目の打ち合わせが行われました。学校の取り組みと香美市の取り組みと県の取り組みとあわせまして、しっかり児童・生徒の学力向上に向けての取り組みを進めていきたいと考えています。ただ、教育の成果ということになりますと、本当の意味での成果はやっぱり1年や2年ですぐあらわれてくるものではないと思います。学校と家庭とそして地域とが一体となった、継続した取り組みを続けていくことによって本当に生きる力につながる確かな学力になっていくものだと考えています。そういう方向で取り組みを進めていきたいと考えています。

以上、質問にお答えさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 織田議員の学校耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

市長の見解ということでしたけれども、耐震化のスピードを速める必要があると思うということで、担当課としまして推進の状況、考えるところをお答えさせていただきます。織田議員も言われましたけれども、公立学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っており、その耐震化を早急に進める必要があると考えています。地域の避難場所についてですけれども、指定されている学校施設は中学校、鏡野、大栃中学校2校、小学校については香長、山田、舟入、楠目、片地、佐岡、大栃小学校7校となっています。うち全棟もしくは一部が耐震性に欠けるものが鏡野中学校、香長小学校、山田小学校、舟入小学校、片地小学校、佐岡小学校ということで、中学校1校、小学校5校となっています。山田小学校については平成19年度耐震診断、平成20年度耐震改修実施設計、平成21年度耐震改修工事。鏡野中学校については平成20年度耐震診断、平成21年度耐震改修実施設計、平成22年度耐震改修工事と、危険性、規模を勘案し優先準をつけ順次耐震化を推進しているところですので、児童・生徒及び地域住民

の安全の確保のために、さらに耐震化のスピードを上げられるよう検討も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の自主防災組織率向上につきましてのご質問にお答えいたします。

香美市といたしましては、自主防災組織の設立を自治会区域単位でお願いし、最終的に全区域で組織できるよう呼びかけ、推進しているところでございます。現在のところ68組織が立ち上がり、世帯数における平成19年度末現在の組織率は33%となっております。今後におきましても、未組織のところにつきましては積極的に働きかけ説明会や話し合いを持ちながら順次組織数をふやしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 織田議員の1回目のご質問にお答えいたします。

まず最初に市民グラウンドに設置のトイレの件でございますが、このトイレにつきましては昭和54年に建設されております。現在中学校の野球部の部室なども併設されて利用されているところです。先日、トイレのほうを見てきましたが、おっしゃられますように便槽の中に大変ごみなどが入れられておまして一番手前のトイレは使えない状態となっております。このトイレの水洗化ということでございますが、昭和54年ということで建設から約30年も経過をしております。上屋、上部全体も古くなってきておりますので、水洗化だけの改修では効果的ではないというふうにも思うところです。今後、建物全体の老朽化等も見きわめながら、今後は管理を十分に行いまして気持ちよく使っていただけるように努めていきたいというふうに思っております。なお、このトイレにつきましては、中学校のほうで週1回掃除のほうもしてくれております。便槽を除きますとある程度きれいにされておりますので、中学校のほうとも連携をとって清潔に保ってきたいというふうに思っております。

それから、不要物のほうですが、これにつきましてはグラウンドの入口付近に倉庫が転がっております。これにつきましては撤去もお願いをしておりますので、なお連絡を取って早目に撤去をお願いをしていきたいというふうに思います。

それから2点目ですが、テニスコートや卓球施設の開放ができないかということですが、テニスコートにつきましては、現在は中学校のソフトテニス部が使用をしておるだけで社会体育での開放は現在はないところです。中学校のテニス部ですが、使用状況につきましては毎日の使用でありまして、休日につきましては朝の8時から12時の午前中、平日は朝の8時までの練習と放課後、午後3時半から大体（午後）6時半ぐらいまでの練習となっております。この時間を除きますとテニスコートの空きがございますので、お昼の時間帯につきましては一般の方の使用も可能となっております。なお、卓球

室につきましては中学校が部室並びに部活動として設置して使用しているものでございまして、これまで社会体育活動に開放したことはありません。それで中学校の卓球部の部室ともなっておりますので、ここにつきましてはちょっと開放に適さないのではないかというふうに思っております。卓球のできます町内の場所としましては宝町体育館、山田小学校、香長小学校等があります。また、テニスにつきましても宝町テニスコートに2面がありますので、こちらのほうもご利用になれますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番、織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

先ほどは、教育長にはご丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。本当に一つ一つ私も聞いておりました、本当に同感と申しましょるか、また教育長はこの香美市教育にかけるその情熱いもんがびんびんと伝わってくるような感じでお聞きをさせていただきました。その中で前教育長はよく家庭教育の大切さということを取り上げられて、よく議会でも答弁をされておりました。まさしく家庭教育は大切だなと、このように思っております。そして、ある記事にブラッドレーの請求書という、こういう話があるわけなんですけどちょっと紹介をさせていただきます。「ブラッドレー少年がある日の朝、朝食に食べたパンの皿の上に折りたたんだ紙を置いた。その紙にはこう書いてあった。「お使い賃1ドル、お掃除賃2ドル、合計3ドル。」お母さんは黙ってその請求書を笑いながら受け取りました。そして、お昼のときにお皿の上に3ドルと1枚の紙を置きました。そこにはこのように書かれておりましたということで、「病気のときの看病代0ドル、その他すべて0ドル、合計0ドル。」この3ドルとこの紙を置いとったわけですね。このブラッドレー少年は3ドルのお金をお母さんに返しながらかいて謝った。母は強い、そして優しい。ときには厳しいがすべて我が子を思っている行動である。母の子どもに注ぐ愛情以上の家庭教育は絶対はない。」とこのように締めくくられておるわけなんです。この母の子どもに対する愛情、こういう点から考えて本当に大切な点ではないかと、家庭教育でのしつけ、そういうものを含めていつも本当に大事なポイントである、そのように思います。

そしてまた、学テの件についてですが、前教育長も香美市のこの中学校においても二極化がかなり進んでおると。これはもう高知県全般にわたって言えるのではないかと、そのように察するわけなんですけど。勉強する人はする。またしない人はしないというか、そういうような学力的な評価というものはそのように出とんじやないかと思っております。そしてこういうことは、冒頭に質問したようにやはり学校も大切である。しかし、父兄また地域住民の4者のその協力いうんですかね。そういったものを考えたときに、教育長としてはその父兄とかまた地域の方々の協力を仰ぐために、またどのような形でお知ら

せをしていくいうんですかね。確かに小学校等においてもスクールフレンドとかそういった決められたメンバーもおいでになります。そういうことで教育長がもっともっと、その父兄初め地域の方にもっともっとアピールしていくような方向で各学校のほうにも周知をしていったら、もっともっと4者一体の協力いうもんが成就できるのではないかと思います。その点また教育長の考えも教えてください。

次に耐震化ですが、これは33%という、答弁の中でありました。この1年、2年を振り返ってみてなかなか進んでないような、そういう気がするわけなんです。やはり高齢化が進む中で本当に地震とか災害、独居老人の方もたくさん我が地域周辺でもおいでになります。やはり地域住民の意識いうもんはかなり大きな力、大事なポイントやないかと思えます。どうかそういう意味においても、もっともっといろんな形でアピールをしていくいうんですか、皆さん今中国の問題、また岩手・宮城の地震の関係でそういったものにかかなりこう関心を持たれているのではないかと思いますので、その点もよろしくお願いを申し上げます。

学校の耐震化、このスピード、これは国のやはりその補助率も上がりました。いろいろ計算しよったら13%か4%ぐらいでできるような方向でも話を伺っております、これはもう最重要問題として一刻も早い計画、確かにそら年次計画で鏡野中学は今年とかそういう形で計画をされとったもんです。これも5年のところを3年に前倒しして、やはり早急にやるべき問題であろうと、そのようにも国レベルでも申されておりますので、市長、その点お伺いをしておきます。早い目に早い目にやるいう、その1点について市長はどのようにお考えか、その点お願いします。

最後に市民グラウンドの件ですが、私はきょうここへ来る前にちょっとトイレに寄ってきました。大体1週間ぐらい前にちょっと担当課のほうに電話をさせていただきました、管理はどこがしとんですかいうて。うちが管理しております。トイレは大変な状態ですが見とってくれませんか。全然その改善のされたような状況になってないですね。全然使えんようになってるわけでしょ。やはりそういう指摘があるんであれば、さっそうやっていただきたいんですけど、そういう思いがあります。念を押して、やってくれと思うてのぞいていったらやってなかったというような状態で。そして、管理しておる以上は、中学生が週に1回とか何とかいうことで掃除をしとる。これははっきり言うて、よその市からも来られて競技をする、先週の土曜日なんかもかなりたくさん来てやっておられました。私はこれは香美市の恥ではないかと、そんなに思いながらトイレをのぞかせていただいたわけなんです。もうかちっと前向きに検討、確かにもう建物も古いいうことでそういう答弁だろうと思えますけど、早目に改善に向けてやるかやらんか、その2つに1つの返事をお願いしたい。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 織田議員さんの第2回目のご質問にお答えをさせていただ

きたいと思います。

家庭教育の重要性ということにつきましては全く同感でございまして、本当に家庭教育をどう決定させていくのかということとは大きな課題であるというふうに思っています。私が山田小学校に勤務させていただいていたときにも、さまざまな支援を必要とする家庭の状況がありまして、何回も家庭訪問もさせていただいたんですけれども、ある家庭では（午前）10時過ぎても子どもたちが学校に来てない状況の中で、電話をさせていただいてもだれも電話に出てくれない。家庭訪問をしますと、子どもももちろんですけれどもお父さんやお母さんもまだ一緒に寝ていると。子どもをよう起こさない、そんな状況の家庭も珍しくありませんでした。また、家の中はもう足の踏み場もないというふうな状況の家庭も大変多くありました。そういう中で、子どもたちに学習に集中してもらえらえるということは非常に難しいということも、身をもって知ったことでした。しかしながら、どうやってそういった子どもたちに学習に向かってもらえるのかということで協議もし、さまざまな関係機関との連携もいただいて、学校だけでできないところ、限界がありますので、そういった部分では本当にいろんな方のご協力をいただいて一つ一つ取り組みを進めてきたという経緯がございまして。しかしながら、本当にたくさんのそういった家庭に対してどう支援をしていったらいいのかということとは、大きな課題であるというふうに思っております。織田議員さんもおっしゃいましたように、地域の方やさまざまな方々の協力を得て進めていくことが必要であるというふうに思っております。学校として一生懸命取り組みもしていますし、教育委員会としても精いっぱい支援をしながら、また家庭教育にしっかり目を向けながら、学校や地域の方々と協力して家庭教育力の再生ということに取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところです。また、ご指導やご支援をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 織田議員の学校の耐震化について市長の考え方を聞くというふうな、具体的に私のほうにご指名でございました。

先に発生しました（中国）四川省の地震また同時に先日の東北での地震、こうしたものを聞くにつけ、やはり耐震に対する考えは本当に重要なものがあるというふうに認識をするわけでありまして。（中国）四川省の地震を受けて国も、先ほどお話がございましたが補助のアップ等も諮って、国のほうから諮ってきました。そうしたことから、先ほど学校教育課長からありましたように、本市におきましても耐震の工事を、改修工事等も進めなければならないわけございまして、それにつきましては十分に対応をしていかなければならないというふうに心得ておるわけでありまして。

先ほどのグラウンドのトイレの件もそうではありますが、改修をしなければならない、また手をつけなければならないところはたくさんあるというふうに思います。しかしながら、限られた財源の中でやるわけございまして、どっかを入れりゃあどっかを削らないかん、ほいたらだれかが怒ることにもなってくるわけでありまして、大変

そのところが難しいというところでもあります。十分に財政の中で検討をしながら、少しでも住民の皆様方にご理解をいただく。また何と言いましょか、ご協力をいただける方式でやっていかなければと思いますが、命にかかわることにつきましてはやはり、特にそうしたことについては対応していかなければならないということは十分心得ておるつもりでありますので、今後検討も重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 織田議員の2回目のご質問でございます。

トイレの管理等についてでございますが、見てきていただいて全然処置もされていないということでございます。おくれらせながら、昨日業者さんのほうにくみ取りのほうもお願いをしました。ごみ等もありましたので引き受けてくれるかなという面もありましたが、何とか受けていただきまして近々くみ取りもできることというふうに思っております。その後につきましてはまた定期的な巡回等を行いまして、様子を見て修繕をしながら対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 織田議員の2回目のご質問で、自主防災組織の組織率が低いので叱咤激励をいただいたと思いますが、なお一層組織結成に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（織田秀幸君） ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。通告に従いまして教育、農業、環境問題について、5項目についてご質問をさせていただきます。明石教育長、このたびのご就任おめでとうございます。先ほど力強い決意を聞かせていただきまして心強い思いがしました。長年培ってきた経験を香美市の子どもたちのためにぜひご尽力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に教育長に放課後子どもプランについてお尋ねをいたします。

年々子どもたちを取り巻く環境は大変厳しくなっております。少子化や核家族化が進み、家庭に地域の子育て機能や教育力の低下など子どもたちを取り巻く環境は変化し、厳しさを増しております。この放課後子どもプランは、子どもたちの放課後の安全、安心の居場所づくりとして、学校の空き教室、図書館や体育館、そして校庭などを利用して行う事業です。国の少子化対策の重点施策として、平成19年度から財源もつけ、基本的な考え方として各市町村の教育委員会が指導し、原則としてすべての学校での実施を進めておりましたので、私は平成18年12月議会で質問をさせていただきました。そのとき、前教育長も子どもたちを取り巻く環境の変化を受けとめておられ、「県よりまだ詳しい説明もないので、子どもたちを安心、安全に、しかもすこやかに育てるためにも研究し、平成20年度には片地小学校でできるかな。」との答弁がございました。

現在の進捗状況についてお聞かせください。

私は、この放課後子どもプラン、今年はこれに取り組む絶好のチャンスだと思います。この事業を行うことで幾つかのメリットがあります。この事業を実施している学校は県内で現状では半分ぐらいですので、県は今年は特に力を入れており、今年のみですが県が全面的財政支援をしてくれます。本来、財源負担割合は国、県、市ともに3分の1となっておりますが、市の負担金なしで取り組みます。

2つ目として、初年度のみですが学校の備品整備が可能になります。その利用する教室や施設の机やいすの買いかえや、棚や本などの整備も可能です。

3つ目として、子どもたちの生活リズムを整えるお手伝いができます。例えば、学校図書館を利用して地域住民にサポーターとして参加協力を得ながら取り組んではどうでしょうか。子どもたちは放課後、授業が終わると図書館に来る。そこで子どもたちが静かに過ごす時間をつくってあげるようにする。そこに来ると、本を読んだり宿題をしたり、何をするかは子どもたちが選択をします。本を読む前に、宿題があれば先に宿題をするようにノートを開かせる。また、本を読むときは静かにするというようなアドバイスをしてあげる。サポーターも勉強を教えるとなると大変ですが、生活のリズムを整えるお手伝いであればできると思います。子どもたちに学習習慣や読書週間がつけば勉強にも興味が出てくると思います。先ほども教育長がおっしゃられましたが、大きな目標として子どもたちの、児童・生徒の基礎学力の定着と向上、本当に大事なことです。この基礎学力の定着や向上も、やはり今子どもたちの生活リズムが大変乱れております。この生活リズムを整える、生活リズムが整えば自然と勉強の方向に向いていくのではないのでしょうか。ここで学習習慣や読書習慣がつけば自然と勉強にも興味が出てくると思います。子どもたちの生活リズムの乱れが学力低下の原因の1つであると、全国学力・学習状況調査にも出ておりました。この事業で子どもたちの生活リズムを整えるお手伝いができるのではないですか。また、学校現場では図書の整理が思うように進んでおりませんが、この制度を活用すればこのサポーターの方々に図書の整理や管理運営を行ってもらえます。既に高知市では、民生・児童委員さんにこの役を担ってもらって取り組んでおります。場所によっては地域の方が入ってやっているところもあります。図書の整理もできますし、携わってくださった方に謝金も出せます。そして本の購入もできます。今、問題になっております図書費が他のものに流用され、図書の購入費が削減されております。すべてこういったその費用が、初年度のみですが県が出してくれ市の負担は要りません。その謝金などについてはずっと引き続いて出してください。備品の購入費については初年度のみ県のほうが負担をさせていただきます。ぜひ、こういうチャンスは二度とないと思いますのでぜひ取り組んではどうでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目に介護予防についてお尋ねをいたします。

香美市も全国共通して高齢化が進んでおります。合併時には高齢化率は31.9%で

したが、今年4月1日現在では33.5%となり、土佐山田町ではまだ20%台ですが物部町では2人に1人が高齢者、香北町では約40%と高くなり、本町（市）には約9,600人の高齢者がおられます。その高齢者の方々の健康寿命を伸ばそうと介護予防事業に力を入れておられますね。年を重ねても住みなれた地域で元気にくらすことは最高の幸せであり、本人はもとより家族にとっても大変助かります。そのことが行政にとりましても経費削減につながっていくと思います。近年、高齢化に比例して医療費や介護保険料などの負担が毎年1億円から2億数千万円増加をしております。厳しい財政状況の中でのやりくりは大変ですが、この介護予防に力を入れることで数年後の医療費負担を確実に抑制できます。香美市では介護予防事業として、身近な公民館などを利用した運動や交流の楽しさが介護予防につながることを知ってもらい、その後地域で続けて取り組んでみようと思ってくれることを目的に香美市全域でいきいき教室が開催されました。平成19年度は何カ所で開催され、何名の参加者がありましたか。私も参加の方々より「いきいき教室へ参加してよかった。」「多くの人とおしゃべりや運動ができてよかった。」「気持ちが晴れた。」「近所でありながら顔を合わすことがなかったが、機会を得てよかった。」「たびたびこんな会があったらいいのにな。だれか続けてくれないかな。」などなど喜びの声を聞いております。その後、その輪が確実に広がり自主的に運動教室ができていると聞いております。現在、自主的に運動教室を開催しているのは何カ所ですか。また、教室を開きたいがリーダーになる人がいない、リーダーになっても継続していく自信がないとのことで教室ができない現状もあると思います。教室を広めていくためにもリーダーを養成することが必要です。リーダー養成講座を開催してはどうかと考えますが、今後どのように推進していくおつもりかお伺いをいたします。

3つ目に、安心、安全の農業についてお尋ねをいたします。

農業従事者も同じく高齢化が進んでおります。これに比例して担い手も減少し、生産出荷量も同じく減少傾向が続いており、農業を取り巻く環境も年々変化をしております。その中でどう生産額を上げ、消費者から選ばれる農産物づくりをしていくことが喜びややりがいのある農業になってくると思います。そこで、このことについて質問をさせていただきます。

香美市の農産物の多くは高知ブランドとして関東や関西へ系統出荷をされております。この系統出荷されている農産物に対して、高知県が野菜産地の人気調査を行いました。その結果によると、関東では近辺の産地に鮮度ではなかなか勝負にならず7位でした。しかし、関西では高知ブランドの需要が高く、鮮度でも勝負ができます。そういうこともあり、上位1位から3位であり好評です。安心、安全が売りだと聞いております。今、消費者や流通関係者など、近年のBSEや輸入野菜の残留農薬問題を背景として国産農産物へ期待は大きく、食の安全安心嗜好は一層高まってきております。高知県の園芸野菜が産地間競争に打ち勝つためにも、社会のニーズにこたえることのできる安全、安心

の農産物づくりが必要です。高知県は早くからこの安全、安心の農産物作りを全国に先駆け、化学肥料や化学合成農薬の使用をできるだけ減らした、環境負荷軽減に配慮した持続可能な農業を目指して環境保全型農業に取り組んできております。特に施設野菜を中心に、平成12年ごろより天敵や防虫ネットや黄色防蛾灯などを利用した総合的病害虫雑草管理技術、IPM技術の導入や家畜ふん堆肥など有機資源を活用した土づくりを基本に環境保全型農業を高知県は推進していると聞いております。香美市の状況について以下3点をお聞きいたします。

最初に、化学合成農薬に頼らない環境に優しい栽培方法としてIPM技術の導入を本市ではどのように進めておりますか。

2つ目に、農薬の使用履歴や適正な栽培管理などの記録をする高知環境安全安心点検ノートの活用状況はどのようになっていますか。

3つ目として、有機農業の普及と支援については現状はどのようになっていますか。以上、お聞かせください。

次に、地球温暖化についてお尋ねをいたします。

前3月議会でも質問をさせていただきましたが、皆さんもご承知のように今年から京都議定書の公約の実行のときとなりました。連日テレビや新聞に必ずと言っていいぐらいこの地球温暖化のことが取り上げられております。それだけ危機が迫っているのですが、どれぐらいの人が受けとめ温室効果ガスの削減に努めているのでしょうか。心配です。3月議会の答弁によりますと、年度末に締めますのでまだ総括はできていないとのことでしたので再度お尋ねをいたします。

最初に、地球温暖化防止計画の重点取り組み項目の1から6の、平成19年度の総括について聞かせてください。特に何か課題があれば、それはどういったことかもあわせて聞かせてください。

2つ目に、温室効果ガス排出要因の高い電気や燃料の使用量は、前年対比どのように変化がありましたか。使用量の増加した課があればその原因は何か教えていただきたい。資料としてこの分はいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3番目に、任意に取り組む項目への進捗状況は今後どのように進めていきますか。また、車に使用するガソリンなどの燃料は二酸化炭素の排出要因になっておりますが、車の買い替え時に低公害車やハイブリットカーの購入の予定はありますか。いかがでしょうか。

4番目にグリーン購入についてお伺いをいたします。

グリーン購入法が平成13年4月より施行され進められております。香美市においてどのように取り組まれているのか、実態についてお聞かせください。どのような物品を年間どんな種類をどれだけの金額を購入していますか。また、その購入先は市内ですか。県内か県外ですか。についてもあわせて聞かせていただきたい。

そして、再生紙の利用についてですが、資源を大切にす資源循環型の社会を構築す

る観点からも再生紙やリサイクル商品の利用は私たちに課せられた課題です。再生紙に古紙をまぜる比率がメーカーの発表と実際には差異があり、偽装問題として報道がありました。現在香美市で使用している用紙はどこのメーカーで、この問題に対してどのように対処されたのかお聞かせください。

5番目に、国の支援事業環境モデル都市にこのたび物部川流域の町として香南市、南国市、香美市の3市で応募をしました。この事業は二酸化炭素などの温室効果ガス削減に先進的な取り組みをする市町村が評価され、全国で10カ所指定を受ける予定です。この流域の温室効果ガスの削減目標は、2050年に排出ゼロを目指しております。地球温暖化防止の先進的な取り組みがますます求められてきております。温暖化防止に効果を上げるためにも地域住民を巻き込んだ取り組みが必要と思います。お隣の香南市では県下の市町村ではただ1つ地球温暖化対策地域推進計画を策定しております。ともに連携して取り組まなければなりませんので、早急にこの地球温暖化対策地域推進計画を策定すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

最後に、香南香美地域新エネルギービジョンについてお尋ねをいたします。

この新エネルギービジョンでは、エネルギーを石油などの化石燃料に頼らずに身近にある地域資源を利用した太陽光風力、木質バイオマスなどによるエネルギーを指しており、この導入目標値を地域エネルギー消費量の1%以上をこの新エネルギーで賄うとしております。これを推進するためにも財政的支援が必要と考えますがいかがでしょうか。特にこの地域は全国屈指の日照時間と日射量が大きいことが調査結果にも出ておりますが、これを利用する太陽光発電や太陽熱利用などに香美市として支援があれば大幅に普及できます。また、その設置により一般家庭の大半の電気燃料を賄うことができ、地球温暖化防止にも大きく貢献します。見解をお聞かせください。

続いて、森林バイオマスを進めるに当たり、現状では香南市と香美市の森林資源だけでは原材料の確保量として厳しいと聞いておりますが、これを実現するとなれば採算性も考えなければなりません。2市だけでなく広域で考えないと継続していくには厳しいものがあると思いますが、見解をお聞かせください。

最後に、木質バイオマスの利用についてですが、香我美町で実証実験を行ってりましたが、六価クロムが焼却灰より検出され、実験は振り出しに戻っております。今後の利活用についての見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 依光議員の放課後子どもプランの現在の進捗状況について学校教育課のほうからお答えをいたします。

平成19年度より放課後子ども教室推進事業の創設、そして放課後児童健全育成事業の拡充ということで、この2つの事業をあわせて総合的な放課後対策として放課後子どもプラン推進事業が実施されています。放課後児童クラブについては、共稼ぎ家庭など

留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して生活の場を提供する事業です。一方、放課後子ども教室は、地域の方々の参画を得てすべての子どもに放課後や終末の安全で安心な活動拠点、居場所を確保し、いろいろな体験活動や学習活動を行う事業です。放課後子ども教室では、香美市では中央公民館において子ども陶芸教室、子ども料理教室、子ども手芸教室や子ども将棋教室、木工クラフト教室などの子ども教室事業を今年度も実施しているところです。放課後児童クラブについては、8つの児童クラブが現在運営されています。片地小学校においては、放課後子どもプランの中の放課後児童クラブとして現在片地多目的集会所で約20名の子どもたちが過ごしているというような状況になっています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の介護予防事業の質問についてお答えします。

平成19年度に実施をしたいいき教室は、市内68カ所、延べ812人の参加がありました。内訳ですが、物部町16カ所、178人、香北町23カ所、310人、土佐山田町29カ所、324人の参加でした。自主的な集いについて、現在地域包括支援センターで把握している集いのうち、はつらつ体操を集いに取り入れているグループは36グループです。はつらつ体操は取り入れてないが運動以外を主な内容として集いを続けていめグループは6グループあります。

次にリーダー養成講座についてですが、この介護予防事業については地域包括支援センター、健康づくり推進課、市社協の3者が協力し合っておりまして、平成19年度は4月に介護予防ボランティア講座ということで社協が主になって実施をしていただきまして計5回開催し、110名に参加をしていただいております。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 依光議員の安全、安心の農業について、3点お答えをさせていただきます。

1点目の病害虫の総合的管理技術IPMについては、営農推進の中、県下を挙げ品目別取り組みがされております。安全、安心の高知県産ブランドの確立のためにも、環境保全型農業の取り組みや農業団体による残留農薬の自主分析の取り組みなど、消費地の求める園芸品の供給に努めております。農薬登録制度や適正使用の励行、環境負荷への軽減また生産と品種とを維持できるような農業技術の研究も行われ、生産履歴、情報の一元化や栽培農産物などの表示認証など関係機関で進められています。JA土佐香美管内においては、ナス、ピーマン、シシトウ部会でIPM技術研究会も設立され、天敵利用の技術普及や防除体系の改善などが進められています。香美市においても4戸のシシトウ農家がエコシステム栽培認証されています。

2点目のチェックシートでございますが、高知環境安全安心チェックシートの活用については、本県における環境保全型農業推進に対する重点的取り組みとしてシートの全

戸導入を目指しています。環境と調和のとれた生産活動の促進のため、農業環境規範と食品安全、GAPの要求事項を盛り込み改善に役立てるものです。平成19年度は、JA土佐香美管内のシトウ部会で取り組み、本年度も実施意向のもと進めています。その他の品目でも導入するという計画もしております。

有機農業の普及と支援につきましては、特に香美市としての支援事業は持っていません。香美市の営農体系や耕作の実情、また振興品目や栽培方法の違いから理解を求める要件もあり、取り組みが拡大できてない状況です。しかしながら、消費者の動向をかんがみ、これからも関係機関とともに高知県有機農業推進基本計画のもと普及すべき課題と考えております。

以上お答えとします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 15番、依光美代子議員さんの地球温暖化防止計画についての1点目についてお答えさせていただきます。

本市では地球温暖化対策の一環といたしまして、市役所など公共用施設から温室効果ガス排出削減に取り組むため地球温暖化対策実行計画を平成19年1月に策定し、それに伴い平成19年4月から事務事業に係る対象施設からのCO₂の排出抑制に取り組みました。取り組みにつきましては重点項目を6項目設け、CO₂の排出状況の実態を、各調査対象施設から毎月の電気使用量、燃料使用量の報告を受け、データの収集をし、現在コンサルへ分析を依頼しております。結果が出て総括ができるのが8月以降になると考えております。

2点目の温室効果ガス排出要因である電気量や燃料の使用量は前年対比どのような変化があったかということですが、平成18年度に前年度の使用量を把握し、平成17年度が基準年となっており今回が初めての調査分析となります。使用量の増加した課ですが、各施設を管理している課あてに送られてくる電気料や燃料費の請求書によって各施設の使用量を環境課へ送ってきており、課単位での増減は把握できておりません。使用量の対比の資料ですが、5月末にすべての施設管理課から使用量が送られてきて、若干集計調査がおくれておりますが、今回初めて集計調査のためコンサルに依頼しておりますので、7月末には集計調査が完成し詳しい情報が得られるものと思います。

3点目の任意に取り組む項目の進捗としては、各課へ取り組み行動メニューを配付しており、職場や施設の状況に応じて空調や証明、OA機器の省エネ化、クールビズ、ウォームビズなどできるところから徐々に波及、定着しています。今後は各課の推進員と連携をとり、全メニューにつき取り組みができるよう職員へ周知徹底を図り、省エネルギー化に取り組んでまいります。

4点目のグリーン購入の実態ですが、5月末に全課からグリーン購入チェックリストが集まりまして、若干集計調査がおくれていますが今月末には集計が完了し、次回の課長会で報告できると考えております。数量の把握ですので金額のデータはございません。

購入先につきましても各課購入していますので把握はしておりませんが、限られた予算の中でやりくりをしていると思います。

次に古紙の偽装問題ですが、古紙配合率100%のPPC用紙について、平成19年8月1日から平成20年3月31日まで高知市内の関用紙店と単価契約していましたが、実際の古紙配合率は38%であることが発覚いたしました。よって関用紙店との単価契約を解除することになりました。また、平成20年1月25日時点で、大手・中堅企業を含む製紙会社17社が再生紙、古紙使用配合率偽装を発表をしており、香美市の求める仕様で古紙配合率100%というグリーン購入法に基づいた調達は困難なため、平成20年3月31日までは業者と新たに単価契約を結ばず、用紙を調達する各課において古紙配合のPPC用紙について複数の業者から見積もりを徴し、比較検討した上で購入することになりました。本市に使用している用紙ですが、総務課におきましては王子製紙の用紙を使用しております。販売業者は高知市内の瓢千堂です。

5点目の地球温暖化対策地域推進計画についてであります。これにつきましては、諸般の報告で申し上げました環境モデル都市に応募いたしました件ですが、残念ながら今回は予選落ちになりました。高知県では（高岡郡）禰原町が一次通過したそうです。先進的な地域温暖化防止対策は必要と考えます。温暖化対策のかぎを握るのは、申すまでもなく私たち市民一人一人です。大きな課題ではありますが、私たちが自分の生活を見直し、何ができるかみんなで行動を起こしていくことが大切だと思います。本市としても平成19年1月に地球温暖化対策実行計画を策定し、重点施策の1つに位置づけ、今後は市民、地域、事業者の皆さんと協働した取り組みをするために早期に推進計画の策定を図りたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンについてですが、香南香美地域新エネルギービジョンですが、地域新エネルギービジョン導入に向けた重点プログラムとして森林バイオマスの利用、風力発電事業、住宅事業所での太陽光発電が設定されていて、今後5年間で本地域のエネルギーの1%を新エネルギーで賄う計画であります。国においては、地球温暖化対策の一環として太陽光発電の普及を進めるため、一般住宅への太陽光パネル設置を現在の約40万戸から2030年までに全世帯の約3割に当たる1,004万戸に拡大する方針を明らかにしました。しかし、住宅用の太陽光発電設備は200万円程度と高く、発電コストも含めた低価格化が課題となっております。今回ご指摘の太陽光発電の財政的支援であります。現時点では個人住宅に対する補助制度は国、県にはございません。高知県下で単独で補助金を出している市町村は土佐市と（高岡郡）禰原町と聞いております。現在の香美市の財政は厳しい状況ですので、地球温暖化防止のため香南市とも連携し、地域新エネルギービジョンを達成するために財政的支援を国、県に対して働きかけていきたいと考えております。

2点目の森林バイオマスについて広域で考えるべきではないかということですが、今回の香南香美地域新エネルギービジョン策定では、物部川流域内での連携を図りながら

環境と調和の取れたまちづくりの実現を目指して、資源の保存量や採算性などについて検討を行っていますので、現段階での森林資源の広域化は検討しておりません。

次に、3点目のバイオマスの利用について今後の利活用の見解を聞くということですが、昨年8月に県が開発中であったハウス用バイオマス温風ボイラーの実用化断念を発表したことは、開発に期待をかけていた施設農業、農家などに大きな衝撃となりました。断念の理由は、燃焼機に使っているステンレス鋼が侵されて基準を大幅に超える六価クロムが溶出することが解決できなかったことによります。香美市と香南市は、平成19年度で策定した香南香美地域新エネルギービジョンの中で重点プログラムに位置づけた、未利用森林バイオマスの利用による地域活性化と低炭素社会の実現を目指した取り組みを行います。本地域の大半を占める山林には、現状で利用されていないバイオマスが多く存在します。このバイオマスを水蒸気改質で半炭素化加工を行い、燃料効率の高い燃料として価値を高め、多大なエネルギーを消費する本地域の加温ハウスや暖房燃料として利用するために入口から出口までに関与する多様な主体の参加と、物部川上流、下流域の住民の連携などにより資金を円滑に巡回させることによって間伐を促進し、安価で良質な木質バイオマスと、物部川の流域で安定して下流に（バイオマスを）供給できる持続可能な事業化システムを構築するため必要な調査を、今年度独立行政法人NEDOの補助事業を導入して取り組むよう進めております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後2時53分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

最初に放課後子どもプランについてですが、和田学校教育課長さんに先ほど答弁をいただきましたが、前回の答弁と全く一緒でございます。それと、今私が質問の中で、これは教育委員会が主導してすべての学校で行うというようになっております。そして、今年県（の補助）が市の負担なしでできる方法があるということも質問させていただきました。それに対しても全くご答弁がございません。今子どもを取り巻く環境が本当に大変ながですよ。そして、本市としても学力向上を目指しています。それも、やっぱり子どもの今生活を正していくということも、すごく生活リズムを正していく。そういう面でも大事であるし、また子どもの見守り、いろんな面でこの放課後子どもプランというのは必要な事業であると思います。まして、今何事かあれば財政難、財政難ということが出てきます。そんなときに来てくださるサポーターさんの謝金も出ます、施設整

備もできます。そういったとき、そういうチャンスをなぜ前向きに検討なさろうとしないのでしょうか。その辺もう一度よろしく願いいたします。ぜひ、今学童ができない学校、例えば舟入（小学校）なんかも欲しいけどできないというような、また小規模の繁藤（小学校）や佐岡（小学校）、そういう学校でも検討をされてみたらどうでしょうか。その図書館を利用してそういうような取り組み、本当に取り組んだところではいろんな成果が、子どもたちが落ちついて過ごすようになった、宿題なんかもきちっとできる、生活リズムが整ったとか、あいさつがよくできるようになったとかいろんな効果が出ておりますので、ぜひ、もう一度見解をお尋ねいたします。

それから、2点目の介護予防についてであります。現状をお聞きしましたが、今後どのように推進していくのか。平成19年度のリーダーのボランティア養成講座、やったのはわかります。ただ、現状として教室を開きたいができない。それからやっても、やはり同じことをしているとマンネリ化して、やっぱり縮小とかやまっていくのではないかということをおもうがです。そうしたときに、やはり定期的にリーダー養成講座というようなものを作って、新しい情報や技術、そしてまたそこへ来ることによってお世話役さん、リーダーさんなんかの悩みを聞いたりそういうこともできるのではないのでしょうか。やはりそういう支援を行政がしていかなければ、この介護予防事業が成果としてあらわれてこないのではないかと考えますが、その辺のご見解を再度お願いいたします。

それと、安全、安心の農業についてですが、シトウがこの技術を取り入れてやっているということですが、ほかに結構この土佐山田町にはオクラを初めニラ、ねぎとかがありますよね。今私も詳しくはよく知りませんが、その減農薬とかできるだけ農薬を少なくという取り組みをしていると思うがです。そうすることによって、安全、安心を売りにして出荷をされてると思うがです。ぜひ、そういう取り組みをしているということをもっと消費者または流通業者に広める手だてとか、そういうことをしていくべきではないのでしょうか。といいますのも、関東圏ですがマルエツの店舗の方、230店舗の青果担当のチーフの会があるときに、こちらの園芸連の方が「高知ではこんな取り組みをしている。」と、「こういうことで安全、安心の農作物づくりに努めてますよ。」というお話をさせてもらってから高知ブランドの需要が高まってきているという現状もあります。ぜひ、私自身が本市でこういうような取り組みをしているということ知らなくて、今回この県のほうのちょっとお話を聞かせていただいたときに私も知ったんですけど、ぜひそういうことを消費者や流通業者の方に広げていく、わかってもらう。農業者の熱い思いや取り組み、それがわかるとまた、流通業者さんなんかもそういうことを知ると店頭にもエコナスとかエコピーマンとか、これはこういうことですよということを書いて売り出す、それによってお客さんが買い求めていく。今、消費者はすごくその安心、安全ということに目を向けておりますので、ぜひそういう取り組みが必要ではないかと考えますが、再度お願いをいたします。

それと、有機農業についてですが、まだまだこの部分では難しいと思いますが、私たびたびこの議会でも言いますが高齢者の農業としてもこれを普及させたらいいのでは。これをうまく利用すれば省力化で、確かに有機農業でどんどん生産高を上げていくというのは厳しいと思うがです。だから、高齢者向けでやればこれはいい農産物づくりになるのではないかと思うし、農協さんのほうとも一度そういう話し合い、そういうことができないでしょうかね。農協として系統出荷の農産物と有機農法でやる産物と両方推進していくんだよというような形が何かとれないものかと思いますが。

以上、お願いいたします。

それと、地球温暖化計画についてであります。期待を外れておりましたけれど、そうしましたら1番ですけど、1番から順番に6項目ありますよね。例えばですが空調の省エネルギー化とか照明の省エネ化、それぞれいろんな項目があって、それに対してはどう取り組んだのかなというようなことをちょっとお聞きしたいと思ったんですけど、まだまだ皆さんの中にこの地球温暖化に対して取り組まないかん大変な状況だよという意識が薄いのではないのでしょうか。この調査の中にもあるけれど、調査したときのアンケート、これをつくるためのアンケートだったと思うんですけど回収率も半分ぐらい、これできちっと実施しているのもパーセンテージが低いですよ。前回、私あえて3月議会で言わせてもらったがです。というのも、それがきちっと年度末で進んでいこう、皆さんの中で意識がとどまってくたさるだろうという思いがあって言わせていただきました。ぜひ、本当に今危機的状況がだんだんだんだんきてます。既に農産物へも被害も出てます。なかなかこの地球温暖化というのが目の前に見えてこなければ、自分に被害がこうむらなければなかなか意識としてとどまらないんですけど、ぜひこの現実を理解し少しでも、一人一人の取り組みで大きな成果を上げてくると思うがです。皆さんのお手元にもちょっとこういった資料を置かさせていただきました。実はこれは工科大生が、若い方々が地球温暖化に、あっこれは大変だということで授業の中に取り入れて今回工科大でやるということ。せっかくやるなら地域の人にも聞いてもらいたいということで呼びかけをしております。執行部の皆さんのところにも環境課長さんのほうからメールで配信をされたと思います。ぜひお休みの日ですからこれに参加されて理解を深めてもらいたいと思います。また、担当課長さんはそれぞれの課に推進員さんがいだと思います。その推進員さんにもぜひこの現実を知ってもらうためにもこの会に行くように一言お口添えをして勧めてあげてください。どうしても目の前に、実際に自分に被害が出てこなければなかなかこれに取り組むということが難しい、その意識にならないのではないかと思います。

ほんでもう1点、一人一人の地球温暖化対策として家庭で取り組んでみようということで資料をお渡ししてありますが、ちょっと執行部の皆さんにお尋ねをいたします。皆さん毎日シャワーをお使いですか、毎日でなくっても自宅のほうで。そのシャワーを1分、家族で減らすだけでも年間で69キログラム削減できます。買物袋、皆さんもしく

はご家族の方が。マイバッグ、マイバッグ言われてますよね、言われながらどれぐらいの人が実施をしているのでしょうか。ほとんどの方が使われてないと違います？こんな小さいなことですけれど、こういったことがすごく大事なことになるんです。そして、家族が同じ部屋でだんらんをする、ここにも出てますが大きく二酸化炭素を削減できます。そして家族の、先ほど言いました家族の輪をもつ、だんらんをもつということは本当に家庭の再生という意味でもすごく大事なことで、こうすることで幾つもの効果が上がってきます。今高知県の温暖化計画で見たら家庭の排出源、民生部門、家庭系での排出削減目標というのを見ましたら、1年で1人が178キロを削減できればこの高知県の目標が達成できることとなります。本当に小さなことを少し意識としてとめるととめないで違いますので、ぜひ皆さんが率先してこの中から、幾つかできることから取り組んでください。そして、せつかくこの項目、重点項目にあれば、このことをぜひ実施をしてもらいたいと思います。

それから、電気、燃料などの使用量は毎月報告をされ、その集計をして渡したので7月に出てくるというご答弁でございましたが、私はその5月末に出てきた手書きのものでもよかったのに、何もまとめなくっても大枠これぐらいというようなことを知りたいと思いましたが、また、なお出てきましたら資料としてくださいませ。

それで、3点目に聞きました車の買い換え時にそういう低公害車とかハイブリットカー、そういう購入の予定があるのかどうかっていうのもお聞かせください。

それと、任意に取り組む項目の中で、本当にすぐできることってありますよね。例えば閉館時間1時間前に空調をとめる。これから暑さに向かってそれは大変なことだと思います。しかし、そこに意識ですよ。せめて半時間ぐらい前にとめるだとか、それから空調のフィルターを月に1～2回掃除をする。掃除をすることで電気の使用量も少なくなります。第一番にきれいな空気を回すということになるからそれにおいてもすごく大事なことだと思うがです。やはり、こういう項目がありますよ、庁舎内として取り組んでいますっていう、皆さんが、環境課だけじゃなく執行部の皆さんがこういうことをやってるんだと。この町（市）は取り組んでるんだということをぜひ意識に置いてもらいたいと思います。残念ながら環境モデル都市に指定が外れたということですが、これは指定を受けても受けなくともやはり大切なことですので、ぜひ進んで取り組んでいただきたいと思います。地域推進計画もぜひ早急に立てて、やはりこの庁舎内だけでなく住民もともに取り組んでいかなければみんなが大変な状況になると思いますから、ぜひその辺をよろしくお願い申し上げます。

それから、再生紙のことですけれど、今、市内であったり何カ所かでとっておられるのでしょうか。ぜひ経費削減ということも大きくあると思いますが、やはり近くで。遠くから買えばそれだけ二酸化炭素を排出する、地球温暖化にも反していきますし、それから購入先というのは限られてくるかもわからんけれどやっぱり地元で経済を回していく。地元を優先にし、また次は県内、できるだけ近いところでの購入ということをして

くべきではないかと思いますが、その辺に対してのお考えをお聞かせください。

その新エネルギービジョンで財政的支援、今単独でやっているところが（高岡郡）橿原町と土佐市だけだということで、なかなか財政事情もあり厳しいというお答えでございましたが、本当に地球温暖化を考えたとき、それから、やはり地域にあるエネルギーを利用するという意味でも、ここに支援があれば普及も進んでいくと思います。ぜひ国、県になお一層働きかけて、またそれからNEDOとかに始まっていろんな国の省庁関係の事業なんかもあるのではないかと思いますので、ぜひその辺も研究をしてみてください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

同じ答えであったということいただきました。香美市のほうでは放課後子どもプランの中で放課後児童クラブと放課後子ども教室がある中で、放課後児童クラブのほうを学校のほうでは中心にやっております。ほんで、放課後子ども教室については、先ほども言いましたけど中央公民館のほうで週末を利用したいろんな教室活動をしております。それで、舟入（小学校）、繁藤（小学校）のほうにはこの2つの事業、どちらかを国のほうは取り入れてやったらというようなことを、学校で取り入れてやったらいいというような方向性なんですけれども、舟入（小学校）、繁藤（小学校）について空き教室のこととか、図書室をどう使うのか、管理をどうするのか、指導体制はどうしたらいいのか研究もしながら、県のほうにも補助金も要らないようなことも言われてましたので、そこらあたりも確認しながら検討もしていきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の2回目のご質問にお答えします。

介護予防事業については、今年度は市内69カ所で実施をする予定でして、この自主的な集いが全地域で立ち上がることを目的に続けたいと思っております。おっしゃるように、せっかく立ち上がった自主的なグループ、集いが立ち消えになっては意味がありませんので、今後も引き続き世話役さん、リーダーというか世話役さんのための講座を続けていきたいと考えております。先日、ちょうど社協とリーダー研修について協議をしたときに、これら集いの主になる人同士の交流を兼ねてというか悩みを打ち明け合ったりとかいうような研修をしてはどうかというような意見もあっておりますので、まだ日と具体的な内容については決まっておりますが、講座については引き続き行っていきたいと思っておりますので、またご意見をいただければと思います。よろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

啓発とかやっぱり市民の方にもお知らせしていくという立場は必要と思っております。高知県のほうもトップランナー、環境保全型農業のトップランナーということで今取り組みを始めています。その中で市場との、園芸の戦略として市場との対応もその部門で非常に力を入れてます。テレビとかいろんなチラシとかそれから新聞とかで情報も発信していくような形をとっておりますので、またその中で今、この一つ一つの取り組みは底上げと、一品一品がその一つ一つの取り組みじゃなくて高知県全体のブランド化ということから底上げをする取り組みを各品目から進めてます。次第にそれも大きくなっていくことと思っております。

それから、有機農業の件につきましては、今でも新規就農の部分で旧窪川町（現、四万十町）とかいろいろあぐり窪川の体験学校なんかへ、よく有機農業をやりたい方とかそれから新規就農者の、直接香美市で有機農業をしたいとかいう方が飛び込みで相談に来ます。そういうケースの場合には、やはり有機農業の一定の要件とかいろいろな高知県の推進する中で要件がありますので、少し勉強をしていただくというような形では香美市として対応をさせていただいてます。それから高齢者へのご紹介も、耕作放棄地とか後継がいらっしゃらない方なんかはその農地はどうしますかと、その問いかけもして、そのお聞きもしております。ただ、いきなりその有機農業の部分で香美市で適地がこことか、それからこういう品目はどうですかとかいうようなご紹介はしてないというのが実情です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光美代子議員さんの2点目の質問にお答えいたします。

私も環境ライフワークをして2カ月余りですので、まだまだ依光議員さんの足もとにも及びませんが私なりに勉強させてもらいました。この重点項目の取り組みについての課題ですが、これにつきましては今ちょっと分析中ですのでもう少し、次の9月（議会）の（市長の）諸般の報告ぐらいでは出せるかと思えます。それと資料は後日また、できましたらお返ししたいと思います。

それと、公用車の購入の件ですが、公用車は聞いてみますと今後減らす方向と聞いておりますので、ハイブリット車は高価な買物になりますので今後各課で検討するようになると思えます。

それと、古紙再生紙ですが、再生紙につきましては環境省のグリーン購入法特定調達品目検討会の判断基準にのっとって行っておりますので、平成20年度につきましては6月か7月ごろに環境省よりこの件に関して通達があると聞いております。それまで購入は控えております。

それと、環境に対する補助金ですが、独立行政法人NEDOの補助事業等もたくさんありますので、それなどを取り入れて今後前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君）

15番、依光美代子です。3回目の質問をさせていただきます。

放課後子どもプランですが、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。公民館で週末にやってる事業もごさいます。だけど、やはり近ければ参加はできますがなかなか公民館までわざわざというのは、参加も大変だと思うがです。やはりその学校であって、学校が終わったら静かな環境の中で宿題をする、それから遊ぶ。そこから図書館で遊ばなくて外へ出て遊ぶとか1つの生活リズムを整える。意外と宿題があっても宿題ができてない、家に帰ってもゲーム遊びをしたり1人であって、結局ご両親が働いてたら宿題もそんなにできず眠たくなって寝るとかいうような状況があったり、やはり子どもの生活リズムをつけるという意味でもこの放課後子どもプラン、子ども事業というのはすごくいい取り組みだと思うがですよね。ぜひ、こういった財政的支援があるときに取り入れたらいいと思う。それで舟入小学校でも場所がない、空き教室がないというけど、空き教室も何も要らない思うがです。図書館があったらいいことですから、それで活用すれば、場所もあるものを利用してという形でいくのではないかと思いますので、ぜひその点よろしくをお願いします。

それから、農業についてであります。先日香北町へ尾崎知事がおいでたときもおっしゃってましたけど、「やっぱり高知は環境と農産物というか食が売りだと、食べるものがおいしい。」と、「ぜひこれを大切にすべきだ。」と。そして、「せっかく農産物もいいものができてる、はね物がたくさん出てるけどそのはね物の加工というのがほとんどできてない、もったいない。」というようなお話がございました。まさにそうだと思います。ぜひ今回、先日新聞にも載ってましたよね、農商工連携型地域中小企業応援ファンドという、高知県が指定を受けたという。運用金で3,500万円で、それで事業を行っていく。ぜひそれへ手を挙げられてそういった加工品、以前農政課長さんもお話をされてました。「お米は、作付けは年々減ってる。」と。「年がいても米づくりだったらできる。」と、だけど減反制度があったりしてなかなか農業者が米づくりをできないという今現状がありますよね。そのお米を使って、お米を粉にして加工品にする、そういうことをこのチャンスを生かしてみてもどうかと思いますので、再度よろしくをお願いします。

そして、地球温暖化についてですが、この総括が9月ごろに出るということをごさいます。先ほどまだ2カ月ですからっておっしゃられましたけど、いやいや環境課長本当に熱心に取り組んでおられ、今回のこの工科大のこともぜひ必要やということに進んでその会へも出てこられる。若い学生さんが一生懸命このことをみんなに知ってもらいたいということで、庁舎内に知らずということでお世話もしてくださってます。ぜひ皆さんもその講演に行つて理解を深められたらいかがかと思いますので、ぜひ環境課長さんのほうにお声がけもお願いいたします。それで、9月に出るということですが、ぜひ最大リミットを9月にもお願いいたします。というのも、来年度の予算を組むときに、やは

りその結果ができなかったら生かせないと思うがです。ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 依光美代子さんの3度目のご質問の中で、安全、安心の農業から地域活性化の質問に飛びました。米粉のパンも香美市においても香北町のいきいき生産部のほうでチャレンジもしてくれています。その部分をご紹介をさせていただいて、それが消費者の評価というものも一緒についていかないと、なかなかその米粉パンの分も伸びないと。ただ、今の生産体系でいろんな課題もございます。その分でも紹介もしたい思いを持っていますので、またその点ご理解ください。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。行財政改革推進特別委員会委員長という立場上一般質問を控えておりましたけれども、今回久しぶりに質問をさせていただきます。

まず、市内経済の活性化対策という観点から質問を行います。

ご承知のとおり高知県の経済状況は全国でも最低水準にあり、香美市も例外ではありません。この状況から脱出する方策として、昨年選出されました高知出身の尾崎県知事は地産地消を大きく提唱しております。これは地元でとれたものを地元で消費することだけでなく、地元で調達できるものはできるだけ地元で調達し、資金を地元へ循環させ、地域経済を活性化さすということも含まれていると考えられます。さて、平成20年度の香美市の一般会計当初予算は、約152億円であります。この大金が香美市から支出されるわけです。この中には保険料や分担金等市外へ支出されるものも当然含まれておりますけれども、工事費や物品購入、役務費等市内へ支出できる金額もかなりあります。予算のうちの約16%、24億4,000万円弱は市税であります。このことから市役所の発注する事業や調達する物品等は、市内業者で購入できるものはできるだけ市内業者から調達し、資金を市内に循環させることが市内経済の活性化につながると考えますが、いかがでしょうか。このことは、5月30日に行われました香美市商工会総会でも提起され執行部にも声が届いていることと思いますが、いかがですか。また、調達方法や基準等を設けていればお教え願ひたいと思います。

関連して、市発注の公共工事は特殊工事を除き市内業者に発注すべきであるという件ですが、日曜日のテレビ番組でもやりましたが、エジプトのピラミッドも農閑期の失業対策事業であったということがわかってきております。公共土木工事は地域経済に、資材の調達や雇用の確保という点から大きな効果が認められております。国も不況時には公共工事により景気回復を図ってきましたが、最近では財政優先ということで公共工事でも大きく減少し、地域経済に大きな影響を与えております。そのため、市内の土木建

設業者は大変苦しい状況にあります。今回請願も出されていますが、その内容は委員会で審査を行うわけでございますが、もっともなことだと思います。ここに平成20年度市道後入線改良工事の入札結果があります。香南市の業者が最低制限価格と全く同じ金額で落札しております。この工事は、旧土佐山田町時代より辺地事業として長年にわたり地元の協力を得て町内（市内）業者が施工し、雇用面でも地域に貢献してきた事業です。資金を地元へ循環させ地域経済の活性化を図るためにも土木工事は地元優先でなければならないと考えますがいかがでしょうか。また、今年14日には岩手・宮城内陸地震、大地震も発生し、今なお懸命の救出作業が行われ復旧作業も始まろうとしております。大変な事態で、被害にあわれた方々にお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧を願うものですが、香美市でも10年前の'98豪雨では多大な被害を受け、市内の土木建設業者には初期の段階から大変お世話になったことはまだ、いまだに記憶に新しいところがございます。災害はいつ発生するかもわかりません。そのときに地元へ人材や機材がなくなっていたり、少なくなっていたらどうなるでしょう。困るのは市民です。そうならないためにも公共土木建設工事は特殊なものを除き地元企業、業者を優先すべきではないでしょうか、考えをお伺いします。

次に、以上の観点から本年度中に建設予定というなかよし保育園について、また現在検討を進めております香美市新庁舎の建設について、地元業者をどのように取り扱う考えであるかお聞かせ願いたいと思います。特に新庁舎は免震構造という高度な技術が要求され高額な予算を伴うものでございますが、当然大手建設業者の力を借りなきゃならないと思いますけれども、このような多額の市から出る資金が、地元の業者が全然関係ないというのは大変悲しいことでもありますので、その点も含めてお答えを願いたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。

市長の報告では、9月議会には具体的な提案ができるようにとお聞きしましたが、財政難に悩む自治体では少しでも多く寄附をもらいたいと、早くからいろいろな形で寄附獲得作戦を練っているようです。香美市としてももっと早くから検討し取り組むべきだったと思います。日本経済新聞の6月2日付けによりますと、発案県を自認する福井県の取り組みが一番早く充実しているように思います。また、奈良県やそれぞれの市におきましても知恵を絞って、できるだけ自分の町に寄附をしてもらうような方策を考えております。私も県外へ出ていた経験がありますが、ふるさとを離れますとふるさとがなつかしく、いつまでも元気でいてほしいと願うものです。寄附をして税額控除が受けられるということは自己負担がなしで、5,000円は要るようですがふるさとへ貢献できるということになります。こうなりますと、自分のふるさと、寄附したい市町村に寄附をしてもいいという方が出てくると考えられます。市としては自主財源確保の絶好のチャンスであります。早急に威力ある制度を提案して、あらゆるチャンネルを利用しピーアールすべきであると考えますが、どのように検討を進めていくのか。方針なり

をお聞かせ願いたいと思います

次に、学校教育における、特に国旗と国歌に対する教育について教育長にお伺いします。

4月に就任されました明石教育長は、問題点や課題に積極的に取り組まれ、職に対する熱意が伝わってきて頼もしい限りです。さて、平成11年に日の丸が国旗に、君が代が国歌に法律上も認定されました。このことについて学校教育ではどのように位置づけ取り組んできたのかお伺いします。その後の市内の小・中学校の卒業式では最近になってやっと国旗については校旗と一緒に掲揚されるようになりましたようですが、国歌については今年の鏡野中学校の卒業式でも残念ながら生徒は歌わず、来賓の多数が立って歌っただけでした。ところが、今年の片地小学校の卒業式では全生徒が国歌を斉唱し、大変感動したところです。もちろん来賓も多数が歌っておりました。私も卒業式に出席し出して20年近くなりますけれども、初めてでございます。片地小学校の取り組みに対し大いに拍手をしたものです。そこで学校行事、特に入学式、卒業式における国旗及び国歌の扱いをどのように指導しているのか教育長にお伺いします。また、平成20年卒業式におけるほかの学校での実態はどのようなものであったかお伺いします。

これからますますグローバル化する社会では、今まで以上に外国や外国人と接触する機会がふえてきます。当たり前であります。国旗は国を代表する印であり、国歌は国を代表する歌であります。だから、心ある人は他国の国旗、国歌に敬意をあらわすものであります。このようなことを理解しなければならない時代になっておるわけですから。このような時代、自国の国歌も満足に歌えないようでは日本国民として恥ずかしい限りであると思います。国旗掲揚、国歌斉唱を実施していない学校がありましたら、どのような対策、指導をしていく、とっていくお考えであるかもお伺いしまして1回目の質問いたします。明確なご答弁をよろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから西山議員の1点目の市内経済の活性化についてお答えを申し上げます。

まず、高知県の経済は全国でも最低の状況にある、また市の予算執行に伴う財政支出は市経済に多大な影響を与えているということでございますが、地域経済の状況は議員のお見込みのとおりであります。本年度本市の予算査定また構成についても、担当職員も含め本市の活性化を託し編成されたものであり、その執行に当たりましてはその趣旨に沿って運営されることが我々執行者の使命であると認識をしております。そこで、1点目の市役所で購入する諸物品等は市内業者で優先して購入すべきだ。また、その基準はどうかということでございますが、予算執行に当たっては質問のような視点で、物品はもとより技術やサービスの分野も含めて、一義的には議員もおっしゃってましたように、いわゆる地産地消を地元優先を原則として対応に努めているところでございます。その基準はとのことですが、すべてというように考えております。

2点目の公共事業は市内業者に発注すべきである、また災害時への対応等々云々ということですが、ご質問のとおり、ことに公共工事における地域の波及効果は大変大きいものがあります。しかし、市内はもとより県内でも近年の公共事業の減少は建設事業者においても大変苦慮されていることと十分承知しているところでございますが、公共工事の発注に際しても市内事業者を優先に指名し、競争入札により実施しているところでございます。

3点目の本年度中に発注されるなかよし保育園及びまた新庁舎の建設工事についての、市内業者などどのように扱う考えかということですが、今後も保育園や庁舎建設の大型建築工事も控えております。前述の考え方を導入したいと考えております、(その)発注方法でございます。ご承知のとおり、発注については契約等審議会が市長の諮問を受け、年度当初に指名資格また発注方法などについて審議をし、その執行に努めておりますが、同審議会も発注金額、事業の特異性などによりその都度審議会を開催し、市長に答申の上、市長はそれらを考慮し執行されているところでございまして、本年度も既に同審議会を4回開催しております。なかよし保育園、新庁舎の建設、発注については、冒頭の趣旨を十分含め今後も審議会に諮り、本年度の指名基準をもとにその方法を決めてまいります。今後、発注方法も次第に明らかになってくると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、新庁舎の発注につきましては、今年度ではなくして平成21年の11月ごろとなりますことから、改めてその取り扱いについては、ことに契約等審議会において慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 西山議員からのふるさと納税に関するご質問についてお答えをいたします。

本件につきましては、市長が諸般の報告で触れましたようにふるさとへ限定してという定義が大きく変化しましたことから、寄附についての受け入れについては、本市ではもともと一般寄附あるいはその特定目的寄附につきましてはそれまでも受け入れをしておりますので、これと全く同様の受け入れといいますか取り扱いで進めるということですが、受け入れに係る規制整備は特に行いません。今回、税法改正が4月30日でしたけれども、この寄附金につきましては、本年中のものについては制度が適用されることになっております。このことから多くの自治体では年内にわたって条例等が整備されるものと考えておりますが、本市ではこれまでの間、関係者との協議等により寄附者の意思を反映した活用をさせていただくこととしております。寄附金条例とするのか基金条例とするのか、少し時間をいただいて検討を行って、それを踏まえて9月議会にお諮りをしたいと考えておるところでございます。

そこで、本市と対比して他の自治体では寄附を募る具体的な方策を提示し積極的にピ

ーアールを始めているとのご指摘でございますけれども、本市では市長が諸般の報告でも申し上げましたが、既に市のホームページでは呼びかけや手続きについて具体的に様式までお示した案内をしておるところでございます。本市のホームページへアップする時点では県内の重だっただころのホームページに当たってみましたけれども、目にとまりましたのは確か2つやったと思います。うち1つは県のホームページだったと記憶しております。また、過日の高知新聞紙上では安芸市が7月からホームページにアップするとの紹介があったことを申し添えます。なお、本市のホームページへの掲載につきましては、とにかく取り急ぎ早く情報を発しようということで大変かたい調子のご案内になっておりますけれども、近々のうちにある程度香美市のイメージが伝わるようにつくり込んで更新もかけることとしておりますので申し添えます。

なお、これからどのような構想をとというご質問ですけれども、既に取り扱いについてはホームページにご案内しておりますので、若干ご紹介をさせていただきます。基金の活用方法につきましては4つのコースを準備をしております。香美市では皆様からいただいた寄附金を、輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりのまちづくり基本理念に基づきまして4つのコースを設定させていただいております。それにつきましては、1つ目には輝きコース、これは教育、文化に活用してほしいという方の受け入れのコースでございます。2つ目には福祉、環境の部分でやすらぎコース、それから産業、まちづくりそして賑わいコース、分野を限定せずに市政全般にお使いいただきたいという分については市長お任せコースと。この4つのコース、すなわち輝き、やすらぎ、賑わいと、このまちづくりの理念を3つに分割して使い道を限定をしております。あと4つ目については市の自由裁量で使わせていただくということで、市長お任せコースということでコースを決めてございます。こういった形で寄附金の受け入れをしていて、今後市のほうで意志に沿っていけるような形に使わせていただきたいというふうな考え方を持っております。

なお、ホームページ以外に、NPOが運営しておりますまちづくり応援ホームページがございますけれども、こちらの香美市ファンクラブというホームページもございますけれども、こちらのほうでも「香美市ではこういったふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するためにこういった寄附金制度を持っております。」というご案内をさせていただいております。これからいろんなツールを使ってこのことについては、さまざまな方々にお願いしていきたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。西山議員さんの学校教育、国旗、国歌についてのご質問にお答えいたします。

平成11年8月9日、国旗及び国歌に関する法律が成立いたしました。我が国のみな

らず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子どもたちが国際社会で必要とされるマナーを見につけ、尊敬される日本人として成長していけるように指導をしていきたいと考えています。なお、平成19年度の卒業式、平成20年度の入学式における国旗の掲揚並びに国歌の斉唱の未実施校はありません。ただ、もっと児童・生徒が口を開けてしっかりした声で歌えるように指導をしていきたいと考えています。学習指導要領の特別活動の中には、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあります。また音楽の欄には、「国歌、君が代はいずれの学年においても指導すること。」と書かれています。卒業式や入学式のときだけでなく、ふだんの音楽の時間であるとか適切なきにその国旗あるいは国歌の歴史や由来、また歌詞の意味するところ、そういったことをきちっと指導して、胸を張って子どもたちが歌えるように指導をしていきたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。2回目の質問をさせていただきます。それぞれ明確な答弁ありがとうございました。おおむね満足いく答弁でしたが、ちょっと矛盾している点がありますのでお伺いしたいと思います。

まず、市内業者に優先して発注するという件に関してでございますが、先ほど指摘しましたように後入線の工事は市外業者3社が指名業者に入っております。ところが、香美市の指名基準におきましては、「有資格者が少数である場合はその他必要のある場合、またその他必要がある場合は発注予定工事の設計金額に応じ直近の上位または下位の等級に属する資格業者を指名することができる。」となっております。これを踏まえますと、辺地事業で長年積み重ねてきた後入線の工事は市外業者を指名業者に入れる理由はないと思います。そこで、なぜ市内業者でなく市外業者を3社指名業者に入れたかをお伺いするとともに、今後このような指名業者不足という点があった場合に市内業者、これは、先ほども言いましたとおり公共事業が大変減っております、ランクが下がっている業者もあります。中央東、県の中央東土木事務所管内でも、平成19年度にAランクのトップであったものが平成20年度では点数で20点から減ってますし、それ以下の業者も30点、40点と点数が減って、香美市の基準でいけばAランクであったものがBランクに落ちて点数が足りなくなっているということもあります。しかしながら、その会社の技量、技術はBランクに落ちたわけではありませんので、公共工事の減少等によって点数が下がったということを踏まえますと、当然先ほどの指名基準の、発注基準の第1号第2項を利用して地元業者を繰り上げて指名業者にすべきでなかったかと思いますが、その点を、その反省も踏まえ、また今後の事業に対してどのようにこれを取り扱うかということをお伺いします。

次に、ふるさと納税につきましては今後検討するというところでございますが、先ほど

申し上げましたとおり日本経済新聞にはたくさんの記事が載ってます。ただ寄附をしてください、（寄附を）くださいと言っても5,000円の自己負担が要るわけでございます。やはり、ふるさとを思う心があっても何かなければなかなか寄附をしづらいと。寄附をしたくなるような制度なりあれをつくって納税、寄附を求めるべきだと思います。今朝の高知新聞に載っておりましたが、高知県もやっていますがお礼として鳴子を進呈するというので、応募なり問い合わせがあったのは2～3件なんです。仕方なしに大阪府ですか、県事務所の職員が申請をしたというような状況だということですので、やはり出身者なり香美市に縁がある方に何か、もらえばお礼をするのは当たり前ですので、これに載ってます、日本経済新聞を見ますと、兵庫県加西市では3万円以上寄附すると地元産の米やブドウなどを送るとか、（山口県）萩市では何を送るとかいろんな、そういうふうにお土産も用意してるわけです。香美市にもたくさん特産品がありまして、出ていった方はなつかしく思ってる。それでも手に入れない場合もあろうかと思えます。そういう寄附したくなるような基準をつくって募集すべきじゃないかと思えますが、その点をぜひお願いしたいと、考えていただきたいと思えます。

次に、国旗、国歌についてであります。教育長は未実施校はありませんでしたということでございました。なるほど、レコードというか音楽を流したところはすべてだと思います。私が言っているのは生徒が歌ったかどうかということです。片地小学校では歌って感動したと。鏡野中学校では、私も来賓の真ん前へ座って生徒の顔も見てました。当然来賓は立って歌ってました。生徒の口も見てましたがだれも歌ってませんでした。それが2月15日ごろですね。3月の片地小学校の卒業式を見ますと、生徒が全員起立して大きな声で音楽に合わせて歌って大変よかったと言ってるわけですし、これからもそういうところでは、先ほど教育長がおっしゃったような方針のもとに指導していただければ大変うれしい限りですけれども、声に出して大きな声で歌うような指導をぜひしていただきたいと思えます。その点について質問をしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時4時から時間の延長をいたします。

副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから2回目の質問にお答えします。

まずお断りをおきますが、もう私の知る限りでも30年ぐらいお世話をいただいております佐々木建設さんもこの入札（平成20年度市道後入線改良工事）には参加をされておりましたことは承知をしておいていただきたいと思えます。それで、いわゆる市外の業者が云々ということについてお答えを申し上げます。

私も副市長という立場で契約審議会の会長を務めてさせていただいております。あくまで、先ほども申し上げましたとおり市長が決めたものでもない、それから副市長の私が決めたものでもございません。いわゆる審議会の中で十分議論をいたしまして、決定されたことを市長に答申を申し上げ、それを考慮して、また考慮いたしますか参考にして

市長も指名をしていただいております。なお、その中で西山議員からの指摘がありましたるの点も各委員から提起もされました。いろいろ審議をしまして、結果的にいわゆる今回の事業、5,700万円以上の工事でございますけれども、その工事につきましては、A（ランク）業者で入札したときに、指名基準の中でいわゆる8社以上を指名するという指名基準を設けておりますのであと3社をどうするかということで、議員のご指摘のとおり下から繰り上げたらえいんじゃないかということがございました。いわゆるA、B、Cのランクづけを経営審査方式に基づいて、いわゆる県の基準にも沿って本市でもランクづけをしております。ランクづけの条件としましては、Bランクは500万円以上5,500万円まで（の工事）をBランクが参加できる。Aランクにつきましては2,000万円からそれ以上（の工事）について参加できるとしたときに、いわゆる、それでは香美市の業者はどれぐらいいるかということになりますとA業者は5社です。B業者が15社です。C業者が7社、すべてで27社ございます。27社でそれぞれの1カ所をお願いをするという指名競争入札でございますので、それでは、いわゆる基準に見合う事業内容としたときにA業者の範囲の事業であるということで、下から繰り上げるとしましたら15社を上げることになります。その中で線を引くじゃないことについてはいろいろと議論もございまして、またその中で平等性も欠いてまいりますので、いわゆる近隣の市、今回は香南市と南国市のAランクの業者3社に参加をしていただくことになりました。結果的に香南市の業者が落札ということになったわけでございますが、現状の審議会での、いわゆる規則の申し合わせの中ではそういう形になっております。なお、1点目の質問にもございましたように災害時への対応能力、またその確保ということについて、市内の業者さんには本当にお世話をいただくことになります。今までの47災、また先だつての‘98豪雨等々におきましても市内の業者が一丸となり、また近隣、県内の大手の業者を初め多数の業者さんのお助けをいただいて現在の状況もございまして、いろいろなことを加味しながら、いわゆる審議会の中でも、委員の中でもいろいろとるるの意見が出ておりました。そのことを一つ一つここでということにもなりません、いわゆる市内の業者だけで、例えば5社だけでというような意見もございましたけれども、一応準則は守っていかうという結論の中でそのような結果を得ておりますので、ご報告とさせていただきます。報告とあわせて回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の西山議員のご質問にお答えをいたします。

この件については調整をしたものではございませんけれども、事務を取り扱う企画課としての現段階での考え方として受けていただければと思います。物事にはいろいろ考え方があろうと思いますのでそういうことでお聞きいただけたらと思いますけれども、私は原則的にこのふるさと納税については、いわゆる表現も非常に悪いですが物で

釣ることはしたくないという思いがございます。いわば5,000円を超してふるさとを応援をしたいという、そういったその思いに期待をしてこのことをお願いをしていきたいというふうに思っております。ご紹介いただきましたように他の自治体ではさまざまなその取り組みと申しますか、例えば非常にブランドの肉を差し上げたりとかいうことまであるようですけれども、私はむしろ香美市としては、こういった方々とつながっていくためには広報とか市を身近に感じていただくようなことでもってつなぎを持っていきたいというふうな考え方でありまして、いわゆるそういった市の特産品であるとかいうようなものについてはむしろ紹介をするようなことで、対価をいただいて有償でお届けするようなことができればなお市にとってはいいんじゃないかというふうに考えております。なぜこんなことを言いますかといいますと、これは1つの考え方ですけれどもやっぱり市民に多額の税をいただきながら、そういった意味合いでいいますと何の見返りもしてないということを考えましたら、市民であって、市民の納税者とのバランスと申しますか、そういったものにも一定やっぱり配慮する必要があるんじゃないかという考え方です。これは今ご指摘とかご示唆いただきましたようなことでいいますと、それぞれ自治体には思いがあって対応しておるということにはなりますが、初めにも申しましたようにこれは今の段階での私の考え方でありまして、今後いただいたご意見については市長を含めてまた協議はしなきゃならないというふうに思っておりますけれども、今の段階の私の思いはそういうことです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 西山議員さんの2回目のご質問にお答えしたいと思います。

最初に言わせていただきましたように、平成19年度の卒業式、平成20年度の入学式における国旗の掲揚並びに国歌の斉唱ということについては、未実施校はないということになっております。ただ、西山議員さんがおっしゃられましたように声が小さくてほとんど聞こえないような状況であったり、また口がほとんど開いてないというふうな状況も見られました。先ほど現在の学習指導要領の中で、音楽の欄には「国歌、君が代はいずれの学年においても指導をすること。」とあるわけですが、新学習指導要領では「歌えるように指導する。」というふうになっております。そういったことも踏まえまして、適切な機会をとらえて子どもたち、児童・生徒がしっかり歌えるように指導をしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。2回で質問をやめるつもりでございましたが、ちょっと一言、また質問させていただきます。

特に入札の市内業者を優先してということに関してですが、先ほど長年やってきた佐々木建設が入札に参加したということをお教えいただきました。承知の上の質問です。別に佐々木建設が取ろうが取らまいが私は関係ございません。要は、指名業者に市外業

者が3社入ったことです。その審議会の決定とか議論を言いわけにしておりますけれども、審議会であろうが何であろうが、市の行政というのは市民の目線に立って、市民によかれとしてやるべきだと思います。まして、この指名基準がありまして全社を指名しなければいけないとは書いてないんですよ。下位のものから指名することができるというように書いてあるんです。だから、下位のものを全部指名せないかんということはないわけです。そしたら、ここにあります中央東土木事務所の点数表ですと、平成19年度は香美市ではAランクの会社が9社あったんですよ。それが平成20年度になりますと5社に減ってます。ですから3社、5,500万円以上（の工事）は8社以上の指名業者と決めなきゃいけないと、指名基準を持ってますからわかってます。ということで3社を追加しなきゃいかん、そしたら、香美市はこの県の経審を基準にしておるようですから、その上位3社を、市内業者の業者3社を指名したら済むことです。3社にするか5社にするかは決めたらえいことです。そうすることによって市内業者が成り立っていくわけなんです。前年度9社あって、今年度、平成19年度9社あって平成20年度5社に減ったということは、公共工事の減少等により点数が伸びなかったと。平成19年度Aランクのトップは1,036点です。それが平成20年度になると1,005点なんですよ。その中の香美市のトップが、平成19年度では932点、平成20年度になりますと905点、20点か30点減ってるんですよ。それは物資の高騰そして工事量の減少によって点数が減ってるわけです。技術が落ちたわけじゃないんですよ。そういうことを踏まえて私の質問をしてるわけです。ですから、その不足する業者数を指名、下位から上げるか、それプラス何にするかは市長が決めてらえいことです。ちなみにほかの市では、土木工事に関しては市外業者を指名業者にするところはないと聞いております。よほど大型工事以外、特殊工事がない限りは市内業者を指名をしているということです。それは、先ほど来言っているように資金を市内業者に循環させることによって地域経済に与える影響が非常に大きい、効果があるということを行政がわかっているからなんですよ。香美市もわかっていると思います。しかし、審議会でもんでよその業者を入れた、そんな審議会なら要らないんですよ。市内業者が健全に育成されて、つぶれかけた業者を助けるというんじゃないんですよ。点数が、やりたくても工事がなくなって点数が上がらない。その状況の中で市内業者を利用していく。それが、災害時とかいざというときには助けてもらえないかんです。そういうことにならないようにという観点から先ほど来の質問をしているわけですのでその点を、市長の考えを最後にお伺いしたいと思います。

それと、ふるさと納税ですが、1つだけ企画課長に言うておきます。市民は納税の義務があるんですよ。ふるさと納税をしてください、お願いする方には香美市へ払う義務はないんですよ。市民との整合性とか言われましたけども、やはり義務がない、出身者で思いがある方には（寄附を）していただいて、超高価な特産品をやれとかそんなつもりはありませんけれども、やはり何かしら基準を設けて、そういうふるさとが懐かしいと思われるようなことも取り入れるような制度なり基準なりをつくっていただきたいと

いうふうに思います。

国旗、国歌に対しましては、教育長今後ともよろしくご指導のほどお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山 武議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

市内経済の活性化についてということで、るる今回の市の事業についての、発注の件についてのご質問があったわけでありまして。それに対しまして副市長のほうから答弁をさせていただきました。私も当然そうでありまして、市内業者を優先をして、そしてこの発注する事業についてはそうした思いを持っているのは当然でございますし、またそうした考えは大変大事だというふうに思っております。今回後入線のお話も出てきたわけでございますが、それにつきましては先ほど副市長から話をしましたように香美市契約等審議会の中で十分に審議をし、そして決定をしました。確かに議員が言われるような考え方もあろうかと思いますが、私自身は今回のこの審議会の決定、また私が最終的に決めたことでもありますので、私は間違っていないというふうに思っております。もし間違っておるとすれば私が責任を取ります。それはここで申し上げておきます。

それと、ふるさと納税につきましては、これも企画課長のほうから答弁をしました。確かにこの納税制度につきましては新たな、新しい試みであるわけでありまして。納税をしてくださる方、寄附してくださる方が本当にいい、気持ちよく納税をしてくださる。そしてまたもう1回、1回じゃなしに2回も3回もしてくださるという思いが感じられるような、そういう仕組みをつくっていくことも必要でありますし、室生犀星の歌に「ふるさととは遠きにありて思うもの」という歌もございますが、そうした寄附をしてくださる方の思い、そうしたものを大変大事にしていくことは当然であるというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 西山 武君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫です。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。3月議会に引き続きお断りをせないかんののは、まだ歯の治療が、工事が終了していませんので意味不明、あるいは言語がはっきりしないところがあるかと思っておりますけれどもよろしくお断りをいたします。

まず、今回は3点ほどお断りをいたしたいと思っておりますけれども、まず、食育についてであります。食育を実行する上で最も大切なのは家庭であることは言うまでもありませんが、学校給食も重要な役割を持っていますのでお断りをするものです。

学校教育課長もご承知のことと思っておりますが、旧物部村は小学校、中学校の合同運動会を実施していましたが、4年ほど前だったと記憶しておりますけれども「小学生の一部が中学校までの3～400メートルを歩けないので、村の所有するバスを利用させてほしい。」との要望がございました。この原因が朝食を食べていないとのことでもあります。

厚生労働省が2008年4月30日に取りまとめた2006年国民健康栄養調査によりますと、朝食を食べない人の割合はこの10年で一段と増加していて、男性は13.1%、1997年が10.8%、女性で8.5%、同5.4%で、深夜に夕食を食べる人は増加をしているのであります。同省は、夜型の不規則な生活が朝食欠食につながるとしています。政府はめざましごはんや早寝・早起き朝ごはんなどの国民運動を展開していますが、現状は厳しさを増しているのであります。調査は全国約8,000人を対象に実施したもので、朝食欠食率は男女の年代別で10年前、20年前と比較すると、男女ともにほとんどの年代で10年前よりも欠食率は増加をしています。一方で、夕食を食べる時間帯調査では、午後9時から（午後）10時台に食べる人が20代から40代男性と20代から30代女性を中心にふえ、2006年は男性15.5%、1997年14%代、女性6.5%、同6.2%となっており、同省は夕食が遅くなったことで生活のリズムが昼食と夕食中心の夜型になった人がふえたのではと分析しているのであります。そして、この10年間の朝食欠食率で目立つのは子どもの欠食率の増加で、1歳から6歳までの男女とも過去2%前後だったものが、2006年には男性7.6%、女性7.1%に上がっていますが、この理由も夜型生活の大人がふえたことが影響した可能性があるとしています。また、10代後半から50代までの女性の欠食率がふえたのも特徴で、同調査では朝食のかわりのお菓子や果物、乳製品だけを食べた場合は欠食としているために、朝食をヨーグルトやサプリメントで済ませている女性がふえたことも考えられるとしています。最近、食の安全安心と地球環境保全から地産地消に取り組む地方自治体や団体が増加をしていて、この推進については賛同するものであります。しかし、地産地消の本来の意味は、ファーストフードに対してイタリアのカルロ・ペトロニ氏が提唱したスローフード運動で、極論から言いますと地域の伝統野菜を伝統的な調理方法で時間をかけ食事をしようという考え方であり、今、日本の家庭の7割にまな板がないと言われていて、これを裏づけるに総務省の家計調査によりますと、生鮮野菜の1世帯当たり、2人以上世帯ですが平均3.1人の購入量は2007年に178キログラムと、10年前に比べ約20キロ減少しているのであります。そして、品目別にはレタス、トマトなどのサラダ食材は10年前に比べ購入量は増加していますが、煮炊き食材のサトイモやサツマイモは3割から4割も減少していて、東京農業大学フードマーケティングセンター研究室の藤島教授は、「家庭内での調理の機会が減少し、総菜などの食の外部化が強まってきたんだ。」としています。総菜の代表格となるサラダは10年前に比べ2割ふえており、年代別では世帯主が40～50代の家庭で外部化が進み、サラダ消費率は40代が24%、50代が29%と大きく伸び、生鮮野菜は40代で25%、50代で21%減少しているのであります。生鮮果実でも購入量は89キロと、10年前に比べこれも約20キロ近く減少し、ケーキやアイスクリーム、プリンなどの消費が拡大をしています。

ご承知のとおり森林セラピーが注目をされていますが、これは木の持つ香り成分によ

ってストレスを軽減させることや、がん細胞を破壊する免疫細胞、ナチュラルキラー細胞が活性化しがんを抑制することが知られています。この香り成分はフィトン・チッドというロシア語で、訳すと「植物が殺す」となって、植物が本来持っている殺菌力や殺虫力を活用したものであります。ちなみに、日本経済新聞によりますと「フィトン・チッドとは、モスクワ動物実験生物研究所にいたB・P・トーキン博士が、高等植物が傷つけられたとき他の生物を殺す物質を発散する現象を発見しフィトン・チッドと名づけた。植物が光合成でつくったブドウ糖をもとにつくり出す生理活性物質の総称。狭義、狭い意味には樹木が発散する揮発性物質を指す。リフレッシュ効果のほか消臭、脱臭、抗菌、防虫効果がある。」バラに含まれるシトラールは血圧降下、ヒノキやヒバなどの含まれるヒノキチオールは抗菌作用などの効果があるとされています。野菜や果実、特にしゅんのものには同様の働きが強いのですが、その消費量は確実に減少していて花粉症やアトピーなどの増加が心配されているのであります。野菜の消費量をふやすためには米飯食として野菜を煮炊きをすることが大切で、本市の3つの給食センターでも米飯を中心に本市の産物である土佐山田町のやっこねぎ、香北町のしいたけ、物部町のゆずなどを含め生鮮野菜を消費していくとのことで安心してはいますが、しゅんの野菜を中心とした地産地消を推進をするためには生産者と学校をつなぐ役割の人を設けることが必要であります。物部町や香北町のように給食数が比較的少ない場合には大部分を地場産品での献立も可能かもしれませんが、土佐山田町は1,700近い給食数を短時間で仕上げる必要があることや、本市は輸送園芸を中心とした産地であり、生産量は多いものの、生産量というのは生産金額というふうに理解をしてほしい、あわせてほしいと思いますが、（生産量は）多いものの品目数が少ないなどすべての献立に採用できないと考えられます。そこで、学校給食用に農産物を生産したとすれば、現在の1カ月の給食費、小学校4,100円、中学校4,700円の値上げも考えられるため、基本的には、可能な限り今ある地場産品を使用するよう心がけていただければと考えています。ただ、細部までは承知をしていませんが、文部科学省が国会に提出し衆参両院で可決された改正学校給食法では、学校給食を食育推進の場として明確化することや地場産物の積極的な活用を法的に位置づけたとしており、この内容によっては変更もあり得ることを申し添えておきたいと思っております。

それはさておき、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目に、農林水産省は6月の食育月間にめざましごはんキャンペーンを行っていますし、2008年6月6日付け高知新聞で原田高知大学准教授は「納豆や牛乳などを朝食でとり日光を浴びるとセロトニンと呼ばれる物質が体内で合成され、元気に遊んだり勉強に集中ができる。夜にはセロトニンが自然な眠りを誘う物資に置きかわるため睡眠の質が上がる。」といい、幼児の生活環境は、それは学校も含めてというふうに理解をしていただきたいと思っておりますけれども、「保護者が意識して守ってほしい。」と呼びかけています。朝食欠食をなくすためには、原田准教授も言うておられるように保護

者の理解が必要ですが、教育委員会では朝食欠食をなくすための具体策を考えておられるのか、所信をお聞かせをください。

2点目に、人の病気に対する免疫力、抵抗力を高めるためには、生鮮野菜、特に地域産物でなくてもしゅんの野菜を食べることが重要だと考えているところでもあります。私の小さいころは食べ物は余り豊富ではなく、副食物は春はフキ、ワラビ、ノビルなど山菜、夏は香りの強い、煮炊きのできる黒イボキュウリ、夏から秋にかけてはミョウガなどだった記憶がありますが、花粉症やアトピーなどの子どもは見られませんでした。私たちの子どもころの夏のキュウリは黒イボの地はいキュウリがほとんどで、香りの強い、味が濃かったのですが、現在では味の薄い白イボキュウリとなって料理の用途も減少しているところでもあります。昭和40年代は黒イボキュウリの全盛期で久留米落合H型、通称久留米Hが最も多く栽培されていたのですが、消費者や量販店の要望から歯切れのよい、生食に向く白イボキュウリに変更。その後キュウリの持つ対菌性や虫への抵抗力となっているブルームが嫌われ、ブルームレス台木を導入したのであります。このことは、旧来、本来持つ対病、耐久性を弱めただけでなく、結果として消費量を減少させたのではと思っています。確かに白イボキュウリは生食には向いていますが、野菜の消費量を増加させるためには煮炊きができる、または煮炊きをすることが大切ですけれども、日本全体が白イボに変わったために、煮炊きができる、あるいは漬物として利用できる黒イボキュウリが見られなくなって料理の幅を狭くしてしまったのであります。しかし、最近黒イボキュウリの見直しや、これにかわる品種も出てきています。また、本市の主要品目であるねぎやニラは抗菌物質を出すことが知られていて、根が触れ合うことにより連作障害を防ぐ効果を持っています。ネギの根、特に長ねぎに多いと言われていますがパークホーデリア・グラジオリが生息しており、抗菌物質のピロールニトルリンを生産し、ネギ自体も抗菌物質アリシンを生産、病原菌を抑えることが知られています。通常、ねぎはキュウリ、スイカ、メロンなどのウリ科、ニラはトマト、ナス、ピーマンなどのナス科が適していると言われてはいますが、これらの抗菌物質が植物だけでなく人の健康、特に子どもの病気などに対する免疫力や抵抗力を高めます。そして、手を加えた料理を提供することによって食事の大切さを感じるのではないかと考えています。そこで、朝食欠食や菓子パン、夕食をコンビニ商品などで間に合わせるが多くなっている今、公共施設として1食でもしゅんの食材を提供し子どもたちの生活をよくすることが必要だと考えているところですが、所信についてお聞かせをください。

3点目に、食の大切さを知る上では農業体験などを行うべきだと考えているところでもあります。特に収穫してすぐ食べるトマトやキュウリはおいしく、大きくなる過程や実のつき方などよくわかり、頭の中でわかるのではなく体で感じる大切であります。現在の実施状況と今後の取り組みについて所信をお聞かせをください。

2点目に、地方分権改革についてお伺いをいたします。

地方分権改革推進法は、3年前に時限立法で、平成19年4月1日に施行され、この

法律に基づいて地方分権推進委員会が発足し、国と地方の役割分担の見直し、国の地方に対する関与の廃止、縮小などを主な調査審議内容としているのであります。そして、5月28日、地方分権推進委員会がまとめた第1次勧告の骨子は、1番目に農地転用の国の許可権限を都道府県に移譲、2番目に直轄国道は全長の15%を上回る程度で整備管理を都道府県に移譲、3番目に一都道府県内で完結する一級河川の管理は原則として都道府県に移譲、4番目に道路特定財源の一般財源化では、税源移譲を含め地方自治体の税財源の充実強化を、5番目に市町村の消費生活センターなどの設置に対し、支援措置をというものであります。しかし、財源移譲は2009年春ごろにまとめる第3次勧告の主要テーマとなる見通しで、第1次勧告で分権委は「国と地方との税源配分については5対5を念頭に置くことが理想として、地方税比率を高める必要がある。」としています。しかし、知事会などの地方六団体の提出した要望書では、「権限委譲に当たっては税源移譲など確実な財源措置を絶対条件」としているものの、今回の勧告では財源については触れられてないのであります。直轄国道については、分権委が挙げた基準では道路番号2けた、3けたの国道のうちかなりの部分が移譲対象となり、これを基準に試算すると、ある県では直轄国道の2分の1から3分の1に相当するとしています。分権委の事務局の試算によりますと、直轄国道の整備管理について15%を地方に移譲した場合、地方に新たに600億円の財源が、50%以上なら2,000億円が必要としています。そして、移譲すべき一級河川としては全国で65本、四国では5河川、徳島県的那賀川、香川県の土器川、愛媛県の重信川、肱川、それに本県の物部川であります。この物部川の国の管理する9.4キロのうちの6.6キロ堤防強化が必要とされていますが、この堤防強化がされず、また税源移譲がないまま整備管理権限を委譲された場合工事が大幅におくれることが予想されるなど、国の税制の抜本な改革の先行きが見えない中では非常に不安が多いと言えます。特に30年以内に50%以上の確立で発生するとされている南海地震までに補強工事がされないと、香南市夜須町と同じ面積が浸水などの被害を受けることとなるのであります。分権委によりますと、都道府県から市町村への権限委譲を行うべき義務として、まちづくり土地利用規制分野で19法律、114事務。福祉、医療、保健衛生分野で19法律、104事務。環境分野、7法律、41事務。教育分野、4法律、7事務。生活安全分野、7法律、43事務。産業振興分野、4法律、20事務。その他、4法律、30事務。トータルで64法律、359事務が挙げられています。分権委の地方分権スケジュールとしては6月20日ごろ政府の地方分権改革推進本部は対象方針を決定、6月に骨太の方針2008、夏に出先機関の見直し、中間報告、秋に第2次勧告、2009年春ごろに第3次勧告、そして秋に新地方分権一括法案を提出するとしていますが、先ほど申しましたように地方への税源移譲は2009年春にまとまる第3次勧告の主要テーマになる見通しで、税源の移譲がないまま議論が進められているのであります。日本経済新聞によりますと、和歌山県は5月14日に知事会が開いた地方分権特別委員会に、「分権の名のもとに国が責任を持つべき道路整

備まで地方に移されることを危惧する。」との意見書を提出したとのことでもあります。

本市にも国道32号線、国道195号線がありますが、道路策定財源が一般財源化されようとしている中でこれらの国道、特に国道195号線は高知市と徳島県阿南市を結ぶ国道で、旧二級国道と言われたので、県庁所在地を結ぶ国道32号線と異なり委譲の対象になるのではと心配されるところであります。国道195号線は本市の大動脈でもあり、この権限委譲の問題については高知県の他の市や県とも連携をし注視をしていくことが大切ですが、所信についてお伺いをいたします。

3番目に、ごみ焼却残渣仮処分場の対策についてであります。ごみ焼却残渣仮処分場につきましては一度お尋ねをしたところですが、ダイオキシンが漏出した際の対策についてお伺いをするものであります。

同施設の開設は、開設当時は1,000平米以下の場合であれば報告義務はなく、当仮処分場は760平米余りの面積でしたが、最終では数倍の面積となっていて予定以上の残渣が出たのかもしれないし、仮処分場のため本格的な処分場ができるまでとしたためか、細については不明でありました。石川副市長や中澤議長などの協力もありまして、香南清掃組合では昨年敷地内と敷地下方の湧水のある谷からの3カ所で水質検査を実施をしています。敷地内の6メートル井戸からは0.084ピコ、8メートル井戸からは0.14ピコ、湧水では0.00031ピコであり、平成11年12月27日に環境省告示第68号の水質の汚濁、これは水底の汚染を除くというものですけれども、に係る環境基準は、公共水域は地下水について適用するとした1ピコグラムを下回っています。しかし、この湧水は平成16年度に完成した神池の飲料水供給施設の余剰水が流入しておりかなり薄まっている可能性がありましたが、本年に入り敷地内の地下水が流れると予想される市有林内に水質検査用の井戸をボーリングすることとなりました。このことから、敷地上部、敷地内2カ所、市有林の4カ所調査を実施すると認識をしているところでもあります。昨年の調査の結果は環境基準をかなり下回っておりますし、今度もこの数値に変化がないよう願うばかりですが、万一の場合は取り除く、あるいは外部と遮断するなどの対策について、香南清掃組合あるいは南国市、香南市などと協議しておく考えはないか、所信についてお伺いをいたすものであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会をすることに決定しました。本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は6月18日午前9時から開会をいたします。

お疲れでございました。

(午後 4時35分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 0 年 6 月 1 8 日 水曜日

平成20年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成20年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月18日水曜日（会期第8日） 午前9時02分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成20年6月18日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 9番 門 脇 二三夫 君
- ② 20番 大 石 綏 子 君
- ③ 14番 島 岡 信 彦 君
- ④ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑤ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑥ 12番 久 保 信 彦 君
- ⑦ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑧ 16番 黒 岩 徹 君
- ⑨ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、大石綏子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時02分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。17番、竹内俊夫君は親戚の葬儀のため遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

9番、門脇二三夫君の質問に対し、答弁を求めます。学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） おはようございます。昨日の門脇議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の食育について、朝食の欠食をなくする具体策についてというところですけれども、食育に関する事業については、平成17年度旧土佐山田町のとき学校を中心とした食育推進事業、香美市になり、平成18年度には栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業、平成19年度には地域に根差した学校給食推進事業を実施し、食育を推進してきました。平成19年12月の食生活に関するアンケートの結果、1週間の調査でしたけれども、1週間、毎日朝食を食べたという小学校低学年の児童は90.6%、小学校高学年では86.5%、中学校では77%でした。ちなみに、1週間のうちで1日も朝食をとらなかったという子どもたちは、小学校低学年の児童は0.2%、小学校高学年では0.5%、中学校では2.2%という結果でした。これは何にせよ朝ごはんを食べたかどうかとのアンケートであり、その内容については家庭によって違いがあると思われれます。朝食については午前中の脳や体の活動のエネルギーになりますし、心と体をリラックスさせ、体温を上げ、また排便を促す等の働きもありますし、学力を向上させるとも言われています。朝食の大切さについては今後とも給食だより、保健だより等で伝えていきますし、栄養教諭の食育指導、主食、主菜、副菜を組み合わせた朝食の調理実習や料理教室の開催等を通じて朝食の欠食をなくするよう努めていきたいと思っています。

2点目の人の免疫力、抵抗力を高めるためには生鮮野菜、特にしゅんの野菜が大切ですが、公共施設として子どもたちの生活をよくする考えはというご質問に関しては、現在はほとんどの野菜が年間を通して食べることができます。野菜には、言われるように免疫力を高めたり活性酸素の害を除去したり発がん物質を無毒化したりする多くの働きを持っています。昔の野菜と比べると栄養価が下がったと言われることもありますけれども、季節感あふれるしゅんの野菜なら昔と変わらない栄養価があると思われれます。香美市の学校給食センターではできる限りしゅんの野菜を使用するように取り組んでいますし、また、しゅんの、地域の食材の確保にも努めています。さらに献立内容の検討や調理方法の研究、地場産物の活用を進めていきたいと思っています。

3点目の食の大切さを知る上で、頭の中でわかるのではなく体で感じる事が重要だが、農業体験等への今後の取り組みについてという件であります。農業体験等については、ほとんどの学校で総合的な学習の時間等を活用して実施しています。田植えから稲刈り、もちつき、そして菌床しいたけ栽培、収穫、いろいろな野菜等の栽培を行っています。収穫した作物は給食の食材として活用するものもあります。農業体験については、食の重要性を認識するとともに、命、自然環境などを大切にすることを培える、そして地域のくらしや農業の役割等が体得できる。そして、児童・生徒の相互の交流、地域の方々との交流を通じて、協調性、社会性や自立する精神を養うことができる等の効果が考えられます。今後におきましても、単なる一時的なイベントとして終わらせるのではなく1年間を通して実施したり、また各教科と関連づけて実施する。そして、地域との交流の輪を広げながら実施する等、工夫を加えながらさらに充実していきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門脇二三夫議員の地方分権改革についてのご質問についてお答えをいたします。

地方分権改革として、事務の権限委譲によって国民、市民の身近なところで行政事務移譲が行われるべきだという理念はまことに当を得たものではございますけれども、されば、これまでの国、あるいは都道府県と市町村との関係ではどうだったかという、必ずしも権限、これはイコール仕事ということになりますけれども、これに応じて財源が伴っていたかといえ言わずもがなであるとの認識は、私自身は的外れであるとは感じておりません。ご指摘のように、市町村事務のほとんどが市事務優先となっておりますけれどもこうして移譲されるようであり、特に市町村への移譲事務につきましては法令等の整備が終わっており、現段階でせめぎ合いをしている事務につきましては国と都道府県間での移譲事務についてのものでありますことから、示された案でほぼ市町村事務に移管されるものと見ております。現時点でのスケジュールといたしましては平成22年3月に新地方分権一括法案の提出が予定をされており、そこから一般論として考えますとおよそ3年後には施行という想定がされます。なお、法案の提出につきましては前倒しで平成21年秋ということも伏線としてあるやに聞き及んでおります。職員定数については相当厳しい管理を求めながら、一方で事務量増という現状を考えましたとき、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという権限委譲の基本原則が本当に実現できるかということ、そういうふうには思わざるを得ません。そして、この権限委譲に当たりましては、委譲に伴う必要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、委譲される権限に合わせた人的支援についても適切に対応することが不可欠であるとされておりますけれども、国はもとより都道府県におきましても厳しい財政事情のもと、将来はもとより（委譲された）直後から担保されないことの不安が

つきまといいます。議員ご指摘のような税源配分も、提言としての理想の範疇を出ることはなく、結果として仕事だけがきたということにならないとも限りません。今後については、しっかりとして注視していかなければならないことはご指摘のとおりであると考えます。なお、高知県では広域連合制度を活用した権限委譲のあり方についても検討する必要があるとして、地方分権推進課により、先ごろ地方分権改革推進委員会の動きなどに関して、門脇議員からも移譲の内容についておっしゃられましたような内容の説明が中心ではありましたが検討会がもたれました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） おはようございます。私のほうから3点目のごみ焼却残渣仮処分場の対策についてお答えを申し上げます。

ご質問の件につきましては、議員を初め関係する方々には大変ご心配をおかけしているところでございますが、先のご質問をいただきまして、私も香南清掃組合の組合議員といたしまして、不安払拭については議会議員に提起しているところでございます。門脇議員のご協力をいただき、昨年9月からは処分場内2カ所と下流域を合わせて3カ所において地下水の採取によるダイオキシン類の水質検査を実施しているところでございますが、環境水準については適応しております。また排出基準値もクリアしているとの報告をいただきまして安心していらっしゃるところでございます。その数字については、先日ご質問で示させていただいたとおりでございます。

また、ご質問のとおり、本年度からさらにこの処分場内にとどまらず処分場の上流と下流の両面からの調査として、上部からの浸水値並びに下流を地下水ボーリングにより水質検査を場内も含め実施を開始をいたしました。これらの対応の結果を注意しながら、環境阻害をするおそれが想定されれば直ちに香南清掃組合議会に提起して安全策を講じる必要があると考えております。また、香南清掃組合議会においてもその認識であると確信しておりますし、今後も注意してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。丁寧なご答弁をありがとうございます。

1点だけ学校教育課長にお聞きをしたいのですが、農業体験はもちろん大切ですし、それからもう1点、できればというのは、正しい知識というのが必要だと思います。実は、鹿児島県で鶏肉の偽装があったちょうどそのときに、日本農業新聞で鳥取県で梨の栽培、無農薬栽培という記事が出ていました。その内容は、「フェロモントラップを使います。それから1週間ぐらいして、徳島県でそれと同じくフェロモントラップで無農薬栽培」ということが出てましたので農業新聞の松山支局に電話をして、これは訂正をしてほしい。というのは、フェロモントラップというのは農薬登録をされてます。ですから無農

薬ではないわけですね。化学合成農薬でなくて生物農薬だから安全やということは言えると思います。低学年の方は非常に難しいと思いますけれども、そういったことをきちっと教えていくということが大切じゃないかと思ひますし、それから、有機栽培というのは万全やというふうな認識を持っています。ところが、有機物を余り投入し過ぎると硝酸濃度が過剰になります。そして、従来、本来持っている野菜の苦味じゃなしに、苦味を持ってない野菜の苦味が出るというのは、大体硝酸を多く含んでいる野菜ですが、これは有機物を投入し過ぎると過剰になって、メトヘモグロビン血症という、子どもや幼児が死ぬ場合もありますし、大人ですと貧血症を起こすというふうななっていますので、有機栽培は万全じゃない。

それから、もう1つは農薬は危険やという意識がありますが、農薬は危険ではありません。それは使用基準というのを決めてます。何で使用基準を決めるかといいますと、ドクター、お医者さん、医学博士の場合は専門です。ですから、本当は赤痢菌を殺す薬よりも農薬というのはもっとやわらかいです、きつくありません。ところが、大勢、不特定多数の人が使いますから農薬使用基準というのを国が決めて、それを守ってくださいますよ。それが先にいくと食品衛生法で残留農薬基準が決められていますよね。これは、人間が毎日米なら米を3回食べて、一生食べ続けて安全やと。例えばキャベツ、ハクサイ、キュウリ、ピーマン、ナス、米、そういったものをトータルをして、1日に食べる量を人間の一生に掛けて、これぐらいの量やったら安全やということですので。やっぱり、農薬を使うことが危険じゃなしに、適正な使用をしたら安全やということが1つです。有機栽培も万全やないということですよ。それから、農薬の中には生物農薬と化学合成農薬があつて、そういったことを。余り細かいことは難しいと思ひますけれども、きちっとしていかんと。私が農業新聞に何で抗議をしたかといいますと、都会のお父さんやお母さんがフェロモントラップは農薬じゃないという意識を持たれると偽装とかいうような問題につながってくるんじゃないかと思ひて憂慮し、抗議をさせていただきました。できればそういった問題も含めて学校教育の中で、できれば幼いころからそういった知識を間違っていないよう教えていくのが大切ではないかと思ひますけれども、よろしくお願ひをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 門協議員、答弁要りますか？

○9番（門脇二三夫君） いや、必要ない。構いません、結構です。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

通告順に従いまして、順次質問を許します。

次に、20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） はい。20番、大石綏子でございます。3点質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1点目は、合併や新庁舎建設に伴い庁舎内の備品の整理やその後の施設の運用

についてお伺いいたします。

合併を行いまして3年目に入りましたが、そのことによりまして旧香北町、旧物部村の役場には使用されなくなった備品類があります。事務机、いす、テーブル、書棚、もろもろあると思います。それらの備品の整理をどのように行うのでしょうか。市民の方の中には「いっぱい残っちゅうと思うがどうするろうね。」という声がありますので、その備品等必要とされる方がいるかもしれません。競売方式をとるなど少しでも現金化を図るとか、広報を行いまして不公平感のない整理の仕方を行い、市民に還元してはいかがでしょうか。また、新庁舎建設後は本庁方式となり、香北支所内の地籍調査課と保健福祉センター香北の健康づくり推進課そして物部支所内の林政課は本庁舎に入ることになります。このことによりまして数十人の職員の方が異動ということになります。施設や空き室の使用をよくよくお考えいただきたいと思います。行財政を見通し、効率のよい、むだとならない運用が必要であることは言うまでもありません。香北町、物部町にとりましてはその地域で働く方が少なくなるわけですから、町の空洞化や過疎化につながりかねません。合併をするに当たり多くの方が心配されていたことです。そこで将来を見据えた方策を望みますので、どのように検討されるのかお尋ねいたします。

続きまして、2点目は、折りしも北京オリンピックまであと2カ月となりました。日の丸の数に期待を寄せるこのごろですが、この質問につきましては昨日西山議員が質問されまして詳しいご答弁をいただきました。がしかし、私なりにお伺いいたしたいと思います。

大宮小学校と香北中学校の卒業式にしか今まで出席したことがございませんが、その卒業式が長年気重な雰囲気でした。また、去年はピアノの伴奏の手違いでちょっとしたハプニングもありました。そこで、前、原教育長さんも今年はいいい卒業式になると思いますのでと心配をしてくださっておりましたが、そのとおりの卒業式だったと思います。このことから、引き続き前教育長さんが努力してくださいましたので、このことから国旗、国歌に対する基本的理念について、新しく就任されました明石教育長さんにお伺いしたいと思ひましてこの質問をつくりました。国旗、国歌に関する法律は、平成11年8月に法制化されました。当時の内閣総理大臣の談話が手元にありますので、その談話を全文ではなくて後半のほうをちょっと読ませていただきます。「今回の法制化は国旗と国歌に関し国民の皆様方に新たに義務を課するものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が日章旗の歴史や君が代の由来、歌詞などについてより理解を深めていただくことを願っております。また、法制化に伴い学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず、他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子どもたちが国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待いたしております。」というふうに談話が出されております。こういう、本当にそのとおりでありますが、この法律に基づきまして教育現場では無理の

ない、押しつけとならない推進が必要であり、国家観に対する教育を望みたいと思います。私は、国を思う気持ちはふるさとを愛する気持ちと同じであると思っています。そこで、国旗、国歌に対する基本的理念をお伺いいたします。

続きまして、3点目は家庭教育の推進についてでございます。

のぼり旗で、「伸びよう伸ばそう香美市の子ども、第3日曜日は家庭の日、子育て応援、香美市青少年育成審議会」というのがあります。どのような経過でのぼり旗、桃太郎旗ですね、それに至ったのかお伺いいたします。

また、内閣府は昨年11月第3日曜日を中心に前後2週間、家庭の日ではなくて、すみません、これは「家族の日」です。（質問要旨の）訂正をお願いします。家族の日強調月間として制定しました。これらの制定につきまして見解を問うものです。現代社会の状況を考えた場合、家庭教育の重要性が問われると思いますが、その推進や今後の取り組みについてお伺いいたします。

私がこののぼり旗を目にしましたのは美良布保育園の入口です。そこで何人かの方に家族の日についてお聞きしますと、ほとんどの方が知らないというご返事でした。私は、個人的にはこのような日を定めることはどこかおかしいという思いがいたしておりますが、しかし現代の社会を見ますとこれも当然かなという気がいたします。家庭のあり方いかんによって子どもの未来が左右されるわけですから、いかに家庭のあり方が大切かが問われています。それ以上に、子どもの教育以前の教育の提供が必要になることから、家庭教育の推進についてお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。大石議員さんの質問の、合併新庁舎の建設に伴う備品の整理や施設の運用についてのご質問の1番目の点にお答えしたいと思います。

基本的に、使用可能な備品につきましては合併とか新庁舎関係なく引き続き使用するべきというふうに考えておりますので、全く使用に値しないもの以外は、今現在は物部支所とか土佐山田庁舎の空室のほうで保管して、随時ストックとして保管しております。その中で、これ以上必要でないというものにつきましては財務規則、契約規則に準じて競売を行う予定になっております。ちなみに合併で余剰になった備品につきましては、今年1月に競売を9件いたしまして、3件が売り払いという結果になっております。現在、それを除くと78件、机いろんなものを含めてストックとして保管しております。今後新庁舎建設もあろうかと思いますが、庁舎が新しくなって、現在の机を持っていくという方向性は、財政としてはそういう形をとりたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 大石議員の合併また新庁舎建設に伴う備品の整理云々の中

での、いわゆる2点目に該当します空室等についての対応についてお答えを申し上げます。

備品の扱いにつきましては財政課長からの答弁のとおりでございますが、新庁舎建設後の施設の運用でございます。新庁舎建設後は本庁方式となり、空室また空部屋ができるのではないかと。建設後の考え方を問うとのことでございますが、ご承知のとおり合併協定項目の中で事務所の位置、また、おおむね5年以内に新庁舎を建設する並びに本庁方式とし、支所機能を充実しながら一部分庁方式の導入も検討する。これは今ここで申し上げるまでもなく合併前の協定項目でございます。という調整方針の確認をされておりますので、現在支所間も含め、また組織的に大きい教育委員会部局を1つとして11の部局に分散、分庁化しており、大変不効率で市民にも不便を来しているところでございます。これもご存じのとおりだと思います。ことに、支所との間については、分庁の取扱いも含め各地域審議会のご意見も伺いながら今後も調整していかねばならないというふうに考えております。現庁舎周辺の8部署については、事務所施設の返還、借地の場合ですね。貸家（地）の場合には返還も含めて新庁舎建設までに詰めていかねばならないというふうに考えております。そのことによりまして、今現在この周辺で8施設を今庁舎として使用しておりますが、やがて完成されますとすべて空くことになってまいります。大きなその後の問題もあろうかと思っておりますけれども、そこらあたりも含めて進めてまいらなくてはならないというふうに考えております。新庁舎の建設規模または事務所機能としての計画は、一時的にはすべて本庁方式として計画する必要があると考えております。それだけの規模の施設にしないと、将来的なこともございますのでそう考えでおりますが、各支所においても分庁、スペース、空部屋となる今現在の分庁ですね。のその後の利用計画までには、現在のところ検討研究には及んでおりませんが、このことについては今後の課題でもありますし、また皆さん方のご意見等々もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。ことに、一番大事なことは市民サービスの低下があってはならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大石議員さんの国旗、国歌に対する基本的な考え方、また家庭教育の推進についてのご質問にお答えしたいと思います。

基本的に、国旗と国歌につきましてはの考え方は昨日も述べさせていただきましたけれども、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとってなくてはならないものである。そして、我が国のみならず他国の国旗、国家についても尊重することが国際社会のマナーである。そういった基本的な考え方に添って指導をしていきたいと考えております。また、大石議員さんがおっしゃいました大宮小学校の昨年の卒業式の中で若干トラブルがあった点につきましては、従来大宮小学校では校歌そ

して国歌という順で斉唱がされてきたという流れがございました。そういった流れの中で、校歌の後のピアノの音で子どもたちが座ったというふうな経緯の中で起こった事柄でした。しかしながら、その後教職員の話し合いと共通理解のもとで正しく改められまして、本年度はきちっとした形で行われたということを知っております。

また、最高裁が昨年2月、君が代のピアノ伴奏を指示した校長の職務命令を合憲とした判例がございます。国旗に向かって起立し国歌を斉唱すべきとした都教育委員会の通達や校長の職務命令は、思想、良心の自由を侵すものではないという判断を示したものでございました。しかしながら、この点につきましても大石議員さんのおっしゃられたとおり、教育現場においては十分な話し合いにより共通理解を図っていく。できる限り民主的に進めていくことが望ましい姿であるというふうに私自身考えております。そういう方向で今後とも国旗、国歌についての指導をしていきたいと考えております。

次に、家庭教育の推進につきましてですが、香美市青少年育成市民会議では、家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図ること。家庭の健全化を図るための諸活動をしています。このような活動の中で、「市民の目に見える形として何かできないのか。」という意見もあり、昨年6月の役員会、7月の総会を経て、市内の保育所、小・中学校に計30本ののぼり旗を配付いたしました。また、昨年11月に内閣府は、少子化対策として家庭、地域のきずなを再生する国民運動の一環として「毎年11月第3日曜日を家庭の日、そしてその前後の1週間を家族の週間と定める。」と発表しています。議員さんもおっしゃられるとおり家庭は私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころでもあります。子どもたちにとっては生きるルールを覚える最初の学校でもあり、知らず知らずのうちに人格が形成されていく場でもあります。大変重要な役割を担っているというふうに考えています。香美市教育委員会としましては毎月第3日曜日を家庭の日と定めて、2日前の金曜日には少年育成センターの広報車で市内全域を3時間ほどかけて広報して回っております。今日のような社会情勢の中で家庭教育の再生向上を図ること、また地域でのふれあい、これらは本当に重要な課題であり、香美市教育委員会としても今後次のような取り組みを行っていききたいと考えています。1点目は、現在も取り組んでいます早寝、早起き、朝ごはんの食育の推進をさらに充実させていきたいと考えています。2点目としまして、子育てに悩んでいるお父さんやお母さんのために相談や支援ができる場をつくっていききたいと考えています。3点目としましては、地域でのふれあいやさまざまな体験活動を通して子ども会やスポーツ少年団の活動を充実させていききたいと考えています。4点目としまして、自然体験活動やボランティア活動などの社会奉仕活動の充実を図っていききたいと考えているところです。

以上、ご質問にお答えさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番、大石です。ありがとうございました。

まず1点目の備品等でございますが、財政課長さん、売り払った金額といいますかど

れくらいになりましたでしょうか。それでよくわかりました。使えるものはストックして使っていくということ。

それから、副市長さん。私は香北町美良布の出身ですのでそういったところの声をよく耳にするわけでございますので。心配なところはやはり現在の、今までの旧香北町の役場から、もう1つ保健福祉センターがあります。あそこの下が全部事務所になって引き払いますので、そうなった場合、役場はもう耐震性で問題、もう耐用年数もきてると思います。向こうへ移ってしまうんじゃないかと、やはり不安に、中心街の人たちはそういう心配もあります。そういったことからますます商店街の空洞化を招いていくというふうな心配もありますので、そういったことも考慮されましてお考えいただきたいと思います。それは、やはり合併の弊害といいますか、しかしやっぱり賑わい・輝き・やすらぎのまちをつくっていくとするならば、そこを少しでもにぎわいをなくさずに、例えば今の役場（支所）をもう、どっちにしましても使えなくなるのだったら壊して住宅を建てるとか、そういった何らかの方法があると思います。そういったにぎわいをつくっていただけたらと思います。

それから、国旗、国歌の問題は昨日西山議員さんのご質問のお答えの中でも教育長さん、声を出してなかなか歌えないと、そういうことですが、やはり考えてみますと、私たちが皆さん方もその国旗や国歌に対してどこまで教えられたか。その歴史や由来、そういったものを教わりましたでしょうか、私は教わっておりません。そういうことで、やはり国歌は和漢朗詠集、その前、11世紀の初めですけど、まだその100年前の古今和歌集第7巻に出ております、詠み人知らずでございますが。そういった、本当に古い歴史がありまして、それがずっと日本の文化の中で、室町時代、鎌倉時代の中でも白拍子に歌い継がれ、それから江戸時代でも、長うたにもそれから琴うたにも、いろんな歌に使われております。明治に入りまして、やはり国歌が必要であるということで明治3年ですか、されましたけれども。そういった1つの長い文化、また旋律にしましたら、あれは本当にゆったりとした、4分の4拍子ですか非常に歌いにくい。けど、これもやはり日本の文化を取り入れまして、雅楽の旋律を取り入れております。そういったもつと歴史的なこと、それから日の丸にしましてもこれがまた古くて701年ですね、大宝元年のお祝いの席で太陽をかたどった旗を上げてお祝いをしたと。それから始まり、また江戸時代は、今、大河ドラマで島津斉彬ですか、その人は幕府に対して日の丸をつけたいという、そういう申し入れをしてあったとかまた咸臨丸にもつけていったとか、そういった長い歴史があります。これが日本の文化であるということ、私たちが知らないから何かわからない。やはりオリンピックでそれから何か試合のときとか国技の相撲とか、そういった襟を正さなければならないところではそうだろうというふうなことで（国旗を）上げたり（国歌を）歌ったりしておりますけれども、こうした、きちんとした歴史や由来を指導していく。子どもなりにそれを楽しく歴史を学ばせれば、それを理解をしていけるものだろうと思います。ということで、そういった指導をよろしく

お願いしたいと思います。

家庭の日につきましては、詳しくこれからの推進を4点挙げていただきました。これを推進をするに当たりまだまだ、本当はおかしいなと私は思っておりますけれども、やはりこういった世の中ですよということでみんなで取り組みましょうというこの広報、それは必要だろうと思います。そこでちょっと紹介させていただきたいですが、大宮小のPTAでは、オーゲージという名前をつけまして、親子で体験をしております。それが昭和30年代の生活体験をつくり出してやっていこうということで、1年にまだ、なるかと思えます。その昭和30年代はものがなくても何かしら輝いていたということに僕たちは気がついて、そういった取り組みを始めました。これも次の中学校まで広げていきたいという、そんな思いもあるようです。教育長さんがおっしゃられたようにいろんな体験、そういったことが大事だろうと思いますが、中にはそうやって取り組まれておられる方もおいでますので、後押しをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど、平成19年度、今年になって9個の備品を公売にかけました。それで3個売れました。事務机2個、キャビネットが1個売れまして、トータルで4,300円となっております。先ほど、最初の答弁で新庁舎につきましても、今度、具体的な話はまだ来ておりませんので、今後につきましては庁舎建設委員会の中でどういう話がされるかということについてのことになろうかと。ただ、現在の財政課としましては、現在の備品はそのまま引き続いて使うべきだというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから2点目の庁舎建設問題についての絡みの関係についてお答えを申し上げます。

あくまで、議員さんの申されます支所、分庁の取り扱いについては本当にまちづくりに関連する大事業であろうというように、全く同感でございます。しかしながら、今現在はこの庁舎を、新庁舎をどういう形で建てていくかということについての議論の最中でございます。その中で、その進展過程の中で機構改革も含めて検討することになるやもわかりませんが、そこらあたりにつきましてはこの庁舎建設委員会、または地域審議会等々においてももろもろの意見もあろうかと思えますし、それらを集約しながら対応していきたいということで考えております。ことに合併して3年目を迎えております。もう国の動向につきましても、地方分権それから事務、地方公務員の削減等々についても非常にこう状況が変化してきておる中で、今の市の体制もそのままでいいかないという時期も近々あろうかと思えます。そんなことから、具体的に今支所を壊して云々とか、いわゆるセンターをもう庁舎ができたならそれでおくとかいろいろの分室を移すとかいうような計画は今のところ、移動についての、実施についての形は今決定されておられません

けれども、先ほど申し上げましたとおり庁舎の規模としては、新庁舎の規模としてはそういう体制で建設する計画は必要であるというように認識をしております。そのようなことから、いろいろと今後もご意見をいただきながら進めてまいりたい。いわゆる今商店街の衰退等々については、香北町のみならず、いわゆる大栃、土佐山田町も同じような状況にあるということも。これは非常に大事な現在の行政課題でもあるし、また課題としてもどういう方法を見出していくかということについては非常に難しいまちづくりの視点であろうかというように考えております。そのことから、今現在、物部町それから香北町に分庁をどうするかということについては、今のところまだその検討に及んでないと。先ほどの答弁のとおりでございまして、この周辺の各部署、いわゆる8つある部署については本庁に収まるという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思ひます。

私自身、山田小学校へ平成10年に校長としてまいりまして、平成19年まで9年間校長として務めさせていただきました。その中で、最初のころはまだ国歌の斉唱ということではできておりませんでした。そういう中で、私自身教育事務所にいるころにはそれぞれの学校で国歌が歌えるように努力をしてほしいというお願ひもしてきた経緯もありまして、何とか山田小学校でも正常な形で卒業式ができるようにしていきたいと思ひまして、3～4年かけて段階を踏みながら検討を重ねていきました。最初の年には随分いろんな意見が出されまして、「校長としてどう考えるのか。」という意見も求められました。反対意見も大変多かったのが実情でした。そういう中で、いろんな意見をお互いに出し合う中で次第に共通理解もできてきた部分もあるというふうな経緯を経て、そして、そういう中で次の年にはもう一歩でも前へ進めるように努力をしまして、そういった経緯を経ながら3～4年かけて今のような状況ができてきたというふうな経緯があります。卒業式の練習として、これもかなりの時間をかけて卒業式の練習も行っております。そういった式をというか、大きな行事を通して子どもたちも成長していくという部分もあるわけですし、そういう中で子どもたちに、先ほど言われました国旗、国歌の歴史や由来についても話をさせていただきました。で、子どもたちにも国旗、国歌がどういう意味を持ちどういう役割を果たしてきたのかと。そして、今後どういうふうに山田小学校としては進めていこうとしているのかというふうなことも話をさせていただきました。それから、歌詞についても、その意味と今の役割ですね。そういったことも話をさせていただきましたし、また音楽の時間等にも音楽の、山田小学校には音楽の専科の教員がいますので、先生にそれぞれの低学年から高学年、役割や発達段階に従った指導もしていただくと。卒業式だけのためにではなくて、そういった経緯を経てきています。同じようなこ

とがほかの学校でも行われてきたというふうに思います。昨日も言わせていただきましたようにまだしっかり口を開けて歌うところまではいっていない状況もありますけれども、片地小学校や大宮小学校だけでなく、もうかなり多くの学校でしっかり大きな声で歌えている実態がございます。小学校の方が多いとは思いますが、そういうふうに少しずつではございますが、変わってきているといえますか適切な方向で学校は取り組みをしてきてくれていますので、今後ともそういう方向で適切に歌えるように指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、この一般質問の通告文にミスプリがあります。社会体育施設の1番目の「人工芝については利用度も多くなければ」となっておりますが、「多くなれば」でございますので、すいません。

まず、ふるさと納税についてですが、昨日の先輩議員の質問と重複するかもしれませんが質問をしたいと思います。

寄附金についてであります。私決してお願いするものではなく、香美市を身近に感じ自発的に生まれてくるものではないかと考えます。一過性の取り組みで終わるのでなく、長期的な視点に立っての取り組みであるべきではないかと考えます。昨日の企画課長の答弁では、原則もので釣るようなことはしたくない。また香美市を身近に感じていただくさまざまな方法をとって紹介したいというような内容ではなかったと思いますが、ホームページ等では掲載をいち早く行ったのではと感じますが。きのうの感じでは大体構想とか薄っすらイメージがわいてまいりましたが、今後の情報提供を初めとするどのような取り組みを考えておられるのか、具体的にお答え願いたいと思います。

次に、土佐山田スタジアムの関係です。

土佐山田スタジアムであります。供用開始されて7年目を迎え四国アイランドリーグを初めとする軟式野球連盟、中学校、小学校野球の利用のみでなくホッケーやグラウンドゴルフの県の大会なども開催され、関係機関の努力によって年々利用率も高まっていると考えます。また、2月には近畿地方から大阪教育大学準硬式野球部、神戸大学硬式野球部、近畿大学準硬式野球部がキャンプに利用するなど、非常に喜ばしいと考えます。地域の活性化にもつながっているのではないのでしょうか。土佐山田スタジアムの平成19年度の利用率を申しますと、休日については4月が94.4%、5月100%、6月が81%、7月が87.5%など、平均して79.8%の利用です。平日は平均35.4%と少し下がっていますが、利用時間と夜間照明がないことを考え合わせますと、平日の35.4%の数字については利用率は高いのではないかと思います。利用

率が高くなれば人工芝の劣化も激しいと思われませんが、対応についてはどのようになされておられるのか。

次に、スタンドに住みついた鳩の対応でございますが、最近では鳥インフルエンザなどの問題が各方面で取り上げられており、土佐山田スタジアム利用者への影響が懸念されます。また、土佐山田スタジアムに隣接する子どもの広場やゲートボール場のことを考えたとき早急な対応が必要だと思いますが、対応についてはどうでしょうか。

これで私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 島岡議員のふるさと納税に関するご質問についてお答えをいたします。

まず、きょうのご質問いただいたことに対する答弁については、あくまで私的な意見だというお断りを申し上げての話の後、市長から改めて答弁をいただきましたので、その点についてはそういうことでご承知をいただきたいというふうに思います。香美市に親しみを持ってもらうような工夫につきましては、ただそれはホームページに関するものを申し上げましたのでその点をご理解をひとつお願いをいたしたいと思っております。今後の情報提供につきましては、県人会等市外あるいは県外にある組織を通じて、また市発行の広報をお届けをしております市外在住者への情報発信をすることなど、積極的な働きかけが必要だろうと考えております。また議員各位、あるいは市民とか市内組織からのご紹介によりまして個別対応などの手だてもその1つだろうと思っておりますので、そんなことについても取り組みをする必要があると考えております。また、先だって開催をいたしました高知工科大学との連携協議会の席上で、市外在住の教職員につきましてはぜひご協力をお願いしたいことを申し上げたところでございますし、過日高知新聞にも紹介されておりましたけれども、須崎市では市外在住の職員に協力を働きかけるといった取り組みがされているというようなことも参考になる事例だと考えております。また、もともとの発想でございました、この地ではぐくまれるなどこの地にゆかりを持つ、あるいはふるさととする市外在住の方々で、特に市関係者で、市外にそうした方が在住されているような場合にはご紹介をいただくような具体的な取り組みが必要であると考えます。もとよりこういった寄附金につきましては、原則、基本はそれぞれの思いの中から自発的、内発的なものとしてあるべきではありますけれども、この制度、趣旨を理解をしていただくための作業は必要でもありますので、せっかくできた制度でありますから、恐らく全国的に積極的な取り組みが展開されることが容易に考えられます。したがって、本市としましてもできる限り手を尽くさなければならないと考えております。なお、さまざまなアプローチの仕方や取り組み方があると考えられますので、議員諸氏からもご示唆等、支援、協力を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（几内一秀君） おはようございます。島岡議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目の土佐山田スタジアムの維持管理についての人工芝の劣化の件でございますが、おっしゃいますように人工芝につきましては使用開始から7年目を迎えて、特に野球での使用が多ございますので、野球での内野部分につきましてはやはり劣化が進んできております。近い将来補修等も必要になってくるのではないかというふうに思っております。しかし、現在土佐山田スタジアムで使用されています人工芝につきましてはもう既に生産が中止されておるようでございます。同一商品での補修というのは無理ということにはなっておりますが、業者の方に問い合わせますと類似商品での張りかえは可能であるということをお伺いしております。今後、劣化が激しくなりましたら改修が必要となりましたときには、改修の経費またその後の維持管理等を考えますと現在使用している人工芝の類似品による張りかえが現段階ではベターではないかというふうに思っております。

続きまして、2点目のスタンドに住みついた鳩の件でございますが、土佐山田スタジアムの鳩につきましては開園当初から飛来して悩まされているところではありますが。これまでも威嚇用の鳥のイミテーションとか、また大きな音を出して追い払ったりしてきた経緯もありますが、すぐ戻ってきますので一向に減らないのが現状です。おっしゃいますように、一番の害はやはりスタンド内の屋根のはりにとまりますので客席等にフンを落として大変汚れることでございますが、一応この清掃の管理につきましては業者のほうにお願いをしまして、平日もほとんど入っていただいております。現状では鳩の侵入を防ぐということは困難でありますので、このフンへの対策が一番大切だと思っております。現状では清掃によって清潔に保たれてもおります。こまめにフンを除去して清掃していくことが最良ではないかというふうに思っております。

なお、鳥インフルエンザにつきましては、この鳥インフルエンザの病気につきましてはこの病気にかかった鳥と接触して粉末状になったフンを吸い込んだりした場合に、大量のウイルスが入った場合に、ごくまれにかかることがあるというふうに言われております。現状、日本ではこの病気にかかった鳥につきましては徹底的に処分をされておるようでございますが、通常の場合にこのフンを吸い込むことは余りないということが言われております。よりまして、鳥インフルエンザの可能性については可能性は低いというふうに考えられておりますが、なお最近もありましたので、なお全国に情報等も仕入れながら今後また対応もしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 2回目の質問をいたします。

企画課長の、工科大学生のところへも行かれたということですが、やっぱりこの香美市をふるさとと考えていただける方をいかにふやしていくかという形の中で、工科

大学の卒業生などは、いつパッと企業を起こして化ける可能性もありますので、そういうことを日ごろから常々毎日のことでやっぱり交流を持ったり、連携を持っていて長期的な取り組みをしていくことが大切でありますので。もう1回だけお答え、工科大生との絡み。

ほんで、社会体育施設の生涯学習課長にお伺いします。

その内野の芝生を張りかえた場合、大体内野が3,189平米、外野が1万22平米、内野と外野と比べて面積が3倍広いですわね。ほんで、大体張りかえじゃなしに類似品がないと言われましたけど、平米、大体調べましたら人工芝張りかえるのに1万円ぐらいかかるので、掛けたら単純に4,000万円ぐらいかかりますわね、内野だけで。ほんで外野の面積になったら1億円ぐらいかかる計算になります。ここの秦山公園の土佐山田スタジアムにつきましては地元との、言ったらある程度の制約といいますかいろんな形の条件がなされて、ナイターはいかんとか、土はほこるから人工芝にされた経緯があられると思います。けど、これだけ利用頻度が高くて、人工芝の劣化が、じゅうたんの上で結局やりゆうような状態で、7センチあるもんが5センチになってきてだんだんだんだんちびてきて、今度補修ということを考えんとかんかったときにやっぱり今もう7年目ですき。あれ10年とか5年とかの耐用年数ではなく、利用頻度が上がれば上がるほど劣化は激しいということでもありますので、長期的な視点に立って今、昨日の市長の答弁でもありました。今、学校の耐震化とかいろんな形での予算をやりゆうので、僕は早急にということではありません。やっぱり3年とか4年のスパンの中で考えていて、地元の人にも合意形成していただいて。内野はこれぐらい、土にしたら4,000万円かかるところが半額で済むきこういうふうなお願いをしていくとかいう手だてとか方法を、今からとっていく必要があるのではないかと考えますがその点をもう一度。

ほんで、先ほど生涯学習課長のほうで鳥インフルエンザは関係ない、鳥のフンについてはいろんな病気があって人体に影響をうんと与える、大きいと思います。ほんで、今そこを掃除しているのはかがみの育成園、鏡野福祉工場が委託されて、エントランスとかトイレとかいろんなことをやっておられると思います。ほんで、その人たちの安全性ですわね。鳥のフンをふいておられるから。その安全性について、やっぱり行政としてしっかり見ていく必要があるのではないか。ほんで、行財政改革で取り組んでいっているので、そのスタンドで屋根をつくるのに何千万円かかるから掃除していったらえいと。いや、障害者の方に仕事を与えんといかんとは思いますがけどその余分な仕事をしているわけですので、その辺も。鳩というのは繁殖率が非常に高いので、もう10羽が100羽になったりする可能性もありますから、その辺の対応についてもう1回生涯学習課長さんお願いします。

これで2回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 島岡議員のふるさと納税に関する2回目のご質問について

てお答えをいたします。

1 回目の答弁で申し上げました、議員諸氏からもご示唆いただきたいということについては早速ご示唆いただいたというふうに思っておりますが、その工科大の卒業生への対応については、まさにおっしゃるとおり必要であるというふうに考えております。工科大学自身の姿勢といたしましても地域貢献、地域のつながりというものについては非常に大事にしていこうということでもございますし、市としましてもいろんな部分で共同作業、共同事業をしてきております。こうしたところをてこにしながら関係をつなげ、深めていくことが大切だろうというふうに思っておりますし、そういったことを踏まえて香美市がそういった学生の皆さん方にとって第二のふるさとというような認識、あるいはそういった思いを持っていただけるというふうなことに繋がっていくと思っておりますので、特に意を持ってその点については今後対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 2 回目のご質問にお答えします。

1 点目の人工芝の件ですが、大変内野、外野ともに面積が広いわけですが、張りかえにつきましても人工芝 1 万円から約 1 万 5,000 円ということもお聞きしております。類似品等によるものとなりますが、現在劣化しているところすべてということではなく、やはり内野部分におきましても相当傷んでいるところ。通常走塁するところとか守備位置とかいうふうな形になろうかと思っておりますが、その辺ちょっとこうつぎはぎ、色が変わるつぎはぎのような形にもなろうかと思っておりますが、やはりそういうバランスのとれた補修の範囲をとっていけばいいのではないかというふうに思っております。

なお、当初人工芝になっておりますのは、やはり防じん対策ということもございしますので、その辺は近隣の方々のご事情もございしますのでなお検討していかなくてはならないというように思います。

それと内野全体を土にしますと、その整備の関係もなかなか。試合 5 回終わっての途中の整備、そのほか雨等での試合のできるできないというような状況もまた変わってきますので、なお検討も必要かというふうに思います。

それから、2 点目の鳩のフンでございしますが、こちらも鳩のフンのほうにカビが生えたりして、それが病気のもとになったりするという事も聞いております。現在、ほとんど毎日（清掃に）入ってくれておりますので、これにカビが生えてという形までの鳩のフンの放置にはなっておらないです。現実とは言えませんが掃除に来ておる方々もほぼ安全ではないかというふうにも感じております。今後、鳩が入らなくなる設備をしたとしましてもやはり清掃というのは必要でございしますので、スタンド並びにエントランス等ありますので、そちらについてもすべて清掃を、委託をやめるというわけにはいかないと思っております。その辺経費の照らし合わせも必要となってこようかと思っておりますので、なお検討もさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

暫時15分間休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭洋一でございます。平成20年度第2回定例回で、一般質問につきましては3問質問させていただきたいと思っております。誠意あるご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず第1点目でございますけれども、地籍調査事業の現況と課題及びその対策について地籍調査課長さんにお伺いいたします。

地籍調査事業は国土調査法という法律に基づきまして、市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有、番地、地目、境界、面積等を現在の正確な測量技術で調査し測量するものであります。この調査の成果は不動産登記に反映され、税務、公共事業の実施、まちづくりに活用されるなど密接な関係を持ち重要な役割を果たしております。地籍調査をしない隣地の境界争いや、地震、土砂崩れ、水害等の災害により災害前の環境がわからなくなった場合は、境界の確認、権利調整に時間を費やし、なかなか復旧工事に取りかかれないなどの事業進行の妨げとなりかねません。土地に関しての基となる正確な情報を把握し、土地問題の解決を図り、将来を展望をした国土づくりの礎となるものであります。本市では、昭和63年度より香北町永瀬地区及び蕨野地区を皮切りに、土佐山田町では平成13年度杉田地区より、また物部町では平成10年より庄谷相地区から本事業が実施され、以来継続して今日まで3町でそれぞれ実施されております。そのような状況下で成果品の共有を、森林組合との情報共有できないかということをお尋ねするものであります。

森林組合におきましては、地球温暖化防止のためにも間伐事業の推進を掲げ、間伐を実施しようとしても隣地との境界を確定するまでに多大な労力を費やしているのが現状であります。先般、所用がございまして森林組合にお伺いしました折、その苦労話を聞かされました。小さな切図をつぎはぎし、しかも尺度の違うものを倍尺、縮小しながら隣地との境を決めていかなければならないと。非常にこれは苦労しているということをお聞きしました。個人情報保護法の関係もあるかと思いますが、地籍調査事業の成果品等を森林組合などに情報提供し、共有はできないかお伺いいたします。

また、今後の事業計画、進捗率がどうか、調査から登記まで3年間で完結するスタンスであるということをお聞きしておりますが、その現状と課題を合わせてお伺いするものであります。

次に2点目でございますけれども、防犯灯の設置要望についてお伺いいたします。

防犯灯は、夜間の通行の安全と道路歩行中に発生する犯罪及び事故を未然に防止するために必要な施設であります。昨今の新聞、テレビ等のマスコミ報道の中でも、中高生等が痛ましい事件、事故に遭遇するなど暗いニュースがたくさんあります。特にクラブ活動などし、下校時間が遅くなる児童・生徒たちの冬場の通学路は暗く、犯罪防止、事故を未然に防ぐ観点からも重要な施設であると考えます。かつて日本は世界一治安のよい国と言われておりましたが、今では過去のものとなったようでもございます。防犯灯の整備に対し、地域の人々から安全、安心なまちづくりをしていく防犯灯設備の要望が多く出されていると思いますが、要望に対して十分な対応がなされているか。本市の設置状況、新設要望に対する現状、課題等をお伺いするものでございます。

3点目には、地域経済活性化の農商工連携策についてお伺いいたします。

本市の基幹産業でもあります農林業は農産物の価格低迷と原油価格高騰で、燃料、ガソリンを初めとする生産資材、生活諸物価の高騰と不況に追われ、地域経済はかつてない未曾有の悪化となっております。このような状況下で地域経済活性化のために、単に農家は米、ねぎ、ニラ、ゆず等農産物の出荷、原材料の生産提供にとどまることなく、付加価値をつけて、1.5次産業、特産品の開発、地域でとれたものは地域で消費する地産地消の推進をするためにも行政、JAグループ、商工業者、商工会等地域の方々の連携、協力が必要であると考えられるところでございますが、この件について所見をお伺いいたします。

過日の高知新聞に農商工連携基金の記事があり、目にされた方もおいででしょう。高知県、岐阜県、徳島県の3県を内定し、本県での基金は総額25億円、その運用益、現在の金利率で想定しますと年間3,500万円程度で10年間、一次産品を使った新商品開発などを後押ししていき付加価値向上や販路拡大などの支援をするものでございます。国においてもこのような農林業と中小企業の連携をし、一次産業に付加価値をつけ地域経済の活性化を図ろうとしているものであります。また、昨年12月3日、中央公民館で実施されました特産品の試食会の結果はいかがであったか。香美市の特産品開発、改革も急務であると考えていますが、あわせてお伺いいたします。

以上3点についてご質問をいたします。これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長（田島基宏君） 7番、千頭洋一議員さんの地籍調査の現況と課題、その対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、地籍調査事業の成果を森林組合等に情報提供また共有ができないかということでございます。お尋ねいただいたところでございます。

大変結構なご提言というふうに私はとらえておまして、ぜひそのように実現していかなければならない、このように思っているところでございます。このことに関しまし

ては、日ごろ地籍調査課に対しましても、間伐作業の継続、また作業道の開設、林道の開設などにつきまして受益者の代表者の方、あるいは森林組合から時々ご相談もあっております。このように森林の事業や利活用につきましては、直接地籍調査課におきましても森林関係者の方々と直接かかわっておりますので、その方たちの実情とお気持ちはこちらといたしましても一定把握をしているつもりでございます。そのため、地籍調査の成果の情報提供につきましてははなるだけ速やかにご要望にこたえなければならないと、このように考えております。このような状況の中で去る5月16日に、この情報提供とか共有、こういうった問題につきまして香美森林組合、物部森林組合そして林政課と地籍調査課、この4者が集まりまして、お互いの持っている情報をどのように提供すれば今後これらの情報が活用され円滑化が図られるかという勉強会も開催しております。また、平成20年3月21日付で国土交通省土地水資源国土調査課長から県の土木部長あてに、そしてこれを受けまして平成20年5月22日付で県の土木部長、用地対策課長から地籍調査課に、「森林組合と連携した地籍調査の推進について」という文書をいただいております。これによりまして、「森林組合と相互に情報交換を行いまして、地籍調査事業や森林組合の事業が円滑に進められるように。」との文書が届いております。この内容は、大まかに申し上げますと森林組合が森林情報を地籍調査課へ提供することによりまして一筆調査がスムーズに実施され反映されるということです。そして、地籍調査課はその情報をもとに一筆調査を行いまして、地籍調査の地籍簿や地籍図を作成するということとなります。また、でき上がりましたこれらの地籍簿や地籍図には先ほど、千頭議員さんもお話しになりましたように土地の字名、地番、地目、それから地籍、所有者の住所、氏名が記載された成果品となってきますので、その情報を森林組合に提供すれば適切な森林管理が可能となってまいります。このように地籍調査課と森林組合相互間で情報提供することによりましてお互いの事業が円滑に推進するので、情報提供に努めるようにとのことでございます。こういった大まかな内容でございますが、大変利点があることは間違いのないというふうに確信しております。

また、先に述べました勉強会におきましても、それぞれ4者間でお互いに情報を積極的に提供しようということを確認し合っておりますので、その方向で取り組みたいと考えてはおります。しかし、先ほど議員さんもおっしゃられましたような個人情報の問題がございます。今後はそのため地籍調査課といたしましてもどのような方法で、またどのようなことが情報提供として可能な範囲なのか。十分研究するとともに、今後関係者の皆さんと調整を図りながらできる限り情報提供に努めていきたいと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

それから、次に2点目の調査から登記まで3年間で終了であるが事業の進捗率、今後の課題を問うとのご質問でございます。

地籍調査事業はA工程からH工程まで複雑に分かれた工程が、分かれておりますが、まず事業計画を策定いたしまして、関係する土地を調査いたします。そして、その関係

する土地の所有者の方に調査内容をご説明いたしまして、その後土地所有者、関係する皆さんに立会をしていただきまして、最終的に一筆地ごとの境界の位置を確認いたしまして、その後測量をするわけでございます。そして、地籍簿と地籍図の原図を作成し、それを20日間の閲覧を行いまして、問題箇所があるということであれば修正を行いまして、最終的な成果品を作成するという流れでございまして、これがA工程からH工程までの最終に至るまででございまして、この各工程が終わりました後に、その成果品を県を通じまして国へ認証の申請をいたします。そして、国のほうから最終的に認証書がこちらのほうへ送付されてきまして、その認証の成果を法務局へ回すことによりまして、先ほど言いました地籍図の図面としてはでき上がってきますし、地籍簿が登記簿へというふうに反映されるということになってまいります。この間それが、一連作業の終了するまでには3年程度が必要と、このようになっております。香美市の地籍事業は、旧香北町が先ほど申されましたように昭和63年度から、旧物部村が平成10年度から、そして旧土佐山田町が平成13年度から一筆調査に入りまして、21年目になっております。この間、旧香北町では平成11年度まで、旧物部村では平成17年度まで、旧土佐山田町では平成14年度までは職員が直営で一筆調査をしておりましたが、それぞれ翌年度から森林組合にも委託をいたしまして事業の拡大を図ってきたところでございます。

そこで、お尋ねの進捗率でございまして、高知県土木部用地対策課が発行しております高知県の国土調査によりますと、香美市の進捗率は平成19年度末の推定で約18%という数字が出てきております。平成18年度末が約17%となっておりますので、1年間で1%の伸びとなっております。そのため進捗率が非常に、1年に1%というような状況でございまして、県の推定では香美市全域が終了するまでには今後約60年の調査年数が必要だろうということになってございまして、また、この18%の数字でございまして、これはA工程からH工程まででございまして、先ほどお答えいたしました登記所への最終的な送付が完了したという数字ではございませんので、調査が終わった進捗率とご理解いただければと思います。香美市に合併いたしました平成18年度の調査につきましては本年度が3年目となりますので、この登記所へまだ送付されていないものは旧町村時代のものございまして、内訳は平成8年度、平成9年度そして少し飛びまして平成14年度から平成17年度と、このような年度がまだ法務局のほうへ送付されておられません。ご協力をいただきました関係者の皆さんには大変お待たせしているところでございまして、申しわけなく思っているところでございまして、また、国土調査事業は10カ年計画を作成いたしまして各年度ごとに事業計画を作成しておりますので、現在の第5次10カ年計画は来年度が最終年度となっております。このため、2年先の第6次が始まるわけでございまして、来年度は10カ年計画の準備の年となっております。次回の10カ年計画を作成するためにも、これらの未送付年度の処理が当然必要になってまいります。香美市の地籍調査事業はこのような現況でございまして、登記所

への未送付という課題を抱えておりますので、できる限り速やかに登記所へ送付するよう今後努力をしていきたいと、このように思っておりますので。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員さんの防犯灯の設置要望への対応についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯に係る市の助成につきまして、防犯灯につきましては自治会から申請されてまいります電気料の2分の1を市として補助させていただいておりますが、設置のほうは地元のほうでお願いしているところでございます。設置に係る助成としましては、現在四国電力によります防犯灯寄贈事業、社会福祉協議会の設置助成事業がありまして、それぞれ市を通じてのお知らせ文書の送付それから社協だより等で周知されております。必ずしも要望を出してすべてが設置に結びつくというわけではございませんが、これらのサービス助成制度を利用して設置されたら資金的に助かるかと存じます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員の地域経済活性化の農商工連携策はのご質問に対しまして、私のほうから農業分野も含めましてお答えをさせていただきます。

農林業生産物を商工業との連携により加工品として付加価値をつけて売り出すことや、地産地消は産業振興、所得向上につながる大事な取り組みと考えております。地域産物の加工の推進においても、生産者を初め販売力の強化や消費者へのピーアール活動、他事業者との連携など多様な販路の確保の充実が必要となってきます。今までも産業間の連携はもちろん、関係部署においても情報の共有や動きのある交流会を進めてまいりました。先ごろ高知県は県政事業の指針とする産業振興計画の策定を行い、地域別の地域アクションプランを県下7ブロックに分け、高知県の豊富な地域資源を掘り起こし市町村別に選定された有効な事業を重点的に支援をしていく方針を打ち出しています。これに向けて、農業、林業、水産業、商工業、観光の5分野別に生産、加工、流通、販売の段階で官民共同の連携をした取り組みについて、現在農業分野と商業、観光分野の生産者、商業観光事業者などとの住民座談会をそれぞれ行っているところです。この意見を踏まえ専門部会で意見集約を行い、ビジネスとして成り立つものを選定し、さらに目標設定をつくり、地域や市関係団体、県がどのように取り組むべきかなど具体的なプランをつくっていきます。このように産業間の連携で、特産品の開発を主として一次産品の加工や商工業の活性化を図ること、観光と結びつける得策など高知工科大学との連携も考えながら、香美市や高知県が活力を取り戻し将来に一層の希望が持てる効果的な具体案が出れば、生産者や関係機関とともに実現できるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、昨年12月3日に観光協会主催で行われました香美市特産品35品目の試食会

の結果でございますが、それぞれ「よい味であった。」とか、「知らなかったけれども香美市にこんなに多くの特産品があったのか。」という声も聞かれました。これをもとに多くの市民の方にも味わっていただく企画も行っていきたいと考えておりますし、特産品の開発の参考になればと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭でございます。2回目の質問をさせていただきます。それぞれご丁寧なご答弁をいただきましてどうもありがとうございます。

まず、地籍調査の件についてでございますが、先ほど地籍調査課長さんのご答弁では森林組合とそういった、お互いに成果品の情報の共有をしていくということも既にもうお話されたようでございますのでぜひそのようにしていただいて、森林組合のほうでも間伐事業それから林道、作業道の事業が速やかにできることをひとつ期待しております。ぜひ、個人情報保護法もあるかと思いますが、このあたりは担当者同士でよく話し合いをしていただいて、ご協議いただければと思っております。

そこで1点、ちょっとお伺いしたいんですが旧香北町時代にやりました、平成8年、平成9年、平成14年、平成17年、そのあたりに調査したものがまだ、いまだにその登記ができてないということですが、これは速やかにしていただくということですが、具体的にいつごろやっていただけるか、もしおわかりになればあわせてお願いしたいと思います。

それから、2点目のその防犯灯でございますけれども、市の助成としては電気料の2分の1を出す。それから設置については四国電力それから社会福祉協議会にお願いしているということのようでございますけれども、この、ちょっといろいろ調べてみましたら他の市といいますか、他の県におきましては独自の街路灯の、防犯灯設置費の補助金交付要領。そんなものをつくって行政が積極的に防犯灯の設置をしているということでございます。合併して大きな市になったわけでございますけれども、特に土佐山田町地域でもありますでしょうが、香北町、物部町はまだまだ山間、それから夜道の暗い、電気がないところもございます。そういったところで、先ほどから言ってきましたように犯罪の防止、事故を未然に防ぐためにもぜひその防犯灯の要望があると思っております。実は、平成19年度に香北町のほうでもちょっと、そのような話がありまして要望書をお願いしたんですけれども、これはまた全然あれやということで取り下げにされたというような話もお聞きしました。ぜひその四国電力それから社会福祉協議会にその依存することなくですね、市としてもその防犯灯の、先ほど言った設置補助金の交付要領というようなものをつくって何とか多くの要望に対してこたえていただきたいということでございます。

これちょっと、ひとつお伺いしたいんですが平成20年度、本年度には四国電力それから社協さんからの防犯灯の設置の本数というんですか、それ大体どのくらいでしょう

かね。なかなか要望が多く、（要望）に対しても本当に実際に電力会社さんとか社協さんなんかの設置の本数が少ないんじゃないかなということも懸念されますが、そのあたりちょっとあわせてお伺いしたいと思います。

それから、3点目の地域経済の活性化と農商工の連携でございますけれども、これはなかなか。言うは優しいですが実際やるとなるとなかなか大変なところもあろうかと思えます。がしかし、このまま指をくわえて何もしないでおっでは本当にどうしようもないことでございます。行政が主体となって、JA、よりよい商工業者、商工会等と一緒に香美市の特産品をぜひ開発していただきたい。観光の面におきましても香美市はアンパンマンミュージアム、龍河洞、物部、奥物部。そういったものを含めると県下でも入り込み数かなり、大きな来客数がございます。そこで香美市としての特産品、こういったものをぜひ開発していかねければならないのではないかと考えております。地産地消も昨日からも話も出ておりましたんですが、ぜひお願いしたいと思います、そのあたりちょっとご答弁いただければと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長（田島基宏君） はい。千頭議員さんの法務局への送付がいつごろになるかというご質問でございます。

地籍調査課といたしましては、この古い平成8年、平成9年、それから平成14年、平成15年、平成16年、平成17年と6年度法務局に入っていない部分がございますので、非常に苦慮もして一生懸命作業には入っておるところでございます。ただ、どうしても古い分がございまして、その当時の職員も入れかわっております関係もありますし、住民の記憶とかいろいろございまして、最終の詰め、確認とかいろいろそういった問題もございます。ただ、先ほども申しましたように平成21年度には第5次の10カ年計画が終了しまして第6次が平成22年度から始まるということでございますので、どうしてもその10カ年計画までにはこういった案件を処理したいというふうには考えております。ただ、先ほど、冒頭申しましたようにいろいろの諸事情もございますので、これがおくれますと平成22年度からの10カ年計画への新規事業の展開にも影響されるかと思っておりますのでなるべくこちらのほうへ、職員の士気も高めまして、第6次計画に影響を及ぼさないようにぜひ頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。防犯灯につきまして、市としてもっと積極的に独自に助成制度をつくれないうご質問でございます。

先ほどご答弁申し上げました電気料2分の1については市として補助させていただきませんが、設置については地元のほうでお願いします。これは以前よりやってきておりま

すスタンスでございまして、みずからも、地元のほうでも負担をして防犯の認識ももっていただくと。そういう意味でも、今後におきましても今の分担といいますか、そういうスタンスでお願いをしたいと存じます。

それから、四国電力の寄贈とそれから社会福祉協議会の助成の枠でございしますが、四国電力のほうは平成20年度7基、それから社会福祉協議会は14基の枠を持っております。そして、四国電力のほうでは先日募集いたしまして、7基に対しまして20基、香美市内全域から20基の申請がまいてっておりますが、その選別は四国電力のほうでやられるようになっております。そして、社協のほうは現在、問い合わせましたところ8基の申請が出ているようでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えいたします。

地域経済活性化について、特に特産品開発を考えてみますと、まず地域ブランドを生み出すこと。例えば、今回の議会でも議論されましたが有機農業の農産物のブランド化もあると思いますし、地域に埋もれている木や花や自然も地域の資源です。成功例として徳島県（勝浦郡）上勝町のモミジなど、彩出荷などいろんなところにアイデアが埋まっていることも考えられます。物部町の山といえば最近鹿の被害を言われておりますけれども加工所もできますので、特産物として売り出すことも進み始めています。商工業者や観光もあわせてこれから取り組んでいきたいと思っております。このように具体的な提案がございましたら、ともに提案をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。3回目の質問をさせていただきます。

地籍調査事業におきましては、平成8年、平成9年、平成11年、その後順番を、とにかくその平成21年度から第5次の計画に先立ってやっていただけるということですかね。ひとつよろしくお願いたします。

それと防犯灯でございしますが、先ほど答弁がございましたように20基の（要望の）中で設置数が7基、それから社会福祉協議会では8基のうち4基（正しくは14基の予算枠に対して8基の申請）ということで半分にも満たないような。極端に言えば、四国電力さんの場合で言ったら3分の1ぐらいのあれでございしますが。確かにいろいろあるかと思いますが、要望が、こういった多くあるものに対して、もうちょっとやっぱり市としても積極的な推進をお願いしていかねばならないんじゃないかな。ただその四国電力それから社協さんに依存している状況では、なかなかこれが進まないではないかと。毎年毎年この要望は出てくると思っておりますので、ぜひまた、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

それから、地域経済の活性化についてですが、先ほど商工観光課長さんの答弁があり

ましたように有機農産物、それから（徳島県勝浦郡）上勝町、そういったように意外とその地元で探せば結構その特産品なるものがあるかと思えます。答弁は必要ないですが、ちょっと岡山県（旧赤磐郡）赤坂町（現、赤磐市）というところがございますが、ここはかつて岡山県でも朝日米といわれた優良なお米がとれるところがございますが、ここは旧赤坂町長さんみずから「地元でとれるお米は全量地元で消費する。」と。ほんで「学校、病院、そういったものを初めとし、それから、それだけはなかなかできないのでいろいろおにぎりをつくったりしてやった。」といったことがありまして、「全量を地元で消費する。」という記事がございましたが、ちょっとご紹介をしておきたいと思えます。「岡山県の（旧赤磐郡）赤坂町、ここは現在では赤磐市ということで、旧赤坂町、旧山陽町、旧熊山町、旧吉井町の4町が合併して、平成17年3月7日に合併し人口が4万3,661人ということですが、当時の旧赤坂町としては人口が5,064人で、特産品の朝日米を軸としてさまざまな事業を展開しました。平成7年には農産物をつくるだけでなく町内で加工を行う製造工場を完成し、日本の初の第3セクターの炊飯加工会社赤坂天然ライスにより巻き寿司やおにぎりなどを初め各種のものを製造し、岡山県を中心に中四国、関西方面まで販売していきまして、平成12年には米の消費拡大で農林水産大臣賞を受賞した。」といったような記事もございました。このように地元でとれる米は全量米地元で消費するというのもぜひ考えていただきたいと思ひまして、ひとつ参考になるかと思ひましてご紹介して、第3回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 千頭議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

市としてもっと乗り出すべきではないかというような、2回目に引き続きましてご質問でございますが、設置につきましては一時的にお金は要りますが、一度設置しましたら後は要らないと、そういうことでありまして。しかし、電気料は後々ずっと支払っていかねばならないものでございます。その市として補助をするならばこちらの電気料を補助していくほうが重いというふうに考えます。それで電力さん、社協さんの助成も枠がありますですが、申請されて電力さん、社協さんのほうでもその必要性とかを見ていかれると思ひますので、全部が全部というわけにはいきませんが順次設置はされていくというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森でございます。通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

埼玉県ふじみ野市の市営プールで、2年前の平成18年7月当時、小学2年の戸丸瑛梨ちゃん7歳が流水プールの吸水口に吸い込まれ死亡し、市職員2名に対し業務上過失致死罪に問われた判決が去る5月27日、さいたま地裁において言い渡されました。

当時の市教育委員会体育課長、高見被告は禁錮1年6カ月執行猶予3年、そして同課係長河原被告には禁錮1年執行猶予3年の有罪判決がくだりました。新聞報道でご存じのとおりでございます。公判では、市は当時プール遊泳と管理を業者に委託しており、市職員の管理責任と過失の範囲が争点となったわけですが、検察側は「業者に管理を丸投げするなど基本的な注意義務を怠った2人の過失が事故の核心である。」と主張、弁護側は「多くの過失が競合した事故であり、罪に問われるべきは針金どめを放置した業者と行政の責任である。」と罰金刑を求めて争われました。今回の質問では触れませんが、執行猶予処分とされた業者3名には地検の再調査を行っているようです。死亡した瑛梨香ちゃんのご両親は、「今でも瑛梨香は命を奪われたことが納得できない。瑛梨香の納得できるような判決であってほしい。」と代理人弁護士に訴えています。一方、高見元体育課長は、事故後自殺を考えるほど追い込まれたということです。河原元体育課係長は全国からの抗議電話を受けるうちに突発性難聴で入院したこともあったようです。公判中、高見被告は「引き継ぎがなかった、危険性の認識がなかった。」と繰り返すうなだれていたとのこと。公判には市職員有志が集めた減刑を求める約7,000人の署名も提出されています。市職員の中からは「管理業者の過失責任まで負わされてはたまらない。」との声が漏れていたようです。日本体育施設協会事務局長は、「自治体職員は頻繁に人事異動する。プールは危険な施設だということをしっかり引き継いでほしい。」と述べています。今回の判決に対しさまざまなコメントが寄せられていますが、2つだけ紹介してみますと「亡くなられた瑛梨香ちゃんのご冥福をお祈りいたします。またご両親の心痛をお察しします。でも、このプールの管理者が自分だったら、この事件を防げたか自信はないです。世の中ごく普通に生きていても被害者にも加害者にもなる。明日は我が身です。」もう1つは、「下請け管理業者は子ども1人を殺した事実を見据えよ。論理的には市長にまで責任が及ぶと思う。いずれにしても市並びに市職員が、亡くなった戸丸瑛梨香さんにご遺族に総ざんげせよ。」とのコメントです。香美市としてもこの事件は他人事ではないと思います。同様の責任を課せられているとの立場で重大な教訓とすべきではないかと考えるところです。

話は変わりますが、先日国土交通省は老朽化した公園の遊具による重大事故を防止するため、地方自治体に対し安全対策ガイドラインを改定し示されました。そのポイントの中には、標準使用期間の設定や自治体が期間を超えた遊具の点検強化や買い換えを検討するなどが盛り込まれ、自治体の管理責任がますます重要になってきているように思われます。以上のことからお尋ねいたします。

ふじみ野市市営プール事故の判決を市としてどのように受けとめているのか。また、市営施設への安全管理責任を市が負うべきとの判例が出たわけ。小・中学校のプールも含め、体育施設そして市営のすべての施設の安全管理は万全でしょうか。事情によっては総点検も必要ではないかと考えますが、今後の対応をお尋ねいたします。

次に、小・中学生の携帯電話所持とネットによるいじめ、そしてかみっこメールの現

状についてお尋ねいたします。

N T T レゾナントと三菱総合研究所が、全国の小学生を対象にした調査結果が昨年末まとめられました。それによると、自分専用の携帯電話を持っているのは調査対象者の34.4%で、特に6年生では40.6%が所持しています。持ち始めた学年は1年生7.1%、2年生8.6%と一けたですが、3年生になると19.5%と急増、4年生では25.1%と、小学生で携帯電話を所持している児童の60%は4年生までに所持していることとなります。この数字には自分自身も驚かされた次第です。持つきっかけは、親の安全対策などの目的による親の意向が43.4%となっていることには、今の時代を反映しているのかとも思います。政府の教育再生懇談会では、5月の会合において小・中学生に携帯電話を持たせないよう保護者らに求める提言を報告に盛り込むことで一致しています。ただ、持たせないといっても強制はできるものではないとしています。そして、教育的視点から保護者や業界に深く考えてもらうためのメッセージと説明をしています。内閣府調査によりますと、携帯各社は新規契約で18歳未満が利用する場合はフィルタリングサービスに原則加入してもらう対策を講じていますが、子どもから頼まれ解除する保護者も少なくないと調査報告もされています。小・中学生の携帯電話所持に関し、教育委員会としてどのような見解をお持ちでしょうか。そして、今後の対応をお尋ねいたします。

次に、携帯電話を使つてのネットによるいじめ対策についてですが、私は5月、地元の中学生から「ネットにより掲示板に悪口を書き込みをされた。」との相談を受けました。かなりのショックを受け、落ち込んでいたことは事実であります。「なぜ知ることができたのか。」と尋ねますと、「今人気の携帯用ゲーム機プレイステーションポータブルで検索していたところ、書き込みを見つけた。」と言うのです。同級生がもう1人同じような悪口を書かれていたとのこと。中学生とは対応を話しながら相談に乗り、その後学校の先生に相談し、削除してもらったとの報告は受けております。携帯電話でインターネットの掲示板に書き込まれた悪口がゲーム機で見ることができるとは私も知りませんでした。深刻ないじめの温床となっている学校裏サイトについて、文部科学省は今年1月から3月にかけて全国的な実態調査を初めて実施しました。その結果は4月に公表したわけですが、それによると中高校生を対象とする学校裏サイトは3万8,000以上あり、半数のサイトに「きもい。」「死ね。」など個人を攻撃する言葉が書き込まれています。携帯電話からインターネットにアクセスする子どもたちが急速に増加していることが学校裏サイトの増加する要因にもなっているようです。全国では本人の知らない間に悪口やデマが不特定多数に広がっている実態があります。私が相談を受けた中学生への書き込みも昨年末に行われています。本人が気づき削除されるまで野放し状態にあったわけです。文部科学副大臣主催の子どもを守り育てる体制づくりの有識者会議は、ネット上のいじめ問題に関して、子どもたちを守る、保護者も含め4つの呼びかけを行っています。利用の実態に目を向けよう。2つ目に情報モラルについてしっか

り学ぼう。3つ目にチェック体制を強化しよう。4つ目がいじめられた子どもを守り通そうというものです。文科省はこの呼びかけを載せた冊子10万部、リーフレット50万部を作成し、全国の幼稚園、小・中・高校、特別支援学校に配付したとも聞いています。文部科学省からは教育委員会に対しさまざまな指導もあると思いますが、今後ネットによるいじめ問題に対し、保護者も含めどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

次に、小学生児童の登下校をメールで確認するかみっこメールについてお尋ねいたします。

舟入、楠目、山田の3小学校において無料でスタートしたわけですが、現在何校がシステムを導入しているのでしょうか。昨年度は6年生は対象外だったと思いますが、利用する児童数は各校どのような状況でしょうか。また、現在は有料だと思いますが、4月から児童1人当たり幾らになっているのかお尋ねいたします。

次に、秦山公園についてですが、まちづくり交付金事業として国から補助を受け進められました秦山公園野鳥の森整備工事について質問いたします。私も先日東屋、展望台を見てまいりました。その東屋と展望台建設について、香美市が入札時に建設コンサルタントから提出され完成図書をもとに発注、入札が実施されたと思います。落札後、品質に劣る材料に変更され工事が進められたとのことですので何点かお尋ねいたします。

公共工事については詳しくありませんので、確認の意味からその流れをまず述べてみますので、間違っていればまた教えていただきたいと思います。まず、市役所から設計業者に委託発注され、建設コンサルタントが受注、決定される。建設コンサルタントは市の意向を聞き、協議を進めながら材料の選定や適切な工法の選択など、業務を市にかわって進めていく。そして、でき上がった完成図書を市に納品することで建設コンサルタントとしての委託業務は完了。次に、市は建設コンサルタントから納品された完成図面に基づき入札を行い、業者の選定をする。その際、入札参加業者は市から提出された設計図を検討した上で入札をする。以上の流れで落札業者が決定され、契約の後に建設コンサルタント作成の完成図書、図面をもとに工事に着手する。以上のような流れではないかと思います。質問の本題に戻しますと、秦山公園野鳥の森整備工事では東屋そして展望台に使用しています柱や床材が、入札時に約束された材料ではなく品質的には悪く費用も安い材料が使用されていると聞きました。事実でしょうか。展望台の床に使用しています材料は県立池公園にも使用されたもので、紫外線による耐久性が弱く劣化が激しいことは池公園で証明されています。このことを担当課では十分理解していなかったのでしょうか。市が材料の変更を承認する場合、材質や形状そして耐久性など入札時に約束した材料よりも高品質でなければならないと思います。それは入札時に落札できなかったすべての業者に対しても、また公共事業を取り扱う自治体の信用性、信頼性からも最低限守られるべき責務ではないかと思います。以上のことから4項目についてお尋ねいたします。

公費を使い設計業務を建設コンサルタントに委託したにもかかわらず、それが生かされてないように思います。建設コンサルタントへの業務委託は、単にルール上の形式的なものか、建設コンサルタントに対する位置づけをどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目に、建設コンサルタントと市が協議を重ねて設計図面が完成したと思います。その完成された図面をもって入札が行われ落札業者が決定しているにもかかわらず、品質の劣る安い材料に変更され工事が進められたと聞きました。業者が勝手に材料の変更をしたとは到底思えません。落札後の材料変更はどのような経緯と理由によるものなのかお尋ねいたします。そして、完成設計図面と違った材料の使用を承認する場合、香美市としてその理由が正当であるか。また設計図面の材料と同等かそれ以上の品質であることの厳しい確認チェックが求められることは当然だと思います。変更された材料に関する調査や製品の実績についてどのような品質チェックが実施されたか。そして、その結果をお伺いいたします。

3点目に、建設コンサルタントから提出された完成設計図面の柱は、高知県産間伐材の加工品を木芯として使用している合成木材よさこいウッドという製品であったと聞いています。屋外使用の合成木材よさこいウッドの耐用年数は、その設置場所などにより異なりはあるものの10年から15年であるとのことです。秦山公園で使用された柱や床材の耐用年数は何年でしょうか、お尋ねいたします。床材につきましては、紫外線に対する劣化が激しい材質であることは初めにも触れましたが、柱には本木材を使用しているのではないのでしょうか。すべてを金属で包んでいるためその中を知ることができません。木材の場合、長い期間乾燥をさせる必要があると思います。既に梁の部分には完成後できたと思われる新たなひび割れも見られます。災害による破損は別として定期点検など、今後のメンテナンスなど無料保証期間はどのような約束になってお尋ねいたします。

そして、野鳥の森整備工事の設計予定価格、入札最低価格、そして落札価格はそれぞれ幾らだったのか。また入札に参加した業者は何件だったかお伺いいたします。

続きまして、過日行われました行政連絡会ですが、平成20年度香美市行政連絡会は4月26日、保健福祉センターで開催されました。翌日の27日、私どもの町内会長（自治会長）より、質疑、応答の時間が短過ぎるとか幾つかの不満な点を指摘されました。その中で、片地市営住宅への火災報知機の設置について納得のいく答弁をいただけない。再度議会で質問するよう強く要請されました。明快な答弁をよろしく願います。

町内会長（自治会長）より警報器の設置場所が多過ぎるとの指摘もありましたが、現場を見ていないことから聞く話の範囲だと自分で調べたところ、改正された消防法に基づいての設置であるのではと、そのことについては納得しました。設置された警報器は家庭用電源タイプだと聞いています。そのため配線等に時間がかかり、設置完了までに

2～3時間を要したとの住民の声でございます。工事をされた方の言葉、アクセントから高知県外の方ではないかと感じたようです。火災報知機の規格は日本消防検定協会の判定により、販路や警報、音量などで基準に合格した製品には協会の判定マークがついています。電源には乾電池タイプと家庭用電源タイプがあり、既存住宅の場合配線工事が不要な乾電池タイプが適しているとのことです。乾電池タイプは充電寿命が7年、2年などのタイプがあり、ここにあります、ここで誤解のないようにしてほしいのは、あくまでも電池の寿命が10年とか7年であって本体そのものの寿命ではないということです。取り付け位置については、換気口から1.5メートル以上離れた位置とか、壁から60センチ以上離れた天井の屋内に面する部分とか、注意点は幾つかありますが、一般男子成人であれば簡単に理解できる注意項目ではないかと思われまます。価格についても数種類調べてみました。以上のことからお尋ねいたします。

片地市営住宅では1世帯当たり何台の火災警報器を設置したのか。そして、その費用は幾らだったのでしょうか。また、設置業者はどのような方法で選ばれたのか、その理由もお伺いいたします。設置業者の所在地もあわせてお答えしていただきたいと思います。

初めにも述べましたが、既存住宅の場合、電池式タイプが適していると思いますが、家庭用電源タイプを導入したその理由は何なのか。火災警報器の設置義務の期日が平成23年6月1日までと決められていますが、現在未設置の市営住宅は何世帯あるのかお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 比与森議員さんのまず1点目の質問についてお答えいたします。

埼玉県ふじみ野市の市営プールの事故に関連して、その判決をどう受けとめておるか、また今後の市の施設としての安全管理に対するご質問でございます。このふじみ野市のプールの死亡事故におきましては、おっしゃられましたように吸水口の安全を確認しないまま安全管理を業者に委託していました担当者の責任、職責に対する自覚の欠如が指摘されまして、自治体の管理責任が大きく問われております。繰り返してはいけない事故でありまして、関係者にとりましてはやり切れない思いや怒りで何ともならないお気持ちでいっぱいのことだと思います。香美市におきましては、このプールの安全管理につきましては、まず学校の施設のプールでございますが、昨年学校施設のプールにつきましては高知県のほうから調査がありまして、香美市としましては排水口のふたのねじ、ボルト等による固定及び吸い込み防止金具の設置の二重の安全構造を確保していると思いまして、写真つきで報告を行っております。そして、使用期間中の定期的な点検にも努めておるところです。また、香北町美良布にあります健康センターセレネの排水口でございますが、こちらはふたの上からねじでとめまして、週2回の清掃時に必ずねじのゆるみぐあい等の点検を実施をしております。なお、利用者の安全確認の監視体制に

つきましては、監視員によります監視、また事務所や受け付けにおいてのモニターでの監視等も実施をしております。

それからもう1つ、香北町吉野にありますB & Gのプールですが、こちらは排水ボックスのふたをねじどめにいたしております。そして、これを定期的にチェックを行っております。また、この排水ボックスの中の排水口には金属棒を溶接をいたしまして、足などが入らないように安全の確保をしておるところでございます。

そのほか体育館等がありますが、社会体育での体育館等の使用に際しましては、利用申請時に使用の注意書きをお渡しをいたしまして使用後の清掃等によります、ごみ等によりますけがなどのないように、また使用した器具等のもとへ戻す片づけ等徹底して安全の確保も図っておるところです。

今後におきましては、いま一度施設の現状を把握して安全管理に対します意識を、関係者が共有、当事者意識を持って管理に当たっていきたくと思いますし、施設を管理する者としまして、この事故及び判決を教訓といたしましてさらなる施設の安全管理に細心の注意を払っていきたくというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 比与森光俊議員の教育安全について、携帯電話所持に対する教育委員会の見解と今後の対応を問うということにお答えをいたします。

携帯電話を持つ子どもの場合、不用意なメールが取り返しのつかないネットいじめにつながる例や、出会い系サイトを通して犯罪に巻き込まれる危険性もふえております。子どもの安全を目的に持たせました携帯電話が逆の状態を招いているということでございます。このような携帯電話やインターネットを使ったいじめなどが深刻な問題となる中、6月6日、議員立法により取りまとめた青少年が安心してインターネットを利用できる環境整備法案が衆議院本会議で可決。11日には参議院本会議で可決、成立をいたしました。有害サイト対策と、これ対策法でございますが、携帯電話会社やネット接続会社に対し、18歳未満の子どもが使う携帯、パソコンの有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングサービス、これは閲覧の制限ということでございますが、の提供を義務づける内容であります。有害情報の基準策定や判断は民間の第三者機関が行います。さらに表現の自由に配慮して、有害情報の基準づくりや判定に国が関与しないことを附帯決議で採択をしております。この法案成立に対しまして、このメディアとか、あるいはネット業界からは声明やコメントが発表をされております。教育界からも「子どもをどのように育てるか、何を見せるかの判断は保護者がするべきだ。」という法規制に反対の声も上がっております。携帯電話会社では、2004年から携帯安全教室を始めた。小・中学生と高校生、保護者らの携帯の安全な使い方や有害サイト問題を教える事業を、本年度にはさらに強化する方針であります。高知県では、高知県教委が県こころの教育センターに教育相談窓口を設置をいたしまして、複数のカウンセラーらが電話や

メール、直接訪れての相談の受け付けをしております。本市におきましては、昨年度の全国学力・学習状況調査の香美市の携帯電話所持状況におきましては、小学校6年生27%、中学校3年生55%となっております。県あるいは全国並みであるということでございます。また、携帯電話のトラブルにおきましては、平成18年度小学校児童同士による誹謗中傷が1件、それから平成19年度中学生による誹謗中傷が1件というふうになっております。

今後、携帯電話、インターネット等によるトラブルにおきましては、増加するものと予想されます。学校におきましては、児童・生徒の発達段階を考慮しながら情報モラルに対する教育を推進する必要があります。新学習指導要領では、道徳教育において情報モラルに関する指導を実施する旨の内容が追加をされております。また、保護者に対しましても、それらの危険性、マナー等について啓発していく必要があると思います。ネットいじめなどの怖さを子どもや保護者に知ってもらい、携帯電話の使い方を親子で話し合い、ルールを決めてほしいと考えております。教育委員会といたしましても、学校教育、社会教育の場で情報モラルについての啓発を行っていきたいと考えております。

それから、かみっこメールの関係でございましたが、ちょっと通告の中身では読み取りができてなかったので詳しい数字はちょっと説明ができません。対象の小学校につきましては、楠目、山田、舟入でございます。システムは何校か（入れている）ということでございます。それから、学校の利用数といいますかこの3校の利用数でございますが、4月からにおきまして約半数弱、正確な数字はちょっとチェックはできておりません。それから、利用料の関係なんですけど、個人負担が月、1人400円ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 比与森議員の野鳥の森整備工事に関しまして、1番から4番までございますがお答えを申し上げます。順序が違うかもわかりませんがよろしくお願いを申し上げます。

泰山公園野鳥の森整備工事は、平成19年度の事業の中の一事業でございまして、駐車場を含めた設計委託業務を平成19年7月に発注をしまして、本年2月に完了をいたしてございます。野鳥の森整備分に関しましては、昨年10月に成果品として受け取ってございます。流れとしましては、おおむね議員の言われたようなことであります。

建設コンサルタントに対します位置づけとのことでございます。

建設都計課としましては、設計業務に関しましても整備工事に関しましても、入札依頼を財政課にいたしてございます。財政課のほうは各年度で出されております入札参加資格申請書に基づきまして適切な参加業者を選定をし入札をしておりますので、どの業者が落札をしても業務に支障はないものというふうに考えております。建設コンサルタントには設計図書の作成、数量の積算等の業務を委託してございます。その経過で建設

コンサルと協議ということはいたしてございますけれども、建設コンサルタントもつき合いのある業者がございまして、そこの出された図面を参考図として今回成果品として出されております。この建設コンサルタントの成果品を精査した後に市としまして実施設計書を作成をして入札にかけるということになっております。今回、秦山公園野鳥の森整備工事の予定価格としましては、3,250万円でございます。落札制限価格が2,200万円、落札金額が2,398万円で、これがいずれも消費税抜きの金額でございます。参加業者数は18社で、うち1社が辞退してございます。

使用材料についてでございますが、展望台、東屋の材料は公園資材を扱うメーカー各社が製造してございまして、製品には木材、擬木、鋼材、合成木材など多種にわたっております。建設コンサルの出されました完成図面に基づき、入札時には約束された材料でという議員の話でございましたが、入札前の設計書に複数のメーカーの製品を使用することが決まっているような発注形態は好ましいものではないと考えてございます。設計書作成におきましては、特定のメーカー指定にならないような規格で設計書の内訳としております。今回の展望台、東屋は公園として景観上の配慮も必要で、屋根の形など意匠的な意図をより明確に示すため、建設コンサルタントの作成しました図面を参考図として添付してございます。仮に参考図を設計図とした場合は、柱の材質と円形の柱の2点で設計に該当するのは県内メーカーでは1社しかございません。これはメーカー指定に当たるものでありますので好ましいものとは思っておりません。工事の発注の後に請負業者から材料使用承認願いが提出をされ、規格、仕様、品質についてチェックをいたしました。直接雨がかけます柱は、ヒノキの直径20センチメートルの丸材にウッドレックスという表層処理をした上に、腐食しやすい足もとには20センチメートルの銅板をこう巻いてございます。ウッドレックスとは材木の表層をプラスチックのようにかためたもので、秦山公園の総合案内板の柱、梁にも使用しております。屋根のない案内板で、風雨に常にさらされた条件下で、条件的には展望台、東屋よりも悪い環境ではありますが、設置後3年近くになりますけれどもほとんど劣化が見られておりませんし、美観的にもより自然に配慮した野鳥の森にふさわしいものと考えております。梁、小屋根につきましてはヒノキ材に加圧注入の防腐処理をしたものを使用しておりまして、腐食の心配はしておりません。また、展望台の手すりにつきましては、参考部ではコンクリート壁にボルトで外付けとなっておりますでしたが、業者から出されました承認図ではコンクリート壁を厚くしまして手すりの柱を埋め込みにしたもので、より安全な構造となっております。そのほかにもテーブル、ベンチの足が桜御影石できており、耐久性がアップしているという状況でございますし、議員の言われました、床材が劣化の激しい材料ということでございます。池公園と同じ材料ということでございましたが、池公園の材料につきましては本木材を使用しているという情報を得てございまして、床が反り上がってきたので打ち締めをしたというふうに話を聞いてございます。当公園では、床材につきましては建設コンサルタントの勧めますような合成木材をデッキとして使用して

おりまして、この材料はデッキ専用材料となっております。以上の内容から、明らかに同等以上として材料承認をいたしてございます。

耐用年数についてでございますが、各メーカーいろいろ問い合わせをいたしました。カタログを見ましても数字的な保証がないようでして、これは私たちが住みます住宅と同様に、同じ材料でつくっても環境や維持管理によって寿命が違うためというふうに思われます。参考図面と同じ仕様の子どもの広場の東屋は設置後で3年でございますが、梁、小屋隅の鋼材に若干錆が発生をしておるといいう状況でありまして、今後メンテナンスが必要になっておるといいう状況にございます。保証につきましては、基本的には材料に対します無料保証というものはございませんけども、工事請負契約第44条で2年間の瑕疵担保というものがございます。また、構造耐力上主要な部分や雨水の浸水を、侵入を防ぐ部分につきましては、10年の保証となっております。

以上、お答え申します。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 比与森議員さんの質問でございます。

まず初めに、4月26日、行政連絡会におきまして、就任早々とはいえ市債の残高等々それから今回の火災報知機の件につきまして十分なお答えができなかったことについて、地区長（自治会長）の皆様方、議員それから執行部の皆さん方に、深く反省しおわびを申し上げます。

それでは、今回の火災警報器の件につきましてお答え申し上げます。

平成16年の消防法改正によりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。当市におきます公営住宅につきましても、香美市火災予防条例第29条2におきまして住宅の関係者、いわゆる住宅の所有者、管理者というふうになっておりますので、香美市がこれについて火災警報器をつけるという前段があります。この場合、公営住宅の場合、入居者がどの部屋で就寝するのかわからないということがあります。というのは、入居者が順番に家へ帰って、個人の持ち家であれば就寝はこことかいうふうにありますけど、現にダイニングの隣で就寝している方も実在しておるといいうことがあります。それで、就寝の寝室とはいえ、各部屋の階段を有する住宅の階段上部に設置するという事で今回の工事に当たりました。

1番目の1世帯当たりの警報器は何台設置したかということは、前段の要件を踏まえまして1世帯当たり5台でございます。片地につきましては3DK、3部屋とダイニングと階段でございます。ダイニングにつきましては熱感知器、その他の部屋につきましては煙感知器で、設置費用としましては1世帯6万4,000円でございます。

2番目に、設置業者の選考方法とその理由を問う。そしてその業者の所在地はということで、これは、選考方法としましては指名競争入札で業者を決定しております。平成19年度の設計金額、今回の全体の警報器の設計金額は500万円以上となっておりますので、発注基準のA、Bランクの電気業者を指名して入札を行いました。そして、

落札業者につきましては、香美市の株式会社四電工山田営業所さんというふうになっております。

次に、既存住宅では電池式タイプが適していると思うが家庭用電源タイプを導入した理由と申しますのは、先ほど議員さんも申されましたように電池式は本体は壊れません、基本的に。ただし電池が電気切れという可能性があります。ですから、設置によって経過年数で電池切れとかなった場合、常時管理ができないというおそれがあります。当然電池の交換が必要となりますので、公営住宅であることから機能しない状況では支障が出るという判断に基づきまして、原則電源タイプを導入しております。

4番目の今後警報器を設置しなければならないものにつきましては、中央2号団地8戸が今年度、平成20年度の施工予定となっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため、1時まで休憩をいたします。

（午後12時00分 休憩）

（午後12時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。まだおなかのほうは消化中だと思いますけど、頭のほうへもちょっと血を流していただいて、よろしく願います。

市営プールの事故の件ですが、1回目の質問で2例ほどコメントを紹介しましたが、ほかにも「責任の所在を明確に示す判断だと思います。前任者がとか上司がとかではなく組織として責任、その時の責任者の特定は今後とも続けてもらいたい。また執行猶予つきであっても、禁錮刑では失職し退職金ももらえない。」というコメントに対して、「子どもは無残な死を遂げているのに何という主張をするか。」という反論もあります。また、「執行猶予つきなのに不平を言う被告さん、もしあなたの子どもが同じような事故で亡くなったら、その管理責任者を絞め殺してやりたいぐらいでしょう。自分の過失で幼い子どもが亡くなっているという現実をよく自覚してください。」また、「当時だれが担当であっても防げなかったような気がする。公務員も気の毒だ。有罪になった職員に同情。責任を問われるべきはこの人たちだけじゃない。」といういろいろなこの判決に対して全国からコメントが寄せられています。高見元課長は当時59歳、河原係長は45歳、2人の家庭のことを思いますと同情するコメントが寄せられるのもわからないわけではありません。しかし、幼い少女が死亡した責任も非常に重いものがあります。以上のことから、香美市のトップとして市長はどのような見解をお持ちかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

2点目の携帯電話によるいじめですが、まだ皆さんも記憶に新しいと思いますが、5

月の下旬には（福岡県）北九州市で女子高生が「死ね。」と書き込まれて自宅で首つり自殺をしたという事件もありました。この事件では、月曜日の新聞に「父親が記者会見し、書き込んだことを認めた同級生を今週にも侮辱の疑いで福岡県警に告訴する方針」という新聞記事も寄せられていました。この記事の内容から、会見で父親は「吐き気を催すような書き込みを何度もされていた。学校側はけんかやいじめはなかったと報告してきたが、こういう書き込み自体がいじめ行為だ。」と指摘。「他の生徒の関与など学校の調査ではわからない件が多い。警察の捜査で真相を解明してほしい。」と強調。そして女子高生の遺書には書き込みをした同級生について、「私はいじめられました。人1人を死に追いやった。逮捕されるべきです。」と自殺する前に遺書を書かれています。このような事件が後を絶たないわけですが、一昨日の高知新聞に「有害サイトに注意、（高岡郡）日高村日下小学校で携帯電話講座」という記事がありました。紹介してみますと、「携帯電話の危険な一面も知ってもらおうと、高岡郡日高村本郷の日下小学校で、15日、有害情報対処講座が開かれ、児童や保護者ら約220人が携帯電話の安全な利用方法について考えた。同小学校PTAの主催で、県警本部少年隊員を講師に招いた。児童向けの講演そして保護者向け、特にフィルタリングを使用することなど、家庭内での使用ルールに関しての講習を行っています。保護者からは、「知らない人にメールをさせたくない。」とか、「携帯電話を持たせるときはよく話し合ってからにする。」という、「気を引き締めた。」」その後の意見として出されていたようです。香美市におきましても、先ほど教育次長のほうから答弁いただきましたが、保護者も児童・生徒も含めた正しい使い方についての知識というか、そういう有害サイトの危険性とかいうものを保護者も含めて取り組みを、講座等を開催して認識してもらう必要がありはしないかというふうに思いますが、今後の対応についていま一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、かみっこメールはすいません、通告、自分が文を書いて通告を忘れていました。教育次長のすばらしい頭脳で答弁いただきましてどうもありがとうございました。申しわけないです。

秦山公園ですが、再度確認ですが、展望台の床材それから東屋、展望台の柱は、間違いなく品質的に劣るものは使っていないということでえいのかどうか、その確認だけ1点お願いしたいと思います。

そして、市営住宅の警報器ですが、1世帯当たり6万4,000円ということですが、Aランク業者による入札ということで四国電工（株式会社四電工山田営業所）ですか、これは法的に公営住宅の管理者として入札でこういう業者を使わないいけないのか。通常であれば5～6,000円であるわけですね、1つの警報器が。電池式、10年保証寿命の警報器でも大体インターネットで安いところで探せば4,000円ぐらい。あと、量販店とかホームセンターとかへ行けば5～6,000円で購入できるわけです、1台が。取り付けも簡単に、電源式でなければ簡単に取り付けができるわけで、5台を取り

つけても、6,000円としても約半額以下の金額で設置ができるわけですが、公営住宅の設置については電源式でなければいけないという法律があるのか。また、その設置に関してはAランク業者による設置でなければならない、その根拠。10年式で電池が云々という財政課長の話もありましたけど、メーカーが10年保証する製品を担当課のほうで8年に一度点検すれば、そんなにだめにはならないような気がします。その辺の答弁をよろしくお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

埼玉県ふじみ野市の市営プールでの女の子の死亡事故に対しての、判決について市長の見解はということであります。

この事故につきましては本当に悲惨な、かわいそうな事故であったわけでございまして、本当に今でも思い起こしますとたまらなくなるわけでございます。こうした事故が1つの警鐘として全国に、やはりこうした施設の管理、あるいはまたほかのことについてのやはり警鐘を大きく鳴らしてきたわけでありまして、また今回のこの判決につきましては当時の担当課長また係長が有罪判決になったということ、これについてのやはり責任の所在といいましょうか、そういったものが法の中で出てきたわけでありまして。当然、こうした管理責任、設置責任というものは当然問われてくるわけでありまして、トップであるやはり市長としての責任もここでも大きく問われるのではないかというふうに思っておりますし、またそうでなければ私自身としてはならないというふうに思っております。本市におきまして、こういう施設につきまして再点検をしますと同時に、このようなことのないように各課関連の施設等についての点検をさせたことにございます。こうした施設だけではなくて、やはり市の事業であるものについて、すべてその責任はあるわけでございまして、特にトップの責任というものは常に重いと。また同時にそのときの身の処し方は常に考えておくべきだということをお自身は常に考えております。また同時にそうした身の処し方まで考えておるということにつきましては、やはり私自身は職員との、いわゆる信頼関係がなければ言えるものでもございませぬし、私自身としましては全職員を信頼をして、何事のことにつきましてもやはり課の中で協議をし、あるいはまた関連の課で協議をし、そして十分に精査をした中で上がってきた事業、あるいはまたそうした事柄につきましても、そのことに全幅の信頼を置いて私自身は行っております。職員は私のことを頼りない市長と思っておるかもしれませんが、私はそういう思いで職員に全幅の信頼を置いてやっておりますので、最終的なこうした場合の責任はやはり市長に特にあるというふうな思いをいたしておるわけでございます。日々プレッシャーに悩まされながら日を過ごしておりますが、しかしこうした事故がないように全力でやはり当たっていくということは、組織のやはり日ごろのコミュニケーションといいましょうか、そうしたことも大変大事なことでありますので。また同時にこう

した判決が出たということは、職員にもそうしたことが起きてくるということ、十分に自覚もまたしなければならぬ大きな警鐘であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

16日の高知新聞の日高村での携帯電話の正しい使い方の講座ということでございます。私のほうもちょうど切り抜きを持っておりまして、確かに保護者は子どもに知らない人にメールをさせたくない。あるいは携帯電話を持たせるときはよく話し合ってからにするということで、基本はこのネットいじめの怖さなどを保護者に十分に知ってもらって、家族の方と話し合っただけで正しい使用をしていただきたいというのが基本でございます。

そこで、現実的にこのような知識の学習の機会を設けてはということでございます。確かにそういう部分もあらゆる機会を通して呼びかけもしていきたいし、また、携帯電話の怖さについて相談窓口が、私が紹介したのは県教委と言いましたが、ほかに高知市少年補導センター、あるいは県警のサイバー犯罪担当それから県警の少年サポートセンターというところが電話での相談窓口にもなっております。そういうところもピアールもしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点。この対策法が可決される前に政府の教育再生懇談会のほうから提言をした内容につきましては、小・中学校に携帯電話を持たせないよう保護者らに求めるということでした。これに対して、首相補佐官は携帯電話を持たせないといっても強制できるわけではないということ、やはり業者とか、あるいは報道関係、そういう表現の自由の部分もでございます。営業の部分もでございますので、今後この携帯電話、あるいはその携帯の機能につきましては、さらに拡充されていくというふうに思います。それら対応が十分にできるかということについては、この法律だけでは十分な対応はできないというふうに考えておりまして、今後さらにあらゆる機会を通して携帯電話の正しい使い方についての情報モラルについての啓発を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 比与森議員の2回目のご質問の展望台の床材、柱は品質は劣らないか、確認とのことでございます。

柱でございますが、1回目のご質問で金属で覆われているというご質問でございましたけれども、柱を金属で覆っている部分は足もとの20センチぐらいの銅板の部分だけでございまして、その他の部分につきましてはヒノキ材を10%以下の水分に乾燥したものに表面処理としてプラチック加工をしたものということになっております。この柱につきましては、周囲の林の木のように似せましてこげ茶色に着色されているという状

況の木を使用してございます。傷がついて水が侵入しない限り腐らないものというふうになっております。

それから、床材につきましては合成木材を使用しております、デッキ専用材を使用しておりますことから問題はないものと考えております。池公園の床材は劣化が激しいとのことでございますけれども、施工方法によりまして、温度によります伸縮に配慮を欠いたものではないかというふうに考えられます。いずれにしましても、東屋、展望台それから手すり、ベンチ、屋根材等の材料を総合的に判断をしまして、明らかに同等以上ということで材料承認をいたしてございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 比与森議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目の電源タイプにする法的根拠があるかないかということでございますが、条例の中におきましては住宅防災警報器等規格省令に合ったものであればよいというふうになっております。その中でなぜこれを選んだかと申しますと、後の維持管理その他もろもろの条件の中で、管理者としてこれがいいだろうということで選んでおります。

それからこれを選んで、それにつきまして、これを設置するにおきましては、我々担当が直接行ってつけるんじゃなくて電気工事士の資格等ある業者を選定してそれをお願いしたと。今回設置箇所につきましては、戸数386戸、この戸数を一括入札しております。そういうことで、より安全であるという判断のもとにこういう電源タイプを採用しております。先ほど来出ております管理責任も今後、十二分に考えた上での設計施工でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦でございます。通告に従いまして3点にわたりまして質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

①でございますが、子どもたちの活字離れが問題となっている中で、子どもがより読書に親しむ環境をつくるために子ども活動推進に関する法律が平成13年12月に成立をしております。平成14年から平成18年までの5年間、学校図書のために毎年地方交付税で措置をされてきました。新たに平成19年度学校図書整備計画として今後5年間地方財政を措置されることが決まりました。これによって、さらに魅力ある学校図書に向けて古い本を更新するための買い換え、百科事典などもふやしていけるものと思っております。未来を担う子どもたちが良書と出会うことは、豊かな想像力、読解力を身につけて豊かな人間形成を図る上で重要であります。しかし、高知県の場合、小学校図書費のうち5割強を他に流用しているとのことでもあります。本市の学校図書館標準と現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

②でございます。都道府県独自のレベルの比較で教材費の予算化が最高だったのは、

東京都の16.5%、最低は2.5%の岩手県でした。教材費の3分の1が目的外に使用していたことが新聞等で報道されております。その理由として、9割の自治体が財政難などを掲げております。もちろん、ご承知のように交付税は一般財源でありまして、使用は限定をされていません。文部科学省は学校図書館図書整備5カ年計画としまして、昨年度から5年間毎年200億円ずつ、合計1,000億円を市町村に配分をすることとしております。子どもたちの図書環境を充実させる予定だったが実体が伴わず残念であるとの見解を示しております。昨年始まった全国学力テストには77億円もの大金が投じられており、さらに5年間継続させる方向であります。読解力は読書をおいてほかにはないはずであります。本県はもちろんだこの自治体もかつてない財政難に見舞われており、こういう非常事態をとらざるを得ない事情はわかるわけであり、しかし、だからといって未来を担う子どもの教育にかかわる予算を他に回すことが許されるでしょうか。平成20年度の本市における小・中学校の交付税は、これは図書費でございますが、地方公共団体交付税は幾ら算入をされているのかお伺いをいたします。

後期高齢者の制度について①でございます。

4月14日、厚生労働省の調査でわかったことが新聞等で報道されました。それによりますと、県下のかかりつけ医の届け出数は14件であり、6%にとどまっているようであります。担当医は、原則的に開業医がつきまして、半径4キロ以内に診療所がない場合のみ医師の認める規定があるそうであります。ある診療所で聞くとところによりますと、こう言っているわけでありまして。それは、この「余り評判がよくなく、医師会も反対をしている。」そうであります。「1カ月6,000円と決められているが、健診が上乘せされる治療もあるかもしれない。」と。「今のところ届けていない、考え中である。」と、このようにある診療所では言っておるところであります。医師会の中に診療報酬の報告払い制度の算定を行わず、出来高払いで算定をする動きがあります。2008年度診療報酬改定における後期高齢者診療科についての厚生労働省の見解も示されております。その見解によると、「届け出を行っていないが、診療所にかかる費用は従来どおり出来高払いで算定できるか。」という問いに対しまして、「あくまでも拒否の方針であり、届け出を行っていない診療機関においては算定をできない。」と。「出来高で算定をする。」と答えております。この制度の内容がわかればわかるほど、地元の医師会、個人の開業医が反対をせざるを得ないのではないのでしょうか。このような中で、現時点での県下の（かかりつけ医の）届け出数と香美市の届け出数はどのような状態に、状況になっているかをお伺いをいたします。

②でございます。

75歳以上の外来の診療では、高血圧、糖尿病など慢性疾患の診療にかかる費用を月額6,000円で頭打ちにする診療報酬の包括払い制度が一部導入をされました。これに対しまして、年齢によって人間の価値を差別することになるのではないかとの批判が起り、診療報酬の撤回をすることを求める運動も起こっております。2008年度診

療報酬改正で、医師や患者の希望で包括払いを選択せずに、従来と同じ治療、報酬とすることも可能であります。これが厚生労働省の見解であります。診療報酬を定額制にしたら、少額の診療であっても6,000円が支払われ、逆に医療で6,000円以上かかる診療でも超えた分が払われないと、本当におかしな制度です。6,000円以上払われなくなると、これは診療所の持ち出しとなり赤字となるわけでありまして、この制度では必要な治療が制限をされると判断をし、届け出をしなかった医療機関が多かったのではないのでしょうか、見解を求めます。

次、③であります。

65歳から74歳の障害者や寝たきりの人なども後期高齢者制度の対象になります。しかし、75歳以上のように全員が強制的に入るではありません。自治体によっては後期高齢者医療制度にならないと障害者の医療費助成は受けられなくなるという問題が起きております。

そこで伺いますが、被保険者資格について、通知では現在65歳以上75歳未満の方で障害者認定を受け障害者の対象となっている方は、4月からは後期高齢者医療広域連合で障害を受けたものと見なされ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。しかしながら、障害者の申請を撤回すれば、3月31日までに市に申し出ることにより、4月1日以降は後期高齢者医療制度に加入せず現行の国民健康保険または被用者保険に引き続き加入することもできます。また、後期高齢者医療制度に加入をした後でも広域連合へ障害認定の申請を撤回し、申し入れることもできます。障害年金を取り消した日から国民健康保険被用者保険に加入することになります。65歳から74歳までの方で、一定の障害のある方については、後期高齢者保健へ加入するとかしないかは選択できることを丁寧に説明してきたのかお伺いをいたします。これは通告に書いてありましたのでわかるかと思えます。

あわせて、本市の対象者の中で後期高齢者医療保険に加入しなかった人はどれくらいおられるのかお伺いをいたします。

日ノ御子河川公園についてであります。

日ノ御子河川公園の右岸には子どもたちの遊び場がありました。市消防自動車が合併する前からなくなっていました。子どもたちは珍しさもあったかもしれないが、保育園の子ども、そして小学生の低学年、小学生であります。子どもたちの間には非常に人気がありました。そのほかにもすべり台や滑車によってすべるといいますか滑車に乗って遊ぶ遊具もありましたが、今はすべてなくなっております。日ノ御子河川公園は、本市はもちろんのこと市外からも、この夏休みにはこの上のほうでバーベキューや水泳などもでき、大人から子どもまで楽しく遊ぶことができました。子どもは、遊ぶことによって子どもに考える時間を与えるわけでありまして、公園にはそれぞれ違う遊具があるので、まずは子どもに与える時間を、子どもに考える時間を与えるでしょうし、公園に行く前から楽しくなります。子どもと一緒にハッスルして、弁当を持って来て芝の上で

昼食をとるとか、それも1つの最高の喜びでもあります。遊具が老朽化から撤廃をされてなくなっておりまして、子どもたちのために、消防車であればよいわけですが、また何か代替品としまして設置できないものでしょうか。お伺いをいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

小・中学校、図書費の学校図書館標準とその現状ということですが、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備する蔵書の標準として学校図書館図書標準というものがあります。学級数に応じて蔵書の標準的な冊数が示されています。ほとんどの学校で蔵書冊数は図書標準を上回っていますが、学級数に対する充足率で言えば鏡野中学校で0.87、繁藤中学校で0.66ということで、標準を下回っているというような状況があります。

平成20年度の学校図書購入費についてですが、小学校は230万円、1校当たり約25万5,000円でありまして、中学校では120万円で、1校当たり30万円というような状況、現状になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 久保議員さんの教材費についての、②香美市の小・中学校における平成20年度地方交付税、図書購入費は幾らかということにお答えいたします。

平成20年度の地方交付税はまだ算定前でございまして、8月じゃないと確定いたしません。ちなみに平成19年度の交付税につきましては、の算定における需用額、小学校費で275万2,000円、中学校費で193万7,000円となっております。需用額の75%が入ってくると推測されますと、香美市におきますと350万円で、小学校費に230万円、中学校120万円の図書費をつけておりますので、大体この線でおるといふふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の後期高齢者医療制度のご質問についてお答えします。

まず、高知県のかかりつけ医としての届け出件数ですが、高知社会保険事務局に問い合わせ確認したところ6月13日現在でも14件は変わらないとのことでした。うち、香美市内の届け出件数は2件ということでした。

次に、届け出の医療機関の関係ですが、こういった状況ですので、多いとは考えておりません。

そして、65歳から74歳の障害者や寝たきりの人などについてですが、65歳から

74歳の障害者や寝たきりの人など従来の老人医療を受けていた方全員に個別に説明文を送付しております。来庁や電話でのお尋ねに対して説明を行っております。ご質問の中にもありましたように加入については選択ができますので、脱退後の加入や加入後の脱退もできるということを説明しております。

また、本市外の対象者、65歳から74歳の障害者や寝たきりの人などで高齢者高齢者医療に加入していない人数の把握についてはできておりませんが、65歳から74歳の障害者や寝たきりの人などで、従来の老人医療を受けていた方で後期高齢者医療に移行しなかった方は43名です。

○議長（中澤愛水君） 香北支所業務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所業務管理課長（竹内 敬君） 12番、久保信彦議員のご質問にお答えをいたします。

日ノ御子河川公園につきましては、昭和56年に設置をされまして以来、香美市内外の方たちに夏場を中心に憩いの場としてまた行楽の場としてご利用いただいております。公園内には木製、鉄製、コンクリート製等、約10種類の遊具が設置をされておりました。また、廃車となりました消防自動車も置いておりました。遊具につきましては、老化、劣化が激しく、安全性の確保が不適當のため、平成17年度に撤去をいたしました。また、消防自動車につきましても、置いたものの車体が壊されたり傷つけられたりまたガラスは割られる等の被害が続く、遊具には好ましくない状態になっていましたので、遊具同様に平成17年度に撤去をいたしました。現在公園の管理は指定管理者制度により株式会社香北ふるさと公社に委託をし、行っています。遊具を設置したとしましても、人家からは離れており、人目につきにくい場所であり、また、行楽時期以外や平日等は人通りも少なく管理がなかなか難しいのが現状で、以前のように壊されたりすることが懸念されます。また、当公園ができました昭和57年ごろはほかに遊具のある公園もなかったようですが、現在ではアンパンマンミュージアム前の広場等何か所かに公園がございまして利用されております。最近公園は遊具も設置されておりますが、それ以外に芝生等の広い芝生があり、利用者が自由に思い思いの遊びをしているのが現状でございます。当該公園も現状は芝生広場になっており、自由に使って遊んでいただければと考えております。

以上のようなことから、新たな遊具等の設置につきましては、現在のところ考えておりません。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 図書費の件ですが、まず最初に平成19年度地方財政措置が決まりました、この学校図書館整備計画というものがあるのでしょうか。香美市へ届いていればご答弁をお願いをしたいと思います。学校図書館整備計画でございます。

そして、大体整っておると、このように言われましたけれども私も独自に学校を回りました。実は3校回りまして、それで最初に言われたことは「図書費がふえる見込みが

もうない。」と、このように言われました。学校の先生からはそのように言われました。そして、保護者の方ですね。文化資金というのが100万円あるそうです。この団体保険の利益の還元金なわけですね。今年は、ほんで「50万円確保していけたらと思っていただけれども今年は34万円であり、合併してからはしょういけんようになった。」と、このように言うわけであります。だから、「その100万円のうち10万円程度は図書費に。」と、このように言うておりました、学校では。だから、PTAの会費はPTAの活動のために使うのが本来の役割だろうと私は思いますけれども、しかし、買いましようということで善意の気持ちもあるかと思ひます。このような状況でございます。そして、古い本が非常に多くあると。新しい本がないと、少ないと。全然ないとは申しません。「(新しい本が)少ないが、新しい本を入れないと情報がなかなか子どもさんに伝わらない。」と、このように言うておりました。それで、PTAから10万円を出しておるといふことについて、本来これが正しいのかどうか。学校図書費ですからね、先生方もこの最低の金額を要求をするわけですから。それにはこたえていくべきじゃなかろうかといふように思ひます。それで、そこら辺をもう少しご説明をお願いしたいと思ひます。

また、ある学校では10万円、これ年に、2～3年に1回寄附があるそうでございます。それを図書費に回しておると。この方も善意からのこの気持ちだろうと思ひますが、この26万円の、「生徒の多い少ないかは別にしましてこの2万円ずつ毎年減っていく。」と、このように言うておりました。これは別の学校でございますけれども、そのように言うておったわけであります。「言語学習の一環としてやっているが、なかなか伝え合う力が育たない。」と、このように非常に学校の図書費の件では苦勞しているようにも思われます。また、別の学校ですが夏休みには何人かで、先生が10冊なら10冊受けもって、そして別の先生が10冊受けもって修繕を、古い本を修繕をしておるといふことも聞いたわけであります。これも合併前に、合併前と言ひますけれど、時々言ひますが、合併前には30万円あったのが、この20万円であると、このように言うておりました。実際そのようなことだろうと思ひます。だから、これらをどのように思ひておられるのか。また、今後どのようにしようとしておられるのか。このあたりをお願いいたします。

そして、地方交付税でありますけれども、ちょっと聞きにくかったわけでありましてけれども、1,275万円(答弁は「需用費、小学校で275万2,000円。）」と言ひましたと思ひます。そして、中学校は1,937万円(答弁は「(需用費)中学校費で193万7,000円)」であったと思ひますが、これらはすべてこの図書費に回しておられるのかどうか、そこの辺をお伺ひをしたいと思ひます。図書費ですね。

それから、この後期高齢者の、これしょう聞こえなかったわけでありましてけれども、まず3番目の点についてお伺ひをいたします。

今この厚生労働省は、自治体が独自の判断で行っておるなどと地方にその責任を押し

つけております。日本共産党の小池 晃参議院議員は、こうした動きの背景には、やっぱり自治体だけではなく厚生労働省の責任も大きいということでありまして、そこで小池議員が「これでは受け取った人が選択できる制度とは思えない。」と、「不適切な周知だ。」と指摘をしております。そういう、この国会でのこの指摘に対しまして舛添要一厚労相は、「自分で窓口へ行き手続きをしなければならず、障害を持った人に親切な周知とは言えない。」と。「周知の徹底の仕方を改善をしたい。」という発言をしておりますのでございまして、こういう、これは通達のひな型でありますけれども、こういうものが高知県の広域連合なりへ、またこの市町村なりへ配付をされているかどうかもお聞きをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 久保議員さんの2回目のご質問にお答えしたいと思います。

読書については、言葉を学んだり、未知の世界を知ったり、想像力を高めたり、感性を磨いたり、そして子どもの成長にとって欠かせないものだと考えています。先ほどたくさん文化的な資金とかPTAからの寄附とか修繕のお話も伺いました。学校教育課のほうでも、学校からの予算要望はたくさんあります。毎年のように優先順位を決めて、できるだけ前年度を下回らないようなことで予算措置をお願いをしております。読書についても良好な読書環境を整えるように適切な予算を要望していきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 久保議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、平成19年度普通交付税算定の需用額が小学校で275万2,000円、中学校費で193万7,000円でございます。それで、平成19年度、平成20年度に当市が予算としてつけておるのは、小学校費で230万円、中学校費で120万円でございます。この平成19年度の金額につきましてはあくまでも交付税の需用額として見ておる金額でございますので、算入すると75%ぐらいであって、それを計算すると350万円ぐらいになると。それで予算と合わすと同等になっておると。ただし、あくまでも普通交付税として入ってきますので、一般財源で、56億円余りの中の一部でございますので、これをすべて今後もつけるというような約束はできません。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の2回目のご質問にお答えします。

文書が来ているかどうかということのご質問だったと思いますが、この番号についてはよう確認をしておりますが、こういった老人医療に今まで入っておった障害のある方で、65歳から74歳の方々に対する説明については実施せないかんというようには考えておりますので、これまで全員の方に個別に説明文等を入れて送付をしております。

それで、来庁とか電話でお尋ねがあった場合には丁寧に説明をして、脱退された方、引き続き加入された方、それぞれ本人あるいは家族の方の納得によって決定されてそれぞれの保険に加入しているというように考えております。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問いたします。

まず最初に行政不服審査についてお尋ねいたします。

昭和37年制定の行政不服審査法の抜本的見直しが図られるわけですが、改正の中身にまず触れさせていただきます。1点目に、異議申し立てと審査請求との区別を廃止し、審査請求に一本化し、あわせて審査請求における手続保証のレベルが充実されました。2点目に、手続保証の強化により審査請求の審査を担当する独自の職として審理員の設置、国の不服審査会に対応する調査審議機関を設けるという組織的措置が必要となりました。3点目に、審査請求期間が従来の60日から3カ月に延長されました。

地方自治体に影響を及ぼすポイントを数点述べさせていただきましたが、それを踏まえお尋ねいたします。

最初に、本市での異議申し立てに対する事務はいかに進んでいるのか。また、現在までのところ本市における行政不服審査の対象となり得る行政処分の内容、件数及び異議申し立てや審査請求に関する問い合わせ、また不服申し立てに至った件数、その内容、結果についてお尋ねします。

2点目に、行政不服審査法改正に伴い前もっての準備等が大切と考えます。審理員の指定については困難が予想されますが、審理体制の整備をあらかじめしておくことが肝要と考えます。また、弁護士等含め専門家に非常勤として受けていただくことも考えられますが、見解を問うものです。また行政不服審査会条例の制定や、制度改正による条例、規則等の改正の流れについて目途をお持ちなのかお尋ねします。

あわせて、審理員の設置や行政不服審査会での審査標準審理期間の設定など不服申し立て制度を統一的に運用していくためにも事務処理マニュアルの整備の検討が必要だと考えますが、お尋ねします。

3点目に、本市においても情報公開、個人情報保護制度の運用状況を見る限り、今回の改正により行政不服審査制度の利用の増加が見込まれます。また、これまでは処分を下した職員は審査する側の背後にいる存在として直接的負担は免れてきましたが、今後審査請求がなされた場合、その手続きは審理員、第三者機関にて行われ、処分担当者は請求人等の質問に対し反論を行うことが求められます。職員としての一層の資質、能力向上が求められるわけですが、見解を求めるものです。

続きまして、学校耐震化についてお尋ねいたします。

5党共同提案された改正地震防災対策特別措置法案、学校耐震化促進法案が今国会で成立したところであります。法案の柱は、1つ目は、市町村が行う公立幼稚園、小・中

学校施設の耐震化事業について耐震補強工事の国庫補助率を現行2分の1から3分の2へ、改築への補助率を現行3分の1から2分の1へ引き上げる。2つ目に、市町村に公立学校施設の耐震診断実施と結果公表を義務づける。3つ目に、私立学校施設の耐震化にも配慮するというものであります。ただし、補助率の引き上げ対象は震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標（IS値）0.3未満の建物、約、全国で1万棟であり、引き上げ期間は2010年までの3年間となっております。自然、大地震での大きな被害を目の当たりにし、議員立法で提案され可決の運びとなったわけですが、耐震性のない施設は全国に4万棟以上あるわけでそれらの耐震化も急がねばならないと考えるところです。本市においても順次小・中学校の耐震診断、耐震補強に取り組んでいるところではありますが、この法案の成立によって変化を来す点を含めお尋ねをいたします。

昨日の織田議員への答弁で、市長は命にかかわることであるので大切と考える。また耐震化は重要であるが、限られた財政の中で検討を加える旨の話をいただきましたが、きょうは一步も二歩も踏み込んだお答えを期待して質問させていただきます。

最初に、県独自の補助制度についてですが、子どもの安全と地域の避難場所として待ったなしとなっている校舎の耐震化について、県は確か年間1億円ぐらいの予算措置を行っております。1つには公立学校施設耐震診断支援事業費補助金で、2003年8月より施行しております。1981年以前の建物で2階建て以上または200平米を超す非木造の校舎で、屋体等の耐震診断費用及び評定手数料が対象となり、補助率は3分の1以内となっております。さらに、2007年には公立小中学校耐震化促進事業補助金要綱をつくり実施しております。耐震補強等工事にかかる経費で、国の補助対象経費のうち6分の1以内、実施設計にかかる経費のうち2分の1以内を補助するという制度です。これらの制度の、本市での実績及び今後の申請予定についてお伺いします。

2点目に伺いたいのが、この法案が成立したわけで補助率引き上げとなり、財政運営の厳しい地方にとっては、制度利用は財政的にも助かるわけでありまして積極的に取り組む必要性を感じます。期間が3年間ですのでもう少し長ければとも思いますが、実際のところ本市にて対象となる学校施設はどのようなのか。現在進行中の山田小学校、鏡野中学校は対象となると考えますが、その他にも含めいかがでしょう。また、耐震補強といえども1億円以上の予算規模となります。制度利用にてどれだけの財政的メリットが生じるのかお尋ねいたします。

3点目に、本市においても山田小学校、鏡野中学校と大規模小中学校から順次耐震診断、耐震補強を進めているところですが、ほか、小・中学校において3年間は財政負担が軽減されるわけでありまして、学校耐震化を前倒しして行うことが可能と考えますが、見解を求めます。

4点目に、国はIS値0.3以上の施設についても同時並行して、地方の計画、要望に対しては積極的補助を行うと答えておりますが、本市の学校耐震化の長期的計画をこ

の際お尋ねいたします。

続きまして、税についてお伺いします。

最初に前納報償金制度についてですが、廃止ということで1年間かけて周知するということがあります。その方向で担当課が取り組んでいるわけでありましようが、現在までのところいかに周知を図ったか。今後の予定とあわせてお尋ねします。また、市民からの問い合わせ等はどうであったのかお願いいたします。私が何人かに聞き合わせたところ、1つには「これだけ税負担が上がってきたら前納どころではない。」、「何とかやりくりして前納してきた。できれば続けてほしいけど。」アパート、マンションを営んでいる方は、「固定資産税が高額で、それこそ固定資産税ぐらいでも続けてもらえんだろうか。」また、「率を落としてでも続けてほしかった。」等々であります。確かに前納しづらい状態に市民は追い込まれているわけですが、制度の存続を望む声も多々あったということをお知らせしておきます。あわせて、本年度の前納の状況を固定資産税と6月13日、市県民税前納①の結果で、今までと比較してどうであったか数字でお示しいただきたいと思っております。

納税の猶予についてですが、昨年この件についてお尋ねしたとき、前任の収納管理課長は申請もないし全く考えてない旨の答弁でありました。しかし、今日の状況を見るとき、税のシフトは消費税及び住民税中心へと移行してきたわけでありましよう。ご承知のとおり中小業者が不況にあえぐ中、所得税は払っても倍以上の負担となった住民税が払えない状況が今後顕著になると予測されます。私どもにも住民税等支払えないという相談があるわけですが、滞納に陥ってからのものがほとんどで、分納も誓約履行されず、納税の猶予が地方においても徴収の猶予の要件どおりに行われることが市民の立場に立った姿勢と考えるところでありましよう。担当課長には参考資料として前もってお渡ししている4月16日開会の衆議院財務審議委員会での議事録をもとにしてお尋ねし、本市としての、国税庁次長の答弁にあるような姿勢をお持ちなのか見解を問うものです。

最初の中小企業の現状のところは省きまして、2枚目の下段のところから内容をおさらいしてみたいと思っております。質問者は佐々木憲昭委員です。「それで事業者が諸般の事情で納税が困難になったとき、国税通則法、徴収法では納税の猶予あるいは換価の猶予という措置があると思っております。その立法の趣旨と適用要件、これを述べていただきたい。」。佐々木政府参考人、国税庁次長です。「国税通則法の納税の猶予、要件でございますが、納税の猶予の要件は、1つは納税者がその他その財産につきまして震災、風水害、落雷、火災、その他の災害を受け、また盗難にかかったこと。納税者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、また負傷したこと。納税者がその事業を廃止し、また休止したこと。納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。それから、上記の事実に類する事実に基づいて納税者がその国税を一時に納付することができないと認めるときには、その納付することができないと認める金額を限度といたしまして、

納税者の申請に基づいて納税の猶予を行うことができるとされております。」おりました、再び憲昭委員、「それから通達ですね。納税猶予等の取扱要領、その猶予該当事実の中に納税者がその事業につき著しい損失を受けたこととありますが、それはどのような場合か示していただきたい。」国税庁次長、「納税の猶予取扱要領におきましては、納税者がその事業につき著しい損失を受けたということにつきまして、例えば直前の1年間の利益金額の2分の1を超えて損失が生じる場合など、著しい損失を受けた場合においてというふうにされております。その要件を満たす場合に納税の猶予の要件に該当するものと扱っております。」佐々木憲昭委員、「その通達を見ますと、購入予定の資材の高騰、在庫商品の価格の下落などによる損失の発生それから下請企業である納税者が親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、その他納税者が市場の悪化等その責めに帰すことができないやむを得ない事由により、従前に比べ事業の操業度の低下または売り上げの減少等の影響を受けたことというふうになっていると思いますが、そういうことですね。」国税庁次長、「先生が今おっしゃったのは、類する事由ということの内容として規定されております。」佐々木憲昭委員、「ここで納税者の責めに帰すことができないやむを得ない事由の中にこういうことが書かれているわけで、つまり資材が急騰したそれから市場が非常に悪くなった、不況が深刻化した、そういう経済環境の急激な悪化というものも納税猶予の要件に含まれる。こういう理解でよろしいですね？確認です。」国税庁次長、「先ほどおっしゃいました規定、まさにそのとおりでございます。」最後のページにいきまして、佐々木憲昭委員が財務大臣に伺っています。「最後に財務大臣にお伺いしますけれども、相手の状況をよく見て、やはり事業を継続させていくということが非常に大事だと思います。その事業がつぶれてしまったら将来の税収の確保ができなくなるわけですから、これは国税庁、財務省としても中小企業に対して成り立つような、そういう姿勢でこの徴税問題に対しても対応する、そういう方向でやるという決意を最後にお聞かせいただきたいと思います。」額賀財務大臣、「個別の事情をそんたくして、取るだけではなくその商売が生かせるのならば生かしていかなければならないし、そういうことをよく幅広く考えながらやっていくことは当然のことだというふうに思っております。」と。以上が国会の委員会での質疑の中身ですけれども、事業の存続のためにも、納税の猶予について今まで本市としては取り組んでもきておりませんし、実際市民の側もそういう立場であったかもしれませんが、所得の減少によるものは対象になるものとの考えについて、担当課長の答弁をお願いいたします。

続きまして、滞納処分の停止についてお尋ねします。

行財政改革推進特別委員会の以前の議論でも出てきておりましたが、本市の財政運営上の健全な方向として滞納処分の執行停止、即時停止の対応策を今後とっていくということでありましたが、現状はどうであるのかお尋ねいたします。

停止の要件は、地方税法第15条の7の第1項及び第5項では次のように書かれています。地方税法第15条の7第1項、「地方団体の長は滞納者につき次の各項の1に

該当する事実があると認められるときは滞納処分の執行を停止することができる。」と
いうことで、「1つに、滞納処分をすることができる財産がないとき。2つに、滞納処
分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。3つに、その所
在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。」、即時停止は（地
方税法第15条の7）第5項に書かれております。「第1項第1号の規定により滞納処
分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものである
とき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき
は、地方団体の長が前項の規定にかかわらずその地方団体の徴収金を納付しまたは納付
する義務を直ちに消滅させることができる」となっております。本市における基準は明
確にお持ちなのか、ケース・バイ・ケースになっているのか。その点お尋ねいたします。

続きまして、窓口における本人確認についてお尋ねいたします。

住民課の窓口対応は、明るく丁寧、親切で市民の評価も高いところではありますが、今
回の本人確認の強化によって市民の反応はどうであるのか。支所の状況もあわせて伺う
ところです。私に寄せられた市民の反応は、広報を見て、「運転免許証を持っていない
方は、保険証を持っていても他の書類を常時携帯するわけじゃないし、しょう難しゅう
なったね。」とのことでした。（本人確認書類が）2点ないと証明書が出せんがやろう
かと心配する人もいたわけです。戸籍法の改正、第10条の4では、「請求者が明らか
にしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し
必要な説明を求めることができる」となっています。また市長の諸般の報告でも、本人
確認書類をお持ちでない場合は聴聞等によりその確認を行っているとのことでした。広
報にも明確にそのように書いておくべきではなかったのか。それを知らない市民は相談
して、また取りに帰らねばと考えるもおかしくないわけであります。配慮が不足してい
たのではと思いますが、そこでお尋ねします。

個人情報を守るため本人確認をとの説明がありましたが、窓口業務でのトラブルの有
無についてお聞きします。

2点目に、周知の期間が短かったのではと考えますが。また運転免許証での本人確認
がほとんどと思いますが、2点以上での本人確認の割合はどうなのか。また（本人確認
書類を）1点しか、もしくは1点もお持ちでない場合、次から2点必要と強制をしてい
るのか。年金手帳や証明等を持ち歩かせることは市民に負担を強いると考えますが、い
かがでしょう。

3点目に、証明書交付までの事務の流れを確認いたします。提示いただいた書類をカ
ウンターから手前で長時間預かることはないとの認識でいいのでしょうか。あわせて聞
き取り等はマニュアル化されているのか。またその内容をお尋ねいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

行政不服審査に関しまして3点ほどお尋ねでございました。まず初めに香美市の状況でございますけれども、合併以降、平成18年、平成19年の中でございますけれども情報公開に関するもの3件、生活保護に関するもの1件ございまして、情報公開に関するものは香美市情報公開審査会の採決によりまして公開2件、不受理1件となっております。また、生活保護に関するものに関しましては県の採決をいただきまして、これにしたがいまして保護を開始いたしております。

次に、法改正に伴って審理員、条例マニュアル等についてのお尋ねでございますが、議員の言われるようにこのたびこの行政不服審査法が、昭和37年からのものが改正になりました。部分改正ではなくてもう全面改正ということになっております。これは国のことをベースにしながらできておる法案でございましてなかなか、自治体についてはどのような形になるのかというところが十分にまだ押さえ切れていないというのが実態でございます。ご承知のように衆議院のほうは通過をしても参議院のほうはまだということになっておりますし、その附則のほうで見ましても、「この施行が公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行する」ということでございます。その間に準備はしてよろしいよと、附則の第2でうたっておるといふような状況でございます。そうしたことから大変大きな、制度の内容が様変わりしてございまして、行政としてはこれから十分に検討していかなきゃいけないというところがございますが、今後法改正がされましてこの審理員の配置でございますとか条例の整備、これは当然していかなければなりませんし、業務といたしましては、香美市では業務マニュアルを作成しておるといふことでございますから、これに付随して整備することになるかというふうに考えております。議員のおっしゃるようにその制度の改正に伴ってこの審査の件数がふえるんじゃないかというふうな推測でございますけれども、利用者がふえるかどうかについては想像はできませんけれども、職員の資質向上ということにつきましてはですね、このことを外してもやはり行政の事務の基本的な問題でございますので、当然資質向上のためにはしっかりとやっていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 山崎議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

学校耐震化についてですけど、まず1点目の公立学校施設耐震診断支援事業費補助金の実績ということですが、この事業は議員さんも言われましたように平成15年度より補助率3分の1ということで補助制度が始まっております。平成16年度、旧土佐山田町において小学校校舎11棟、屋内運動場2棟、中学校校舎1棟について1次診断を実施し、補助対象事業費1,273万6,000円、補助金額424万円となっております。平成17年度においては、同じく旧土佐山田町において鏡野中学校校舎5棟と屋内運動場1棟、補助対象事業費642万2,000円、補助金額214万円となってい

ます。公立小中学校耐震化促進事業費補助金の実績については、平成18年度から補助率6分の1ということで制度が始まっています。平成18年度に大宮小学校校舎等改築工事において、補助対象事業費3億6,668万5,000円、補助金額6,111万3,000円となっています。平成19年度は同じく大宮小学校改築工事において、補助対象事業費2億4,625万5,000円、補助金額4,104万1,000円となっております。

2点目の法案成立にて対象となる学校施設とあわせて財政的なメリットというところですけれども、鏡野中学校では校舎及び屋内運動場、繁藤小・中学校では屋内運動場が対象となっています。鏡野中学校は1次診断で校舎5棟中3棟がIS値0.3未満、香北中学校は2棟中1棟が優先度調査、1次診断をする前の調査ですけれどもランクが1となっております。2次診断の結果により対象となる可能性があるというところです。財政的なメリットのことですけれども、平成20年度から平成22年度の3年間の時限立法となっています。地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される、地震の際に倒壊等の危険性の高い、耐震2次診断でIS値0.3未満の公立小中学校等の建物が対象となります。国庫補助はかさ上げされ、補強事業で補助率2分の1から3分の2、改築事業については3分の1から2分の1になりました。起債充当率の拡充及び元利償還金に対する地方交付税充当割合については、起債充当率75%から90%に、交付税充当割合は50%から66.7%になっています。香美市では、平成27年度まで合併特例債、これは起債充当率95%、交付税充当割合70%ですけれども、を補助裏及び継ぎ足し単独部分にも充当できるということです。財源上はもともとから有利な状況にあると言えると思います。以上のことからIS値0.3未満の建物について補強事業を行う場合のみ、補助率のかさ上げ分だけメリットがあると考えています。

3点目の学校耐震化を加速させ、前倒しで行う可能性はということですが、担当課としましても近い将来必ず起こる南海地震に備え、児童・生徒の安全及び地域住民の避難施設としての安全確保のため、危険性の高い校舎等を含む学校について事業の前倒しを含め耐震化を加速する必要があると考えています。現体制の強化を含め関係箇所調整の上、早急にまた検討していく必要があると考えています。

4点目のIS値0.3以上の施設についても、地方の計画、要望に対して積極的に国が補助を行うということですが、本市の方向性ということですが、耐震2次診断から耐震補強設計、耐震補強工事という流れになっていますが、診断、設計とも第三者機関、これは四国耐震診断評定委員会、四国外にもありますけれども、評定を受ける必要があります。これに相当の日数を要する上、施設の規模にもよりますが学校施設を使用しながらの工事となると思われますので、工期の延び、どんなに急いでも工事完了まで最短でも2年はかかると思われます。現在、山田小学校、鏡野中学校という規模の大きい施設の耐震を進めておりますし、危険性、優先度の高い校舎等を含む学校から取り組むため、すべての建物のIS値が0.3を超える学校について、仮に3年以内で耐震

化を完了するという事は非常に困難な面もあろうかと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の前納報奨金についてのご質問についてお答えをいたします。

前納報奨金につきましては、3月議会におきまして早期の周知を図るということで議決をいただきました。その後、行政連絡会で報告をいたしまして、5月に固定資産税、6月に住民税の納税通知書を送ったわけでございますけれども、その納税通知書に同封をいたしまして納税者全員に周知文書を送りました。今後の予定といたしましては、広報で、時期についてはちょっとまだ未定なんですけれども、広報でまた周知を図るというように予定をしております。

それと、問い合わせについてということでございますけれども、問い合わせについては、税務課にあった問い合わせについてはほとんどございません。数件ありました。内容は廃止になることの確認等というのが問い合わせ内容、ほとんどがそういう内容でございました。

あと前納状況については、固定資産税につきましてはほとんど前年と変わっておりません。住民税につきましては、まだ前納報奨金の前期が（6月）13日（まで）、それもまだ回ってきてない分もございますのでちょっと何とも言えませんが、住民税についてもほぼ平成19年度と同じぐらいだというふうに予定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えさせていただきます

まず、2番目の納税の猶予の件でございますが、地方税法第15条で徴収猶予の要件等が規定をされております。納税猶予の要件は、「納税者または特別徴収義務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にかかったとき、その事業を廃止し、または休止したとき、その事業につき著しい損失を受けたとき、納税者もしくは特別徴収義務者またはこれらのものと生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。また、以上の事実に類する事実があったとき」と規定をされております。徴収猶予はこの規定に該当する場合に認められることとなってきます。徴収猶予は納税者からの申請を前提条件としておりますが、申請の時期は特に規定をされておられませんので、事実が発生したときに申請ができることとなっております。なお、徴収猶予の期間ですが1年以内の期間に限ることになっておりまして、また、猶予期間内に納付、納入することができないやむを得ない理由があると認めるときには、その期間を延長することができることになっております。が、既に受けている猶予期間とあわせて2年を超えることは、それでもできないということになっております。

次に、3番目の滞納処分の停止の現状と明確な基準ということでございますが、山崎議員のご質問と重複する部分があるかと思っておりますが、答えさせていただきます。

滞納処分の執行の停止につきましては、地方税法第15条の7で滞納処分の停止の要件等が規定をされております。第1項の規定により、平成20年3月31日付けをもちまして滞納処分の執行停止をしております。市税、これには市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税がありますが、につきましては143件となっております。うち第4項に該当するものが107件、この理由は3年間継続したときに徴収金を納付し、納入する義務が消滅するものであります。第5項に該当するものが36件、これは直ちに消滅させることができるものであります。なお、36件につきましては、平成19年度において不納欠損処理をしております。また、保育料につきましては8件ありまして、第4項に該当するものとなっております。保育料は児童福祉法第56条第10項の規定によりまして、地方税の滞納処分の例によって処分をすることができるということになっておりまして、これで対応しております。

滞納処分の執行停止の基準であります。滞納処分をすることができる財産がないとき。滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。以上の事実があると認められるときとなっております。今回の法に基づく執行停止の理由は、第4項の適用につきましては生活保護、所在の不明、死亡、自己破産、資産なしであります。第5項適用によりますものは、死亡による相続放棄、職権消除、国外への帰国者、倒産となっております。当該理由が基準としたものに今後なるとどうかと考えております。なお、当該法令を適用するに当たりましては、滞納者の生活状況や資産状況等十分調査した上でのごことあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 山崎議員の証明書の交付請求における本人確認についてお答えいたします。

1の法改正後に個人情報保護に関するトラブルの発生があるかのご質問ですが、住民基本台帳法及び戸籍法の改正により、5月1日から窓口における本人確認を行っております。この間、「どうして本人確認をするのか。」といった質問等は時々受けますが、特にトラブルなどはありません。支所もあわせてありません。

2と3の周知期間や市民の反応、事後の流れ等につきましてはあわせてお答えします。今回、住民基本台帳法も戸籍法も平成19年に改正されたわけですが、施行期日につきましては直前まで正式決定されず、施行規則の一部改正等も大変遅くなりました。また、県の市町村振興課や法務局による改正法の説明会も3月上旬から中旬にかけて行われ、事務上の詳しい取り扱いが示されたのは本当に直前でした。そのため、事前のお知らせは広報掲載2回を考えておりましたが、実際は4月の1回になってしまいました。なお、

改正後ですが、6月の広報にもう一度掲載をしております。その他の周知方法としまして、窓口へパンフレットを置く、ポスターを掲示するといったことをいたしました。周知期間としては少し短かったと感じております。

確認方法につきましては、運転免許証や住基カード、パスポートなどはそれ1点で確認できますが、そういった書類をお持ちでない方には、基本的には健康保険証や年金手帳など2点以上での確認をお願いしております。しかし、健康保険証など1点のみの方、また何もお持ちでない方もいらっしゃいますので、その場合は住民票や戸籍の記載内容についての聞き取り、また面識等によって確認を行っております。マニュアル化はいたしていませんけれども、担当者が個別にケース・バイ・ケースで対応して、本人確認ができるまで行っております。

証明書交付までの事務の流れについてですが、まず窓口に来られた方に交付申請書へ記入していただきます。次に、様式の中に必要者との関係という欄がありますので、それによって請求理由の記載が必要であるかどうかを判断し、理由が必要であれば記入していただき、代理人の場合は委任状の確認もしております。もし、ご質問のようにどうしても本人確認ができないということがあったとしたら、できるだけ努力はいたしますけれども、その場合は証明書の交付ができないということもあります。ただ、改正後そのようなケースは1件もございません。

また、法改正後の市民の反応ですが、本人確認につきましては他の市町村や金融機関等でも行っていますので、大半の方が普通に応じてくださっています。それと、そのお知らせの中に聴聞等を行うならそのことを明記すればよかったのではないかというご質問ですけれども、下のほうに本人確認ができるものをお持ちでない場合はご相談くださいというふうに、一応書いてございます。この広報を出す段階でまだ細部にわたって余り示されていないのでなかなか書き切れなかった部分がございます。これを出すときにはもう一応、基本的にはその法に準拠した形で確認を行いたいと思っておりますので、こういう形で出させていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時54分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、2回目の質問をさせていただきます。

行政不服審査について若干お聞きします。

昨今、後期高齢者医療制度での不服申し立て等が全国的に、各県とも200件から300件というふうに出ています。これは県に対してですけれども、そういう状況が何

かあれば今後市にも起こってくるということは予測されるわけでありまして、そういう中で現在のところで1点お尋ねしたいのは、現行の行政不服審査制度でも処分を行う場合は不服申し立てができる旨の教示を行うことを1つの特色としているわけですが、今後やっぱりこの傾向が強まっていくと思います。行政指導等も、書面によってなされるものについては処分と同様に教示を義務づけるとか、また書面によらない場合の行政指導等であっても教示を行える場合は、その可能性を追求するというふうなことの方向性も示されています。やっぱり市民と対応するにも大変な部分もあると思います。そこら辺のところで、現在までのところの教示、不服申し立てできますよというふうな教示のところは十分であったか。今後そういう部分についても職員さんに対しての教育というものはどう進めていくのか、その点を1点だけお願いいたします。

学校耐震化についてですけれども、市長の見解もいただきたいということをまず最初に述べておいてから質問のほうには移りますが、担当課長のほうもよろしく願います。

丁寧に説明していただいたわけですが、実際のところ耐震化関連の国の当初予算自体は1,040億円台と今まで少な過ぎたわけで、結果補正で同規模額を上乗せして対応してきたというふうな現実があります。地方の要望が多く、取り組みが加速すれば予算確保はするというふうな、国も見解は示しております。それで、その中で今回の件を受けて文部科学大臣が異例の呼びかけをいたしました。ご承知と思いますけれども。先だつての高知新聞の記事ですが、「渡海紀三朗文部科学相は13日午後の記者会見で、事業主体の市町村に対し倒壊の危険性が高い約1万棟の公立小中学校施設の耐震化について原則3年を目標に取り組んでほしいとする要請文を発表した。閣僚が直接自治体に特定事業の早期実施を呼びかけるのは異例」と。「要請文は、自治体は広く情報をオープンにし、耐震化の重要性を認識し行動を起こしてほしい」と、「市町村に強く求めた」と。改正法の施行日は本日6月18日ですね。これに決定されていると。文科相は会見で「地方財政が厳しい中でも努力して学校耐震化を最優先に進めてほしい。」と述べ、市町村に予算確保を訴えたということで、こういうことというのは珍しいことでもあります。あわせて岩手・宮城内陸地震のこともあります。本当に地震対策は早過ぎるに越したことはないという思いです。先ほどの答弁の中で、かなり財政面でメリットでも起債充当割合のこととか交付税充当のこととか言われてました。そして、中身ですが、実際鏡野中学校は今鋭意進んでいるので、これも対象になるという、0.3未満で対象になるということです。繁藤（小・中学校）のお答えのことも出ましたわね。まだ手はついてないというふうに思うんですが、まだ中身では香北（中学校）が今ランク1で早う直せというふうな指標であるということのを伺ったわけですが、やっぱりこれも県の審査では0.3以下になるであろうと。対象になる可能性が大きいという中で、やはり私は財政的な部分でどうなのかという部分で、確かに優先順位さまざまあるかとも思いますけど、それはやっぱり市民の理解も得られる

ことでありますので、学校をやっぱり早急に補強なり改修していくということは大事な視点というふうに思いますので。

そういうことで若干話をさせてもらったと思いますのは、先だっただきました本市の地域防災計画の施設等の整備計画の中で、香美市の公立小中学校の既存建物の改築事情から云々ということ、実施予定年度が平成18年から平成21年ですので端的に3年間ですね、あくまでも予定ですけど。終われば概算事業費は5億円で13億5,500万円、荒っぽい計算になりますけれども、6分の1に国の補助率が引き上げられて市の負担が6分の1、逆に減少しているわけですので。そうしますと、3年間ですべて行ったら2億2,600万円経費が助かるというふうに。これは一番荒っぽい計算ですけど、実際そうはならないということは先ほど担当課長の話の中であつたわけですけど、実際また、個別具体的に言いますと、鏡野中学校の場合に、耐震補強にまず1億円ぐらいは最低でもかかるというふうなことも聞いたことがあります。山田小学校も1億円ばあかかったですね。まあまあえいですわ。ごめんなさい、また間違ったら指摘してください。鏡野中の耐震補強、もし仮に1億円かかったとした場合、6分の1に市の負担が軽減されるとなれば、ほか、また県の補助金等も使ってしまったので、そういうのをあわせれば2,000万円ぐらい一財から出す分が少なくて済むし、先ほど言った起債充当や交付税の充当の部分で言ったらかなり、当初の予定をそのまま進めていったらお金が要るということは、これは事実でありますわね。実際、国において補助金の費用単価が実際よりも低いというふうにも思いますけれども、前倒しして、先ほど出た繁藤（小・中学校）とか香北（中学校）とか、そういうところで0.3以下の、IS値0.3以下の部分については耐震改修や補強が行えるというふうに私は確信しますが、いかがでしょうか。ちなみに安芸市のほうは市長が前倒しで行うということが、先だつての市長の表明で。安芸市がやるからどうかということ、うちの門脇市長にとっては関係ないというふうに思いますけど、そこら辺のところはぜひ配慮いただいて。もちろん研究もしなければならぬし、具体的に財政的な部分は、財政課長が余り出たくないみたいな顔をするかもしれませんが出していただいて、子どものためですのでね。そういうことで、やっぱり予算措置ができるのであれば必ず。やっぱり早くしないと、それこそ本当に3年というがはあつという間に過ぎますので。これはやっぱり決意のほどをお示しいただきたいというふうに考えます。

次に、税についてですけど、納税の猶予についてですけども、1つだけ収納管理課長に確認したいのは、国税庁次長の見解と同じということ、えい、ですね。先ほど納税の猶予、徴収の猶予のことを述べていただきましたが、先ほど私がる長時間かけて説明した部分の対応をしていくということで、その点だけ確認させてください。よろしく願います。先ほどの国会の、やっぱり質疑で答弁を受けて、この間各地の税務署ではやっぱり納税の猶予について適用拡大の方向性が、実際やっぱり示されています。税というものはもちろん国税もありますけど地方税もありますんで、そこら辺のところが一貫

した方向性でやっていただきたいということでもあります。

滞納処分の中身等はわかりました。

証明書の交付請求における本人確認については理解できましたので、ありがとうございました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 2回目のお尋ねについてお答えしたいと思います。

行政不服審査に関しまして教示を徹底をなささいという話でございますけれども、直接市長に不服申し立てをするようなものにつきましては60日以内に市長にというようなことで、小さな文字で書いてあります。ただ、ご承知のようにこの行政不服審査法はその法と個別法によりまして成立をいたしております。個別法が、この附則の後のほうにも書かれてあるわけですけれども約32本の法律がございまして、それは法律に基づいて個別法で審査ができるということもございまして、そのあたりを十分に徹底していかなければいけないというふうに思っております。今回の改正法につきましても2カ月の教示というふうなこともございまして、再審査につきましても教示しなければならないと明記されておりますことから、このことは徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員の学校の耐震化についてのご質問、市長からということでございます。

1回目の質問のときより一歩も二歩も踏み込んだ答弁をというふうなお話でございましたが、学校教育課長からも詳しく答弁もさせていただいておりますし、先ほど山崎議員の1回、2回の質問の中でも細かい点の耐震性の面についての重要性は十分に認識をいたしておりますし、また答弁を一歩も二歩も踏み込んだということになりますと昨日の答弁にも、また大変申しわけないこととなりますので、そうした重要性は十分わかっておりますので、なお学校教育課または財政課等との協議をしながら進めていくということで答弁にさせていただきたいと。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

地方税法第15条第1項に徴収猶予の要件等が規定をされております。その第1号から第4号までありますが、その第1号から第4号に該当する事実に類する事実も認めましょうということになっておりまして、その事実に類する事実というのが逐条解説に載っておりますのでちょっと読まさせていただきます。逐条解説は、「事実に類する事実があったときとは、おおむね次のような場合をいう」ということでありまして、幾つかありますが、その中に「納税者等の取引先等である債権者についての次のような事実が生

じたためにその債権に対する売り掛け債権等の回収が困難または不能となったとき」とかいうことで、11ぐらいその条件が載っております。そして、「納税者が事業の一部について休廃止した場合及び操業度または販売額等が前年の同期に比べて80%以上減少している期間が一月を超えるとき」とか、それともう1つ、「納税者がその事業につき現実の損失を受け、それに起因して納付を困難とする場合で、かつその損失額」、1年間に相当する金額のようですが、「その事業の過去3カ年間の平均年間利益額の3分の1を超えるとき」とかいうふうに載っております。こういう部分を参考にしまして、申請がありましたら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。最後の質問をさせていただきます。

学校の耐震化についてですが、大変しつこいと怒られるかもしれませんが、教育長はやっぱり必要というふうに考えてますよね。ぜひ担当課を含めて、市長のほうに強力に要請をしていただきたいというふうに私は思うところであります。財政的なメリットについても担当課のほうからも明らかにされましたし、市長は検討はしていつてくれるというふうには思いますけど、やはり早いほうが私はえいというふうには思っておりますので、ぜひそこでご決断のほうよろしくお願ひしたいところで、お願ひになったら質問になりまので、いきませんので、ぜひ再度前向きな答弁をいただきたいということだけ申し上げます。

それと、納税の猶予についてですけれども、会議と言われましたかね。何かの会議のことを出されました？（答弁は逐条解説について出している。）先ほど。ごめんなさい、ちょっと聞き取れませんでした。実際、先ほど国税庁次長とのやり取りの中で引いた線が私は今後の基本線になるというふうに考えてます。何の会議で話されたかちょっと確認できませんでしたが、それは大分以前のことであるかどうかわかりませんが、準じて、中身自体が11項目あると言われてましたけど、準じていけばいいんですけれども、先ほどの点、長々やり取りした中の中身に準じているという認識でいいかどうか、再度確認させてもらってすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 山崎議員さんの第3回目のご質問にお答えしたいと思います。

私のほうから余りつけ加えることはないんですけれども、和田学校教育課長が申しましたこと、また市長さんがおっしゃったこと、そのあたりを私としてもしっかり受けとめながら、基本的にその必要性については同感でございますので、そういったことをしっかり押さえた上でなお人的な体制等、検討をしなければいけない課題も残っておりますので、そういったことを含め検討をしっかりしていきたいというふうに考えます。よ

ろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 3回目のご質問ですが、国税庁次長の答弁の内容と先ほどの地方税法の逐条解説ですが、その中に載っておる内容と類似はしておると思いますので、中身については検討していく価値があるかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 質問のご意志を十分頭に入れて協議をしてみたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 16番。黒岩。私からの今回の一般質問には国の施策で市町村の政策が大きく影響すると思われるものがありますので、このことについて最初に3点お伺いし、その後に市長の政策と教育委員会関係について質問をさせていただきます。

それでは、財政問題についてお尋ねいたします。

先ごろの新聞報道で、「国による学校図書館図書整備5カ年計画を受けての図書整備が、地方公共団体においては昨年度は30%の自治体しか図書購入費に使っていない。」との報道がありました。これは、国においては図書整備費を地方交付税措置とし、一方地方では地方交付税は一般財源と解釈するからであります。国においては、地方交付税措置されたものはまだまだあろうかと思われます。そこで、香美市としてはこのようなものを、すなわち地方交付税は一般財源であり香美市の裁量として扱うのか、それとも100%そのものに予算化するのか、見解をお伺いいたします。

次に、消防庁においては全国的に消防団員定員の10%まで女性の割合をふやそうとする方針を打ち出しており、昨年は全国で1万5,000人を超えたとの報道がありました。また、全国的には女性消防団員を募集する自治体もふえ、増加の傾向とお聞きしております。また、内閣府で取りまとめておられる男女共同参画会議による文書でも女性消防団員という言葉を目にすることができます。香美市においては過疎化の地域もあり、団員募集が困難になる傾向であります。このような現状では女性消防団員募集も一考と思われますが、市としての女性消防団員についての所見を賜りたいと思えます。

次に、保健行政の中で健診についてお伺いいたします。

この質問に当たりましては、前段に別の新制度の例を申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、制度の執行を受けて大変論議されております。このことにつきまして、私は前回の一般質問で周知徹底はとの質問をさせていただきました。国がつくり新たに行う制度は、住民が理解するには説明が欠かせません。福田総理におかれても、記者の質問に対し説明不足を口にしておられました。国において新たな制度ができたとき、その説明は市町村が多くを負うこととなり、市町村担当者のご苦勞に思いが

至るところであります。この現状の中、今年より新たに始まった制度の中に個別健診があります。従来の健診に個別健診が加わりました。これは既に文書の発送や申し込みの受け付け等が行われておられますが、医療機関も含めた対応であります。また、医療保険のうち健保、共済のほうの健診は医療機関での健診になれておられますが、国保被保険者は農林業、商工業者の方が多数でありますので、医療機関へ足を運ぶことよりも集団健診になじまれているのではないかと考えております。後期高齢者医療制度の混乱を見るとき、個別健診の周知説明も必要と思われませんが、現状と今後の対応をお聞かせください。

市長におかれましては任期半ばとなり、前回の定例会では同僚議員よりそのお考えはとの質問も出たところでもあります。そのお考えは、従来からの事業をやり遂げること、合併後の新しい香美市を創造することではないかと私は拝察しております。この2点から質問させていただきます。

まず、従来からの事業についてであります。今年度の当初予算で予算化できなかったものも幾つかあると思われませんが、防火水槽については前回の定例議会で指摘がありました。また、ほ場整備後の農道の舗装などもあります。これらについては幾つかあると思われしますので、一例をお聞きして門脇市政の運営を問うことといたします。

それでは、新設されました林道の舗装についてであります。この舗装は維持管理の上からも必要でありますので、従来予算化し対応してきたところでもあります。水はけなどを考えれば不可欠であります。今後、当初予算で予算化できなかったこれらは、補正予算で予算化していくのかお伺いいたします。

次に、合併後の香美市をつくっていくための事業であります。これにつきましては、議会でもまちづくり推進特別委員会で提言を行っていこうと活動しておりますが、まず何より私は市長の香美市人口に対するお考えが重要かと考えております。6月2日現在の人口は2万8,960人です。合併後3万(人)を切ったこの人口に対し、これ以上の人口減を食い止めるかどうかであります。このことについては、従来旧香北町、旧物部村などでは公営住宅を建設し人口流出を止めるなどの努力もありました。旧土佐山田町での工科大の誘致、工業団地建設による企業誘致などはこの対策であったかと思えます。人口減を食い止め、にぎわいのある香美市にしていくには、次の世代、すなわち若い世代に期待すべきと考えます。市長は若者定住対策についてどのようにお考えかお聞かせください。

次に、教育委員会関係の質問をさせていただきます。

教育委員会に関しましては、このたび明石教育長が就任されました。明石教育長におかれては、長らく教育現場に携われられ学校長などもご経験されておられるとお聞きしております。そのご経歴から、私ども明石教育長にご期待いたしております。またその期待は大きいものがございまして。そこで、教育長就任に当たり、その教育方針をお伺いいたします。なお、香美市におきましては、合併いたしまして学校の生徒数、児童数も学

校それぞればらばらであります。学力向上の問題も全国学力テストを受けて、昭和39年の学力テストまでさかのぼって前回本会議でも論議されました。また、登校拒否やいじめなどという言葉も聞かれる現実があります。これらにつきましては、教育長におかれては、その教育現場の経験から既に十分対応策もお持ちでお考えもおありになるうかと思っておりますが、教育長の引き継ぎ事項から一例申し上げます。

旧香北町では国際交流に関しまして、外国へ出すことも、外国から受け入れることなど事業も行っておりましたが、さらに香北中学校の寄宿舎に外国の方に入っただき、児童・生徒の国際交流を図っております。引き継ぎ事項の1つとは思いますが、充実を望むところであります。

次に、学校給食に関してお尋ねいたします。

学校給食に関しましては、その歴史を見てみますと脱脂粉乳とパンに始まりました。また、先割れスプーンなどというのもありました。このことで、私は食の欧米化が進み日本のはしの文化が廃れるのではないかとの思いも持っておりました。しかし、近年では米飯給食を取り入れております。近年といえば、食に関し食の安全が関心事となってまいりました。特にマスメディアによる中国産ぎょうざ問題やアメリカ産牛肉問題などによるものと思われまます。農業に関しましては、自給率の低い日本では外国産が当然多くなってまいりますが、香美市においても農業は盛んであります。お米や野菜も生産されているのでありますから、食の安全の意味からも地産地消の考えは当然生まれてまいります。地産地消といえば、旧香北町の時代、高知県においてもことの重要性において補助金を支出しておられたと記憶しております。また、香美市においても地産地消は行政として取り組まれておられると承知しております。その取り組みとして香北町の直販取り扱い所のみであります。昨年度の給食受注量一覧を拝見させていただきました。その一覧から学校関係の受注量が少し少ないように感じられます。

また、近年「食育」という言葉を聞くようになってまいりました。そこで、南国市が食育に関して県内でもいち早く取り組んでいるとのことでありますので、南国市教育要覧を拝見いたしますと、その中に食教育の推進として地域食材やしゅんの食材を取り入れた、楽しく特色のある学校給食充実に努めるとの一文がございました。また、国における食育基本法でもこれに似た一文を見ることができます。これらのことから、食育という立場でも地産地消は当然と考えます。なお、香美市学校給食研究協議会での資料から地場産物供給体制の整備については拝見させていただきましたが、さらに学校給食での食の安全、食育の立場から、地産地消を今後も積極的に進めていくお考えがおありかお伺いいたします。

私の一般質問は以上であります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 黒岩議員さんの財政運営についてのご質問にお答えいたします。

地方交付税は一般財源であり、香美市の裁量として扱うとの考えに変更はないかというご質問でございますが、全くお見込みのとおり一般財源として取り扱っております。と申しますのも、香美市におきまして平成19年3月にこういった香美市振興計画が出ております。この理念に基づいて、香美市の裁量として住民の安全と安心確保のために使わせていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 16番、黒岩議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在、香美市の消防団の団員定数は条例で442名となっておりますが、実の団員数は374名で、68名の欠員がございます。まず、この基本団員の確保が優先であるというふうに考えておきまして、各団長以下団幹部には欠員の補充をお願いしている状況でございます。消防行政では消防力の低下を招かないことが最も重要であることから、時代の進展による環境変化もございますが、各分団におきまして団員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。なお、今後は基本団員のほか昼間団員等含めた機能別団員と女性団員の必要性など、十分議論し、将来に向けての消防力の確保という視点で検討していきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 黒岩議員の質問にお答えします。

保険行政について、個別健診周知説明の現状と今後についてお答えをさせていただきます。平成20年度からそれぞれの医療保険者に対して、被保険者への健診の実施が義務づけられました。お尋ねは国保の被保険者に対する医療保険者としての個別健診の周知についてだと思いますので、国保の担当課の保険課からお答えをさせていただきます。

個別健診については、平成20年度から保険者への健診の実施が義務づけられることがわかった時点から、市役所庁内では導入に向けて検討をしてきました。平成18年度には個別健診の導入を決定し、平成19年度に従来の集団健診に加え個別健診も導入し、二本立てでの健診方法をとる予定とのことで、どちらを希望するか、健康づくり推進課において住民への希望調査を行いました。また、平成20年2月に全世帯へ特定健診、特定保健指導の周知と合わせて、個別健診など4月からの新しい健診についてお知らせしてきました。3月には平成20年度の健診希望調査を実施しまして、これらの調査やお知らせにより、ある程度は個別健診の周知につながったものと考えています。

また、昨年度末から現在まで行政連絡会、香美市連合婦人会総会、健康づくり婦人会、食生活改善推進協議会、市内各民生委員総会、香北、物部町各地区長会（行政連絡会）、物部消防団、JA女性部総会、その他、数団体など、各種団体へ周知のため説明を実施してきましたし、広報へも昨年9月号から今年1月号までと、（今年の）3月号と6月号へ掲載してきました。香美郡医師会とも連携して、かかりつけ医からも健診の勧奨を

していただくようお願いをしてきました。5月下旬には、特定健診の受診券を発送した際にも個別健診実施医療機関一覧を配付して周知に努めてきました。香美市ホームページにも掲載をしております。今後も健診の実施率が上がるよう継続した周知に努め、集団健診から個別健診が主体となるよう個別健診の周知、啓発に努めたいと考えています。

なお、特定健診、特定保健指導実施計画の概要版を7、8、9月号の広報へ掲載予定です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 黒岩 徹議員さんのご質問にお答えいたします。

新設された林道の舗装について、当初予算で予算化できなかったものについては今年度の補正予算で予算化していくのかとのご質問でございますが、林道開設事業時に合わせ、制度上舗装ができなかった箇所については、生活道を兼ねる路線を優先的にダム周辺環境整備事業、電源立地地域対策交付金事業等で舗装整備を進めてきました。当課が平成20年度当初予算として要望した香北町の御在所線、物部町の影仙頭線は、人家が奥にございませぬが急勾配、急カーブの路線であり、降雨時に路面が穿掘され維持管理に苦慮する路線であるため要望した路線ですが、財政的な関係で予算化されておられません。補正予算につきましては基本的に緊急を要するものに限られてきますので、今年度の補正予算での対応は困難ではないかと考えられます。維持管理の面からも舗装の必要性は十分理解しておりますので、来年度におきまして再度予算要求をしていきたいと考えております。

また、本年度には市道林道施設を含む平成22年度から平成25年度にかけて整備する道整備交付金事業に、御在所線また影仙頭線を含む5路線について舗装整備計画を立て申請する予定です。整備するまでの間は適時、路面の地ならし等で維持管理を行いますのでご理解をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 黒岩議員の定住政策についての、市長からの答弁をさせていただきます。

市政の活力と市政の発展はまさに人の力の集積がもとであります。人口減少は、市政発展にとって大きな影響を及ぼすこととなります。今後、日本の総人口が大きく減少していくことが予測されていく中で本市が人口を大きく伸ばすということは、現実的には大変厳しいものがあると考えますが、減少の幅を小さくする努力をしなければ行政の存在意義を問われることとなります。そのために、香美市としてこれからの市政発展のまちづくりをどのように進めていくかという進路を定めたのが第一次振興計画であります。この計画の中で平成17年国勢調査人口3万257人をもとにして見たときに、将来人口は平成28年には推計で2万6,803人となっております。これをさまざまな施策によって2万8,800人に設定をしております。これは、自然減及び社会減を越す自然増、社会増がなければ実現を図れないことから、人口誘導のための政策

強化が必要であろうというように思います。

そこで、定住政策の総合的促進として、人口減少の抑制のために若者が地元に着、高齢者が元気に自立生活を継続すること。すなわち、転出や死亡者を拒むこと、それとともに新規定住者の誘導のために若い層や、またゆとり世代のU・J・Iターンなどが挙げられておるわけであります。具体的には、仕事の確保として地域産業への就業促進、あるいは新産業育成や多様な働き方の促進、また企業誘致などによる雇用機会の確保であろうというふうに思います。先に尾崎知事の政策の中でも出されておりました産業振興計画についても、やはり本市においてもこうしたことにもしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思われるわけであります。また、住まいの確保として、既存住宅や宅地の拡張、あるいは定住促進重点エリアの設定また多様な住まいの確保が必要とされております。戸建ての空き家活用はもとより空きマンションなどの活用も民間業者との連携をしながら、こうしたことも考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

また、高知市と同じ都市計画区域や流域下水道でつながっておるというふうな、同じ圏域であるというふうな利点を生かした今後の政策も必要であろうというふうに思います。また、生活の応援として買い物や交通、あるいはまた住環境に関して利便性や快適性の向上を図ること。そして、医療や福祉面での安心の確保や結婚、子育て支援等、高齢者の生きがい確保が必要とされております。特にこの香美市振興計画におきましては、将来人口の2万8,800人を実現するためには若年層を中心に人口誘導しまして、そして子育てができるまちとしてそうした促進を行い、最終的には2,000人、あるいは500世帯の実質増を目指さなければならないということが示されております。そうしたことから、施策として若者定住に大きくつながる保育園の整備等充実を今進めておるところでございます。

また、私自身のまちづくりの理念と、いわゆる考え方が本当に似ておるといいますか、そうしたことが出ておりましたが、30年後には総人口が13%減少すると予想されている中で、三大都市圏では530万人が減少するそうです。また、地方圏におきましては、1,178万人の減少が予想されるとされております。年少人口が約40%減る一方で高齢者人口が約45%ふえ、急速に少子高齢化が進むということでございます。そして、基礎的な生活条件を維持できない集落がさらにふえることが予想されるという報告があるわけでありますが、こうした人、土地、村の3つの空洞化に加え、地域に暮らす意義や誇りまで失いつつあるという誇りの空洞化現象が起きているというふうに指摘をしております。

そういうことから、私自身も大変この香美市という中山間地域の多いこの地域にあって、先ほど私自身が述べました香美市での取り組み概要、そうした振興計画等に取り組んでいく中でも大変厳しい環境にあるというふうに私自身思っておりますが、しかしながら、そうしたことに取り組む1つの考え方、市民の方の理念、そうしたものをよりお

願いをしたいと思うことは、やはり自分たちが住んでいる地域を悲観視することは、決して、いわゆる若者がここに住んでいこうという思いには至らないのであろうというふうに私自身は思っております。先ほど文章で紹介しましたように私たちみずから、やはり地域に誇りと希望を持つことが大切であるというふうに考えます。そのような理念、思いを持って、やはりこれから政策に取り組み、そして、だれもが住みたいまちづくりに向けての具体的な政策の取り組みをしていかなければならない、そういうふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 黒岩議員さんの教育行政についてのご質問にお答えしたいと思います。昨日の教育行政についてのお答えと重なる部分が大分多くなると思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

香美市の教育の方針としましては、児童・生徒一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性をはぐくむことを基本として、基礎学力の定着と学力の向上、そして、みずから考え、判断し、行動する力の育成を図り、知、徳、体の調和のとれた心豊かな人間性と社会の変化に対応し得る能力の育成を目指して、地域と一体となった教育活動を展開していきたいと考えています。

また、学校評価をさらに推進し、その評価結果に沿いながら学校教育活動全般について充実を図っていきたいと考えています。また、児童・生徒にしっかりと基礎的、基本的な学力をつけていくことは、学校の基本的な使命であると考えています。したがって、全国学力・学習状況調査の結果をしっかりと分析しながら、今それぞれの学校で、それぞれの学校の実態に応じた取り組みを始めているところです。香美市としましても、仮称ではありますが学力向上対策検討委員会を組織しながら、香美市小・中学校一致して取り組んでいきたいということを考えているところです。

また、先の教職員総会のときに、教職員一人一人の先生方をお願いしましたことを校長先生や教頭先生にきちっと認めていただくお願いもしたところですが、この6月2日から学校訪問が始まっております。大栃小・中、片地小、山田小と、今4校の学校訪問を行ったところでありますが、その中でも私たちが教育委員会として先生方の授業を見せていただいて、その中でどんな工夫や努力がなされているのか。いいところをしっかりと私たちが受けとめながら、そのことを先生たちに返していくということを大切にしながら学校訪問をこれからも続けていくことにしております。

そういう中で、やはり現場で児童・生徒と日々直接かかわっている先生方が本当に香美市のこの教育方針を理解していただき、そして子どもたちのために、やはりさらに力を尽くさなければならないということを感じていただけるようにしていきたいというふうに思っています。学校訪問等を通してそういった先生方の努力、あるいはよさを認めながら、先生方が自信とやる気を持って学校教育に取り組んでいただけるように、

教育委員会としても精いっぱい努力していきたいと考えております。

また、黒岩議員さんがおっしゃいました国際交流の充実ということにつきましても、おっしゃられましたように香北中学校の寄宿舎の2階に外国の方がかなり生活をされていると。そして、いろんな機会に小・中学校にもということも聞いております。また、これまで中学校がカナダとの国際交流をしてきた経緯もありますし、山田高と一緒にラゴー市との交流も始めております。また、繁藤小・中学校では地域を挙げてそういった国際交流にも取り組んでいます。そういう取り組みのよさもしっかりと受け継ぎながら、今後ともこの国際交流の視点は大切な教育の1つであるというふうに考えておりますので、機会をとらえながら充実させていきたいというふうに考えております。

以上、お答えさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 黒岩議員さんのご質問にお答えいたします。

学校給食における地産地消の推進ということですが、学校給食の食材の現状ですけれども、お米については100%地場産物ということになります。細かいデータは十分持っていないんですけれども野菜については、平成19年度ですけれども、山田学校給食センターでは香美市でとれた地元の野菜の使用品目数は7品目、全部で67品目で約10%。香北学校給食センターでは26品目使用、全部で72品目、約36%。物部学校給食センターでは29品目使用、全部で73品目で39%となっています。香北、物部学校給食センターでは、食数も少なく地場産物の活用割合は高くなっていますが、山田学校給食センターでは、食数も多く地場産物の活用割合は低い状況にあります。学校や生産者等関係機関の協力のもと学校給食に地場産物を積極的に取り入れながら、また、それらを生きた教材として食育に関する指導に活用するなど努めていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 黒岩 徹君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は6月19日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後 3時49分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 0 年 6 月 1 9 日 木曜日

平成20年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日木曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	岡本 博臣
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	業務管理課長	竹内 敬
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦	業務管理課長	西村 博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成20年6月19日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、大石綾子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 皆さん、おはようございます。4番、大岸眞弓です。今議会最後の一般質問となりました。午前中もかからないと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

私は、住民こそが主人公の立場に立ちまして、今回一連の医療改革、生活保護行政、教育問題などに関して質問を行います。

まず、4月から実施をされております後期高齢者医療制度からです。

全国約3分の1の自治体から国へ意見書などが上がり、30都府県の医師会、老人クラブなどからも強い反対の声があった後期高齢者医療制度が始まりました。私たちは小泉内閣の骨太の方針という構造改革路線のもと、際限のない社会保障費削減の一環として掲げられた数々の医療改悪に、市民の立場から制度の問題点を明らかにし、見直しや中止撤回の声を上げてまいりました。医療改悪の1つである後期高齢者医療制度は、これまで指摘してきたように年齢で医療内容に差をつけ、基本健診からも除外し、有無を言わず保険料の年金からの天引き、さらに保険料を滞納した人から保険証を没収するなど、高齢者の長生きを寿ぐのではなくて疎んじるような制度と言わざるを得ません。国民からの強い批判の声を無視できず、政府は説明が足りないだけで悪い制度ではないとか一部手直しをと言いついておられますが、厚生労働省の試算では、資料の1枚目をごらんください。その左側の(2)のところですが、これはイメージ図ですけれども2015年には医療費全体を削減する額が約3兆円で、そのうち2兆円を、また2025年度では8兆円の削減のうち5兆円をこの75歳以上の医療費削減で捻出するとしています。国の財政難のツケを真っ先に75歳以上の高齢者にしわ寄せするという根本の理念が間違っており、手直しなどでなく、もう一度元に戻して一から議論を尽くすべきだと考えます。雑誌、文芸春秋6月号に寄稿した自民党元総務会長の堀内光雄氏も、この制度について「長年にわたって保険料を払い続けてきた場所から、本人の意思も確かめずに一片の通知で保険証を無効にする。そんな強権が国にはあるのだろうか。不快感と寂しさを抱いたのは私だけではないだろう。自民党の中にも制度見直しの声が上がっている。ここは思い切って凍結して、ゼロベースで国民的な議論を行うべきである。」と述べております。また、後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直され、開始時は10%の負担割合が、その資料1枚目の右手のグラフがありますが、これがイメージ図です。後期高齢者の人口比率がふえるに従いまして、13%、15%と掛ける率が上がる仕組

みになっております。これは人口推計に医療給付費の伸びを加味してグラフにしたものであります。このように給付費が上がっていくということは、75歳以上だけでなく若年層の支援金も上がるようになっていきます。ですから、制度が続く限り高齢者も若年層も負担はふえ続け、国民全体に及ぼす影響ははかり知れず、制度の中止撤回を求める声が日ましに強くなっています。医療制度のことはすぐれて国政上の問題ですが、そのありようは地方にとっても重要な問題です。国保などの運営も変えられていきますし、この間、もろもろの性急な制度改編により自治体の事務は翻弄され、システム改修などに余分な出費を余儀なくされてきたというのが現実ではないでしょうか。私たちは、地域医療を守るために国際的にも高い窓口負担を引き下げること、また、公的医療制度の縮小解体を許さず、保険医療を拡充すること、また、減らし続けてきた医療への国庫負担も元に戻すことなどを提案していますが、こうした方向での抜本的な改革でこそ病気の早期発見、早期治療を進め、結果として医療費を抑制し、医療保険財政の立て直しと保険料負担の軽減につながるものと考えています。その財源については大企業などへの行き過ぎた減税を是正すること。例えば、本格的な大企業減税は1998年度から始まりましたが、直前の1997年度と2006年度を比べると、大企業の収益は15兆円から22兆円までに膨れ上がっております。大企業の法人税率を10年前に戻すだけでも4兆円の財源が生まれるという試算があります。また、福田首相は道路特定財源を一般財源化するとしながら、一方で10年間道路にしか使えないという法案を強行しました。必要で急がれる道路はつけなければなりません。道路中期計画にあるようなむだ遣いを改め、国、地方あわせて6兆円近い財源を社会保障費に振り向けるという政治の転換が今求められております。資料1枚目の(3)の左側の図を見てください。この円筒のグラフがありますけれども、この20年間で医療費に占める国庫負担と事業費負担の割合を20年間で10%弱減らしてきました。この黒くスクリーンのかかったところがちょっと見えにくいですが、国民医療費の負担割合というところで、1980年に国の負担が30.7%だったものが、2005年に25.1%、そして地方自治体の負担が5.1%だったものが11.1%に、事業主負担は24%から20.2%に、家計費への負担は40.2%が43.3%というふうに、このように負担割合がシフトしているのがわかると思います。これらが窓口負担の増や高過ぎる国保税にもつながっていると思います。以上、述べましてお尋ねいたします。

これらの経過からしましても、今自治体は制度の影響についてしっかりと把握し、地域医療を守るためにも国や広域連合組合に対して大胆に声を上げるべきではないかと思えます。まず、その点についての見解からお伺いをします。

次に、制度がもう開始をされましたので、具体的なことで何点かお尋ねします。この制度は75歳以上の高齢者だけでなく65歳から74歳までの障害者や寝たきり、人工透析患者の方々も対象となっております。昨日、久保議員がこの件について質問をいたしました。香美市の場合、よその自治体ではもう強制加入にするところもあったりし

て問題になったんですが、香美市の場合は一律強制加入でなく個々に説明書を送付して、また電話等の問い合わせにも丁寧に対応しておられるとのご答弁がありました。これは、本来は私、後期高齢者医療広域連合組合の仕事ではないかと思うのですが、きのうのご答弁から1点だけお聞きしたいのですが、役所からの通知、個々に送られたと言いましたが、これをきちんと読んで判断できる方ばかりではないのではないかと思います。高齢者同士の世帯、高齢者だけ単身の世帯が香美市も多いわけですが、そういう方々はもう仕方なく、自動的に後期高齢者医療制度のほうに加入になりますね。選択の余地はないわけですね。この点を1点確認したいと思います。

次に、12月議会でも指摘をしましたが、仮に後期高齢者医療のほうを選ぶと、医療の窓口負担は原則1割負担となりますが、基本健診から除外をされまじたり診療に上限が設けられるおそれが出てきます。そして、国保や健康保険に残ろうとしましたらもう老人保健もありませんので、国保や健康保険に残るとしましたら保険料負担とか医療内容はそのままですけれども窓口負担が、65歳から74歳までの人は3割、70歳から74歳の方は2割となります。一定障害者に対しては補助があると思いますが、本人にとってどちらを選択するのが最善なのか、それによってその後の医療が変わってきますので。疾病とか治療内容でも違ってくると思いますが、こうした具体的なことでのご相談、問い合わせが窓口に対してありましたでしょうか。それに対してどのような対応になっておったのかをお尋ねをしたいと思います。

次に被用者保険加入の高齢の夫婦二人暮らしの世帯を仮定してお聞きいたします。世帯主の夫が75歳になり後期高齢者医療に加入となりました。夫が健康保険の本人の資格を失うことにより妻も健康保険の扶養家族でなくなります。その際は健保から、妻は健保にとどまれませんので健保から資格消失届を出してもらって、自分から市町村に申請をし国保に加入しなければなりません。こういう制度のことを知らないでそのままですと妻は無保険者となってしまいます。実際、全国でそういうことが起きて大きな問題となりました。香美市でそういった例はないでしょうか。該当者全体をきちんと把握しておられるかどうかをお聞きいたします。

次に、保険料負担に関して幾つかお聞きします。

老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わることで、老人保健拠出金から後期高齢者支援金に変わることになりました。また、退職者医療制度が廃止されまして、前期高齢者医療財政調整制度が導入をされました。これらは、総じて国保の負担は軽減されますけれども被用者保険の負担をふやす方向となっております。その一方で、これまで自治体の住民健診は公費で賄われておりましたが、これが保険者負担に変わること。また、75歳以上の被保険者が国保から脱退するため保険料収入が減り、特に国保の場合は大きな収入減となります。そこでお尋ねをいたします。

こうした制度変更が高齢化率の高い香美市の国保会計にどのように影響する見込みなのかをお尋ねをいたします。

次に、平成20年度の国保税や支援金、介護保険料などの計算が示されましたが、2枚目の資料をごらんください。この対象者に対して案内のあったものをコピーをしたものですが、左側は、その2008年度の国保税、医療分と支援金分に分けるとどういう額になるかという例が出ております。右がその内訳ですが、この右側で見ますと医療分と下側の後期高齢者支援金分に分かれまして、医療分の所得割のほうが、これまでの8.5%から率が2.2%、差し引き下がりました6.3%、資産割の40%が6%下がりました34%、均等割が2万1,000円に、6,000円下げられました。そして平等割が1万9,000円から4,000円下げられまして1万5,000円になりました。その所得割、資産割の率がそのまま下の後期高齢者支援金分に2%、ちょっと違いますけれども2%、6%とそれぞれ変わりました、均等割、平等割がこのようになっております。それで、改正前は国保税の、国保税といいますか支払う最高額は56万円だったんですが、医療分の税率を掛ける等により減った分が9万円になります。それが後期高齢者の分で12万円となりますので、差し引き3万円、最高額が増になるということになっております。また、これでお尋ねしたいのは後期高齢者の支援金分の、この何か帳じり合わせに引いたみたいな感じになってるんですけれども全くそうではないと思います。この後期高齢者支援金分の積算根拠についてお尋ねをしたいと思います。また、退職者医療の廃止、前期高齢者医療財政調整制度の導入などで、システムの改修等に一般会計からどれぐらいの持ち出しが発生したのかをお尋ねいたします。

次に、医療費適正計画と新しい医療計画についてです。

2006年の医療改革関連法によりまして、高齢者の窓口負担増、後期高齢者医療創設、療養病床の削減などが次々と実施をされていっていますが、これは医療費抑制のため政府が公的医療保険を都道府県単位に再編し直し、病床の削減、入院日の短縮、特定健診の実施率などを競わせる計画、医療費適正計画によるものです。例えば特定健診では、先の議会でも触れましたけれども2012年には健診の受診率を70%以上とすることが目標とされ、特定保健指導は指導が必要とされた人の45%以上に指導を受けさせるよう規定づけられました。これが達成できなければ後期高齢者医療への支援金が増額されるというペナルティーが課せられております。療養病床の削減や入院日数の短縮にも目標値がそれぞれに定められております。国は、各都道府県の適正化計画の達成について、第1期の2010年に進捗状況の評価を行い、2013年に実績の評価を行うとしています。重要なのは計画達成困難とされた県に対して、厚生労働大臣が診療報酬の特例をつくることできるという点です。つまり、達成度により、ある県では入院患者の報酬を下げる、あるいはある県では後期高齢者の保険治療を制限するなどの措置を国が命令するようになるというものです。これが起こりますと県別に医療内容が制限されるとか、そういうふうな事態を招きかねないのではないのでしょうか。

2008年度から始まるもう1つの5カ年計画に新しい医療計画があります。これまで医療法に基づく都道府県の医療計画は、各医療圏域の病床数を定めベッドの増減を規

制するためのものでしたけれども、2006年の医療改革法により役割が大きく変化しました。新しい医療計画は疾病ごとに、治療開始から終了までの標準的な治療期間の指標を示しながら総治療期間の短縮を促進する計画です。その他、平均在院日数の短縮とともに在宅医療の推進、在宅看取りの看取り率の向上などが目標化されております。また、県は国から療養病床の削減、転換の計画書となる地域ケア体制整備構想を2008年度中に策定するように求められております。資料に、3枚目につけてありますが、高知県の地域ケア体制整備構想もまとめ、発表されました。この3枚目の資料、グラフの上ですけれども、これが療養病床の再編に対する県の考え方ということで、このようになっております。これが療養病床削減の目標で、この上の黒い棒線、医療療養病床、一般病床あわせて3,418床を下の保健施設、老健ホーム、グループホーム等に振り向けるという計画なわけですけれども、これに関しましては、高知新聞の社説にもありましたように医療給付費削減を大前提とする国の思惑がありますので、地方の実情から大きくかけ離れており、矛盾と混乱を今までにも生んでいます。既に廃業に追い込まれたり介護から撤退した病院もあります。特に高知県は全国で一番療養病床の多い県であります。下の(3)の棒線というかグラフを見ていただいたらわかると思いますが、高齢者の単身世帯がしても多いわけです。そして、総体的に所得が低い。先の議会での岡本保険課長のご答弁にもありましたが、香美市でも7割軽減の対象になる方がほとんど7割だったか、対象者になるというふうにお聞きしたと思いますが、相対的に所得が低いなどの状況があります。また、初日の山崎晃子議員の民生・児童委員の質問のところだったと思うんですけれども、全国で高齢者の単身世帯が、2030年には37%というふうなご答弁が、聞き間違いでなければあったと思うんですが。高知県ではこの(3)の表を見ていただきますとわかりますが、一昨年調査で既に単身世帯が36%になっているんですね。他県より20年先をいっておるということになります。そして、その資料4の家庭の家族の介護力も断トツに低いです。これが高知県が全国一療養病床数の多い原因でもあります。病床から出るとしても帰るおうちのない方が多いわけですね。こういう状況から考えましても、目標値のような削減は本当に困難をきわめるのではないのでしょうか。無理をすると地域医療の崩壊にもつながりかねない問題です。地域ケア整備体制構想に関しまして県の担当課の方と話をしましたけれども、「新老健施設への転換などは医療機関の意向が問題」とし、「現場の声を上げていくことが大事だ。」とおっしゃっておられました。国は地方分権、広域的な医療の提供などを掲げまして、医療保険の都道府県単位化を進めておりますけれども、実態は給付削減のため県を矢面に立たせまして、医療保障に対する国の負担と責任を後退させようとするものに過ぎません。以上、述べた上でお聞きいたします。

後期高齢者医療や療養病床削減などの一連の医療構造改革による市民への影響を、市としてどのようにとらえておられるのかお聞きをします。

また、国で法制化されれば地方の事務も従わざるを得ないわけですけれども、住民や

自治体関係者、地域の医療機関や施設関係者、特に療養病床の削減、転換に当たりましては医療機関の意思で左右されますので、地域の医療関係者、施設関係者らと十分に情報を交流して、場合によっては国に中止を求めていく。また、当面は高齢者や患者の負担を軽くするためにどうするか。医療難民、介護難民を生まないためにどうするかで知恵を出し合う必要があるのではないのでしょうか。市にも庁内検討チームを立ち上げているとのことですが、そのあたりが母体となって役割を果たすことが求められていると思いますがいかがでしょうか、所見をお伺いいたします。

医療関係の質問は以上です。

次に、生活保護行政についてお聞きいたします。

今年の4月1日、厚生労働省から全国の自治体に生活保護利用者の通院移送費削減に関する通知が出されました。それまで認められていた通院のためにかかる交通費を原則不支給とし、例外の場合でも受診する医療機関については福祉事務所管内の医療機関に限るとしておりました。そして事務の是正を6月30日までに行ってくださいとの事務連絡があったものです。これには全国の団体や自治体、日本弁護士連合会からも憲法第25条に規定された生存権の侵害につながりかねないとして、厚生労働大臣あてに多くの通知撤回の要望や意見書が出されました。こうした関係者らからの強い批判と運動で、6月10日になって厚生労働省はこの通知を撤回し、生活保護法による保護の基準の別表第4、医療扶助基準に規定されているとおりの支給基準でと、事実上撤回の新通知を出しました。初めの4月の通知以降、6月に撤回の通知が出るまで、ほかの福祉事務所では従来どおり必要な人には支給の措置がとられていたようですが、香美市では移送費の扱いについてはどのようにしていたのでしょうか。また、今後どのように取り扱われるのかをお聞きいたします。

次に、市長の諸般の報告において、生活保護関連のところで指導監査指摘事項に対する平成20年度の最重要課題として、査察指導におけるケース審査及び助言指導機能の強化に努めるとありましたけれども、具体的にどのような指導監査、指摘があったのかお尋ねします。

次に、生活保護制度はこの間国によって随分後退をさせられてきました。高齢加算の廃止、母子加算の削減、さらには支給額の引き下げも検討されております。また、2006年3月に厚生労働省は、生活保護行政を適正に運営するための手引きを都道府県や指定都市、中核市の担当部局あてに通知しました。手引きは生活保護の申請時から決定に至るまでの対応、調査と指導、指示による締めつけ、費用返還や警察への告訴、告発などを強めるとしています。県外では手引きに沿って機械的な対応に過ぎた余り、孤独死や餓死者まで出してしまいました。生活保護法は、第1条にも例文化されているとおり憲法第25条の規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対して必要な保護を行い生活を保障するとともに、自立を助長することを目的に制定されました。また、だれでも要件を満たしているならば、無差別平等に健康で文化的な生活水準を維持

することができるものでなければならないとされています。そこでお尋ねします。

香美市の窓口では、保護申請者や保護利用者に対して生活保護法の趣旨に沿った対応がなされているでしょうか。

次に、ケースワーカーの配置数は適切でしょうか。合併して広大な面積になり、調査なども大変と思いますが、過重負担になっているのではないかお尋ねいたします。

次に、教育問題についてお伺いします。

今回、新たに就任をされました教育長にたくさんの質問がございましたが、私のほうからも根本的な問題で少しお尋ねをしたいと思います。私は、教育問題は素人ですが、教育は国民全体のものと思ひまして、議会でも機会あるごとに質問を取り上げてきました。また、いつも子どもたちの教育環境はこれでいいのか。子どもたちは情報過多の中で大人の都合に振り回されず、子ども期をちゃんと生きているだろうかと気になっております。中でも学校に行けない、授業についていけない子どもたちが少なくなく、対策に決め手がない状態なのがとても気になっているところです。このほど、新しい小・中学校の学習指導要領が告示されました。PISA、国際学力調査で日本が前回に続き順位を落としたことで、子どもたちの学力低下が問題視され、ゆとり教育に批判が集まり、30年ぶりに授業時間数が大幅にふやされたものです。小学校1年生から毎日5時間授業、理科、数学の時間数が小学校6年間で197時間の増、中学校の3年間では165時間、27%の増などとなっています。これは学校が週6日制だったころの授業時数にほぼ元通りになるわけですし、これを週5日制のままやろうとしているわけです。そこで、高知新聞はゆとり教育からの大転換について、「日本の公教育の一大転換にしては、現校制度への検証と総括が余りに不十分で拙速に過ぎるのではないか。」と疑問を投げかけております。そもそも詰め込み教育、偏差値教育の弊害を克服するためにゆとり教育が生まれたのではなかったのでしょうか。しかし、このゆとり教育を導入するときも授業時数の削減の仕方などに現場からは随分心配の声が上がってございました。読者の声ひろば欄にも脱ゆとり教育の行方を危惧する声も載せられてございました。投稿されていたのは教育相談員の方ですが、「ゆとり教育の今も学校にゆとりはない。」と述べられております。「教育の本質を忘れた教育改革は教師と子どもの心身疲労を生み出し、学校から豊かさ、大らかさ、温かさを奪ってしまうのではないか。」と警告されております。そこでお尋ねします。

教育長は主に改訂前の教育基本法やゆとり教育の時代に学校教育に携わってこられたのでは、もちろんその前の歴史もございましてしょうけれども、その時代に学校教育に携わってこられました。今回の学習指導要領改訂に当たりまして、ゆとり教育をどのように検証されているのかお伺いをいたします。

次に、学力低下とともに学ぶ意欲の低下も問題となっております。先ほど紹介しましたPISAの結果で、日本の生徒は世界に比べ学ぶことへの意欲や関心が低いことが数字として示されました。特に、昨年でしたか今年でしたか、PISAの調査は科学に集

中して調査が行われたんですけれども、科学への関心が調査した57カ国中最低と評価をされております。学ぶ意欲の低下、ひいては学力低下の原因は、社会状況の変化もありますでしょうけれども、子どもたちが学ぶ喜びを感じることができない教育システムに問題があるのではないのでしょうか。教育長は、学ぶ意欲低下や学力低下の原因がどこにあるとお考えでしょうか。また、教育長の学力観を今後どのように教育行政に生かしていかれるのかをお伺いいたします。

続きまして、保育行政についてです。

国が進めます構造改革路線のもと、社会保障全般に規制緩和、市場開放の波が押し寄せております。保育分野でもこの間一般財源化、民営化、統廃合などに加え認定こども園の制度化等、現在の自治体が責任を持って子どもを認可保育園に入れる保育の実施制度から直接入所契約制度導入へとかじを切ろうとしております。保護者と園側で直接入所契約をするというものです。このような背景のもと香美市ではなかよし保育園の園舎建設が始まり、さらにB園も用地取得に動き出しました。新しい園は子育て支援センターとしての機能や保護者や地域の多様なニーズにこたえることが求められておりますけれども、新しい園の具体的な運営方針などはどのように検討されておられるのかお聞きいたします。以前、議員協議会の説明会だったか、説明会のときに、幼保支援課長から保育所改革推進検討プランを踏襲して行うというふうにお聞きしたかと思うんですが、そのとおりでしょうか。お伺いをするものです。

最後に消防についてです。消防の体制についてお伺いをいたします。

「県消防広域化推進検討委員会が、県内に15ある消防本部を1つに統合して県内1ブロックとする広域化推進計画をまとめる方針を決めた。」との新聞報道がありました。昨年12月4日には15本部の消防長らから意見聴取が行われ、「県一消防を実現して現場の消防力を確保すべき。」との意見や、「広域化はきめ細かな対応が困難になる。市民の安全が守られるかが危惧される。」などの意見が出されたようです。その後も消防の広域化について関係者らで協議がもたれているようですが、県はどんな構想を持って県一を推進しようとしているのか。また高知市消防などが難色を示しているようですが、どこまで話が進んでいるのかお聞きいたします。

次に、2点目です。4月初旬に土佐山田町杉田で民家火災が発生しました。お1人の尊い命が失われまして、隣接する家屋も類焼いたしました。この火災について、消防署ではどのように検証されているのかをまずお聞きいたします。

その件ですが、現場には何台もの消防車の出動がありましたものの消火栓が1つだったほか、水がなくて迅速な消火ができなかったと、居合わせた何人もの方々から聞きました。この地域は国道沿いの側溝と、もう1本改良区の水路があります。田植えの時期で、ちょうどその日から水が水路に流されることになっていたようですが、出火時は午前7時ごろだったかと思えます、出火が。両方の水路とも水が十分でなくて初期消火が間に合わなかったということです。ある団員の方は、「せっかく消火に駆けつけても

水が出なければどうしようもなく、人が亡くなったりすると後味の悪い思いがする。」とおっしゃっておられました。そのとおりだと思います。地域住民の方々も大変不安に感じておられます。この火災の教訓は何でしょうか。また、今後はどう生かしていられるかをお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えをさせていただきますが、まず冒頭にこの後期高齢者医療制度についての、市として国や広域連合にこのことを上げていくべきではないかというふうなご質問でございましたので、その姿勢についてお答えをさせていただきます。以下具体的なことにつきましてはまた担当のほうからご説明をさせていただきます。

この後期高齢者医療制度につきましては、ご承知のとおり、いわゆる医療制度改正によりましてこの4月から後期高齢者医療制度が施行されたものでございます。この制度を施行する前からずっと議論があるところでございまして、この、先ほど議員からもお話がございましたように参議院では廃止法案も可決をされるなど、大変国、地方を巻き込んだ中での議論が多くあるわけでございます。しかしながら、この制度そのものにつきましては、高齢者のこの高齢化が進行する中で増大する高齢者医療の医療費の抑制等々を含めた中での制度について、長年にわたって厚労省のほうで、あるいはまた関係機関の中で研究をされ、そしてこのたびの法改正に至ったというふうになってきております。しかしながら、議論があるように、やはりその周知徹底であるとか、あるいはまた中身についての大きな問題点、そうしたものが、課題点が浮かび上がってきておまして、今厚労省の中でもそうしたことについて、関係団体を含めそうした検討がなされているわけでございます。具体的にさまざまな問題点も出てきておると思いますが、私ども市長会としましても県あるいは四国、そして先般6月4日ですか、行われました国での全国市長会、その中でもたくさんの議論が出、そして、これらの改正をした中での改正案についての、その中身についてもう少し検討を加える必要があるのではないかとというふうな議論もたくさん出てきておりました。特に高知県からも四国市長会のほうに後期高齢者医療制度についての意見書も提出をし、そしてそれが採択されて全国市長会にも上がっていった経緯もあるわけでありまして。また、現在この後期高齢者医療制度につきましては広域連合の中で議論もされ、そして広域連合の中でさまざまな課題についても議論をしながら進めていっておりますので、広域連合での議論にもいろいろまた期待をするものでございます。市としましてもやはり言うべきは言い、そして国に対しても改正すべきことにつきましてはどんどんと言っていける、そういう市長会でなければならないということで、先般も国会議員との懇談会の中でもそうした発言もしてきたところであります。今後もそのような方向で、制度としてやはりきちっと国に定着し、そしてこの制度が将来にわたって安定してやっていけるような、そういう制度に方向

づけをすべきであり、また理解をしていただける方向をつくるべきであるということについては、訴えていくことが必要であるというふうに認識をいたしております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療制度についてのご質問で65歳から74歳までの一定の障害のある方などの関係ですけれども、これは先日久保議員のご質問にお答えをいたしましたとおりで、従来の人医療を受けていた方について脱退届を出した方は43名ですが、その方々は来庁と電話等でお尋ねに対して説明を行って、本人あるいは家族の方々の納得のもと、もとの保険に加入したものと思っております。その他全員の方については、その他、届け出のなかったその他の方々については自動的に後期高齢者医療に移ることになりました。それで、中身についてですけれども、一人一人具体的には聞いておりませんのでわかりません。

相談窓口については、また保険課医療年金係へ問い合わせさせていただきたいと思っております。

それから、被用者保険の扶養家族で無保険者になったということについてですが、これも現在のところ香美市では発生をしておりません。また、全体についても把握できておりません。

次に、国保会計への影響についてですが、75歳以上の高齢者は確かに収納率は高いと思われませんが、所得が低いため1世帯当たりの年税額が低かったものが、75歳以上の高齢者が抜けたことによって若い、所得の高い方の割合が多くなったため1世帯当たりの年税額は上がると考えられます。そして、前期高齢者医療制度が導入されることによって他の医療保険との調整がされると考えます。高齢者が4,600人ぐらい後期高齢者医療制度のほうへ移行したために収納税額も少なくなりましたが、老人拠出金も減りましたので会計規模は縮小されました。年間の実績が出てからでないとはわかりませんが、国保会計への大きな影響はないと考えております。

次に、後期高齢者支援金の積算根拠についてですが、国保税を構成する医療分と介護分のうち、介護分と同じ考え方で後期高齢者支援金の総額を設定をいたしました。納めないかん支援金から国とか県とか市の分を引いて、税で集めないかん分の総額を税額の中の支援金分額として総額で設定をしております。それで、質問の中にありましたように、平成19年度までの医療分と介護分の2階建てといいますか、2方式といいますか、2つでの国保税の合計額を、平成20年度からは医療分、介護分、後期高齢者支援金分と3階建てといいますか、3方式といいますか、の合計額となりました。

税率については、介護分は変更ありませんが、これまでの費用分を分割する方法を取りました。ご質問の中でご説明をいただいたような形です。大岸議員の資料を、私どもの出した文章を使って説明していただいたとおりですが、介護分の率と大体後期高齢者支援金分の率はほぼ同じぐらいだと思いますが、そういった形で率を設定をいたしました。それで、なおかつ平成19年度の医療分と平成20年度の医療分と後期高齢者支援金分

をあわせた金額が同額に近くなるように税率を設定をしておりますので、住民の方々の負担は平成19年度とほぼ変わらないだろうと考えております。

次に、後期高齢者医療関連でのシステム改修のための額についてですが、それぞれにお答えさせていただきますと、国保関係で改修のための費用が1,779万7,500円です。うち国の補助が250万円、これは市町村限定でしたが当初250万円でした。これが、先ほど市長からもお話がありましたように市長会とか議長会等で国へ上げていくために、国保の特別調整交付金というのがあるんですが、それによって調整交付金が交付されております、平成19年度に。この金額が639万8,000円です。それで、残りの額が一財として889万9,500円です。

それから、老人医療関係、これは後期高齢者システムを含めてですが2,107万9,800円。うち国の補助が660万5,500円、これも若干ではありますが、当初からいうと増額になっております。残りが一財ということで1,447万4,300円です。

介護保険関係では94万5,000円が総額で、うち国の補助が42万5,000円、一財が52万円となっております、合計でシステム改修等にかかる分が3,982万2,300円、うち国の分が特別調整交付金を含めて1,592万8,500円、残りが一財で2,389万3,800円となっております。

次に、医療費適正化計画について、市民への影響について市としての考え方についてお答えをさせていただきます。

これまで国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を国は実現してきました。近年、急速な少子高齢化や経済の低成長、国民生活の意識の変化など大きな環境の変化に直面しています。このため、ご質問の中にもありましたように、医療制度改革により各県は適正化計画を立てることが義務づけられました。高知県は県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を設定し、県民の健康増進や生活の質の向上を確保しながら、結果として将来的な医療費の伸びの抑制が図られることを目指して医療費適正化計画を策定しました。平成17年度の全国の医療費は33兆円を超えております。毎年約1兆円ずつ増加をしております、医療費の伸び率は毎年国民所得の伸びを上回っています。高知県の医療費も同じ傾向ですが、1人当たりの県民医療費は全国1位で、老人医療費は1人当たりの県民医療費34万3,000円の2.8倍、95万8,000円です。県全体の人口が減少する中、高齢者の人口は増加していくと見込まれています。県内の市町村の医療費は、地域差はあるものの入院医療費、入院外医療費ともに日数が長いことが医療費の高い要因となっております。また、人口当たりの病床数も全国1位で、療養病床や精神病床の割合が多いのも入院期間の長期化の要因でもあると考えられ、医療費を押し上げている要因です。生活習慣病のうち脳血管疾患、急性心筋梗塞、糖尿病などの罹病率はそれぞれ全国でもトップクラスとなっております。こうした現状から医療費適正化に向けた目標を計画の中で設定

していますが、他県と同じ内容の計画であっても設定した目標達成は非常に厳しいものと言わざるを得ません。県民の健康の保持の増進に関する達成目標では、特定健診の実施率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率は、国が決めた参酌標準となっています。非常に高い目標値だとは思いますが、壮年期から生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる方や、予備軍の減少に向けて取り組む必要があると考えます。このことは県民の健康の保持増進につながるものと思いますし、健康寿命を伸ばす政策だと考えていますので、強力で押し進めていかなければならないと考えます。

一方、医療の効率的な提供の推進に関する目標達成では、「現在の医療療養病床4,012床を3,082床以下とする。平均在院日数46.4日を39.2日以内とする。」とあります。先に述べたように人口当たりの病床数は全国1位です。このことは医療の必要な方々に対する供給側の整備が整っていることのあらわれだと考えていますので、県が行政として医療機関側に削減について指導強制することはおかしなことだと思います。県も削減を促しているわけではありませんが、住民、患者側の入院の必要性が減少してくることによって、病院側が経営方針によって病床数を削減していくことが本来の姿だと考えます。平均在院日数にしても患者側が早くよくなって退院するのであればいいが、治ってもいないのに治りかけなどで退院させられるということがあってはならないことだと考えております。このような目標を設定して、ご指摘のとおり目標が達成できなければ診療報酬を下げたり保険治療を制限するなどの措置をとられるおそれもあると考えますが、そういった強制措置をとられることがないように、市としても国に対して県や市長会に働きかけて要望していかなければならないと考えています。

療養病床関係では、以前にもお答えさせていただいたとおり医療機関の経営方針によるものと考えています。介護施設への転換については、介護の施設整備料に影響してくると思われしますので、今年度策定の必要がある介護保険事業計画の策定時に検討、協議する必要があると考えております。そして、医療療養病床がどのくらいになるのかは見守っていかなければならないと考えています。いずれにしても、県の考え方で行き場のない入院患者を出さないとしておりますので、香美市としても医療難民、介護難民を生まないように、現状の総枠をくだらないよう行政として医療機関にお願いしていかなければならないと考えています。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。大岸議員の生活保護行政についてお答えいたします。

まず、初めに香美市での移送費の取り扱いについてですが、今般の改正は4月から3カ月の移送期間を経て7月の通院分から適用されます。この間、県内の全実施機関を対象とした検討会を経て、県福祉指導課から生活保護法による医療補助運営要領の一部改正に伴う通院移送費の取り扱いについてが示され、これをもとに近隣3機関、県中央東

福祉保健所、香南市、本市の行動検討会を5月27日に行い、共通認識を深めてきました。国から示された取り扱いの趣旨は、移送に必要な最小限度の額という従来の基準を変更するものでなく、各福祉事務所が数値で示された一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で移送費の給付決定を行うということであると理解しています。したがって、今後の移送費給付において受給者の個別事情に配慮しながら適切な手続きに沿って審査することが重要であり、画一的な取り扱いによって不適切な給付決定をしたり、逆に必要な医療が受けられなくなったりすることがあってはならないと考えています。新聞とかに撤回の通知という記事も載っておりましたが、厚生労働省からの6月10日付での通知ですけど、医療補助における移送の給付決定に関する留意点として、改めて今回の趣旨が徹底されるよう周知徹底を依頼するというような内容でした。

通院移送費の申請から給付までの流れですが、最初に傷病届と移送の保護変更申請書を提出してもらい、給付医療費意見書、通院証明書の交付依頼によりこれを交付後、医療機関で受診し、その際に医療機関に給付可否意見書、通院証明書を依頼し、診療後にこの証明書をもらい福祉事務所へ提出、そして移送費の給付という流れになります。7月以降の変更点ですが、給付医療費意見書を新たにもらわなければならなくなりましたが、保護申請者や病院の負担増とならないように以前から提出してもらっておりました通院証明書に可否意見書の欄を追加しましたので、従前と同様に1枚の用紙で済みます。また、これは公共交通機関の利用の場合のみの変更でして、タクシー利用の場合は従前から給付医療費意見書を提出してもらっておりましたので、変更はございません。

次に、2点目のどのような指導、監査指導があったのかということについてですが、平成19年度における生活保護法第23条に基づく事務監査は、昨年12月11日から14日の間に県福祉指導課により実施されました。対象31ケース中8ケース、8件の指摘事項がありました。その後、1件は措置不要が判明しましたので実質7件になります。内容は生活実態把握、これは訪問調査方法を工夫して家庭内面接を実現しなさいということで1件です。それと扶養義務者の調査、保護開始後も定期的に扶養義務者の状況を把握して、扶養義務履行要請について検討ということでこれが4件。あと家賃証明書の徴収が1件、あと住宅扶助基準内の住宅への転居指導が1件であります。

次に3点目、生活保護法の趣旨に沿った対応が徹底されているかについてですが、生活保護法の趣旨について、先ほど大岸議員もおっしゃれましたように憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自己の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することあります。生活保護は国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては保護を受けるべき人が保護を受け、保護を受ける必要のない人が受けず、保護を受けている人もその能力に応じて自立を図ることが求められています。この趣旨に諮り、業務遂行においては生活保護法実施要領等の遵守に留意すること。常に公平でなければならないこと。要保護者の資産、能力等の活用に配慮し、関係法令制度の適用

に留意すること。被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるよう努めること。実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うこと。被保護者の協力を得られるよう常に配慮すること。常に研さんに努め、確信を持って業務に当たること等を基本姿勢として徹底しています。

次に4点目、ケースワーカーの配置数は適切かについてですが、福祉事務所におけるケースワーカーの数は社会福祉法において標準数が示され、市の設置する福祉事務所にあつては、生活保護の適用を受ける被保護世帯の数が240世帯以下であるときは3とし、被保護世帯数の数が80世帯を増すごとに、これに1を加えた数とされています。平成20年5月末現在、被保護世帯数は306世帯で、標準数4人に対する現数4人の同数であり過不足はありませんが、中山間地を抱え面積も広い本市では移動時間等もかかりますので、大変忙しくはなっております。ケースワーカーの業務量については、経験年数、担当地区の広範、ケース内容の難易度等を検討し、毎年度調整を図っており、日常業務においても複数の申請ケースを抱えている場合は、担当地域にこだわらずほかのケースワーカーに処理させる等、柔軟に対応し、業務量の平均化、迅速な事務処理を目指しています。今後も被保護世帯数の増減だけでなく、地域特性やケース分類等多角的な分析検討を行いつつ、状況に応じた適切な人員配置を求めていきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） おはようございます。大岸議員さんの教育問題についてのご質問にお答えしたいと思います。

大岸議員さんも言われましたように、ゆとり教育が言われた背景としては従来の知識偏重教育や詰め込み教育への反省がその背景としてあったというふうに思います。また、学校の多忙化の中で、本当に教師が向き合うべきものが何なのかということ。あるいは単なる知識、理解だけを求めるのではなくて、体験を通して体で学ぶ、そういったことの大切さも言われてきたと思います。また、さまざまな課題や問題を具体的に解決していく力、あるいは学び方を学ぶ、そういったことが必要ではないかというふうなことからこのゆとり教育が生まれてきたと。そして、そういう視点に立って総合的な学習の時間がつくり出され、また家庭や地域との連携が強くなってきたというふうに思っています。そして、それらを通して生きる力を子どもたちにしっかりつけていくということが大切にされなければならないというふうに考えて取り組んできました。これらの理念というのは決して間違っていないというふうに思います。ただ、ゆとりが本当にゆとりとなっていたのかという点については、自分自身現場で取り組んでく中で疑問に思ったこともありました。授業時数の削減ということはありましたけれども、例えば総合的な学習の時間についてはお手本があるわけではありません。したがって、学校や一人一人の教職員がそのやり方をみずからつくり出していかなければいけないということもありました。また、地域に子どもたちが出かけていったり、地域の方に学校の

ほうへ来ていただいたり、さまざまなふれあい、体験の活動も仕組んできたわけですが、そのためにはかなりの準備も必要でありますし、1回のふれあいや体験で終わらせてはいけません。それがやはりずっと続いていく、ねらいに本当に迫っていける体験、触れ合いでなければいけない。そういう中で、ますます教育現場としては忙しくなってきた、心のゆとりというものにはなかなか結びついていかなかったのではないかという反省は私自身ございます。また、少子高齢化であるとか、情報化あるいは価値観の多様化、規範意識の低下等々、社会情勢の激しい変化の中で子どもたちを取り巻く状況は本当に厳しくなってきました。子どもたちも悩み苦しんでいるのが現状ではないかと思えます。そういう中で子どもたちが学ぶ意欲を失っていったり、学力の低下というふうなことにもつながっていく原因になったのではないかというふうにも思います。

全国学力・学習状況調査の結果も踏まえながら、子どもたちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るために、やはり繰り返して学習していくという繰り返し学習も必要であると考えていますし、また同時にそういった知識や理解をいかにこう活用していくのか、そういう活用を図る学習も今後大切にしていかなければいけないということを強く思っているところであります。香美市の教育委員会としましてもそういったことをしっかり踏まえながら、各小・中学校がそれぞれの学校の特色を生かしながらさらに学力の向上や独自の取り組みを進めていけるように、教育委員会として支援をしながら、また学力向上対策検討委員会、これは仮称ではありますが組織して、子どもたちに、もちろん基礎的、基本的知識、理解は必要ですけれども、それが単なる知識、理解だけに終わらないように、みずから考え、そして判断したり行動することのできる力へ結びつけていくような、またそれらを支える豊かな心であるとかたくましい体を育てていきたい。美しいものを美しいと感じたり感動する心、また嫌なことであってもやらなければいけないことは粘り強く取り組んでいくという心や態度を育てていくことも大事ではないかと考えています。例えば、全国学力調査の中でも、もう難しいと思われる文章問題であるとか読み取りについては、もう見ただけで嫌になってしまうというか、もうよう取り組まない。途中までであっても考えてみようという気持ちをよう持たないという、そういう実態も出てきています。そして、子どもたちが将来に対して夢や希望が持てる、そういう学校にしていきたいし、そういうすべてを含めての学力であると私は考えています。香美市教育委員会としてもそういったことをしっかり踏まえながら、さらに教育行政の推進をしていきたい、全力を挙げて入り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） おはようございます。大岸眞弓議員の保育行政についてお答え申し上げます。

香美市では、現在保育所改革推進委員会で検討を重ね、香美市の子育て世代がだれでも利用できる保育サービスの展開を目指して策定された、香美市すこやか子育てプラン

に沿って保育所運営を進めております。このプランでは、保育サービスの充実策の1つとして保育園の再編が示されておりました、平成23年度を目途に新たに2つの保育園を新設するなど、保護者のニーズに沿った保育サービスに取り組んでおります。具体的には、平成21年4月開園予定のなかよし保育園は子育て支援センターを併設し、子育ての総合的な相談窓口や一時保育など幅広いサービスを提供、もう1つのB保育園、これは仮称でございますが、では、土曜日の1日保育や長時間保育などを実施する予定で、保育園を子育て支援の中核施設として位置づけ、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てに当たれるような運営を心がけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員の消防の体制についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目についてでございますが、県は昨年度高知県消防広域化推進検討委員会を立ち上げまして、たしか11回だったと思っておりますが委員会を開催し、高知県消防広域化推進計画なるものを策定して、平成19年度内に国へ報告を行ったところでございます。これで、先ほどご質問にもありましたように、消防（広域化推進）計画では県下15消防本部を1消防本部に統合するという構想でございます。これの基本的な考え方は、少子高齢化が急速に進む本県の社会環境や厳しい財政環境にも対応できる組織づくりを進め、将来的にも県民にとって安心のできる消防救急体制を構築し、県民ニーズにこたえていこうというものでございます。現時点ではここまででございます、平成20年度から県下各消防本部の現状や将来予測また具体的な広域化像を明らかにし、住民にとって最適の選択肢を設定するというにしておりました、県のほうも担当職員を配置してこういった調査をするようになっております。

続きまして、2点目のご質問についてでございますが、初めに今回の火災によりましてお亡くなりになられました方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方に対しましてお見舞いを申し上げたいと存じます。火災によりまして尊い人命が失われましたことにつきましては、消防行政を預かる者としましてもまことに残念でございます。さて、今回の火災について消防ではどのように検証されたかというご質問でございますが、消防ではすべての火災について検証を行っております、各種の火災調査書をつくっております。出動から始まって原因判定まで、それぞれの検分や実況見分、また質問調書、周辺の住民の方々にも質問をさせていただきましてそれぞれの調書を作成しております。時系列に刻々と変化をします現場の状況や周辺の方々からの聞き取り等による情報収集、そして要救助者の検索方法や隣接建物への延焼状況など、すべて火災調査書によって整理をしておりますが、今回の火災について簡単に申し上げますと、午前7時14分に通報、覚知でございますが、22分に消防隊のほうは現場のほうに到着し、7時24分には放水を開始しております。電話がかかってから準備をして出て放水を始め

るまでに約10分でございますが、この調書では住宅の南東付近、国道の東側のほうですが、最も損傷が激しく、消防隊が到着時には火災が最も最盛期であり隣接建物へも既に炎症状態にあつというふうに記録をされております。

続きまして、3点目のご質問についてでございますが、（水は）余るほど十分ではなかったかもしれませんが、（水が）不足して消火活動に影響が出たというレベルではなかったというふうに考えております。確かに火災現場ではもう少し（水が）多ければということで、水量確保という観点で可能な限り、あらゆる方法で水量確保に対処するため、今回の場合も火災におきましても関係機関、いわゆる県のほうですが連絡をした経緯もございます。しかし、今回の火災の場合、ご質問にありましたがそれをもって延焼を防止できたということではございませんで、先ほども申し上げましたように時間経過によるもので不可抗力であったというふうに考えております。むしろあれだけの火災で隣接建物が一部損傷とできたことは迅速な火災消火活動ができたというふうに考えております。火災は2つと同じ事案はございませんので、その都度火災の状況、つまり出火から覚知そして現着という時間経過によるものや、地理的な状況、そして水利状況等によりまして、その場その場での確な判断をして救助活動や消火活動を行っております。火災の周辺に、到着時に余るほど水が確保できれば問題はございませんが、さりとて通報がおくれれば最悪全焼ということも十分考えられます。まず第一に火を出さないこと、そして万一火を出してもいち早く察知し、消防に通報することと避難をすること。この察知というのは住宅火災警報器を設置していただけたらいち早く察知ができることというふうに考えております。また、水利の確保が消火活動を左右することは十分認識しておりますので、今後におきましても水利の確保には取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） それぞれにご答弁をありがとうございました。まず、2回目の質問を行います。後期高齢者医療制度を含む医療改革関連で市長のほうからもご答弁をいただきました。高齢化比率が高まって、その医療費が増大する中で考えられてきた制度であるから、制度運用に、改善に関してはものを言っていきますというご答弁だったかと思えますけれども、この制度は2006年に決まっております。そして、その間何をしていたのかと思うんですけれども、始まってからこんなふうに問題がたくさん噴出するという事態になっております。そして、医療費の増大に関しましては、今少子化がますます問題となってきておりますけれども、30年前から少子化というのは言われておりました。高齢化比率が高まると、少子化が進むと当然高齢化比率が高まるわけですので、この少子化対策に政府がきちんと現物給付を含む手当てをしてこなかったことも、今日のこういう医療制度、また別の見方もありますけれども高齢者の医療を削減する方向の政策を打ち出すようになってしまった、そこにも原因があります。やはり

少子化対策と一体のものにとらえております。15年前からでもきちんと、産みやすく育てやすい、そういう環境にしておれば、まだこれからずっと高齢者社会というのは順々に続いていくわけですので、15年前、20年前からきちんとやっておればもうちょっと、こんな形にならなくて済んだ、間に合ったのではないかというふうに思います。

それで、後期高齢者医療でさまざまな質問をしておりますけれども、さっき申しました国や広域連合に対する地方からの意見についてですけれども、さっき申した生活保護の関係のその移送費の通知が出されたとたん、弁護士会それから各団体から一斉に抗議と、それから撤回するよう求める運動がありました。特にそれに関しまして、東京都、埼玉県、千葉県、7都庁市の担当課長が連盟で、被保護者の医療給付そのものの適切な実施や生活に重大な影響を与えるとして課長名で厚生労働省に見直しを求める意見書を送っております。これは異例のことであると思いますが、こうした、やはり現場を踏まえた国に対する意見、これが撤回に、事実上撤回につながったというふうに思います。そして、それが市民生活を守ることに繋がっている、こういうふうに思うわけですが。その姿勢、やはり実態をきちんと反映をさせて、直るものは直していく、余りひどいものは中止をさせていくという意見表明は大事だと思います。後期高齢者医療の問題では、県の医師会も大反対の意見表明をしております。私はこの問題で香美市内の複数の医師と懇談をもつ機会がありました。一連の医療の構造改革路線は病院にも逐一連絡等、通知等、診療報酬の切り下げ等があるわけですので、（通知が）行きますので、医師も今回の後期高齢者医療についてはおおむね反対の声上げております。ある医師は、「現場を知らない官僚の机上論、高齢者の医療から真っ先に削るのはひどい。官僚は幾らでも税金のむだ遣いをしているじゃないか。」、また、ある医師は「地方分権の名のもとに責任放棄と地方への財政圧迫を強いてきたのは、国の巧妙な欺まん。地方も声を出さなければますますこのような流れが加速するだろう。」などと語っておられました。今、政府は医療費抑制のことしか頭にありませんけれども、高齢化社会になった今、これからの成長産業は医療、福祉だというふうにおっしゃっておられます。医療、福祉充実のその費用効果、経済効果に着目したそういうご意見かと思いますが、こういう見方をする必要もあるのではないのでしょうか。そして、当面運用改善に努力をしつつ、保険課長も制度の問題点は十分感じ取っておられると思いますので、なお今後も国や広域連合に対して改善を求めていく、一步踏み込んだ行動をとることが求められているのではないかと思います。今、日本の医療というのは、医師不足の問題もありまして崩壊の危機に瀕しています。地域医療を、高齢者に対する医療を守れるかどうかの瀬戸際ではないかと思うんです。県の地域ケア体制整備計画で担当の方にお聞きをしましたら、「市町村は、具体的に今年あります第4期介護保険計画の中で検討されるでしょう。」というふうに言われていました。療養病床の削減について、まだ、あれが2012年でしたか、最終的な削減が。市としましては、その病院の医療機関の方、施設の方と具体的に話がどこまで進んでいますでしょうか。進んでいるかいらないか。また、この介護保険の第4

期計画にそういう方々を入れて、交えてやる計画もあるか。当然その高齢者の医療もこの介護保険計画の中にかかわってくると思いますので、そのことについてお尋ねをいたします。

それと、国保会計への影響それからシステム改修のための一般会計から持ち出しの額を今聞きました。国からの補助等も差し引きしまして3,982万円。これは確認をしたいですけれども、交付税での手当ではありませんよね。それを1点と、それから、市長会等から意見を上げたこともあって、国保の改修については1,779万円のうち国から250万円の補助があって、そして、あと意見が上がったことによって特別調整交付金639万円、これが補てんされたということですが、この特別調整交付金というのは本来医療に充てられるお金ではないでしょうか。こういう調整交付金という形というのはちょっと違うような気がするんですけど、そのあたりへの見解をよろしくお願いをいたします。

それと、療養病床の削減につきましては目標達成が厳しいというふうな見解を保険課長も持っておられるというふうにおっしゃっておられました。介護保険が始まったと同時に厚生労働省が医療機関に対しまして療養病床への転換を促しまして、ちょっと失礼します。たしか療養病床、一般病床では16人の患者に1人の医師、そして療養病床では48人に1人の医師であればよい。そして老健施設になれば100人に1人の医師であればよいという基準があるわけですが、そのときに、療養病床になりますと包括制に診療報酬になるんですけども、入院日数の期限が決められてないために多くの病院がそのときに療養病床に施設の改善等をしまして移りましたね。それが3年たつたたないうちにまた療養病床の大削減と言っているわけですね。病院にしたら患者さんを、行き先のない患者さんを追い出すのも不敏ですけども、忍びないですけども、もう点数が下げられてしまいますので、病院の経営自体が成り立たなくなりますので出さざるを得ないという。こういう状況で、病院の側にもたくさんの言い分があると思います。けれども、しかし、実際年度がくればそういう患者さんなり要介護者が出てしまいます。高知県はさっきもご紹介しましたように、在宅介護の介護力がとても低いと。こういう中でどうやるかを、2012年が最終的なゴールといいますか、それを目標にやられますけれども、本当に今から熱心にやって、今からきちんとやっておかないと困る問題ではないかと思っておりますので、もう一度この医療検討チーム、庁内の医療検討チーム等々でも真剣に議論をされるように要望をするものです。

そして、さっき市長のご答弁の中で医療費の増大を、高齢者の医療費の増大を理由にということをおっしゃいましたが、最初にご説明しました資料の1枚目の左側の(6)のところで、日本の1人当たりの医療費はそんなに、世界と比べて多くありません。やはり、これは高齢化比率の増の問題であろうかと思っております。そして、対GDP比も日本はそんなに高くありません。医療費にそんなに目が飛び出るほどお金を使っているわけではないというふうに言えるかと思っております。

続きまして、生活保護行政につきましてです。

生活保護の生存権を侵さないというその最低限の保障そして自立を促すということをやっておるということですが、私がここに、この質問に取り上げました件で少し具体的なことで言いますと、1点は移送費の件ですけれども、この私がかかわりました件で移送費の厚生労働省の最初の通知が出た直後ではなかったかと思うんですが、「自分は移送費は要らない、南国市のほうへ自転車で行くから医療を認めてもらいたい。」というふうに言われたときに、「それでも福祉事務所管内でないとだめです。」ということ言われたんですね。そういうその通知があったばかりで厳格にやらないといかんと思うたのか、移送費要らないけれども、とにかく福祉事務所で、管内でかかりなさい、医療券出せませんというふうに、そういう対応がありました。それで、今もうこの移送費の件に関してはこれまでどおりの扱いでということになったわけですが、こういうことがありました。そして、それともう1点別の方で、ずっとそれは合併前から保護にかかっている方で、合併後に担当が変わって移送費を全く認めてもらえなくなって、「出せませんよ。」と言われたので1年間自分から連絡することを控えていた。そして、いろんなやりとりの中でまた今年になって移送費のその請求用紙を持ってきてくれた。その1年間は出せないと言われたのでよう請求しなかった。そして、また今年になって持ってきてくれた。どうなっているのかというのがあると思うんですが、それで私が生活保護法に沿ってということを繰り返し言いましたのは、この保護原則、生活保護法の施行時に出た基本通知というのがあるんですが、この中は国の生活保護行政に対する考え方を示したものでありますけれども、こういうふうになっております。「生活に困窮する国民に対して保護の請求権を認めたことに対応して、保護は申請に基づいて開始することの建前を明らかにしたものであるが、これは決して保護の実施期間を受動的、消極的な立場に置くものではないから、保護の実施に関与する者は常にその区域内に居住する者の生活状態に細心の注意を払い、急迫の事情のあると否とにかかわらず保護の漏れることのないよう、これの取り扱いについては特に遺憾のないよう配慮すること。」今、福祉事務所所長もおっしゃったとおりでありますけれども、もしそのきめ細かに気にかけて配慮がされていたら、1年間全く移送費の支払いについて、請求について空白になるということがなかったと思うんです。それで、次の質問にもつながりますけれども、ケースワーカーさん非常に、余り仕事がふえ過ぎて、同時に距離も遠いというふうなこともありまして過重な負担が強いられているのではないかと。こういうふうに思いましたので、この質問になったわけです。

それと、もう1点お聞きをしたいのですが、申請のあった日から14日以内に保護決定、要件が満たせばするというふうになっておりますね。30日まで調査等があれば伸ばすことができるようになっておりますけれども、これも窓口で22日目に決裁が延びた方がありまして、その方はその生活保護を申請した時点では退院をしてきたばかりでして、電気、ガス、水道すべてとめられておりまして、そういう状態で食べるものはご近

所の方とかお身内の方にちょっと頼って、もう頼り切れなくなったということで私のもとに来られたんですけれども。そういう状態で22日の、こちらから連絡があるまで引っ張られたというのは何が理由なのか。直接窓口に行きましたら自助努力をなささいということを繰り返し言われまして、そのやりとりが随分あってやっと決定がおりたわけですけれども。このことに関して、やはりその生活保護法の趣旨というものが、いろんな事情はあると思いますけれども、きちんと徹底をされているかということで今回質問に取り上げさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

生活保護は以上です。

教育問題ですけれども、教育長、丁寧なご答弁をありがとうございました。まず、教育長自身もおっしゃいましたように、本当のこれがゆとりであったのかというふうなことを、ともすれば子どもたちに窮屈な思いをさせたのではないかというふうなご答弁だったかと思います。そこで、大事な点と思うんですが、じゃあそのゆとり教育、本当にどうだったかというふうな、今、教育長がおっしゃったような声が今回の新しい脱ゆとり教育に反映されているかということをお私に問題にしたかったわけです。それと、それから同時に先生の多忙化ということも問題に、教育長感じておられるということですが、やはりこういったことの解消なしには教育条件の整備はなかなか進まないのではないかというふうに思うわけですが。

それと、原点の問題で1点、再度お伺いしたいんですけれども、日本の教育、日本というのは国連の子どもの権利条約を批准をしている国ですが、ここが3年に一遍各国の教育状況について聞き取りを行って、答申、勧告を行ってきます。日本はもうずっと以前から国連からこのように勧告をされております。学校教育に対して多くの深刻な懸念と質問を表明したと、国連が。その1つの中に「教育制度の競争主義的性格及び体罰、政治活動の学校内外にわたる禁止によって代表されるその抑圧的性格、従順者の強制、そして、それがいじめ、不登校、自殺さらには子どもの発達のゆがみの原因になっていること。2、このような教育制度となっている原因が学習指導要領による教育内容統制に代表される、政府による教師及び子どもに対する厳格な管理が求められるということ。そして、3、子ども、教師及び親などの関係者の主体的な協力により教育を創造していくことが教育改革のかぎとなるはずである。」、こういう勧告、改善命令を国連から受けているわけですが、日本の教育、どうでしょうか。教育長の目からどういうふうにお感じになりますでしょうか。教育再生会議、今段階になりましたけれども、こうした勧告を真剣に議論するべきではないでしょうか。学ぶということは、教育長に対して釈迦に説法ですみませんが、繊細な精神的な営みであり、教育には、私はよい意味の自由が欠かせないと思います。今、教育環境が余りにもあっちがだめならこっちと短絡的にめまぐるしく変わりすぎるのではないのでしょうか。そして、教育は国民全体のものであるはずなのに、その変遷に主人公の子どもや学校の先生、保護者の真の思いが置き去りにされているのではないか。教育長は、先日来同僚議員からの質問に対しまして、教育条

件の整備に言及されました。どうか、今もそうですけど、受験に勝つための学力、偏差値を上げるための学力ではなくて、将来子どもたちが人間としての可能性を十分に花開かせることができるような学力、子どもたちの学ぶ意欲が醸成されるような教育条件の整備をお願いしたいと思います。この点について再度見解をお願いいたします。

保育所につきましてですが、その保育所改革プランに沿ってやられていくということで、今お聞かせいただきました。中核施設として保育の運営をしていくということですね。当然のことながら、保育園というのは市民共有の財産としてできるだけ地域を巻き込んで運営をしていただけるようお願いをしたいと思います。

最後に、消防の体制ですが、この県一構想に対して消防長はどのようなスタンスでおられますでしょうか。それをお伺いをしたいと思います。

そして、その火災の件ですけれども、これはついた時点でさらに、既に大火になっておってなかなか消火ができなくて不可抗力というふうに、消防長はこのように検証しているということですが、消防団員の方が水路から、消火栓の水は1本ですので、もう本当に出しようにもよるけれども30分も出したらもういっぱいいっぱい使えなかった。で、水路の水が1本はもう改良区の水ですのである水だけしか、その連絡の取りようもないわけですが、杉田ダムから出る水が道路ぶちにあるんですね。ここに水が少ないというので、ダムの近くなので団員の方がダムの水から水路に引き込んで、ホースを。その杉田のダムから火災現場まで余り遠いものですから水路に流して、その水路の水を使ってやろうとしたそうですけど、ダムにおりるところにかぎがかかっていることができなくて水が確保できなかったと。それから、管理事務所に行ってインターホンを押したけれども応答がなくて、水を流していただくこともできなかった。水さえ出しておればというふうなことをお聞きをしたんですけれども、後で管理事務所の方に聞きますと、「当直がいるので電話1本で何とかなっただけではないか。」というふうに言われてます。そういうことを消火に当たる方がご存じなかったのか。電話1本で、もしかしたら水が出してもらえることをご存じであればあれほど長い時間の火災にならなかったんじゃないかというふうに、現場の団員の方が私に対してそういう情報を寄せてくれました。

もう1点、その方から聞いたところによりますと、佐野でも火災があったときに何百メートルか先の池にくみにいこうとしたけれども、地元のよく知っている方が中間地点に池があるからそこから取ったらよかろうということで、中間地点から水を取って早い消火をすることができたということをお聞きしたんです。もうこういう水の関係の情報を、やっぱり日ごろ地域の防災会とか立ち上がっておりましたらよく知っておることとか、それから、やはり消防団員の方が一番知っておることが大事じゃないかと思うんですけれども。その電話1本でもしかして消火できたかもしれない、その管理事務所連絡が通じたかもしれないということを知らなかったことのほうが私は不思議なんですけど、その点についてどのようにお考えかお聞きしまして、2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 大岸議員の2回目の後期高齢者医療制度について、市長会なりまた市長としての対応ですが、先ほどお話がございましたように、この制度につきましては2006年から2年間余りかけて調整をしてきたわけです。しかし、そうした中でこの4月から施行する中でもいろいろと問題、課題が上がってきておると。このことはやはりこの制度そのものについて国のほうでも話すことですが、官僚主導の中でやはり組み立てられてきたということが大きな1つの問題ではなかろうかと思えます。やっぱり現場というものをもう少しわかった中で検討し、そして地域、地方にきちっとそれをおろしていくという形づくりをやったりしないと、この制度だけでなく、やっぱりまだまだ政治の力というものがそこに及んでない。やはり霞ヶ関の官僚による政策というものが、やはりまだ通っておるといふようなことを常に市長会等でも話しておるわけです。そういう意味で、やはり国会議員の皆さん方の政治の力というものもこうした中できちっと発揮をしていただきたいということも、先日の県市長会で集まって、東京都へ集まったときに国会議員にも特に、全員の国会議員の先生方がお見えになっておりましたのでそうした話をしてきました。少子高齢化という問題は、この医療制度、この後期高齢者医療制度だけではなくて多くの、きのう、おとついの大栃の質問でも出されましたが、やはり農業問題であるとかさまざまな問題に大きく影響をしておるといふのはもう、やはりそうした政策というものをきちっととってこなかったということも大きな問題であるということもわかるわけです。そうしたことを市長会としましても、言うべきことはきちっと言うていこうということを常に言うておりますので、また議員の皆さん方からも多方面からのご提言をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、制度についてですけれども、制度については市長から答弁がありましたように、私も同じ考え方です。国に対しても、修正しなければならないところについては改善を求めていきたいと思えます。広域連合については、広域連合とは連携をとって適正な制度遂行に向けて努力していかなければならないと考えております。

それから、療養病床関係についてですが、昨年県が行ったヒアリングには出席させていただきただけで、その後は香美市の医療機関との接触はできておりません。それで、6月1日付で県がまた医療機関に対して調査を行うということで、それとヒアリング、

それぞれの医療機関のヒアリングを実施するということでしたが、ちょうど担当課も出席をする予定でしたけれども、この議会がありましたので出席ができておりませんが、内容については県から文書等で報告があると思います。計画書の策定について重要な位置を占めるわけですので、療養病床を保有する医療機関とは直接協議をしなければならないと考えております。ただ、ご質問にもありました、策定委員に加えてはどうかというご質問ですけれども、ほぼ委員がかたまっております、その中にはその療養病床を持っている医療機関の医師は入っておりませんが、代表の医師ということで医師会からも入っていただいておりますし、また、その療養病床を持っておる医療機関については個別に調査もさせていただき、それから先ほど申しましたように直接協議もさせていただきたいと思っておりますので、計画書への反映はできるのではないかとこのように考えております。

それから、特別調整交付金の関係ですけれども、基本的には普通調整交付金において医療費に対して交付されますので、特別調整交付金はいろいろなシステム改修であるとか啓発費であるとかそういったものについて、それから精神、結核の多い市町村へ特別に配分されるかということですので、この特別調整交付金で今回システム改修に係る分が盛り込まれたものと考えております。なお、地方交付税への算入の関係はないと考えております。

以上です。ちょっと抜かっちゃったらまたお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず1点目、移送費の問題ですが、南国市への移送費の請求をした際に香美市内でという指導をされた、医療ですかね？

○4番（大岸眞弓君） 医療機関にかかる際にです。

○福祉事務所長（小松美公君） 医療機関にかかる際に、南国市への医療機関を請求した際に香美市内でという指導をされたという件につきまして、個々の事例とかはあれなんですけれど、一般的な事例としまして要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関をという部分があります。そういった中でそういう話が出たかもしれませんが、ただ、医療機関の受診承認地域としましては、香美市、南国市を合わせた区域を含めてます、これ精神科は除いてますけど。原則としてこの管内の受診ということで、どうしても遠く高知市とか行かなければならない遠隔地の受診の際は、そういった理由があれば可能ということですよ。

それと、1年間、何か移送費の請求をできなかったという話です。個々のケースではちょっと電話等で聞いた話で思い当たる場所もありますけど、一般的な話としましては、今後事前に訪問の際なんかにはこういったことの極力抜かりがないように、今後一層徹底させて取り組んでいきたいと思っております。

それから、保護の申請を出して22日に決定がおそくなって、決定が14日を過ぎて

おそくなったという件につきまして、これも一般的なこととしまして、申請の際とか個々のケースごとに実情は違ってきてその都度都度判断はしなければなりませんけど、金融機関とか生命保険会社とかそういったところへの調査とかそういったものがありまして、その結果で報告がちょっとおくれる場合とかもあります。そういった際には14日の期間を過ぎてしまうという場合が出てきます。今後は極力迅速な対応には心がけてはいきたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、今回の学習指導要領の改訂の方向性といいますか、基本的な趣旨につきまして若干前にもお答えをさせていただいたんですけども、授業時数の増ということにかかわって、子どもたちが学習にじっくり取り組める時間を確保するという考え方であって、基礎的、基本的な知識、技能の確実な習得ということと、その基礎的、基本的な知識を活用する力を車の両輪のように伸ばしていきたいという考え方に基づいて、そういう時間を確保する方向での授業時数の増であるというふうに考えています。また、教職員がしっかり子どもたちに向き合うことができるようにということから、教職員定数の改善であるとか外部人材の活用、地域全体で学校を支援する体制を整えていこうということで考えているというふうに理解をしております。

また、大岸議員さんがおっしゃった国連の学校教育に対する懸念であるとか、余りにも厳格な管理という方向に進んでいるのではないかというふうな懸念のことにつきましては、その中身についてはっきり理解をしているわけではございませんけれども、基本的に香美市としましては、1つはそれぞれの学校が今まで取り組んできた大切な取り組みの成果がございますので、そういうものを大切にしながら、それぞれのよさを生かしていけるようにということを一とつ大事にしていきたいと。また、学校が今学校独自に何かできるという部分よりも、地域の学校として地域の方に見守られて育てられているという部分が大変大きくなってきているように思います。先ほど言いました総合的な学習の時間であるとか特別活動の時間であるとか、さまざまな機会を通じて地域の方にご支援をいただいたり、協力をいただいて学校が豊かな取り組みができるようになってきますし、また、いわゆる学校評価の取り組みの中でも、例えば開かれた学校づくり推進委員会であるとか学校運営協議会のような形の中で、学校が抱えている悩みであるとか子どもの実態の中でどうしたらいいだろうかと悩んでいることも相談をしながら、保護者の方や地域の方のご意見を聞きながら学校を運営していくという、そういう体制もできつつあるというふうに思います。そういったことをやはり大事にして取り組みをしていきたいと。また、余りにも競争、競争ということの中で縛りつけられているのではないかと、小さな学力の修得にきゅうきゅうとしている部分がありはしないかという

ふうなことのご指摘がありましたけれども、基本的に教育というのは人間としての人格の完成を目指して取り組んでいく営みでございます。単なる知識や理解、技能の習得だけでなく、みずから考え判断し行動していける力、あるいは先ほども言わせていただきましたけれども豊かな心、たくましい体、そういったものを育てていく中で、本当の意味での生きる力につながっていけるように取り組みをしていきたいと。また、今、先生方をお願いをしています1時間1時間の授業の中で、子どもたちが意欲を持ってその授業に取り組めるような、1つでも工夫を、改善をしていってほしいということをお願いもしていますし、取り組みも始めています。発問や準備等、子どもたちがいかにわかって、そして知ることの喜び、学ぶことの喜びを感じられるように、また単なる座学で終わるのではなくて、さまざまな観察であるとか実験であるとか、あるいは触れ合い、体験活動等を大切にしながら、そういう中で生きる力、生きる喜びを感じられるような学習、それを目指していきたいというふうに考えております。

お答えにならないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

消防広域化についての消防長の考えと伺いますか、をお聞きをいただきましたが、私は香美市の一介の職員でございますので本来なら市長が答えるべきではないかと思いますが、ご質問いただきましたので基本的なところをお答えをいたしますと、先ほど申し上げましたように、考え方としては県が出しておりますようにやっぱり少子高齢化、これは高知県全域だと思っておりますが、そういうふうに進む中でそういった社会環境や、やはり厳しい財政環境に対応できる組織づくりということで、将来的にもやはり香美市の、ここでは高知県県民ということになってますが、やっぱり香美市も同じだと思っております。消防救急体制を確立するということが基本的には考えていかなければならないというふうに考えております。やはり消防庁、国、また国が出しておりますのは、基本的には一本部30万人という形を出しております。それより多ければ多いほどよいということで、高知県の場合であれば高知市だけです。前回の国勢調査で約79万人くらいですかね。で高知県、基本的に分けるとすれば3つぐらいの消防本部になろうかと思っておりますが、やはり県の推進委員会での検討の中では、メリッ的にやはり一消防本部のほうがメリットが高いということでの計画というふうになっております。ただ、香美市の場合には合併してまだ3年でございますが、これから平成20年度に、先ほど申し上げましたように具体的なところを調査をするということになっておりますが、やはり香美市にとってメリットがあるかないか。やっぱり自治体消防でございますので、そこなあたりが最終的には決定をすることになろうかと思っておりますので、いろんな資料をつくってご判断をいただくように、執行部も、また当然組織をつくるにしても議会の方のご承認をいただくということになろうかと思っておりますので、だんだんと明らかになろうかと。

それと、水利の関係でございますが、先ほど消防署のほうの時系列を若干お話しし

たが、消防署が（午前）7時24分に放水を開始しておりまして、その後、団のほうは順次到着をしております。（午前）7時30分には佐岡、7時36分には明治、7時40分には片地、（7時）41分には山田、（7時）55分には岩村、8時には楠目というふうにだんだんと到着して、到着次第水利を確保して放水を始めております。この先ほど申し上げました時刻が放水開始の時刻でございますが、こういう形になっておりまして、その間に先ほど言われましたように、佐岡、明治、片地、山田が（7時）40分、（7時）44分でございます。これのちょっと前だと思いますが、多分その水量がもうちょっとあればということで機関員に連絡があって、本署のほうに無線で入り、本署から、これはダムのほうの協議会がございまして、何かあったときには連絡をするということでの。ちょうど土曜日だったので、休日夜間の連絡場所というのはいただいておりますので、そちらのほうへ連絡をしました。それを追ってすぐに県の担当者のほうから連絡をいただきまして水路への水の供給をしたところ、数分後に担当から既に水は流しているという連絡をいただいたようです。後日、担当者の方に連絡をしてその水のことについて再度確認をしましたが、当日は流していただいたがそれ以上ふやすことは可能だったかということをお聞きしますと、どうもそれは無理やったかもしれませんという連絡は、お話を聞きました。水利につきましては、当然地域に詳しい消防団員の方にご協力をいただいております、尊重しておりますが、当然署員も水利については常にパトロールもし、いろんな場所、自然水利についても職責として認識をしておりますので、今後も引き続きそういう形でやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。残り時間3分です。

○4番（大岸眞弓君） すいません、3回目の質問を行います。

保険課長、これ県からの資料なんです、これ調整交付金、香美市の場合が一番多いのでこの調整交付金とまた違うわけですね、特別調整交付金というのは違うというご答弁だったわけですね。後期高齢者の財源の内訳です。これとはまた違う交付金ということの位置づけでよろしいですね。そのシステム改修のためにかかった費用の、国からの調整交付金のことですが。

そして、前後しますが急いでますので。生活保護の関係ですけれども今後は十分に個々に気をつけてやっていただけるということで、私はやはりそういう対応になってしまうことの裏には、もちろんいろんなケースがありますので、それからいろんな方がいらっしゃるし、職員の方も本当に大変な作業をこなしていらっしゃることはよく存じております。やっぱり、地域がとても広いので、ケースワーカーの数、数字上は適正かもしれませんけども、そのあたりで負担が大きいのではないかと思うんです。そしてまたケースワーカーの時々配置がえが、毎年一遍ですかあるようですが、これが被保護者それからケースワーカーのほうにとっても好ましいかどうか、そういうこともやはり考えていかんといかんのではないかというふうに思います。

それから、教育につきましては、教育長大変丁寧なご答弁をありがとうございました。1時間1時間授業が勝負で、子どもたちのためにやるような行政をというふうにお答えしてくださったわけですが、ぜひとも先生が授業時間を十分に、授業の準備を十分にできる時間が確保できるように、先生方の時間もゆとりが持てるように、そういう行政をお願いをしたいと思います。

消防の問題につきましては、連絡もしたということなんですけれども、やはりいろんな場所で火災が起こらないのが一番いいんですけれども。

○議長（中澤愛水君） 残り1分です。

○4番（大岸眞弓君） はい。いろんな場所で、どういうところで火災が起こるかもしれないので、水の確保についてはもう一度決め細かくできるように、なおお願いをしておきたいと思います。

（消防）広域化につきましては、今も言いましたように香美市というのはとても奥に広いので、中心地は物部町のほうなんだそうですけれども、地図上の。その（消防）広域化、30万人で1つで、住民からしましたらとても不安です。その不安をどういうふうに払拭できるかというのが課題じゃないかと思うんですけれども、消防長のようなお考えで、県の言うとおりにいくとしますと、なお地域のご意見も聞くべきではないかと思えます。

以上で私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えします。

システム改修に係る国からの補助については、特別なものですので別個に、別個にどうか今回特別調整交付金ということできたわけですが、必要に応じてくるということで、多分ちょっと、提示された資料がちょっと見にくくてわからなかったですが一般的な調整交付金は常時必要なものの配分だと思っております。特別調整交付金というのは、それ以外の市町村の特別な事情に基づいた配分によってくるということですので、今回はその中へシステム改修費が盛り込まれたということだと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えします。

ケースワーカーには、担当区域が広い中いろいろ頑張ってもらっております。担当区域の変更とかの件につきまして、やはり職員も異動とかで変わってきますし、また担当区域の人数なんかも変動しております。そういったことは柔軟に担当区域の変更とかもあわせて対応していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 大岸議員さんの3回目のご質問にお答え申し上げます。

（消防）広域化につきましては、先ほど申し上げましたようにやはり今年からいろん

な調査を始めてだんだんと明らかになると思いますので、香美市のこと、市民のことを第一に考えて、消防力の低下を招かないような形で進めていきたいというふうに考えております。

それと、消防水利につきましても、防火水槽の要望書なんかはもういただいておりますので、重点的に消防水利の確保には努めていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は6月20日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午前11時28分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 0 年 6 月 2 0 日 金曜日

平成20年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成20年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	石川彰宏
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	22番	西村芳成
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

23番 坂本 節

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	業務管理課長	西村 博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」(保険事業勘定)
- 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」

- 議案第 57 号 平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 58 号 平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 1 号」(事業勘定)
- 議案第 59 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 60 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61 号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 62 号 大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 63 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 64 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 65 号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 66 号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 67 号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第 68 号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 69 号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 70 号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成 20 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 10 日目 日程第 5 号)

平成 20 年 6 月 20 日(金) 午前 9 時開会

- 日程第 1 諸般の報告
議会運営委員会委員長の報告
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 19 年度香美市一般会計補正予算「第 5 号」
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 3 号」
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 5 号」
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 5

- 号」
- 日程第6 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第7 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第8 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 日程第9 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 日程第10 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」
(保険事業勘定)
- 日程第11 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 日程第13 議案第57号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第14 議案第58号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第15 議案第59号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第60号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第61号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第62号 大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第63号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第64号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第65号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第66号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第67号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第68号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第25 議案第69号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第26 議案第70号 蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、大石綾子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。23番、坂本 節君は通院のため遅刻という連絡がありました。（実際は本会議に間に合わず欠席）

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

昨日の本会議の散会後に議会運営委員会を開催しておりまして、議運の委員長から報告をいただいておりますのでお知らせをいたします。

最終日に出される予定でありました意見書案第6号、生活保護の通院移送費の削減を撤回するよう求める意見書の提出については撤回をしたいとの申し出があり、議運でそのように決定をいたしましたので、ご報告をいたしておきます。

これから、議案質疑を行います。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

なお、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」と、議案第56号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」については、本会議散会後連合審査会がありますので、その時点にて質疑を行っていただくようお願いをしておきます。その他の案件については各常任委員会へ付託となっていますので、各議員は所属する委員会に付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」、本案について質疑を行います。

質疑は連合審査会で行いますので、これで質疑を終わります。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第56号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行いますけれども、連合審査会でこれは行いますので質疑を終わります。

日程第13、議案第57号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第58号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第59号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎です。お尋ねします。

担当課としても税条例がころころころころ変わらして大変なところだと思いますけど、わかってない部分もあると私自身思いますので確認の意味も込めて質問させていただきますけど、今回聞くのはちょっと住民税の天引きについて。議案59-5に公的年金等にかかる所得にかかる個人の市民税の特別徴収ということが書いてますけれども、実際、現実介護保険料や国保税や後期高齢者保険料それからまた今度住民税というふうなことで天引きされて、こう言ったら失礼ですけど有無を言わず天引きというふうな流れがあるわけですが、中身を、条文の中身を見てもみますと、これ所得にかかる所得割額及び均等割額の合算額というふうに書いてますので、1つ伺いたいのは、均等割だけの方はかからないと。天引きの対象ではないということなのかということで。ほんで、所得割と住民税、所得割と均等割の合算される方が対象で、そうであるなら市民で年金を受け取る方の対象はどれぐらいの割合になるのか。総務省の統計では大体20%ぐらいやないろうかと。全国で五、六百万人とか、天引きの対象が。そういうふうなことをどこかの記事で見たような気がしますけれども、そこら辺のところを、本市において対象者がどれぐらいなのかということと、前段に言ったところが私の見解違いでないのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えします。

年金の特徴についてですけれども、年金の、年金にかかる分について特徴をすることによってございましては1,000人強になろうかと思えます。ただ、年金特徴の場合にはほかの所得との合算ということもありますので、それで税がかかるかからんということもありますので、年金だけの方についての分については、なかなか把握が難しい。ほかに所得がございまして、年金以外にも農業所得、給与所得がある方は当然合算して課税ということになります。それで、年金にかかる分について年金のほうから引かさせていただくということになりますので、年金の収入者で大体1,000人から1,500人ぐらいではないかなというふうに推測はしております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連です。わかったような気がしますけれども、わかっただけならまたお願いします。

ここで18万円という規定をしておりますわね、年間。議案59-5ページの、第47条の2の2項に老齢等年金給付の金額が18万円未満である者ということですが、これは介護保険らのときも一緒というふうに思いますけど、こういう規定が要るんでしょうかと。実際、均等割だけの方は、ほかの所得もあればということですが、均等割だけの方であれば普通徴収ですわね。そういう形であるのであるなら、この18万円未満である云々というこの1項が要るのかなというふうに私自身は感じるんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） おっしゃるとおり、現在老齢基礎年金が最大で79万円、幾らやったと思います。その分につきましての年金所得者については当然課税にはなりません、年金控除がありますので。この18万円についての件につきましては、はっきりと私もこれについては承知をしております。地方税法の改正ではこういう18万円以上というふうにごうたい込んでおります。（後に追加説明あり）

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 大体わかりましたが、上位法でそういう規定があるということですが、もしかしたらこれを規定しなければいけないという何か、私もちょっとわかりかねるところがあるんですけど、対象になり得る可能性が今後あるということなのか。それとも、今現時点でこの18万円をやっぱり規定しておかねばならないということについては、税務課長のほうは何か見識をお持ちですかね。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 年金特徴については、一番最初に介護保険のほうで特徴が始まって18万円という基準が示されたわけですが、その基準にならったものというふうに認識をしております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第60号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案60-2からあと出てきますけど、特定世帯というのはどういう世帯なのかご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えします。

特定世帯の関係ですが、夫婦世帯であって、片一方が後期高齢者へいって片一方が国

保へ残るといふ世帯が特定世帯ということ、特定世帯については世帯割が半額になるということ、

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そうしますと、きのうの質問との関連で、現在社会保険で75歳になって後期高齢者に移って、残った片一方が社保であった場合も国保になるということ、それでよろしいですね。そういう場合ですね。社保も国保だった人も全部対象に入るといふことですね、片一方が後期高齢者になったら。そういうことでしょうか。国保だけが対象ですか？そうじゃないですね。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 先ほどのご質問は特定世帯の関係のご質問でしたので、国保に2人入っておって、例えば旦那さんが後期高齢者へいって残った奥さんが1人の世帯になった場合のことが特定世帯ということ、その奥さんの世帯割は半分にしますよということ。それで、先ほど大岸議員がご質問されたのは、古い第14条の関係、新しい第24条の関係になるわけですが、議案60-2ページの分ですけれども、奥さんが残って被扶養者であった場合の対象の方がここに書いてあります。これは2年間は半額にしましょうということ。特定世帯の分については国保の方の世帯のことです。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そしたら、念のために確認させてください。この特定世帯といふのは2人とも国保だった場合に限ると。しかし、それ以外に社保の家族であって、仮に夫が後期高齢に移ったときに社保から国保に移る場合もその半額になるよということですか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） はい。お見込みのとおりです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第61号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第62号、大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第63号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松です。議案第63号は、次の議案第64号とも関連をしておりますけれども、この議案第63号のところで質問をいたします。

この議案第63号、追加された条例につきましては、最後の（第23条の2）第5（項）のところの給水停止ということ、これは議会の行財政改革推進特別委員会の意向が反映されて追加された条例ということで、もちろん賛成をすることでございますけれども、前段の第23条の2の第2項、ここに黒土2号団地A棟それから黒土2号団地C棟、下野尻団地とまたセトル成矢、ここの市営住宅についての上水、下水の料金の計算方法、出てるわけなんですけれども、自分も認識不足でして、上水、下水等の公共料金については、このくらしのガイドブックに出てる料金等で各世帯同じように徴収するというふうに思ってたわけなんですけれども、こういう計算で行うということで、この中の下野尻団地についてちょっと調査をしてみました。この下野尻団地は合計で24世帯が入っておるわけでございますけれども、この中で使用流量、20立米から順番に60立米ぐらいまでを抽出しまして、この計算方式とくらしのガイドブックに出ている料金の料金表による計算をして比較をしてみましたところ、上水につきましてはそれほどの差は出てきません。何円という程度で問題になるものではないですけれども、下水料金につきましては1.5倍から、多いところは1.89倍、約2倍近い金額を請求をしているということが判明しましたので、これはちょっと黙認はできないというふうに思ったところでございます。そこで、ちょっとお伺いをいたしますけれども、この香美市内における公営住宅、同じ公営住宅の中で黒土2号団地A棟、C棟、下野尻団地に入居している方だけが、他の公営住宅と比べて、同じ数量使っても1.5倍から1.8倍とか、そういう下水料金を請求をされて支払っていると。これは行政で非常に重要な公平性というものが損なわれているのではないかと、そういうふうに思いますけれども、その点についての見解。

もう1つは、公営住宅法、第1条が目的なんですけれども、それをかいつまんで言いますと、住宅に困窮している低額所得者の方に対して低家賃で住宅を供給をすると。そういうことで安心して生活をしていただくと。こういうことを目的にしているわけなんですけれども、その公営住宅において、一般住宅に住む市民の方よりも1.8倍とかいう高い下水道料金を請求するというのも、これは目的にも関しても矛盾をしているんじゃないかというふうに思います。この点について、この2点についてご見解をお聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 小松議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに、個別に現在の料金体制を計算するとそういう結果になります。ただ、このも

ともとの計算は水道法の上位法から順番におりてきておりまして、香美市水道条例それから下水道条例、それに照らし合わせていくと現在の3階以上の建物につきましては、民間、公営問わずこういう形になろうというふうに考えております。

それと、公営住宅の中にあります低所得者層を対象にするということにつきましては、家賃そのものがそれをそのまま反映しております。現在そこは法どおりにしております。現在も、今、下水が1.5と1.8になるという部分につきましては、あくまでも1戸の団地としての受けというふうに水道のほうはなっております、これを仮に10万円請求した場合に、引かれた場合にこれで1.5倍の、0.5の余分の分をここから持ち出すということについては、現在は考えておりません。それがもし、今改めて今回の条例改正におきましてこういう問題が出てきたので、今後の課題だというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 自分の質問に対しての答えとはちょっと違うような気がするんですけども、請求する側の理屈はお聞きをしたところですけども、支払う側の気持ちというものもあるわけがございます。同じ香美市内の公営住宅に入っていて、同じ数量を使ったのに2倍近い請求すると、これは多分知らずに払ってる方もおろうと思いません、中に。やはり行政は市民の側に立って行政を運営していくというのが基本であろうと思います。何も下げろといってるのではないんですね。通常の料金表示に、小メーターついてるんですから、やろうと思えば高知市のようにできるわけです、やるようにすればできる。今後、今すぐにはできないと思いますが、今後公営住宅については、同じ公営住宅であればその水道料金の差に出ないようにしていただきたい。そういうことを今後検討していただきたいというふうに思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 下水道課のほうからお答えいたします。

まず、順番を追いまして、ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。水道法のほうから順次説明をいたしますと、水道法第3条に簡易専用水道という規定がございます、水道事業のように供する水道及び専用水道以外の水道であって、いわゆる「水道から供給を受ける水のみを水源とするもの」という規定がございます。また、次の第14条に貯水槽水道というやつがありまして、いわゆる「水道事業のように供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業のように供する水道から供給を受ける水のみを水源とする。」と。いわゆる今回の下野尻団地等はこれに該当する貯水槽水道。ほんで、いわゆる簡易専用水道と貯水槽水道、両方に該当するというふうにご理解いただければいいと思います。まず、そしてこの簡易専用水道につきましては、水道法第34条の2におきまして、その設置者、今回の場合は市になります。は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないという規定がございます。また、先ほどの第14条の中に、いわゆるその料金給水装置工事の負担区分その他供給の条件に

ついて供給規定を定めよと、各水道事業者が定めよと、そういう形を踏みまして、次に香美市の上水道条例、給水条例がございます。その中の第6章、貯水槽水道の第46条に設置者の責務という形がございます。貯水槽水道のうちの簡易専用水道、いわゆる今回の場合も、もう下野尻団地と。まず1つの例として考えていただいて結構なんです。そこにつきましての設置者、いわゆる市です。は、法第34条の2の定めるところ、先ほど申しました法第34条の2に定めるところによりまして、その水道を管理しなくてはならない。及び管理の状況に関する検査を受けなさいというふうな形で定められております。わかりやすく申しますと、いわゆる3階建て以上の建物につきましては水道の水圧が足りない。よって、通常の場合は受水槽、本管から分岐をいたしまして、一たんメーターを通過して受水槽というやつで一たんためて、そこから建物の屋上へ上げるような形、それが貯水槽水道に該当するわけなんです。その分につきましてはその設置者で管理をなさいという形がうたわれております。当然、今回の下野尻団地、いわゆる公営住宅につきましては、黒土住宅A棟、C棟も含めまして、水道事業者、下水道事業者ともに契約は個々とはしておりません。あくまでこの法に基づきまして設置者である市との契約です。当然、水道事業者、下水道事業者としましては、その中に入居される方についてのその料金の説明等については、当然その設置者において十分な説明がなされた上で入居されていると。当然うちのほうの請求はあくまで市に対しての一本であります。それにつきましては、下水道条例におきまして「水道水を使用した場合は水道の使用水量とする。」というふうな規定がございます。また、高知市のほうというふうなお話が先ほど出ましたので、高知市の給水条例の施行規定という形の中で、料金算定の特例というふうな形が定められております。これ第23条なんです。これは、例えば1個のメーターにより2戸以上の世帯がそれぞれ単独に水道を使用する設備を有す。いわゆる「家庭用の水道として使用する場合は、その所有者からの申請に基づいて管理者が必要と認めた場合、各世帯の使用水量を均等とみなして料金を算定することができる。」という規定が高知市の給水条例施行規定の中にはございます。これに基づいて高知市のほうでは料金の算定等を、下水道も含めましてもらっているというふうに考えます。ただ、香美市として、財政課長が将来的に検討すると。当然担当課といたしましても水道もそうですが下水道課といたしましても当然検討をしていかないかんことではありますけれども、現在の状況をご説明を差し上げておきますと、下水道におきましては、いわゆる料金単価、これは料金収入、年間の料金収入を年間の総有収水量、お金をもらえる水量で割ったもの。また、汚水処理の単価、これは費用のうちの汚水の処理時に要する費用を、年間の有収水量、お金をもらえる水量で割ったもの。これがおのおの計算をされております。平成18年度末、平成19年度末現在まだ決算統計でき上がっておりませんので、平成18年度末の料金単価を申しますと、いわゆる浦戸湾の流域関連であります土佐山田町地区の公共下水道につきましては、料金単価、いわゆる料金収入を有収水量で割ったものが138円、1立方メートル当たりです。汚水処理の原価は28

6円、差額、1立方メートル150円の継ぎ足しが一般財源から繰り入れによって賄われております。また、香北町の特環下水道におきましては、同じく料金単価が126円、1立方メートル当たり。汚水処理の原価は何と528円、差額は400円、1立方メートル当たり、これが一般財源からの繰入金によって賄われてくると。そういう事実も踏まえた上で今後検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 非常に長く説明をいただきましたですけれども、その計算でいってるとのこと等々、条例、法令等々でということはわかりました。ただ、自分が言いたいのはまだ経費要ってると。要ってる、そら要ってますわ。だからどんだんどん下水の接続率を伸ばして、していかなきゃいけないんですけど、同じ公営住宅によって、同じ量を使って1.8倍違うという、支払う側の気持ちはどうかということです。高知市が各戸検針、各戸徴収サービスをやってますけど、これはすぐやれ、ここもという、そんなわけにはいかないんですけども、検討して、やはり不公平感のないようにしておかないと。ここでこういう話をすれば議会広報にも出ます。やはり市民の気持ちというものも考えて、行政の公平性というものを。このままで、この下水料金が下がって保てるのかということ是非常に疑問に思いますので、やはりそのことは均一化するように、公営住宅の中では均一化するように検討、協議を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 先ほどの質問につきましては、既に財政課のほうから呼びかけをいたしまして、現在その高知市の方式につきましても佐々木下水道課長のほうからデータをいただいて、こういう方法がとれるのかとれんのか。これにつきましては公営住宅のみならず民間の高層住宅も同じ扱いになります。その件について全体的なバランスでみていくという方向性であると。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

数点伺いたいんですが、まず最初に財政課サイドととしては、先ほどの説明の中で、市ですのでね。その入居者に対しておのおの、1.8倍かかりますよとは入居時には説明してないと思いますけど、そこら辺の下水道料金についてですわね、入居者に対してこういう仕組みになってますよということは説明されてるのかということ。

それと、もう1点。民間のことを言われましたけど、民間は民間でそういう高いところがあれば、同じようなもちろん仕組みでしょうけれども、それはそれで大家さんとの間のそういう契約になってるんじゃないかという。民間もあわせてやるということを経営課長言われてましたけど、それは最終的には確かに公平性は大事だと思いますけれども、まず最初にこの市営住宅の部分でやっぱり公平性を保つということであればこの第

2項のところを、私は簡単に各戸の水道使用料が確定した後、その戸別使用料に対して下水道料金を算定するとか賦課するというふうにしたら、その市営住宅間の公平性は保てると思いますが。そこら辺についての見解を伺います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

本条例改正につきましては、既にもう2年、平成18年、平成19年と同じ状態でこういう徴収方法をとってきておった事実があります。これについて、今回水道の滞納があるということで、じゃあどうすればいいのかということの中でこういう、ほなら明文化して、はっきりとした条例化をしなければならぬんじゃないのかということの中で今回の提案をさせていただいたわけです。ただ、既に入居している方については、全体の中で割ってこういう徴収をしますよということについては口頭で申しておるという話を聞いております。

それから、民間も含めたということにつきましては、これはいわゆる水道供給の、で、徴収でどこまで水道が入っていくかということになりますので、公営住宅だけというのが条例の中で明文化されれば問題はないと思いますが、それがない限り民間も含めた話になると。それから、市長と入居者の契約は私法上の契約になります。公法上ではありません。ですから民間も同じ扱いです。

それと、個々にメーターを戸別でして、いわゆるその分だけを徴収すれば公平性は保てます。現実にそうすれば保てます。ただし、水道のほうの請求はそれ以上にきてます。それ以上の分をどこから持ち出すかということ、市の財源から持ち出さなきゃいけない。市の財源から持ち出すということは、いわゆる公営住宅に入っておる以外の方からの税を補うと。受益者ではない方からもいただかないかん仕組みになります。だから、このところは非常に悩ましいところで、正直なところ。ですから、もともと水道それから下水のほうに呼びかけて、この辺が是正できないかと。それから高知市方式がとれないかということで、今お願いしておるわけでございます。本条例改正につきましては、あくまでも滞納整理のために条文化して明文化したということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） もう1件、例えば1件1件に、高知市のような形でした場合、下水道料金は確かに分散されますが今度は水道の基本料金が1件1件かかってきますので、1,890円。その分が1戸1戸、今現在はそれを24で割ってますので80円ぐらいなんですけど、それが1,890円が1戸1戸にかかっていくと、水道料金、基本料金です。1戸1戸にやるんなら1戸1戸に当然基本料金がかかっていくということをご理解していただきたいと思います。今現在は水道料金がまとめてぼんといってますので、割る24でいってますので90円ぐらいになってますけれども、そういう形になっているという形です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 今、下水道課長言われましたけど、今、ほしたら下水道は基本料金は。水道料金はそういうふうに言いましたけど、下水道については1,800円が基本料金だと思いますけど、それは90円が消費税かね、もろうてないがですか？今はそうなってますわね。それちょっと確認して。

それからもう1点。財政課長言われたけども一財から持ち出しということ。それを言い出したらほんまにきりのないところがありますわね、実際。そういう仕組みでやってるのがこの香美市、自治体であるし、全国すべてやっています。それから、そこら辺のところ、ほいたら独立採算ですべてができるかというたら、できないからそうやって市民の理解も得ながら、一般財源から入れつつやっているとかがやっぱり運営上の基本であると思いますので。それは意見ですけど。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 同じように下水道料金も基本料金が20トン分1,800円ですので、1戸1戸へかけるという形でしたらそれがかかっていくということ。もう1つ、特環下水道でしたら、1件1件の契約という形になると受益者分担金も当然かかっていくということも含めて検討していかないと、トータル的には非常に難しい問題になってくるということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ちょっと、先ほどの議案59号で説明員のほうから訂正がございますので認めます。
税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 失礼します。山崎議員の均等割についてのご質問のときにちょっと説明不足がありましたので、訂正をいたします。

均等割につきましては、所得につきまして、年金所得、年金収入とほかの所得があつて均等割がかかる場合、年金収入が、65歳以上であれば120万円以下であれば所得はかかりませんので、その場合の均等割については普通徴収になります。均等割が、年金だけで均等割がかかる場合、これは特別徴収の対象になります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 訂正を終わります。

日程第20、議案第64号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第65号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第66号、猪野々集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案第66号あと議案第67号、指定管理者関係に全部にかかわってくるのですが、これ、指定管理をするに当たって、前々からほかの件でも言っていることなんですけれども契約内容、条件等の提示がないわけですが。それから使用料金も決めたものとか、それは契約後になるかもしれませんが、もう少しきちんとした内容がわかりませんと審議のしようがないですけれど。指定管理にするということはわかりますけれども、どういう内容で、どういう条件で指定管理にするのか。それを提示がないことについてお聞かせ願いたいのと、それから、企画課長から訂正がありまして、「自治会」というのが、各地区の「自治会」というのが、議案第66号でしたか、つきましたけど、そのほかのも「自治会」というのが抜けてると思うんですけれども。例えば、議案第66号で言ってますけれども、「自治会」というのが指定管理の対象になる団体の名称のところには抜けているんじゃないかと思いますが。まずその1点。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目の、どういう形で運営を任すかということだろうと思っておりますけれども、これはさきの3月議会の中で設置及び管理に関する条例を先に決めました。ここで、こういった条件で指定管理に出すやったら指定管理者を定めて指定管理に出しますということを決めてございます。その中ではその指定管理者をどうするかということが残っておるわけで、これは公募によるものか、公募でないものによるか、そういった取り扱いが先の条例からは残されておるということで、今議会についてはこういった方にそういった前提、さきの3月議会で決めました設置管理に関する条例をもとに、こういった団体の方に指定管理をしますよというのが今回の条例でございます。この指定管理につきましては、先にその設置管理に関する条例を定めて、それが立ち上がった段階でどこにお任せするかという次の作業にかかるわけで、2段階でいくんで、今ご質問のようにここにはそういうことも出てきませんから読みにくい、見にくいということはあるかと思っておりますけれども、例えば3月にお諮りしたその条例の中では使用料であるとか減免規定であるとか、さまざま決めて立ち上げた条例でございますので、そちらをまたご参考にしていただければというふうに思います。

それと、2点目の質問のところ、その自治会の名称の取り扱いについてですけれど

も、例えば猪野々集会所をお任せします猪野々自治会につきましては、ここは地縁団体として法務局へ届けをしております関係上、その法律に基づいた名称を使って今回ご提案をしておると。地縁団体でないものにつきましては地域それぞれが使っておる名称でもって取り扱うしかございませんので、そういったことをご提案をさせていただいておるといふことでございます。繰り返しますけれども、自治会という名前であつたりしておる分については、猪野々と本町については地縁団体、いわゆる法律に基づく団体でございますので、正式名称を使っておるといふことをご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、議案第67号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第68号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第69号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第70号、葦生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

以上で日程第2、承認第2号から日程第26、議案第70号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

お諮りをします。付託しました各案件は6月22日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よつて付託の案件は6月22日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、6月24日午前9時から開会をします。

お疲れでございました。

(午前9時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 0 年 6 月 2 4 日 火曜日

平成20年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成20年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月24日金曜日（会期第14日） 午前9時01分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」（事業勘定）
- 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」（保険事業勘定）
- 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 56 号 平成 20 年度香美市一般会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 57 号 平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 58 号 平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 1 号」（事業勘定）
- 議案第 59 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 60 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61 号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 62 号 大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 63 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 64 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 65 号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 66 号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 67 号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 議案第 68 号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 69 号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 70 号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 71 号 黒土 2 号団地 C ブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 議案第 72 号 訴えの提起について

議員提出議案の題目

- 請願等第 1 号 香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について
- 意見書案第 5 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 意見書案第 6 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 7 号 高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 8 号 一級河川物部川管理権移譲に関する意見書の提出について

議事日程

平成 20 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

（会期第 14 日目 日程第 6 号）

平成 20 年 6 月 24 日（火） 午前 9 時開会

日程第 1 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」
- 日程第2 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第3 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 日程第4 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」
- 日程第5 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第6 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第7 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」
- 日程第8 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)
- 日程第9 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」(保険事業勘定)
- 日程第10 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 日程第12 議案第57号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第13 議案第58号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第14 議案第59号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第60号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第61号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第62号 大柘高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定に

ついて

- 日程第18 議案第63号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第64号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第65号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第66号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第67号 太郎丸公会堂の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第68号 永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第69号 本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第70号 菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 請願等第1号 香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について
- 日程第27 議案第71号 黒土2号団地Cブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 日程第28 議案第72号 訴えの提起について
- 日程第29 意見書案第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 日程第30 意見書案第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について
- 日程第31 意見書案第7号 高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書の提出について
- 日程第32 意見書案第8号 一級河川物部川管理権移譲に関する意見書の提出について
- 日程第33 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、20番、大石綾子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時01分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」から日程第26、請願等第1号、香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について、以上26件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。報告をする前に皆様方にちょっとお断りをしておかなければなりません。実は、また私の不手際からだとは思いますが、今回テープのその録音状況が非常に悪くて、私もできる限りの努力はしてまとめてはおりますけれども抜かっている部分、そしてまた文言がうまくつながっていない部分もあるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、総務常任委員会が今定例会において付託された案件についてご報告を申し上げます。

今回、付託された案件は、専決処分事項の承認案件3件と議案12件の15案件であります。慎重に審査をいたしましたので、順次その経過と結果の報告を申し上げます。

まず、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」を議題としましたけれども、この案件は既に連合審査会で質疑が終わっておりますので、直ちに採決を行いまして、全員賛成によって承認第2号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」を議題とし、質疑に入りました。

まず、「諸収入、表の1の3の件数を。」という問いに対しまして、「実際200人強の方に対してお願いをしており、毎月納めていただく方は年間12件ということになり、毎日では件数が多くなりますので、件数としては市の規定はございません。総額でさせていただいております。」という答弁でありました。次に、「承認3-9ページ弁護士委託料、競売費用で減額となっているが、これはどうしてか。」という質問がございまして、「弁護士委託料ですが、成功報酬というのがあり、正規に清算しておりますところ弁護士から請求は市の予算に配慮でという温かいお言葉をいただき、予想以上に少なかったことにより不用額として出させていただいております。それから、この競売費用ですが、一応実際必要な競売、新築、宅地、各3件、合計6債権です。180万

円組んでいたところが、1つのまとまった土地ということになりまして、実際は80万円しか要りませんでした。それによって100万円減額、別に新築、宅地、各4件、10件を予定しておりましたが、そのうち2件につきましては訴訟移行しました。この2件につきましては3月議会で報告をさせていただいた2件であります。それから、ほかの2件につきましては、平成19年度に申請できなかったため不用額として残ったものであり、そのうち1件は平成20年度に申請を行いました。そういったことで少なくなっております。」という答弁がございました。また、「この一般会計の繰り出し分はなくなったと言っておりますが、この平成20年度の予算書でもなくなっておりますか。」という質問に対しまして、「なくなっている。補正予算第2号で一般会計から繰出金1,395万3,000円が発生している。結局、不用額1,832万5,000円、一般会計へ繰り出し、差額43万3,000円の黒字である。」という答えでありまして、採決を行いました。全員賛成よって、承認第3号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしております。

次に、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としまして、提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、「事前にこの資料の配付はできないか。」との問いには、「税務対照表は今度、この後ご提案申し上げます議案第59号の香美市税条例を改正する条例の新旧対照表が大部分であります。この専決に係る部分につきましては、51ページの第7項、第8項が、これが対象といいますか、この専決処分の要綱であります。」という答弁でした。

「要するに、次にこのベンチャー企業の企業家に対して2分の1に厚くするという税の優遇措置があったが、これが廃止になったことから市のほうで同じように廃止するということですか。」という問いには、「エンジェル税制というのがございまして、いわゆるベンチャー企業に対してその株式の譲渡益が発生した場合、その2分の1に譲渡益を厚くするという優遇措置がございまして、その優遇措置を廃止するという地方税法の改正がございましたので、香美市条例も同じように改正をするという内容である。」という質疑応答の後に、採決を行いまして、全員賛成によつて承認第11号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第56号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」を議題としましたが、この案件も既に連合審査会で質疑が終わっておりますので、すぐ採決を行いまして、全員賛成によつて議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第57号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」を議題としまして。

「今回の補正は高い金利で借りていた起債を返し、改めて低い金利で起債をするという借りかえである。」という補足説明の後、質疑に入りました。

まず、「国からの利率変更、そういう指示がなかったためこれまでおくれたということであろうかと思うが、半年でも早うやっていたらと思うがどうなんだ。」というその問いに対しまして、「今回の補正につきましては、財政課と協議をしまして、今回繰上償還が認められるということで補正を組んだものでして、いつからそういうふうなことがあったということはわかりません。が、今回の分に関しましては、平成19年、平成20年、平成21年の3年間の保証金免除の繰上償還制度が改めてできたものである。利子分は払わないといけない。これを切りかえたということになっております。」という答弁でありました。また、「期間は3年間ということですが、それと民間から借りた分とありますが、民間はどういうところでしょうか。」という質問がございまして、これに対しましては「市中の金融機関である。一応見積もりとか借り入れる金融機関は確定しておりませんが、見積もりをとって決定をします。」という答弁でございました。また、「借りていたものは7.1%と言いましたかね。」という質問でありましたが、それには「そのとおりである。これまでそうであった。」というふうにお答えがございました。

その後、採決を行いまして、全員賛成によって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第59号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明があり、質疑を行いました。

「ふるさと納税の部分、時間的にどういった流れになるのか。」との質疑に対しまして、「寄附金控除の見直しの流れであるけれども、現在、今までは寄附金、地方公共団体に対する寄附金については所得控除、所得から寄附金を引くという制度で、その制限が10万円以上について所得控除をするという内容であった。今回、改正案は、地方公共団体に寄附をした場合、税額から引くということになる。それも5,000円以上を対象にして、税額控除5,000円以上ですべてではないですけれども、5,000円以上を対象といたしまして税額控除をするという内容に制度改革があったものです。」という回答でありました。また、「議案第59-14ページにある上場株式にかかわる金額、100万円とありますけれども、その内容ですが、この取り引きの対象としている方は香美市にどれぐらいおられるのか。」という質問もありましたけれども、「配当所得についての人数の把握はすぐにはちょっとわかりませんので、後ほどお知らせをする。」ということでございまして。また、「そういった方がおるにはおりますか。」という追質問もあったわけですが、これには、「おります。」ということでございまして。次に、「熱損失工事とは省エネの工事に係るものだと思うが、結局どういうものか教えてください。」という問いがございまして、「熱損失工事ですが、いわゆる省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設ということで、断熱工事を行った住宅について減額措置、平成20年4月1日から平成20年3月31日までに一定の省エネ改修を行った住宅については、翌年度の税額から120平米を限度といたしまして3分の

1を減額措置するという制度である。これは、建築士等が証明書を添付して市町村に申告ということになる。内容については、窓の改修工事、床の断熱改修工事、天井の断熱工事、壁の断熱改修工事、これは外気と接する場所に限る場所について、以上の工事が一定の基準をクリアする住宅については、先ほど申しました翌年度から3分の1を減額をするという新しい制度ができたものであります。」と、説明ではございました。次に、「制度の条例の資料を今すぐに渡されても読みきることはできない。もうちょっと早く出してもらうことはできないか。」という質問もございまして、これにつきましては、「一応委員会への資料としてお渡しをしておるもので、通常はこの委員会のときに渡しているが、ほかの条例改正もありますので、それは議会なんかで取り決めていただければありがたい。」という答弁でございました。次に、「省エネの改修住宅、(議案59-1)17ページの4番の長期優良住宅に使う助成措置は、これはどういうものか。」という質問に対しまして、「長期優良住宅に係る特別措置の創設というのは新しく盛り込まれた。これは長期優良住宅の普及の促進に関する法律というのが10月1日施行の予定である。が、施行以降に規定する認定優良住宅について減額措置があるということではあるけれども、詳細についてはまだ示されていないが、近々示されると思う。いろいろな要件もあるけれども、詳細はまだこちらのほうではきていない。今言ったような10月1日施行までにはすると思う。」という質疑応答の後に、採決をいたしまして、全員賛成(後に「賛成多数」と訂正あり)によって議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第61号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、詳細な提案理由の説明があった関係か特段の質疑はなく、採決を行いまして、全員賛成によって議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定をしております。

続きまして、議案第63号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

財政課長の丁重な提案理由の説明を受けた後に、質疑を行いました。

まず、「今回本会議で2名の方が質問をしたように、同じ香美市の住宅条例というものも3階建てのところと普通の一戸建て、棟続きとは違うという結果になります。そうすることで基本料金、見てみると基本料金、今の状態で水道使用料、下水道の基本料金があって、それを各戸別で割って1.5倍から2倍近い差額が出る。小松議員が本会議で発言したようにやっぱり同じ住宅であれば、そういう差が出るというのはやっぱり不公平ではないかという気がしてならない。そのあたりについてどのように考えておられるのか。」その質問に対しまして、「午前中での質疑でその部分は出ておりましたけれども、今回につきましては使用料の云々は今の段階では我々としては考えていない。現在の徴収のやり方を明文化して条文化していくということで、今出ております不公平ではないかといった部分に関しましては、その他の水道、下水道の部分が絡んできますの

で、現在の制度上の中ではそういうものしかできないというふうに考えております。大変苦しいことではございますけれども、関係課と審議をしていきたい。」という答弁がございました。次に、「香美市の市営住宅に限ってということなので民間、県住のことを言っているのではないですよ。」という質問には、「仮に水道、下水道絡んできますと、全体の枠の中で公営住宅どうするのか。民間もどうするのか、含めてどうするのかという話が出ますので、我々財政課は市で管理するものは公営住宅だけですので、その分で対応していきたい。ただし、うちが勝手に変えるわけにはいきません。もとがありませんので変えられません。それと、午前中にもちらっと出てまいりましたけれども、差額分を自治体で出すというともた別の議論が出てくると思いますので、今回は、今のところそういうことでございます。」というお答えがございました。次に、「本会議の答弁で確かに今後検討していきたいというふうに言われたかと思いますが、そこでいつまで検討するのか。」という問いに対しましては、「先ほどから申し上げておりますけれども、財政課はそういうふうにさせていただきたいと。できれば、もともと直営で水道課が水道料を集めていただければ一番よいわけですが、正直なところ。課税制度上できない、だったらどうするのかと。だったらどこに清算根拠を求めていくのかを現在の水道条例、それから求めていって現在の形がとれるわけです。だから、管理区分で考えれば早急にやりたいということはありませんけれども、他の課の手前そういう、いつまでという約束は今のところできない状況である。」という答弁がございました。次に、「下水道課長と財政課長ということでありましたけれども、最初の端は水道課が入ってメーターをつける。そういうことは水道課と下水道課と財政課がもつような検討をするほうがよいと思うが、その中で検討されることをお願いしたいが、どうだろう。」という質問に対しまして、「もともと水道法が一番上にありまして、それから水道条例、下水道条例、下水道の使用料は水道と一緒に集めるということになっておりますので、三者が集まって今回の公営住宅のみであれば、住宅管理のほうからそういうやり方がとれないだろうかという方法をお願いする段階でございます。」ということでありました。次に、「十分に説明を住民の方にされたということでもありますけれども、住民の方から何かそういうことで問い合わせがあったのか。」ということに対しましては、「入居の際に水道とかいった部分、公益費とかその都度都度説明を行いますので、現在では何も入っておりません。」という答弁がございました。次に、「できるだけ早くと発言をされましたけれども、協議はなかなか難しいと思いますが、9月定例会である程度目途が立つのか。次の定例会までに目途が立てばと思うが、どうだろうか。」という質問がございましたが、これに対しましては「基本的に方向性といいますか、これは公平になるかどうかという部分でなくて、どういう形がとれるかという目途はつけてると思います。ただ、現在のままでいくという可能性も残されているということでもありますので、それは三者の中の協議で、当然関係してくる部分は資料を集めて。どこでどうやっているかということでもありますけれども、できるだけ早く目途を立てていく。」という答弁でござ

いました。まだまだ、休憩中でありましたがこの本議会の中で議論をされたことの確認等々、さまざまな意見もありましたけれども、最後に「具体案を添付してはどうか。」、また、「継続が必要である。」という声もあり、まずその意見の賛否を問う採決を行いまして、賛成少数でございまして適切でないとの結果となりましたことから、本案についての採決を行い、賛成多数で議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第64号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしましたところ、議案第63号と同じ内容ですので、「これも継続で。」という意見も出されましたが、その採決を行いまして、継続は賛成少数であったことから議案第64号を採決をいたしまして、賛成多数によって議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第65号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を求めました。

「別表第3の駐車場設置台数を5から8に改めるとありますが、それは15ではないのか。」という質問がございましたが、これにつきましては「こちらのふるさと住宅というのは同じ敷地内に、蕪生野第2団地と同じでこれを全部足したら、昨年駐車場を整備して台数をふやした関係もありまして、蕪生野第2団地のほうが29、ふるさと住宅のほうが8と、現在はこのようになっております。言われておりますふるさと住宅というのは、一番最初に建てた旧道沿いの手前5棟のところについている駐車場の数のみが8となります。」という答弁の後に採決を行いまして、全員賛成によって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第66号、猪野々集会所の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、「資料の中で代表者、区長（自治会長）というのがございますが、これはこの名前でもいいのか。」という質問に対しまして、「今朝の本会議でご説明をしたけれども、猪野々自治会につきましては地縁団体、いわゆる登録をした団体でございますので、今回の場合は今の登記に基づいてそういう形で整理しようとして示しておく。これが、その代表者が変わったりというふうなことになると思いますと、当然法令上の附則があり登記の申請をして名前を変えなければならない。仮に1の部分でこの3年の中でこのことを変えられてもやっぱり法律上の順位が優先しますので、あえて3年半の中で、指定管理の部分で区長（自治会長）が変わるとしても、改めて変える必要はございません。あくまで資料ということでございますので、現段階ではこうです。」という答弁。また、「協定書の内容が決まったら、議会の方で公表はしていただけるのでしょうか。」という質問がございました。それにつきましては、「設置管理運営条例の中ではそういった必要はございませんので、ございません。業務の規定ではございませんけれども、そういう形で資料をいただきたいということであれば、資料として示そうとは思いますが。」

という答弁でございました。次に、「指定管理の集会所がかなりあるけれども、土佐山田町では、旧土佐山田町では指定管理というのがありますか。」という質問があり、「土佐山田町の場合には、集会所については基本的に公民館施設という活用をしておりますので、地区公民館は公民館利用として使う場所ということになっております。したがって、地区公民館というの公の団体でございますから指定管理になりません。で、わかりにくいかもしれませんが、いろんな事業で集会所という、できたものの上に公民館という公の会が乗っていますので、指定管理という方法があっても、この場合は該当しません。」という後に、補足説明がここにあったわけですが、「今、土佐山田町の中に、施設の中では指定管理をしていない施設もあるんじゃないかという話でありますけれど、その2点、ふれあいセンターというのが佐古藪と秦山にございまして指定管理をしている。」と。「この2つの施設は部屋を貸すということで料金を取ると、敷地を貸して料金を取ることであるので、そのお金を収支できると。今お話ししましたが、収支させるということで指定管理としております。」という説明もございました。次に、「議案66-2ページでありますけれども、資料のところに組織で構成員数という形で猪野々だけが120戸という戸数で行っております。後の議案第68号、議案第69号、議案第70号のところでは全部人数で入っておるが、この遅延する場合は戸数よりも人員でいくということじゃないですか。」という質問に対しましては、「登記簿によると、猪野々場合は戸数でいっております。もう1つ、午前中の本会議でも話しましたが、本町についても法律上の法人、こちらのほうは参考資料のほうについておりますけど、人数で示されておりますが、猪野々については登記を区長（自治会長）さんから見せていただきましたから、戸数となっておりますので。法律では人数でやらないといけないのを見ないとわかりませんが、現に登記がこうなっているからというから問題がないというふうに思う。」ということでございました。また、「提案理由のほうで管理運営を効果的に行うとありますが、具体的にどういう効果が見込まれるのか。」という質疑に対しましては、「一般的に指定管理者制度にもっていくというのは、行政が直接管理にもっていくいろんなものががちがちに縛られてくるので、そのために指定管理者をお願いすることによって使い勝手をよくするということがもともと指定管理者のねらいである。ですから、私ども基本的なところについては協定書でしっかり確認をするが、あと細かい部分については地域の主体性の中で、地域振興の施設であるから使いやすさを追求をしていただけるようにという内容としております。そういう意味から効果的なものができるんではなかろうかというふうに思います。」という答弁の後、採決を行いまして、全員賛成によって議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第67号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてを議題といたしました。

まず、「219人のといたら大体何世帯ですか。」という質問に対しましては、

「65世帯である。」という答弁。そのほかに特段の質疑はなく、採決をいたしまして、全員賛成によって議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第68号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたしましたが、特段の質疑はございませんでしたので、採決を行いました。全員賛成によって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第69号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたしました。

まず、「指定の期間は3月31日までということだが、開始は先ほどの説明のとおりですか。」、「提案理由の説明のとおりですかという意味だと思いますけれども、この部分は次の指定管理のときに同じように、12月31日から3月31日まで（後に「7月から12月31日までで指定管理者としていきたい。」と訂正あり。）の短期間のほうで指定管理をしたいと思っております。」というお答えがあり、採決をいたしまして、全員賛成によって議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第70号、菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたしましたが、これにつきましても格段の質疑はございませんで、採決をいたしました。その結果、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） おはようございます。今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、承認第8号、承認第9号、承認第10号、議案第58号、議案第60号、議案第62号でございます。

まず、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「繰入金7,000万円余りある。平成19年度トータルでは約5億4,700万円になるがその理由は。」との問いに対し、「全体的には医療費の伸びによるものである。個々には実績による専決補正である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理

由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「基金繰入金を大きく減額しているが、見込み過ぎではないか。」との問いに対し、「予算を組むときには、国、県からの収入をなるべく低く見積もり、基金繰入により組んでいる。その関係上、基金を多く繰り入れた形になる。」との答弁がございました。また、「一般会計からの繰入金のうち、事務費繰入金について2,500万円の減額となっている理由は。」との問いに対し、「理由の1つには、後期高齢者医療制度の導入によるシステム改修の際、改修に係る見積もりを業者に提出してもらい、見積もりに基づいて予算を組んだ。その後、県下のシステム改修費用と比較をして、見積もりが高額であることから再度業者と交渉した結果、1,000万円余りの減額となった。」との答弁がございました。また、「財政調整基金の残高は。」との問いに対し、「補正後の残高は約6億7,700万円である。」との答弁がございました。また、「保険税、補正の理由は。」との問いに対し、「予算は、国、県の実績と医療費の予測により組んでいる。保険税についても一定の予測により組んでいる。税額については、平成18年度より上がると見込んでいたが、若干下がる結果となった。滞納繰越分については、実績に見合うものとした。また、一般に比べて退職の方がふえたため増額補正をした。」との答弁がございました。また、「資格証明書、短期証明書の発行状況は。」との問いに対し、「両方とも前年度に比べて減少している。」との答弁がございました。また、「補正額の財源内訳の中で、国、県支出金のうち括弧書き、手書きの額が県の分と認識をしているが、国、県支出金の額より県の額が多いのはなぜか。」との問いに対し、「国が減額補正をし、県が増額補正をしたことからそのようになっている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で「現年度の特別徴収保険料が約580万円の増額で普通徴収がほぼ同額の減額になっているが、これは普通徴収から特別徴収に移行したのか。」との問いに対し、「移行したわけではなく、実績に合わせたものである。」との答弁がございました。また、「提案説明書では黒字相当額は介護保険、財政調整基金への積立金として追加計上したとなっているが、予算書では事業運営基金となっている。この基金は同一のものか。」との問いに対し、「同一のものである。」との答弁がございました。また、「高額介護サービス費、高額介護予防サービス費の内容は。」との問いに対し、「介護サービス費は医療と同様に所得によって個人負担が決められている。個人負担が一定以上になると公費から負担する補助金である。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべき

ものと決しました。

次に、議案第58号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「保険給付費の中で、一般から退職に1億2,000万円を組みかえている理由は。」との問いに対し、「当初予算を組む時点より退職の方が多かったためである。昨年11月の時点では317人増の予定であったが、本年5月末で既に552人の増となっているため組みかえをした。」との答弁がございました。また、「前期高齢者医療財政制度の導入により国保会計の負担は軽減をされるとのことだが、どの程度負担減を見込んでいるのか。」との問いに対し、「現時点での見込みはできない。前期高齢者の支援金が制度化されることにより、それぞれの保険者から基金を集めて配分をするため、前期高齢者の加入が多い国保についてはその配分が多くなるだろうと考えている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けました。

補足説明の内容は、「本年度より国保税は医療分、介護分、後期高齢者支援金分の3本立てとなり、昨年度までの医療分を医療分と後期高齢者支援金分とに分けた。本年度の国保税率は、医療制度分と後期高齢者支援金分の合計が所得割で昨年度より2%の減、資産割は同率、均等割は同額、平等割で2,000円の増となった。また、介護分は昨年度と同様であり、最高限度額は68万円です。昨年度より3万円の増である。所得割を下げ、平等割を上げた理由は、応能応益の割合を50対50に近づけて、7割、5割、2割の軽減を実施するためである。また、2割軽減の方はこれまで申告制だったが、本年度から職権で行うこととなっている。」などございました。

補足説明の後、質疑に入りました。質疑の中で、「最高限度額が3万円の増となり、一定の所得のある方には増税であるが、応能応益の割合から見てもう少し所得割を下げることはできるのではないか。」との問いに対し、「税率設定時の試算によるものである。」との答弁がございました。また、「条例には軽減する額が書かれているが、軽減後の額のほうがわかりやすいのではないか。」との問いに対し、「国の準則に基づいた条例としたためである。」との答弁がございました。また、「特別徴収について、対象者数と徴収方法は。」との問いに対し、「対象者数は確定をしていない。7月から9月までは普通徴収をし、10月から特別徴収になる。」との答弁がございました。また、「最高限度額は国に準じているとのことだが、自治体独自で設定することは可能か。」との問いに対し、「断言はできないが、市町村の裁量で設定できると思う。しかし、一市町村のみ限度額が違うということは難しいと考える。また、税収にも影響が出るため、本市としては統一した限度額としている。」との答弁がありました。また、

「国保会計は各市町村によってそれぞれ内容が違うと思うが、今後本市の国保会計における考え方は。」との問いに対し、「今後も最高限度額については統一した額と考えている。また、医療費は今後もふえていくと予想されるので、現在の基金、約6億6,000万円は多いとは思っていないし、税額についても現状維持か、あるいは医療費に見合った税額を収納したいと考えている。将来予測されている南海地震も考慮し、不測の事態に備えたい。」との答弁がございました。また、「健康づくり補助金は、国保以外の団体に適用できないか。」との問いに対し、「国保以外の方には国保会計から補助金は出せない。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「統合後の大栃高校校舎等の利活用については、県と協議をしているのか。」との問いに対し、「この問題に関しては、物部地域審議会から県、香美市、市教委、学校関係者等で調整会議的なことがもてないのかとのことで、市教委から県に対し要望をしていた。それを受けて6月5日に大栃高校統合に係る懇談会を開催し、大栃高校の跡地利用についても意見が出された。その中で、県としては跡地の利用計画はないとのことであった。懇談会の内容を物部地域審議会に報告し、今後の対応を考えていく。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） 13番、竹平です。産業建設常任委員会の委員会報告を行います。

今期第2回定例会におきまして産業建設常任委員会が付託を受けた事件は、承認第4号、承認第5号、承認第6号、承認第7号の承認事件4件と請願1件の5件です。この5件につきまして、去る6月20日、委員会を開催し、定足数に達しておりましたので審査を行いました。以下、それぞれの承認事件と請願についての審査の経過と結果について順次報告をいたします。

まず、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」を議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決に入り、承認第4号は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市

公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」を議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「下水道、手数料の中の排水設備工事指定業者指定審査手数料の内容を。」との問いに、「指定業者として認可申請があった場合の手数料のことで、内容としては免許更新分である検査手数料1件当たり1,000円の100件分の10万円、督促手数料5万円、指定に際しての更新単価1,000円、新規単価2,000円の合計が40万円、工事監理技術者1,000円の5名分の5,000円と。それぞれ項目が分かれています、その合計が補正額と合わせて55万円になっているものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、承認第5号は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を議題とし、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「下水道建設費の中の自家発電設置工事は、以前にも発生して計上されていたと思うが、それをも含めて内容を。」との問いに、「管渠施設の完成度が劣っていたため、配電ケーブルを汚水が伝って配電盤に入り、配電盤が故障し、ポンプが作動せずマンホールに汚水が噴出した事例があった。そのため、現在管渠をカメラ調査して汚水がたまっているところ、クラックがある部分等について順次更新工事を行わなければならないが、配電盤についてもケーブルに逆支弁を設置し順次改善を実施している状況の中で、その工事の一環としての事業である。」と答弁。また、この答弁に関連をして、「今後もこうした予算措置が発生するのか。」との問いに、「工事の監督や完了検査が不十分であったと考えるため、管のたまり水の多いことや、クラックが入ったりジョイントが抜けている部分があり、カメラで確認とチェックを行っていく過程で、現実に起こっているところ以外に修繕しなければならないところも出てくる可能性もあるので、見通しとしては予算措置が想定される。」と答弁。また、「下水道加入奨励金の118万円が減額されているが、加入状態はどうなのか。」との問いに、「当初予定していたより悪い状態である。現在接続率は40%台の中で、加入促進を図るため3月から各世帯に手紙案内で接続の加入促進を行っている。この案内書についても、3年以内の世帯と下水道法で定められている3年を超過した未接続世帯に仕分けして、早い時期に接続するようそれぞれ案内文書の内容を変えて送付している。下水道課としても奨励金が増額補正になるよう努力していきたい。」と答弁。また、この答弁に関連をして、「下水道施設ができれば合併浄化槽を設置してあっても接続しなければならないことになっているが、その辺の状況はどうか。」との問いに、「合併浄化槽を設置している世帯では、今すぐに困らないということで未接続ということもありますが、それも含めて対象世帯すべてに何度となく接続案内文書を送付して加入促進を図ってい

かなければならないと考えている。」と答弁。また、「下水道使用料で滞納繰越が計上されているが、滞納が発生されているのか。」との問いに、「この滞納状況は会計処理上で起きているもので、一般会計と特別会計の間での金の出入は認められているが、特別会計と特別会計の間での金の出入はできない規定があるためこうした事例が発生をしている。具体的に言うと、土佐山田町の場合は下水道は特別会計で上水道は企業会計となっているので問題なく、水道料として下水道料も含めて一たん企業会計へ入金しこの会計から下水道会計へ入金をしているが、香北町の場合は上水道は特別会計の簡易水道となっており、特別会計同士となり金の出入ができない。その辺のところを財政課にも問い合わせはしているが、現実のところ特別会計はおのおの独立した会計とみなされているのでできない。したがって、香北町の場合は上水道料と下水道料は別立てで入金処理をしているため、下水道に滞納があった場合でも供給停止の措置がとれない。そのため、1世帯で上水道料の入金があれば、下水道料の入金がないままでも使用できるので滞納になる事例が起きている。」と答弁。この答弁に関連をして、「そうした会計処理であれば、極端な場合、上水道料のみ支払って下水道料は払わないということで使用されると滞納がふえてくるのではないか。」との問いに、「言われるとおりで、そうならないよう香北支所で集金活動を行っている。下水道課としても滞納防止策として、滞納世帯の下水の終末管にキャップを取りつけ排水ができないような措置を検討しているが、これはあくまでも最終の段階ということで集金努力をしていく。ちなみに現在の滞納世帯は7件ほどであることから、滞納されないようにしていきたい。」と答弁。また、この答弁に関連をして、「この上水道、下水道料については、使用世帯は納得づくで接続しているのではないか。」との問いに、「この滞納世帯の中には市営住宅世帯も何件か含まれている。一般住宅世帯は、設置に係る費用や受益者分担金を支払っている関係もあってそうした認識は持っているが、市営住宅世帯では施設に係る費用や分担金は必要なく、賃貸料で入居しているため意識が低いこともあり滞納する場合がある。」と答弁。また、「一般住宅世帯ではそれ相応の費用を支払って使用している一方で、市営住宅入居世帯は賃貸料だけで入居して使用しているわけであるから、市営住宅入居世帯にもっと説明をして理解を深めてもらうようピーアールに取り組むべきではないか。」との問いに、「言われるとおり、滞納が発生しないよう意識高揚のためのピーアールと集金努力をしていかなければならない。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、承認第6号は、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、承認第7号は、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、請願等第1号、香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願を議題として、審査に入りました。

この件につきましては、平成20年5月30日受け付けで議長に対して、香美市建設業者有志一同、代表者黒岩工業株式会社、紹介議員、西山 武議員から請願書が提出され、6月2日に開催された議会運営委員会で当産業建設常任委員会に付託されたところです。そこで、当委員会ではこの陳情書の取り扱い方法について協議し、その結果、議会会議規則第140条の「陳情書またはこれに類するものでその内容が請願に適合するものは請願書の例により処理する」の規定を適用して、これによって取り扱うことと決定をいたしました。

次に、通常の常任委員会での請願書の取り扱いでは、請願を提出された代表者等の関係者から請願の趣旨、内容等について説明を受けた後、質疑を行っていました。したがって、この請願書の紹介議員である西山 武議員から請願の趣旨、内容等について説明を求めました。以下、委員会審査の経過とその結果について報告をいたします。

まず、審査の方法といたしまして、請願書の紹介議員である西山 武議員より補足説明資料として、本請願書に関連する県中央東土木事務所の管轄下にある平成19年度、平成20年度の建設工事県内指名名簿表、そして香美市平成20年度ランク付け基準法、また平成18年度告示香美市指名基準表、そして平成20年度市道後入線道路改良工事指名入札報告書が提示され、これらの資料をもとに請願書の補足説明を受けました。

補足説明の後、請願書をベースに他の資料とも突き合わせを行いながら、審査の論点として香美市内業者の育成、2番目として入札の現状、3番目といたしまして市内への経済効果、4番目として香美市の姿勢、5番目として委員会の取り組みに整理されました。そして、これの5点について審査し、集約を行いました。

まず、1点目の香美市内業者の育成に関してですが、近年の公共工事の減少に伴い、工事件数そのものの減少があり、市内に事務所を置く13社ともいずれも経営が著しく圧迫され、そのために基準点数が下がり、基準額以上の入札の場合市内業者が不足し市外業者が入札に参加している現状の中では、香美市におけるランク付けの見直しと、入札業者指名に際し、基準額以上の場合に指名業者が不足するときは次のランクより繰り上げ指名ができるよう、これにつきましては香美市指名基準ではできることになっておりますので再検討すべきである。また、ランク付けの検討事由として、指名名簿によると県ではBランクである中で香美市ではAランクというケースがあり、これに照らせば実力等において差はないはずで、繰り上げしても何ら問題はないのではないかと。同時に、現状のランク付け基準で入札に参加できない市内業者の状況を見ると、すそ野の広い建設業界ゆえにその浮沈は市への影響も大きい。その影響度合いからも業者の育成には方策を示していくべきである。

次に、2点目の入札の現状についてですが、経営状況の悪化や民事再生申請が相次ぐ中で、不況に立たされている業界への手だてとして挙げられるのが最低制限価格を見直

して、引き上げと入札ごとに最低制限価格の変動を行うべきでないことが挙げられる。ちなみに、最低制限価格については高知市では見直しを行い、平成19年度、土木75%を平成20年度は80%に、建築80%を85%にそれぞれ改善している。要は、市の取り組み姿勢に求められるところである。同時に、特に熟慮検討を加えることとして財政支出とその間接効果である。財政だけに重きを置いて低価格で工事が仕上がれば、出費は抑制され財政担当側としてはよしとなるが、その先の効果はどう動くのかで見解が違ってくる。つまり、先ほどの1、2点にも関係をするが、わかりやすく資料の後入線道路改良工事の例で言えば、まずランク基準によって資格基準のある市内、市外業者が入札に参加し、その結果予定価格の67.2%で、最低制限価格と同額で市外業者が落札している。落札業者と次点の市内業者との金額差は30万円となっている。財政担当としては30万円でも出費が抑えられ好結果と受けとめるであろうが、その先の市内への経済効果、間接メリットまで考えたとき果たしてどうであろうか。仮に制度の見直しや地元優先の姿勢ができていたら、逆に30万円高くてもその効果は実感できるのではないか。現実には市外業者の落札により市内へのメリットや間接効果は余り期待できないことになると想定される。何事についても基準どおりの姿勢を貫いている限り前進はないのではないかと。

次に、先ほどの点に続いての3点目といたしまして、市内への直接、間接効果の面からになりますが、先の事例をとるとまず市内業者が参加しない、あるいは落札できないことによって、会社経営や工事に関係する油類、骨材等の各種工事資材の需要工事に係る雇用、法人税等、人、物、金にかかわる事項に影響を及ぼすことになる。

次、4点目といたしまして市の姿勢であります。市が標榜している地場産業の育成、商店街の活性化等、経済の浮揚が今求められる中で、目に見える政策また実感のある政策をとることが急務となっている。基準や規定、条例を基本中の基本として行政を推進するのは当然のことであり、制度を堅持する姿勢は否定するものではないが、常に市内の経済生産活動の状況に目配りをして、現実と基準や制度がかい離している場合は改正、あるいは見直しを断行していくことが市民の立場に立った行政と言える。特に今回の請願書の場合、指名基準の中の発注標準、第1号の2にもあるように、ランクの弾力的活用は実行の姿勢があればできることになっている。また、現在そして今後とも常に準備しておかなければならないこととして、災害時の対処策である。今月、岩手・宮城両県に発生した大震災、高知県でも近い将来起こるとされている南海地震そして毎年のように起きている大雨被害等、緊急災害時に地元の対応に民活として頼りになるのは建設業界である。常日ごろから地元建設業者との連携や意思疎通を図り、相互協力体制を構築しておくことで効果が発揮できることであり、そのところも念頭に置くべきである。

最後、5点目の委員会の取り組みについてですが、当委員会としては本請願書は請願代表者、業界の実情を的確にとらえたものであり、採択してこの趣旨内容を参照に近隣市及び関係機関から本件に関する資料収集を行うとともに、市内経済の浮揚策の手段

の一環として可能性を執行部に提言していくために、引き続き継続して調査することとした。また、本事件に関しては、単に委員会の所管事務に置かず、議会全体のこととして、議会全員協議会へも提案して情報の共有を図ることとした。

以上が審査の論点集約で、結論として本委員会の審査結果ですが、請願等第1号、香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願の採決は、全員賛成をもって採択すべきものと決定をいたしました。

また、附帯事項として本事件に係る行政事務は現在進行形で行われているので、採択後も継続して調査を行うこととする。今後とも本事件に係る事項についての動向を注視していくこととすると付議しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 先ほどの報告の中で、ちょっと訂正していただきたいことがございますので申し上げます。

実は、議案第69号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでありますけれども、この指定の期間は3月31日までということで、ほかの施設については7月1日から12月31日までとなっておりますがこれでよいのかという質問のことを報告したと思っておりますけれども、「この分は次の指定管理のときに同じように7月から12月31日まで指定管理をするようにしていきたい。」という答弁でございましたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会の委員長の報告を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

総務常任委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 再度訂正をさせていただきたいと思っておりますので。

実は、議案第59号の採決の件でありますけれども、このときに原稿によると「賛成多数」というふうにありますので私はそのように言うたと思っておりますけれども、私の言い間違いか、皆さん方のお耳が違うか、それはわかりませんが冗談抜きにしまして、本案は賛成多数によって可決をしておりますので、そのように訂正をお願いします。

○議長（中澤愛水君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 総務常任委員長にお尋ねいたします。

議案第63号ですが、これは付託されるときもそれぞれ質疑がありまして、十分質疑がなされたと思って、私は皆さんが理解をしていただいておりますというふうに、総務常任

委員会の皆さんのことは思っておりました。しかし、賛成多数でありますので。まずお聞きしたいのは、この条例改正には、これは議会の行財政改革推進特別委員会が随分重ねて協議をしてきた中で、財政課のほうで条例改正をするということですが。その以前には監査委員の指摘も受けておりました。こういったことではいけないと、滞納があるので何とか徴収の方法を検討すべきだということで、監査委員事務局で県下、あるいは全国の徴収の方法、それもインターネットでとっていただいて、我々も監査委員としても勉強してきました。そして行財政改革推進特別委員会でこのことを取り上げてやってきたと。それで、この条例の改正によって徴収の方法が変わるんだっただけで言われておることでもあります。継続とか意見とかわかります。これは、この条例はですね、あくまでも徴収の方法は議決にしようが継続しようが変わらない、徴収の方法は。ただ、その滞納整理をするために給水停止ができるということが1項入ってきたと。そういった中で私は、基本的に総務常任委員会の皆さん方は理解をした上で審査をされていたというふうに思っておりましたが、その審査の方法について、この条例の必要性と改正の必要性。これについて総務常任委員会の皆さん方は審査されたのかどうか、まず第一に。それをお伺いしたいと思います。

そして、これは付託のときに下水道課長、前水道課長のほうからも説明がありまして、水道料の集金の仕方、これについて十分説明もありまして、黒土の住宅につきましては、各戸に戸別にメーターがありますのでそれですのような方法に変えれば、各戸が1,800円の基本料金要ります。二月に対しての基本料金が要ります。そのことも含んで説明したが、何も意見がなかったということです。この将来的な検討をさせていただくということでも、各戸にすれば基本料金は当然かかってきます。そういったことも議論を、こないだ付託される時意見を、説明を受けてしたわけですし、財政課長のほうからも説明があって、公共下水とそれから特定環境下水の汚水の処理の単価。公共下水については1立方当たり286円、それから特定環境下水については528円と。これは一般財源から出しておるわけです。そういったことも説明を、きちっとやっばりしなくてはならん。そういった中において、将来的に不公平の問題があれば見直しを当然していかななくてはならないんだというお答えもあったと思います。それをあえて、随分長い審査のようでありますけれど私が今聞きたいのは、総務常任委員会の皆さん方は基本的な改正の点についてどういう審査をされたのか、お聞きをまずいたしたいと思います。以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） お答えします。

必要性ということをお聞きしましたが、このことにつきましては、一部議員からは「まだまだ議論をしていく必要がある。」という意見もあったのは、先ほど申し上げたとおりであります。そして、まだその内容、議論につきましては、さまざまな議論があったということは申し上げましたけれども休憩にして進めてまいりましたので、

そのことについては説明は、報告はしませんでした。しませんでした、これは附帯案をつけての採決という方法もあるとかいうようなことは、先ほども申しました。それもありますし、また、先ほど申しましたようにテープも聞きにくいところもあったりして飛ばしたところもありますけれども、相当長い時間さまざまな質疑応答があったことも申し添えておきたいと思いますが、どんなことを話し合ったかと言われても、要約をして先ほど申し上げたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） いやいや、私が質問しゆうのは総務常任委員会の皆さん方がこの条例改正について基本的な重要性というもの、それから議会の行財政改革推進特別委員会が協議をしてきたことについて触れられて、そのことからまず最初知ってもらわなくちゃ困るし、そのことを私も、その付託のとき意見として私も言いました。そのことについて、腹へ十分入れて審査をされたのかどうかということだけを聞きゆうんです。中身をいろいろ議論したとかは聞いておりません。その一部改正について基本的なことを、皆さん方は腹に入れた中で審査をされたかという部分だけ聞きゆうんです。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） そのことにつきましては、議案質疑の中でも皆さんのおところで皆さんが協議をされたことでありますので。そのことの確認とかいうこともあったというようなことも申し上げましたが、一部の委員の中には、今申し上げたような議論がありました。それで、その結果といたしまして賛成多数ということになっておりますので、そのありたは委員のその考えとかいうものにつきましては、ここでは先ほど申し上げたとおりです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。日本共産党とくらしと福祉を守る議員団を代表しまして、議案第59号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第60号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

議案第59号は、4月30日に国会で成立した地方税法改正案の成立を受けて、香美市の税条例を改正するためのものです。地方税法の改正内容は主に、1、個人住民税における寄附金税制の拡充。2、上場株式などの譲渡益と配当の損益通算の導入等。3、道路特定財源の暫定税率の延長。4、公益法人改革に伴う課税方法の変更。5、低燃費自動車に対する自動車取得税特例の延長等。6、省エネ改修への固定資産税減額措置創

設等。7、公的年金からの個人住民税の特別徴収導入。8、非課税など特別措置の整理合理化などが上げられております。今回、寄附金控除対象の見直しや、いわゆるふるさと納税など寄附金控除の拡充の税改正がありました。これ自体に反対するものではありませんが、地方税収の確かな確保のためには、2000年ピーク時の3分の2にまで減額された地方交付税をもとに戻すことこそ今なすべき税制改正であると考えます。次の点として、現在上場株式等の配当、譲渡益は、本則税率20%のところを2003年から軽減し、税率10%とされています。今回の改正では、それが金持ち優遇との批判もあり、2008年度末で一たん廃止し、改めて経過措置として2009年、2010年度の2年間、500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について10%の特例を適用することになっています。また、今回初めて上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みを設けました。これらは金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げ、一層投機マネーをあおることにつながりはないでしょうか。その他、環境に配慮した低燃費車等への自動車取得税の軽減措置、また住宅の省エネ改修への固定資産税の減税など、一定の見るべき改正はあります。しかし、市民にとっての大きな問題点は、今回年金からの個人住民税の特別徴収制度が設けられたことです。65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得割額と均等割額を2009年10月支給分から年金天引きすることが決められました。年金からは既に源泉徴収、介護保険料、後期高齢者保険料が引かれ、香美市では準備が間に合わなくてこの10月からの実施となりましたが、国民健康保険税も年金天引きが決まっております。このように、本人の意向も踏まえないで年金から天引きすることに対しては、年金を主たる収入としている受給者を中心に強い抵抗感がありますし、所得の低い高齢者を一層の生活困難に追いやることは目に見えています。

議案第60号は、後期高齢者医療制度への国保からの支援金を拠出するための条例改正であります。私たちは後期高齢者医療制度そのものの中止、撤回を求める立場をとっておりますので、反対でございます。

以上、述べました点から議案第59号、議案第60号に反対の立場を表明し、討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ただいま議案第59号、議案第60号について原案に反対の討論がありました。

次に、議案第59号、議案第60号の原案に賛成の方の討論を、発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団を代表して、議案第63号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに、賛成の立場で討論を行います。

本条例の改正は、よりスムーズな水道料金の徴収に向けての改正であると判断します。しかし、本議会中の議案質疑等において、第23条の2の第2項の下水道料金確定に係る部分で、料金体系に市営住宅入居者間で大きな不公平感が存在することが判明しました。私どもはこの問題点を指摘し、早急な改善を求めたところです。本来であれば不利益を受けている住民が存在することを重く受けとめ、継続審査とし慎重に審査すべきものと考えられるのですが、料金の確定を明示しなければ第23条（の2第）3項以降の項目にも影響が出ることも考えられることから、不公平は早急に検討するということを前提に条例改正に賛成するものであります。

以上、議案第63号への賛成討論とします。

また、議案第64号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対しても、同様の趣旨の上での賛成であることを申し述べ、討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 議案第63号、議案第64号への賛成討論がありました、ほかに討論ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。ほかの議案での討論ございませんか。

○議長（中澤愛水君） はい。討論がないようでありますので、すべて討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第8号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第9号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第10号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第11号は、委員長報告のとおり承認されました。

これから、議案第56号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、香美市営住宅の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

もう一度、ちょっと（議案名称を言い）抜かったようでありますので。

次に、議案第63号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、猪野々集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、太郎丸公会堂の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、永野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、蕪生野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願等第1号、香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願についてを採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、請願等第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りをいたします。日程第27、議案第71号、黒土2号団地Cブロック建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結についてから、日程第32、意見書案第8号、一級河川物部川管理権移譲に関する意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって日程第27、議案第71号から、日程第32、意見書案第8号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしま

した。

日程第27、議案第71号、黒土2号団地Cブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案第71号につきましては、議案書を朗読して提案とさせていただきます。

議案第71号、黒土2号団地Cブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について。

平成20年6月19日、指名競争入札に付した標記の工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり請負契約の締結について議会の議決を求める。

平成20年6月24日提出。香美市長、門脇 慎夫。

1. 契約の目的 黒土2号団地Cブロック建設工事（建築主体工事）
2. 契約の方法 指名競争入札による
3. 契約金額 金1億9,530万円
4. 契約の相手方 黒岩工業株式会社 代表取締役 野村俊博
5. 支出科目 平成20年度香美市一般会計予算
8款 土木費 6項 住宅費 2目 住宅建設費

以上でございます。

あと2ページ、3ページにその資料を添付してございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） ちょっと指名業者の数でお伺いしますが。

1億円以上は10社以上の業者を指名することになっておりますが、これ17社指名されておりますけれども、今までもこういう10社以上のところで多くの業者を指名してきましたか。そのところをちょっと記憶が私はありませんのでお伺いします。それと、なぜ17社指名したか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 西山議員さんの質問にお答えいたします。

こういった建設工事につきましては、こういう17（社）とかいう業者の指名はしております。今回の指名につきましては、審議会の中で協議しまして、既にAブロック、Dブロックという黒土住宅の建設、既にしておりますが、その分の指名した部分を参考にして決定いたしました。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○ 1 1 番（片岡守春君） 1 1 番、片岡です。

まず1点目は、今国土省の発表によりまして、既存の工事をしちゅうところでもこの資材の高騰によってなかなかその請負業者の工事の進捗状況に問題があるということで、予算化をするようなニュースも聞いたように思いますけれども、今回請け負ったこの黒岩工業さんは非常に最低価格に近いところでとってると。結局40万円ほどの上積みということでとってるので、行政側としては非常に率のえい入札の方法ということになるかもしれませんが、請け負うたほうにとっては大変厳しいんじゃないかと思えますけど。これは何ですか、請け負いの中で資材高騰というものは、こらもうどうなっていくかは全くわからないというような形ですけれども、これに対する、資材の高騰に対する何か契約というか、鉄筋が上がったらどうこうするとかいうようなことの取り決めはあるのかどうか1点。

それから、私たちは非常にこの今度の建設の入居の戸数が3階建てで18戸ということなんですけど、A棟を建てたときから言ってその当初の計画どおりの戸数から言うたら少なくなってるのじゃないか。当初との戸数の変動でもあったのかどうか。そこをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

資材の高騰の配慮ということでございますけれども、本工事につきましては平成20年度の材料価格を設定をしまして入札に付したものでありますので、現在設計しております部分については、高騰に関しましても手立てはないということになります。7月以降の設計につきましては新しい単価を使用するということになります。

それから、2点目の全体計画につきましては、当時財政課のほうで住宅、地域住宅交付金の関係で全体計画をつくったというふうに承知をしております、私のところではちょっとその全体計画について詳細を持っておりませんので、申しわけありません。今回につきましては、議員さんのおっしゃるとおり3階建ての18戸ということで建築計画をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1 1 番、片岡守春君。

○ 1 1 番（片岡守春君） これは、当初の計画からということで、戸数少ないんじゃないかという質問に対しては答えれる人おるやろうかね、執行部の中で。僕らももっとこう多くなるという予定じゃなかったと思うけど、どうですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 戸数につきましては、トータル戸数は同じという計画ということなんですけど。

○議長（中澤愛水君） 1 1 番、片岡守春君。

○ 1 1 番（片岡守春君） 私たちが聞いた範囲では、中棟が、今度建てるところはC

棟とエレベーターを利用して陸橋とか何とかかかってやるということだったというふう
に聞いちゃう記憶があるんですけど、そういうことはまだ生きてるんですか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

今回のCブロックB棟は、DブロックC棟の増築工事という格好で該当になりまして、
C棟のエレベーターを利用して、2階3階に渡り廊下があってそのままB棟に移れると。
CブロックB棟に移れるという設計になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ
て、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第72号、訴えの提起についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 議案第72号につきまして、説明させてい
ただきます。

議案書を朗読することで提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議案第72号、訴えの提起について。

下記の訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96
条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成20年6月24日提出。香美市長、門脇 楨夫。

記

訴訟内容

被告、貝瀬見公乃。

請求の趣旨

主位的請求

1、被告は訴外島岡憲次郎に対して、下記対象土地につき、高知地方法務局香美支局
平成20年2月13日受付第1208号の所有権移転登記の錯誤を原因とする抹消登記
手続きをせよ。

2、訴訟費用は被告の負担とする。

予備的請求その1

1、訴外島岡憲次郎と被告の間で、下記対象土地につき、平成20年1月25日になされた贈与契約を取り消す。

2、被告は、原告に対し、前項記載の土地についてなされた高知地方法務局香美支局平成20年2月13日受付第1208号の所有権移転登記の詐害行為取り消しを原因とする抹消登記手続をせよ。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

予備的請求その2

1、訴外島岡憲次郎と被告の間で、下記対象土地につき、平成20年1月25日になされた売買契約を取り消す。

2、被告は、原告に対し、前項記載の土地についてなされた高知地方法務局香美支局平成20年2月13日受付第1208号の所有権移転登記の詐害行為取り消しを原因とする抹消登記手続をせよ。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

対象土地

所在、香美市土佐山田町字黒土

地番、2019番16

地目、宅地

地籍、4.13平方メートル。

提案理由、平成2月14日付で訴訟申し立てを行った3件6債権に関係して、抵当権のない上記対象土地が平成20年2月13日付で貝瀬見公乃（訴外島岡憲次郎の子）に所有権移転されました。市が、訴外島岡憲次郎に対して内容証明郵便により貸付金の償還に関する催告を行った平成19年11月14日以降に移転登記されていることから、強制競売に対する手続き妨害を意図する詐害行為で、債権者である市を害するものです。よって、所有権移転登記抹消手続を請求提訴することにつき、議会の議決を求めるものです。

少し、補足説明させていただきます。

今年2月に訴訟申し立てを行いました、いわゆる3件6債権の債権回収のための訴訟につきましては、3月議会で報告させていただきました件ですが、4月8日、高知地方裁判所で香美市の申し立てどおりの判決言い渡しがあり、この3人が主債務者、連帯保証人になっている分につきましては訴訟もなく確定しております。連帯保証人の1名につきましては、現在も係争中でございます。今回の訴訟申し立ては、この3件6債権に関係してのものです。議案を見ていただいたらわかりますが、ごらんのとおり3件記載してあります。このうち使うのは1件です。訴訟のメインとなる主体的請求としまして、本件所有権移転登記の抹消登記手続を求めております。予備的請求その1としまして、

移転登記の原因となる内容を明記し、本件土地の贈与契約の取り消し及び本件所有権移転登記の抹消登記手続、または予備的請求その2として、本件土地の売買契約の取り消し及び本件所有権移転登記の抹消登記手続を求めるものです。

予備的請求の件ですが、登記簿上の原因は売買と記載されております。しかし、親子間の移転であり、面積も少ないことから金銭が動いたとは考えにくいので、贈与も視野に入れてのものです。そのための3件並立でございます。どの案でも結論はただ1つ、高知地方法務局香美支局で平成20年2月13日に受け付けされた所有権移転登記以前の状態に戻すための訴訟でございます。

ここで、その2019番16の土地につきましてちょっと補足説明させていただきます。

この対象土地は、昭和56年に貸し付けを行い、当時、旧土佐山田町が貸し付けを行い抵当権を設定しております2019番13の東側にあります。その分に、その東側の土地2019番3から分筆され、いわゆる後で所有権が移転されております。ひも状の縦の土地でございます。現在はその2019番13、いわゆる抵当権を設定している土地と一体化されておまして、塀部分を形成しております。

それで、提案理由につきましてはここに書いてありますとおりでございます。今回の訴訟提起につきましては、香美市長の専決処分事項には指定されておられませんので議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

非常に面積も狭いものでございますけれども、何か塀とかいうことですが、この本人は、被告の本人は、これはその土地のどちらかに在住してる人かどうか、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答え申し上げます。

最近、そちらのほうへ帰ってきてるようです。日付はちょっとあれしてありませんが、2月13日現在ではこちらにおいでませんでした。最近になりまして帰ってきてるようでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 1点だけ。

先ほど詳しい説明あったんですけど、この贈与契約、売買契約というのは、この契約書等はおありかどうかということについてはわかりますか。それについてお願いします。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） その2月13日の件の売買契約書でございますか。ご本人同士の契約につきましてはこちらは見ておりませんが、法務局の登記原因が売買となっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、意見書案第5号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第5号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年6月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）でございます。

まずですね本意見書の要約といたしましては、国民共有の財産である国有林を適切に管理をすると。そして、国有林野が果している公益的機能、また一般会計（において管理運営を行う）組織による管理運営体制の堅持、そして地球温暖化対策にかなう環境資源としての役割、また民有林と連携、共生を図り、地域振興、そして森林林業の担い手育成と地域活性化への寄与、そして地域材の需要拡大と林業、木材産業の振興、水源の涵養や国土保全のための林道、治山、治水事業、こうした点を施策に反映し、着実に整備推進を図られたいということになります。提案内容の詳細につきましては、本文朗読でかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 提案者にお伺いをいたします。

私は、この意見書は全体の趣旨は賛成ですし当然の意見書だと思っておりますが、ちょっとどうしてもわからない点があって、お聞かせください。

まずその1点が本文の、2枚めくって2枚目の上から、「また独立行政法人」というところがありますね。その上から5行目、「独立行政法人森林総合研究所」、これがその緑資源機構を解体してということなんです、どういうシステムになっておるのが1点と。

それから、わからなかったのが「また」から始まって5行目の、「その管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことを含め」というのはどういうことでしょうか。普通、この文章の前後からしたら「すること」になりそうな気がして、ちょっとわからなかったのをそれを教えていただきたいのと。

それから、「記」に入りまして、3の「水源林造成事業は」の2行目、「引き続き計画的に水源林造成事業を含めた」とありますのは、これは香美市、特に物部町のほうで何かこの計画的な造成事業があって今ちょっとストップしておる状態なのかどうか。それだけちょっと、その3点をまずお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） ただいま大岸議員から質問がありました3点についてでございます。

まず、1点目の独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたという点はどういったことか。これは経過のことであろうかと。

○4番（大岸眞弓君） すいません、ちょっと聞こえにくいです。

○13番（竹平豊久君） ああ、そう。

質問の点を今申し上げました。これはもう既にご承知のとおりこの緑資源機構、これが官製談合問題ということで、これによりまして独立行政法人化に、いわゆる解体をして、ただいま申しました独立行政法人森林総合研究所の名称をして変えていくということございまして、これが閣議決定をされておるということございまして。

そして、2点目の管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことを含めという点でございます。これは、またちょっと長くなりますが、先ほど言いました緑資源機構の廃止を議論する、いわゆる結果的には平成20年3月31日に独立行政法人緑資源機構を廃止する法律というのが、これが可決されておりますが、これに至るまでの国会審議による主な論点の中で4点ほどありました。その中の1項目でございまして、その論点の中の1項目で、国有林の一部独立行政法人化を1年前倒しせずに、慎重に検討

すべきということで論点の中にありました。これは何を意味するかということが、まず、この先ほどの意見書の中にありましたように一般会計化。そして一部の事業を先ほど言いました森林総合研究所というような、のほうに移して事業を行うということを平成22年度の末までに検討をしていくということで審議されておったわけです。それを、先ほどちょっと重複しますが、例の緑資源機構の官製談合でそれではいかんから前へ倒してやれというようなことです。これを前へ倒さんように、先ほど言いました平成22年度末、当初の論点の閣議で決定された、国会で審議された平成22年度末までで正規どおりの期間を設けてやってくれということですが、これについては先ほどの意見書の中にもありましたように、いわゆる国の機関でありますので農林水産省とか林野庁とかそういった各関係方面、そしてこの国有林に携わっておりますその他の方々、こういった方々と幅広く、そういった事業に向けてご意見を聞きながら慎重に進めていくべきと。その期間が平成22年で原則しておったのを平成21年にこかされると、もう今年あたりからそういった体制をとってやっていかなければならないのでは余りにも時間がないのではないかとということで、当初図られておりましたようにこの一般会計化、事業につく、独立行政化にすることを平成22年の末までに検討してくれという、この原則にのっとってやっていただきたいということでございます。

それから、「記」の3番目の、引き続き計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するためと。これは、いわゆる意見書のとおり国に関する国有林野の関係ですので、一地域のそういった事業を指しているものではありません。これは、いわゆる国有林野事業は今まで、特にこれから、先ほど申しましたように環境対策ですね、こういったようなものが非常に重要になってくると。特に2008年から京都議定書の約束期間が始まるというようなことから、そういったことで地球温暖化、いわゆるその10年対策の着実な実行をするためのその森林整備をやってくれという意味合いの、引き続き推進を行うという意味合いの、これは文言でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ありがとうございます。前倒しをしないことについてはよく趣旨はわかりました。

私が心配したのは、今ご説明の中にあつた緑資源機構というので松岡元農水相が自殺をされたわけですが、そのときにこの独立行政法人緑資源機構というところから、過去所管の公益法人に天下りをして、それから同時にお土産に仕事の発注を持っていったということで。その公益法人に、この緑資源機構のときは5つの所管の公益法人があつて、そこに天下りをして仕事の発注がいった、その所得の公益法人から松岡元農水相に対して、事務所に献金がいったと。こういう癒着の構図があつたわけですが、同じようにその独立行政法人という名で、森林総合研究所で同じようなシステムが継続されてしまいやせんかという、ちょっとそういう心配があつたものですからお聞きをしまし

たが。その心配は、もう今解体したことによってそこも改善されてないわけですね。

それと、3の、さっき引き続き、香美市の事業どうこうではなくて地球環境対策も含めて全体の問題というふうにお答えがあったわけですが、せっかく香美市議会の名前で出すわけですので何か香美市の、1点特徴的なものが入ってもよかったかなと思うんですがその点についてはどうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 確かに意見書として、それは本当大岸議員の指摘のとおりですね。この大森林を有する香美市にとっては非常に身近な問題ということで、確かに地元の声も入れて反映したらどうかということは全くそのとおりだと思います。ですが、この場合はいわゆるマクロ的に、国有林野事業を表題にあるようにとにかく健全化にもって行って、そして経営努力をしていくと。それをもとにして、そして大事なのがこれ財源措置にもなるわけですが、これに資金を投入していただいて、そして、その結果としてその地域の、香美市を含む全国の各市町村の方に政策としておろしていただきたいという意味合いでこういった形の意見書としております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 大まかに言いまして、森林の持つ公益的な機能を重視して国の一般会計で国の管理をちゃんとしなさいということで、そういうことの主張で趣旨には賛成をするものです。

もう1点だけ最後に提案者にお尋ねしたいのですが、これが私議会運営委員会に提案があったときから何度も何度も、30分以上かかって読み直しましたが、物すごく難解でした。それで、重複している部分もありますし、議長名で出すわけですので、もう少し簡素な文章といいますか、わかりやすい文章に提案者としてつくりかえて提案をするというふうな方法は思いつかれなかったかどうか。それだけ最後にお願いします。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 今のご質問については、いわゆるこの意見書作成の方法論と、あるいはその見解というふうなことになるかと思えます。私の考えといたしましてはそういった、より詳しく実情、地方の声の代弁者として詳しく述べて、そして（意見書を）上げていったほうがいいのではないかという判断で、若干、言われるとおり長文になりましたが、こうした意見書でこれを簡素化するという考えはございませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず原案に反対に方の討論を許します。

討論はありませんか。

賛成の討論ですか。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。意見書案第5号に賛成の立場で一言申し上げます。

本意見書案は、国民の共有財産である国有林の整備推進と事業の健全化を図るものであり、面積の90%を山林が占めている本市にも深くかかわる身近な問題であると思っております。本市には、現在林業団体として物部、香美の2つの森林組合があり、国の機関として大栃森林管理所（後に「中部森林管理所」と訂正あり）が置かれております。その中で、国有林野事業は国の制度改革により営林署から森林管理所に名称変更するとともに、業務形態も事業直営方式から請負方式に転換をし、森林組合が中心的受け皿となり造林と生産事業を実行しております。また、治山事業や土木事業においても森林管理所と建設事業者との契約で関係事業が実施されており、市民の雇用や関連するさまざまな地域産業にも大きく貢献していることは周知のとおりでございます。

次に、安定した水源の確保という観点から申し上げますと、最近の物部川をごらんになっておわかりのとおり、天気が続くと水量が減り、一たん大雨が降れば一気に水量が増し、茶色くなった泥水が下流に流れ込み本市を含む香長平野の農産物にも悪影響を及ぼしております。この大きな要因は、材価の低迷による山林労務従事者の減少により間伐等適切な森林の管理ができず、保水力の減退や山腹の崩壊を来しているところからでございます。今後もこうした事態がますますふえてくるのではないかと懸念をされる中、現状を食いとめる施策として、本意見書案にもあるように国有林野事業を通じ民間による森林整備が困難な地域については、国の関与のもとでの森林整備体制を創設し、民有林との連携によって国民、市民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等、公益森林の整備及び治山整備、林道整備を推進していくことが急務であると考えているところでございます。

また、地球温暖化が深刻な環境問題となる中、環境資源としての森林の役割に強い期待が寄せられていることも事実です。

最後に、地球温暖化対策や水源林造成のための森林整備、さらに民有林の保全整備に伴う林道、作業道の整備や実行体制について一般会計（において管理運営を行う）組織による管理運営を含め、国による健全な管理運営体制を堅持することを強く要望し、賛成の討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 小松議員、先ほど「大栃森林管理所」と言うたのを「中部森林管理所」に訂正をしてください、正式の名前に。

○8番（小松紀夫君） すいません、一部を訂正いたします。「大栃森林管理所」と申し上げましたですけれども「中部森林管理所」の間違いでございます。すいませんでした、訂正をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第30、意見書案第6号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番(竹平豊久君) 13番、竹平です。

意見書案第6号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年6月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

意見書案につきましては、書面の朗読によって説明にかえさせていただきます。今回はコンパクトにまとめて提出を申し上げました。

(案文朗読)

以上、よろしくお願ひします。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、意見書案第7号、高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番、山崎龍太郎。

意見書案第7号、高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよ

う求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年6月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山崎龍太郎。賛成者、同、片岡守春。賛成者、同、大岸眞弓。

読み上げて提案させていただきます。

(案文朗読)

以上、よろしくお願いいたします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の討論を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。私は意見書案第7号、高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書（案）に賛成の立場で討論します。

今、日本では大学ばかりでなく高校でも高い学費が問題になっています。特に、格差と貧困の広がりの中で経済的に困難な家庭が増加しており、学業を続けるために勉強よりもアルバイトに奔走したり、有利子の奨学金で卒業と同時に何百万円のローンの支払いが始まるといった学生も少なくありません。日本高等学校教職員組合の調べによると、高校の授業料を滞納している生徒の理由は、トップが母子家庭、父子家庭で、次いで派遣社員、パートなどの不安定就労やリストラ、失業、倒産と続き、親の雇用や営業の不振が色濃く影を落としています。今年4月、東京大学で家庭の年収が400万円以下なら授業料免除という新制度がスタートしました。制度を設計、推進した平尾副学長によれば、「優秀な学生を育てる以外に日本がこれから国際社会で生きていく道はない。日本の学費が高いのは国家の負担が少ないからにほかならない。その分、家計に肩代わりをしてもらっている。ここを変えることが不可欠で、20年、30年先の日本に責任のある我々は、そのとき活躍できるように今若者を育てなければならない。」と、大学人としての抱負を語っています。また、私学助成拡充の署名運動に学校ぐるみで取り組む神奈川県私立旭丘高校は、今春、学校独自の奨学制度を創設しました。これによって授業料を滞納していた生徒もみんなと一緒に卒業でき、お礼を述べる保護者の姿が見られたということです。入学金未納で入学式に出ることができなかった事例とは大きな違

いです。学校にかかるお金は学費だけではありません。教材費やクラブのユニホーム、通学定期などたくさんの余分な費用がかかります。授業料減免制度の拡充は教育の機会均等を図るためにも急がれる課題となっています。

よって、本意見書案に賛成の立場を表明し、討論とします。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第7号は否決されました。

日程第32、意見書案第8号、一級河川物部川管理権移譲に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番、竹平です。

意見書案第8号、一級河川物部川管理権移譲に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年6月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

一級河川物部川管理権移譲に関する意見書案についてでございますが、内容は書面の朗読によりましてかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしくお願ひします。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 竹平議員、ちょっと訂正を、ミスプリの。初めの文章の（下から）2行目、「確率」の「率」が「立」に。

○13番（竹平豊久君） まことに申しわけございません。字句に誤りがありましたので訂正をいたします。本文の意見書の最後から2行目です。年内に50～60%の「確率」の「率」ですが、これが「立」になっておりますが、パーセントをあらわす率でございます。訂正を申し上げます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第33、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件2件、専決処分事項の承認案件10件、議案第56号から議案第70号までの15議案、請願1件、さらに追加議案2件、意見書案4件が上程をされ、それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。今議会も15名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、教育行政や後期高齢者医療制度を初め、行政にかかわる幾つかの重要な課題に対する質問と提言がありました。香美市市政の健全な発展と福祉の向上を図っていくためには、条例を初めとする法令遵守と説明責任の履行、参加行政の実践が重要であります。また、議会といたしましても、決定した予算、政策を遂行する執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうか、常に注意を払いつつ批判監視することが重要な任務であり、責務として課されております。お互いに研さんを重ねつつその任務を全うしていかなければなりません。

さらに、執行部各位におかれましては、今議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりに生かされるよう申し添えておきます。

梅雨が上がりますと、いよいよ夏本番を迎えます。また、台風6号の動きも気になるところでありますが、今後暑い中、皆様方におかれましてはお体にご留意の上、ご健勝でそれぞれ職務に精励されますようお願いをいたしまして、閉会のあいさつといたします。

次に、市長からあいさつがあります。市長、門脇 槇夫君。

○市長（門脇 槇夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月11日に開会をいたしました平成20年第2回香美市議会定例会も、議員各位の熱心な議論のもとで慎重なる審査をいただき、ここに提出をいたしました全議案、すべて適切なるご決定を賜ることができましたことに、まことにありがとうございました。会期中に賜りました意見や、また一般質問でのご提言に対しましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいります。

ここで、6月11日に報告をいたしました検査用採血器具の不適切な使用について、中間段階の結果をご報告をいたします。

今回、問題となった採血器具を使用した36名のうち、県外に転出をされている方1名、既にお亡くなりになっておられる方1名を除く34名の方々のご家庭を訪問し、説明を申し上げ、肝炎検査を受けてくださるようお願いをいたしました。その結果、過去に検査を完了されていた方並びに今回の検査を受けられた方で、安全確認などが取れた方々は昨日時点で31名となっております。うち、転出者、死亡者につきましても安全確認がとれております。また、転出者の方には書面にて報告とおわびの通知を申し上げます。残りの5名につきましても、現在までに検査結果がまだ判明していない。また、検査予定であるがまだ検査をしていない状況であります。今回のことはあってはならない行為でありまして、対象者の方々を初め多くの市民の方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、再度心からおわびを申し上げますとともに、再発防止に取り組むことを確認をいたしております。

さて、今年の梅雨も後半に入り、集中豪雨の発生する季節となりました。奇しくも来月5日は繁藤山崩れ大災害発生から37回忌に当たります。最近とみに地震など自然災害の多発する中で、再びあのような大災害など起きないことを切に思う次第でございます。

終わりにになりましたが、議員各位におかれましては暑さ厳しくなる時節を迎えますが、体調に十分気をつけられ、今後も市政発展へのご協力とご指導をお願いをいたしまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（中澤 愛水君） ありがとうございます。

これをもって平成20年第2回香美市議会定例会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前11時55分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成20年第2回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	6月11日 (水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。
第2日	12日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	13日(金)	休 会	”
第4日	14日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	15日(日)	休 会	” ”
第6日	16日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	17日(火)	本会議	一般質問 ①
第8日	18日(水)	本会議	一般質問 ②
第9日	19日(木)	本会議	一般質問 ③
第10日	20日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 本会議散会后、連合審査会 (承認第2号・議案第56号) 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 (承認第3・11号、議案第57・59・61・63・ 64・65・66・67・68・69・70号) 教育厚生常任委員会の審査 (承認第8・9・10号、議案第58・60・62 号) 産業建設常任委員会の審査 (承認第4・5・6・7号)
第11日	21日(土)	休 会	議案審査整理のため
第12日	22日(日)	休 会	”
第13日	23日(月)	休 会	”
第14日	24日(火)	本会議	議案採決 (付託議案の報告～採決) 追加議案の提案 (委員会付託省略し、説明から採決まで。)

意見書案第 5 号

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 24 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っております。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、独立行政法人緑資源機構は、平成20年3月31日、国会において「独立行政法人緑資源機構を廃止する法律」が成立し、19年度末で解散、水源林造成事業等は、独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところです。

また、「独立行政法人緑資源機構を廃止する法律案」に対する附帯決議において、（1）地球温暖化対策としての森林整備（水源林造成等含む）、民有林の保全・整備に伴う作業道整備・林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実行体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことを含め、幅広い視点から慎重に検討すること、（2）山村の過疎化等により森林整備が遅れている地域については、一般会計において路網整備を含めた森林整備や山村の定住化条件の整備を図る必要があることから、その対策を検討することが明記されたところです。

よって国においては、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、多面的機能維持を図るための森林整備等の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化など、森林・林業施策の更なる推進に向け、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、森林・林業基本計画に基づく林業・木材関連産業の振興施策の推進と、国の森林整備予算に係わり発生する地方財源措置及び森林所有者の費用負担軽減措置など、平成21年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。
2. 緑の雇用対策等、森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。
3. 水源林造成事業は、水源のかん養はもとより、地球温暖化防止その他の森林の有する公益的機能の発揮を図る重要な事業であり、引き続き計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄

地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備体制の創設を図ること。

4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、国土の保全、水源のかん養など国有林野が果たしている公益的機能の一層の発揮を図るために、一般会計組織による管理運営体制を含め国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
外務大臣	高村正彦	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
環境大臣	鴨下一郎	殿
林野庁長官	井出道雄	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第6号

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年6月24日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）

最近、とうもろこし・大豆・小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、食料自給率がカロリーベースで39%、穀物では27%という中で国民に大きな不安が広がっています。

米や穀物の価格高騰は全世界に深刻な影響を及ぼし、国連のパン・ギムン事務総長は「かつては1日3食とれた家庭でも、2食か1食に減らさざるを得なくなった」と、新たな飢餓の広がりにより重大な懸念を示し問題解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道・洞爺湖で開催される「G8」（主要国首脳会議）でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになります。

食糧価格の高騰の原因は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増にともなう需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んで、異常な高騰を引き起こしていることにあります。

このように、原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

現在、ミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入されている中で、政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画といわれています。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、人道上も許されるものではありません。

また、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担することにならざるを得ません。その一方で、国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されており、矛盾は明らかです。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようになっていますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会を提供する」というものにすぎません。(1999年11月の政府答弁)

国際的に米や穀物の供給がひっ迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が求められています。

よって、国におかれましては、ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること要求します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
外務大臣	高村正彦	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第7号

高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成20年6月24日

香美市議会議長 中澤愛水殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 片岡 守春

賛成者 " 大岸 眞弓

高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書（案）

いま日本では、世界のなかで比較しても、高すぎる学費のため進学や入学を、手放して喜べないばかりか、あきらめざるを得ない状況がうまれています。この4月にも、期日までに入学金が未納だからという理由で、入学式に出席させてもらえない生徒がありました。国民生活金融公庫の「子育て世帯についての実態調査」によれば、高校入学から大学卒業までにかかる費用は、一人平均1,045万円、わが子のための教育費は年収の34%に達しています。看過できないのは、「格差と貧困の広がり」の中で、学費が高すぎるため、深夜までアルバイトして身体を壊したり、学業を断念せざるを得ない若者が増えていることです。

日本の高校教育予算の水準はOECD加盟国全体の平均1.0%に対して0.5%と加盟國中、最下位となっています。また、1970年に12,000円だった国立大学の授業料は今では標準額535,800円となっており、私学はさらに、その2倍、3倍の高額で、家計を圧迫し続けています。

1966年に国連総会で採択された国際人権規約は、「高校や大学を段階的に無償」にすると定めており、欧米のほとんどの国では高校の学費はなく、大学も多くの国で学費を徴収していません。

教育を受けることは基本的人権のひとつで、個々の経済的理由で妨げられるべきではありません。若い世代が高校や大学で新しい知識や技術、理想を身に付けることは、社会全体の貴重な財産をつくることです。それだからこそ、学費は出来る限り低額に留め、無償に近づけることが世界の大勢になっておりこのことは、国民の「ひとしく教育を受ける権利」を保障した日本国憲法の本質にも合致しています。誰もがお金の心配なしに教育を受けられる条件を整えることは、若者に安心と希望をもたらす、日本の未来を支える基盤づくりにもつながるものです。よって政府におかれては、これ以上、経済的理由で学業を断念する若者をうまないため、以下の対策をとられるよう強く要望します。

記

- 1、公立高校の授業料減免のための予算を増やし、国の責任で減免対象枠を年収500万円以下の世帯にまで広げること。私立高校では、直接助成制度における、国の補助枠を拡充すること。
- 2、国公立大学・高専の授業料の減免予算枠を引き上げ、東京大学のような、授業料免除の制度を全国で、行えるようにすること。私立大学の学生についても、授業料直接助成制度がつけられるよう予算枠を拡充すること。
- 3、国の奨学金をすべて無利子にもどし、年収300万円に達するまでは返済猶予とすること。経済的に困難な学生に給付制奨学金制度を設けること。
- 4、学費の段階的無償化を定めた国際人権規約の第13条を早期に批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月24日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	福田康夫殿
財務大臣	額賀福志郎殿
文部科学大臣	渡海紀三朗殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 8 号

一級河川物部川管理権移譲に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 24 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

一級河川物部川管理権移譲に関する意見書（案）

平成 20 年 5 月 30 日政府の地方分権改革推進委員会は、第 1 次勧告を福田 首相に提出しました。この中で一級河川は、一つの都道府県内だけを流れる 53 水系（本県の物部川を含む）と府県境をわずかに超える 12 水系の管理権を移譲の候補としました。

一級河川物部川は、流路延長 7.1 Km を一気に土佐湾に注ぐ急流河川で、流域は、3 市にまたがっており、台風常襲地帯の河川であります。本格的な改修工事は、昭和 21 年に当時の建設省により着手されましたが、現在でも堤防の安全性は低く、異常気象による豪雨と干ばつが繰返され、度重なる豪雨被害により未だに完成が見えません。

さらに高知県では、特に土佐湾中央部正面に河口を有する物部川は今後 30 年以内に 50～60% の確率で起きると言われている南海、東南海地震による津波対策も喫緊の課題です。

物部川の事業は、高知県中央部において自然災害から住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる生活と潤いのある豊かな地域社会の実現を図る上で、最も優先的に整備されるべき根幹的事業です。

災害対策基本法の趣旨からも、自然災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ることは、本来国が果たすべき責務であることに鑑み、流域が複数県にまたがるか否かに関わらず、国の社会・経済上重要な影響が及ぶ一級河川物部川は、引き続き国が直轄で管理し、河川の適正な管理・整備を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿
総務大臣	増田寛也	殿
国土交通大臣	冬柴鐵三	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成 20 年 6 月 20 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 前 田 泰 祐



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 6 月 20 日 (金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認 2	専決処分事項の承認を求めることについて 平成 19 年度香美市一般会計補正予算「第 5 号」	承認
承認 3	専決処分事項の承認を求めることについて 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 3 号」	承認
承認 11	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認
議案 56	平成 20 年度香美市一般会計補正予算「第 1 号」	可決
議案 57	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」	可決
議案 59	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 61	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 63	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決

議案 64	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 65	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 66	猪野々集会所の指定管理者の指定について	可決
議案 67	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	可決
議案 68	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決
議案 69	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決
議案 70	菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可決

平成20年 6月20日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小 松 紀 夫

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成20年 6月20日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認8	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第3号」	承認
承認9	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第4号」(事業勘定)	承認
承認10	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第4号」 (保険事業勘定)	承認
議案58	平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第1号」(事業勘定)	可決
議案60	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案62	大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条例の制定について	可決

平成20年 6月20日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 平 豊 久



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成20年 6月20日（金）
2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認4	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第5号」	承認
承認5	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第5号」	承認
承認6	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」	承認
承認7	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第3号」	承認
請願等第1号	香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について	採択

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水

議決した議案等の送付について

平成20年第2回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 結 果
承認 2	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市一般会計補正予算「第5号」	H20.6.24	承認
承認 3	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別 会計補正予算「第3号」	〃	〃
承認 4	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予 算「第5号」	〃	〃
承認 5	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正 予算「第5号」	〃	〃
承認 6	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業 特別会計補正予算「第4号」	〃	〃
承認 7	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計補 正予算「第3号」	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 結 果
承認 8	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算 「第3号」	H20.6.24	承認
承認 9	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予 算「第4号」(事業勘定)	〃	〃
承認 10	専決処分事項の承認を求めることについて 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算 「第4号」(保険事業勘定)	〃	〃
承認 11	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定につい て	〃	〃
56	平成20年度香美市一般会計補正予算「第1号」	〃	可決
57	平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
58	平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予 算「第1号」(事業勘定)	〃	〃
59	香美市税条例の一部を改正する条例の制定につい て	〃	〃
60	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について	〃	〃
61	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃	〃
62	大栃高等学校進学奨励に関する条例を廃止する条 例の制定について	〃	〃
63	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃	〃
64	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
65	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 結 果
6 6	猪野々集会所の指定管理者の指定について	H20.6.24	可 決
6 7	太郎丸公会堂の指定管理者の指定について	〃	〃
6 8	永野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃
6 9	本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃
7 0	菰生野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃
7 1	黒土2号団地Cブロック建設工事（建築主体工事の請負契約の締結について	〃	〃
7 2	訴えの提起について	〃	〃
請願等 1	香美市内業者の育成と併わせて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願について	〃	採 択
意見書 5	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 6	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 7	高すぎる学費を軽減し「ひとしく教育を受ける権利」を保障するよう求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 8	一級河川物部川管理権委譲に関する意見書の提出について	〃	可 決

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成19年第2回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 定例会
2. 開 会 平成20年6月11日
3. 閉 会 平成20年6月24日
4. 会 期 14日間
5. 議員の出欠

6月11日	出席	25人	欠席	0人
6月17日	出席	24人	欠席	1人
6月18日	出席	25人	欠席	0人
6月19日	出席	25人	欠席	0人
6月20日	出席	25人	欠席	0人
6月24日	出席	25人	欠席	0人
計		149人		1人
6. 議案の提出

市長提出のもの	27件（承認 10・議案 17）
議員提出のもの	4件（意見書 4）
請願等	1件（請願 1）

7. 議決の状況	可決	20件 (予算 3・条例 7・その他 7 ・意見書 3)
	承認	10件 (予算 9・条例 1)
	採択	1件 (請願等 (請願))
	否決	1件 (意見書 1)
	合計	32件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	15件
	教育厚生常任委員会	6件
	産業建設常任委員会	5件 (請願等 1件含む)
	計	26件

9. その他 閉会中の所管事務の調査

11. 議決書の写 別紙のとおり

12. 会議録の写 作成次第後送